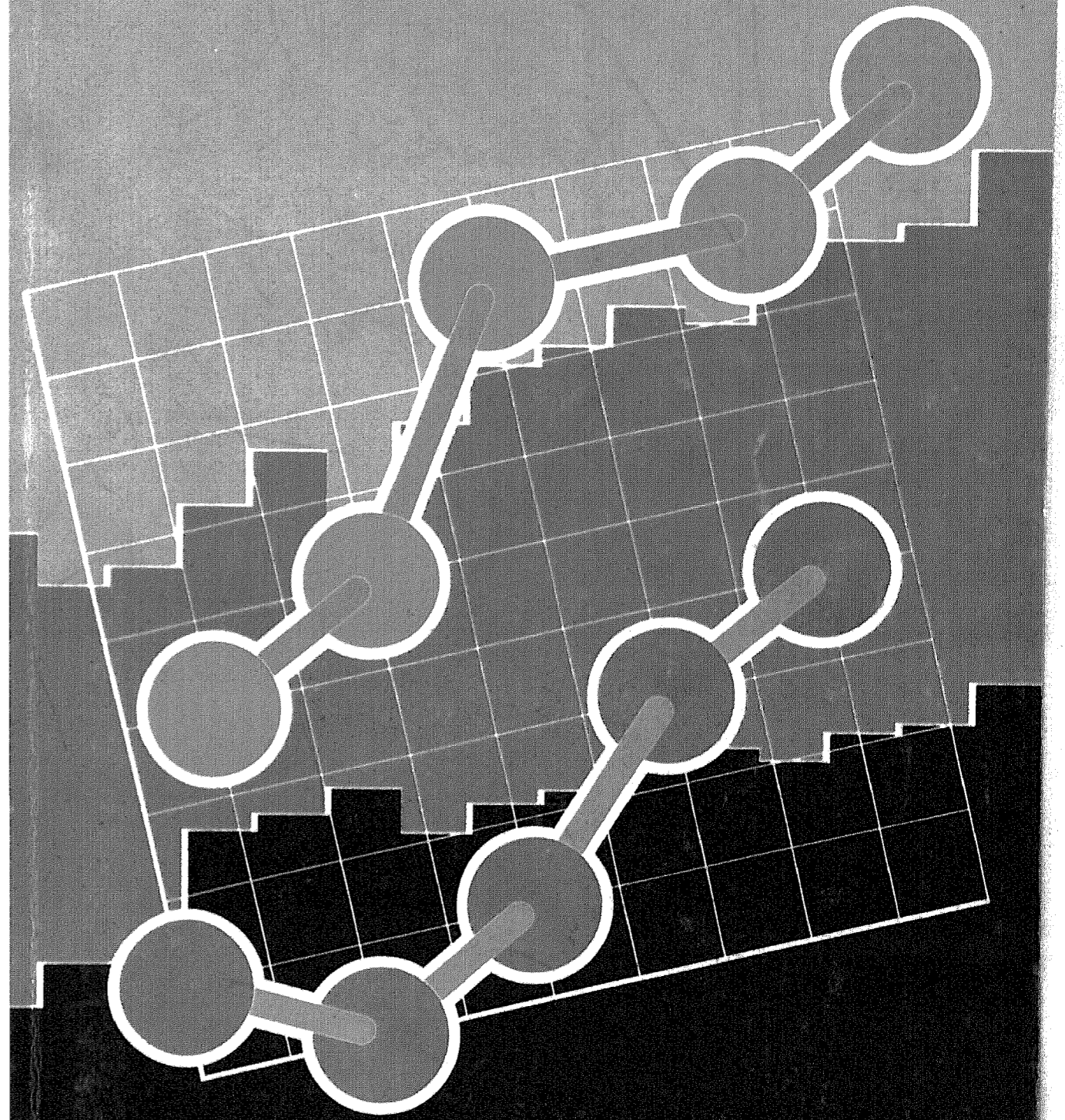


# 社会保障統計年報

平成6年版



総理府社会保障制度審議会事務局 編

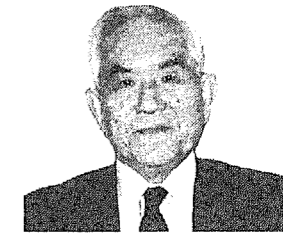
平成6年版  
社会保障統計年報

総理府

社会保障制度審議会事務局

---

## 推薦の言葉



社会保障制度審議会

会長 岡谷 三喜男

わが国の社会保障制度は、昭和25年に社会保障制度審議会が策定した「社会保障制度に関する勧告」を基底とし、逐次整備・拡充が図られてきたといえる。その後、わが国経済の成長・発展の過程で、昭和36年には国民皆保険・皆年金体制が確立されるなど、社会保険方式を中核として目覚ましい発展を遂げてきた。

今や社会保障給付費総額は年間50兆円を超え、国民経済にとっても、また国民生活にとっても不可欠の重要な役割を担っている。しかしながら、急速な人口構成の高齢化と、それを加速する持続的な低出生により、高齢者問題の深刻化は確定的であり、介護問題を始めとして多くの課題が予測されている。

一方わが国経済の基調は安定成長へと変化し、財政的制約も憂慮されている。このような事態の中でこそわが国の社会保障制度は、来るべき21世紀の超高齢社会においても国民すべてが安心して明るく暮らしていくための支柱としての役割を果たさなければならない。そのための再構築が必要である。

社会保障制度審議会はこのような視点から、21世紀の社会状況にも耐えうる安定した揺るぎない社会保障制度を構築すべく総合的な検討を進めており、近くその成果を取りまとめ、政府に対し建議を行う予定である。このような社会保障の再構築に際しては、関係行政機関はもとより、幅広く国民の制度及び運営に対する理解と積極的な協力が一層求められる。

社会保障統計年報は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものであり、社会保障給付費のみならず社会保障に係る費用全体を社会保障関係総費用として推計しているのを始めとし、社会保障に関する各種の統計が網羅的に収録されている貴重な統計資料集である。

本書が、今日の状況の中で社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層にも幅広く活用され、わが国の社会保障制度の前進に役立つことを期待し、ここに本書を推薦する次第である。

平成7年2月

## まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきております。

わが国は、戦後の高度経済成長の過程で、栄養や生活環境の向上、医学医術の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長しました。その結果65歳以上の高齢者数は著しく増加し、特に75歳以上の後期高齢者の増加は目をみはるものがあります。

一方で、近年、出生率は大幅な低下傾向にありますので、このまま推移すれば、近い将来、社会保障はもとより、我が国の社会経済に様々な影響が及ぶことが予想されます。

このような中で、私たちは21世紀を迎えるわけです。社会保障制度が今後とも国民生活の基盤として機能するためには、これまで以上に国民の社会保障に対する理解と参加が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためばかりではなく、将来の社会保障のあるべき姿を探る際にも役立つものと言え、社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様の方に供されることを期待いたします。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

平成7年2月

総理府社会保障制度審議会

事務局長 加納 正弘

## 目次

## 第Ⅰ部 社会保障の動向

## 第1節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	21
2 財政・金融	21
3 雇用	22
4 家計収支	22
5 人口・世帯	23

## 第2節 社会保障の動向

1 概況	24
2 高齢者保健医療福祉	25
3 児童福祉等	26
4 障害者福祉等	27
5 医療保険	28
6 年金保険	29
7 労働保険等	30
8 生活保護	30
9 保健医療と環境衛生	30
10 人材の確保	31

## 第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	33
2 平成4年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	33
3 社会保障費の推計	34
[参考] 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について	35
2 社会保障費の各種推計の比較	42

## 第 II 部 社会保障の体系と現状

### 第 1 節 社会保障の体系と現状

- 1 社会保障の体系.....47
- 2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧.....48
  - ①医療保険制度.....48
  - ②年金制度.....50
  - ③業務災害補償制度.....58
  - ④雇用保険制度.....62
  - ⑤児童手当.....64
  - ⑥老人保健.....65
- 3 老人福祉.....66
  - ①施設福祉対策.....66
  - ②要介護老人対策.....67
  - ③社会活動促進対策.....67
- 4 身体障害者福祉対策.....68
  - ①身体障害者在宅福祉対策の概要.....68
  - ②身体障害者施設福祉対策の概要.....70
- 5 心身障害児（者）対策.....71
  - ①在宅福祉対策.....71
  - ②心身障害児・者に対する施設福祉対策の概要.....72
- 6 精神障害者対策の概要.....74
- 7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧.....75
- 8 社会（家族）手当.....76
- 9 生活保護制度.....77
- [参 考] 社会保障制度と行政機構の概略.....78

### 第 2 節 社会保険各制度の成立経過

- 社会保険各制度の成立経過.....80
- ①医療保険制度.....80
- ②年金保険制度.....82
- ③業務災害補償制度.....84
- ④雇用保険制度.....85
- [参 考] 1 社会保障制度審議会報告等一覧.....86
- 2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ.....88

## 第 III 部 社会保障関係統計資料編

### 第 1 節 人口統計

- 第 1 表 総人口等年次推移.....91
- 第 2 表 「日本の将来推計人口」の要約.....92
- 第 3 表 年齢 3 区分別人口の推移.....93
- 第 4 表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5 歳階級〕別）.....94
- 第 5 表 年齢 3 区分別人口及び構造係数（中位推計）.....95
- 第 6 表 人口動態.....98
- 第 7 表 平均余命（性×特定年齢×年次別）.....100
- 第 8 表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移.....101
- 第 9 表 年次別死因順位及び死亡率.....102
- 第 10 表 世帯数（世帯業態別）.....103
- 第 11 表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移.....103
- 第 12 表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移.....104
- 第 13 表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移.....104
- 第 14 表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移.....105
- 第 15 表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移.....105

### 第 2 節 社会保障関係総費用

- 第 16 表 社会保障関係総費用の推移.....106
- 第 17 表 社会保障関係国庫負担の推移.....107
- 第 18 表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較.....107
- 第 19 表 平成 4 年度社会保障関係総費用（決算）（事項小分類、実収入、実支出の種類別）.....108
- 第 20 表 平成 4 年度社会保険収支（決算）（保険の種類、収入、支出の種類別）.....110
- 第 21 表 社会保障関係総費用（実支出）の推移（事項小分類別）.....112
- 第 22 表 社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類別）.....114
- 第 23 表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）.....116
- 第 24 表 社会保険収支（決算）の推移.....118
- 第 25 表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用（決算）の推移及び伸率.....119
- 第 26 表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較.....120
- 第 27 表 社会保障関係総費用構成比（実支出）.....121

### 第 3 節 社会保障給付及び再配分効果

- 第 28 表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移.....122
- 第 29 表 制度別社会保障給付費の推移.....123

第 30 表 社会保障移転の推移…………… 124

第 31 表 部門別社会保障給付費の前年度との比較…………… 125

第 32 表 高齢者関係給付費の前年度との比較…………… 125

第 33 表 平成 6 年度一般会計予算の内訳…………… 126

第 34 表 社会保障給付費等の年次推移…………… 127

第 35 表 社会保障関係費の推移…………… 127

第 36 表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）…………… 128

第 37 表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し…………… 129

第 38 表 所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較…………… 129

第 39 表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化…………… 130

第 40 表 世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等…………… 130

第 41 表 世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等…………… 131

第 42 表 世帯構造別 1 世帯当り平均金額等…………… 131

第 43 表 当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等…………… 132

第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 44 表 国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移…………… 133

第 45 表 国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）…………… 134

第 46 表 国内総支出（名目）…………… 136

第 47 表 家計（個人企業を含む）…………… 138

第 48 表 常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額…………… 139

第 49 表 1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）…………… 141

第 50 表 賞与支給状況…………… 141

第 51 表 全世帯年平均 1 か月間の消費支出…………… 142

第 52 表 勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出…………… 143

第 53 表 年間収入階級別勤労者世帯 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）…………… 144

第 54 表 消費者物価指数…………… 146

第 55 表 農村消費者物価指数…………… 146

第 56 表 農家家計費（全国 1 戸当り平均）…………… 147

第 5 節 社会保険関係

1 総括

第 57 表 医療保険適用者数（制度別）…………… 148

第 58 表 公的年金適用者数（制度別）…………… 149

第 59 表 雇用保険適用者数（制度別）…………… 149

第 60 表 業務災害補償保険適用者数（制度別）…………… 149

第 61 表 社会保険被保険者（組合員） 1 人当り平均標準報酬月額（制度別）…………… 150

第 62 表 制度別被保険者 1 人当り診療費…………… 151

第 63 表 公的年金受給権者数…………… 152

第 64 表 公的年金における年金総額（制度別）…………… 154

第 65 表 公的年金受給権者 1 人当り年金額…………… 156

第 66 表 公的年金積立金状況…………… 158

第 67 表 年金財政指標…………… 159

第 68 表 業務災害補償保険年金受給者数…………… 162

第 69 表 業務災害補償保険年金支払総額…………… 162

第 70 表 業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額…………… 163

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第 71 表 政府管掌健康保険適用状況…………… 164

第 72 表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）…………… 165

第 73 表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）…………… 166

第 74 表 政府管掌健康保険保険料徴収状況…………… 167

第 75 表 政府管掌健康保険給付決定状況…………… 168

第 76 表 政府管掌健康保険診療費決定状況…………… 170

第 77 表 政府管掌健康保険給付諸率…………… 172

第 78 表 政府管掌健康保険収支状況…………… 174

② 組合管掌健康保険

第 79 表 組合管掌健康保険適用状況…………… 174

第 80 表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 175

第 81 表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）…………… 176

第 82 表 組合管掌健康保険平均保険料率…………… 176

第 83 表 組合管掌健康保険給付決定状況…………… 177

第 84 表 組合管掌健康保険診療費決定状況…………… 179

第 85 表 組合管掌健康保険給付諸率…………… 180

第 86 表 組合管掌健康保険収支状況…………… 181

3 国民健康保険

第 87 表 国民健康保険適用状況…………… 182

第 88 表 国民健康保険給付決定状況…………… 182

第 89 表 国民健康保険療養の給付決定状況…………… 183

第 90 表 国民健康保険療養費決定状況…………… 183

第 91 表 国民健康保険療養の給付諸率…………… 184

第 92 表 国民健康保険「その他の給付」決定状況…………… 184

第 93 表 国民健康保険諸率…………… 185

第 94 表 国民健康保険診療施設経理状況…………… 186

第 95 表 国民健康保険料（税）収納状況…………… 186

第 96 表 国民健康保険収支状況…………… 187

## 4 厚生年金保険

## ① 厚生年金保険

第 97 表 厚生年金保険適用状況	188
第 98 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	189
第 99 表 厚生年金保険適用状況（業態別）	190
第 100 表 厚生年金保険年金受給権者状況	191
第 101 表 厚生年金保険一時金裁定状況	192
第 102 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	192
第 103 表 厚生年金保険保険料徴収状況	193
第 104 表 厚生年金保険収支状況	193

## ② 厚生年金基金

第 105 表 厚生年金基金適用状況	194
第 106 表 厚生年金基金年金受給権者状況	194
第 107 表 厚生年金基金一時金裁定状況	194
第 108 表 厚生年金基金給付 1 人当り金額	195
○参考 税制適格年金	
第 109 表 税制適格年金加入件数	195
第 110 表 税制適格年金加入者数	195

## 5 国民年金

第 111 表 国民年金被保険者数	196
第 112 表 国民年金印紙売さばき状況及び保険料収納状況	196
第 113 表 拠出制年金受給権者状況	197
第 114 表 福祉年金受給権者状況	198
第 115 表 国民年金特別会計収支状況	199

## 6 農業者年金基金

第 116 表 農業者年金被保険者数	200
第 117 表 農業者年金受給権者状況	200
第 118 表 農業者年金年金勘定経理状況	201

## 7 国家公務員等共済組合

## ① 各省各庁組合

第 119 表 国家公務員等共済組合適用状況	202
第 120 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況	204
第 121 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	206
第 122 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率	207
第 123 表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況	208
第 124 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	209
第 125 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	210
第 126 表 国家公務員等共済組合短期経理状況	211

第 127 表 国家公務員等共済組合長期経理状況	212
--------------------------	-----

第 128 表 国家公務員等共済組合業務経理状況	213
--------------------------	-----

第 129 表 国家公務員等共済組合保健経理状況	213
--------------------------	-----

第 130 表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況	214
--------------------------------	-----

## ② 適用法人組合

第 131 表 国家公務員等共済組合適用状況	215
------------------------	-----

第 132 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況	216
------------------------------	-----

第 133 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	218
----------------------------------------------	-----

第 134 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率	219
----------------------------	-----

第 135 表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況	221
------------------------------	-----

第 136 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	222
--------------------------------	-----

第 137 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	223
--------------------------------	-----

第 138 表 国家公務員等共済組合短期経理状況	224
--------------------------	-----

第 139 表 国家公務員等共済組合長期経理状況	225
--------------------------	-----

第 140 表 国家公務員等共済組合業務経理状況	227
--------------------------	-----

第 141 表 国家公務員等共済組合保健経理状況	227
--------------------------	-----

第 142 表 国家公務員等共済組合等所要財源率	228
--------------------------	-----

## 8 地方公務員等共済組合

第 143 表 地方公務員等共済組合適用状況	229
------------------------	-----

第 144 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	230
------------------------------	-----

第 145 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	232
------------------------------------------------	-----

第 146 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	233
----------------------------	-----

第 147 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	235
------------------------------	-----

第 148 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	236
--------------------------------	-----

第 149 表 地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	237
--------------------------------	-----

第 150 表 地方公務員等共済組合短期経理状況	238
--------------------------	-----

第 151 表 地方公務員等共済組合長期経理状況	238
--------------------------	-----

第 152 表 地方公務員等共済組合業務経理状況	239
--------------------------	-----

第 153 表 地方公務員等共済組合保健経理状況	239
--------------------------	-----

## 9 私立学校教職員共済組合

第 154 表 私立学校教職員共済組合適用状況（学校種別）	240
-------------------------------	-----

第 155 表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額（学校種別）	241
-----------------------------------	-----

第 156 表 私立学校教職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	242
----------------------------------	-----

第 157 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況	243
-------------------------------	-----

第 158 表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	245
-----------------------------------------------	-----

第 159 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率	246
-----------------------------	-----

第160表	私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況	248
第161表	私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況	249
第162表	私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額	250
第163表	私立学校教職員共済組合短期経理状況	251
第164表	私立学校教職員共済組合長期経理状況	252
第165表	私立学校教職員共済組合業務経理状況	253
第166表	私立学校教職員共済組合保健経理状況	253
<b>10 農林漁業団体職員共済組合</b>		
第167表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	254
第168表	農林漁業団体職員共済組合組合員数(標準給与等級別)	254
第169表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	255
第170表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	256
第171表	農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額	257
第172表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	258
第173表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	258
<b>11 船員保険</b>		
第174表	船員保険適用状況	259
第175表	船員保険被保険者数(標準報酬等級別)	260
第176表	船員保険疾病部門給付決定状況	261
第177表	船員保険疾病部門診療費決定状況	262
第178表	船員保険疾病部門給付諸率	263
第179表	船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況	264
第180表	船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況	264
第181表	船員保険年金部門(職務上)1人当り金額	264
第182表	船員保険失業部門給付決定状況	265
第183表	船員保険取支状況	266
第184表	船員保険保険料徴収状況	267
<b>12 雇用保険</b>		
第185表	雇用保険適用状況	268
第186表	雇用保険適用状況(一般・高年齢及び短期雇用特例)(産業・規模別)	268
第187表	雇用保険給付状況	269
第188表	労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)	270
第189表	労働保険特別会計雇用勘定取支状況	270
<b>13 労働者災害補償保険</b>		
第190表	労働者災害補償保険適用状況	271
第191表	労働者災害補償保険給付支払状況	272
第192表	労働者災害補償保険給付平均支払額	273
第193表	労働保険保険料徴収状況(労災勘定)	273

第194表	労働保険特別会計労災勘定取支状況	274
<b>14 公務災害補償</b>		
第195表	国家公務員災害補償費支払状況	275
第196表	国家公務員災害補償1件当り補償費	275
第197表	地方公務員災害補償費支払状況	276
第198表	地方公務員災害補償1件当り補償費	276
<b>第6節 高齢者保健(医療)福祉</b>		
<b>1 総括</b>		
第199表	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の推進	277
第200表	老人関係施設の比較	279
<b>2 老人福祉</b>		
第201表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	280
第202表	老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	280
第203表	性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数(推計数)	281
第204表	性・年齢階級別にみた寝たきり者数(推計数)	281
<b>3 老人医療</b>		
第205表	老人医療受給対象者数	282
第206表	老人医療費の状況	282
第207表	制度別老人医療費の状況	283
第208表	老人医療費(診療費)の状況	283
第209表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	284
第210表	老人医療費と国民医療費の推移	284
第211表	老人医療費の負担	285
第212表	老人医療費の負担の状況	285
第213表	老人医療費拠出金積算内訳(平成4年度)(加入者按分率1.0)	286
第214表	開設者別老人施設数、病床数(実数、構成割合(%))	286
第215表	老人病院等の区分別状況	286
<b>4 老人保健施設</b>		
第216表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	287
<b>5 老人保健(ヘルス事業)</b>		
第217表	老人保健事業の概要	288
第218表	老人保健事業実施状況	290
第219表	老人保健健康手帳の交付状況	291
第220表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	291
第221表	基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	292
第222表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	292



第7節 医療供給と医療費

1 総括

第223表 国民医療費推計額…………… 293

第224表 治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）…………… 294

第225表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）…………… 294

2 医療機関

第226表 病院・診療所数（開設者別）…………… 296

第227表 病床数（開設者・種類別）…………… 297

第228表 医療法人数の推移…………… 297

第229表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数…………… 298

第230表 1病院当り取支状況（構成比率、病院種類、開設者別）…………… 298

第231表 一般診療所1施設当り取支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）…………… 299

第232表 歯科診療所（個人立）1施設当り取支状況（構成比率）…………… 299

3 地域医療計画

第233表 地域医療計画の内容…………… 300

第234表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進…………… 301

第235表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況…………… 302

第8節 公衆衛生

1 結核等

第236表 結核医療費推計額…………… 303

第237表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）…………… 303

第238表 結核医療費公費負担額…………… 303

第239表 結核登録者…………… 303

第240表 結核病床数・患者数・病床利用率…………… 304

第241表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移…………… 304

第242表 未収容らい患者・一時救護患者数…………… 305

第243表 らい療養所入所患者数…………… 305

第244表 らい予防法による生活援護人員（種類別）…………… 305

第245表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額…………… 305

第246表 エイズ対策の概要…………… 306

第247表 エイズ患者及びH I V感染者の現状及び将来予測…………… 306

2 伝染病

第248表 法定・指定伝染病患者数…………… 307

第249表 届出伝染病等患者数…………… 308

第250表 予防接種被接種者数…………… 309

3 精神保健

第251表 精神病床数・患者数・病床利用率…………… 310

第252表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額…………… 310

第253表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額…………… 310

第254表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移…………… 311

第255表 医療保護入院・仮入院届出件数…………… 311

4 難病

第256表 難病対策の概要…………… 312

第257表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数…………… 312

5 環境衛生

第258表 全国水道普及状況…………… 313

第259表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況…………… 313

第260表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費…………… 313

第261表 廃棄物の分類と処理体制…………… 314

第262表 ゴミ処理等の流れ…………… 315

第263表 市町村のごみ処理費用の推移…………… 316

6 公害

第264表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数…………… 317

第265表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況…………… 317

第266表 典型7公害の種類別苦情件数の推移…………… 318

第267表 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移…………… 318

第268表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等…………… 319

第269表 環境事業団事業状況…………… 320

7 保健所及び保健センター

第270表 保健所の活動…………… 321

第271表 保健所数及び保健所職員総数…………… 321

第272表 保健所活動状況…………… 322

第273表 市町村保健センター数…………… 322

第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第274表 身体障害者手帳交付台帳登録数…………… 323

第275表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況…………… 323

第276表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数…………… 324

第277表 身体障害者更生援護状況…………… 324

第278表 身体障害者に対する補装具交付等の状況…………… 325

第279表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況…………… 326

第280表 障害者職業訓練校修了者数…………… 326

2 児童福祉

第 281 表 児童相談所処理件数…………… 327

第 282 表 児童福祉施設数及び在所者数…………… 327

第 283 表 里親・保護受託者及び委託児童数…………… 328

第 284 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況…………… 328

第 285 表 1 歳 6 か月児健診実施人数…………… 329

第 286 表 3 歳児健康診査成績…………… 329

第 287 表 児童扶養手当受給世帯数…………… 329

第 288 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数…………… 329

第 289 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況…………… 330

第 290 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況…………… 331

第 291 表 児童手当拠出金徴収状況…………… 331

第 292 表 児童手当制度の費用負担…………… 332

**3 社会福祉関係機関・施設等**

第 293 表 社会福祉行政機関等設置状況…………… 333

第 294 表 社会福祉施設数（年次・施設の種別）…………… 334

第 295 表 生活福祉資金貸付状況…………… 336

第 296 表 母子福祉資金貸付状況…………… 336

第 297 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況…………… 336

**第 10 節 生活保護**

第 298 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率…………… 337

第 299 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）…………… 337

第 300 表 扶助別人員…………… 338

第 301 表 保護開始世帯数（理由・種別）…………… 338

第 302 表 保護廃止世帯数（理由・種別）…………… 339

第 303 表 保護費（扶助別）…………… 340

第 304 表 医療扶助決定状況（診療費分）…………… 340

第 305 表 生活保護基準額改定の推移…………… 340

第 306 表 生活扶助基準額の推移…………… 341

第 307 表 保護施設の施設数及び在所者数…………… 341

**第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護**

**1 恩給**

第 308 表 文官恩給年金受給権者状況…………… 342

第 309 表 軍人恩給年金受給権者状況…………… 342

第 310 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況…………… 342

**2 戦争犠牲者援護**

第 311 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況…………… 344

第 312 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況…………… 344

第 313 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況…………… 344

第 314 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況…………… 345

第 315 表 原爆被爆者対策状況…………… 345

**第 12 節 関連制度・関係機関**

**1 関連制度**

**① 住宅関係**

第 316 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1 戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1 人当り居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）…………… 346

第 317 表 居住状況（地域別）…………… 347

第 318 表 住宅の所有関係…………… 347

第 319 表 公営住宅等建設戸数…………… 348

第 320 表 1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）…………… 350

第 321 表 住宅建設戸数…………… 350

**② 雇用関係一般**

第 322 表 労働力人口・非労働力人口…………… 352

第 323 表 年齢階級別労働力人口比率の推移…………… 353

第 324 表 就業者数（産業別）…………… 354

第 325 表 就業者数（従業上の地位・職業別）…………… 356

第 326 表 年齢別有効求人倍率…………… 358

第 327 表 失業対策事業実施状況…………… 358

第 328 表 職業転換給付金関係予算の推移…………… 358

第 329 表 平成 6 年度地域別最低賃金改正状況…………… 359

第 330 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数…………… 360

**2 関係機関**

第 331 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）…………… 361

第 332 表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）…………… 362

第 333 表 資金運用事業各年度別運用額の推移…………… 362

第 334 表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）…………… 362

第 335 表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）…………… 363

第 336 表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）…………… 364

第 337 表 労働福祉事業団経営施設数…………… 364

第 338 表 雇用促進事業団設置運営施設数…………… 365

第 339 表 中小企業退職金共済加入状況…………… 365

第 340 表 中小企業退職金共済支給状況…………… 365

**第 13 節 社会保障分野における人的資源の状況**

第 341 表 医師数（業務別）…………… 366

第 342 表 歯科医師数（業務別）…………… 366

第 343 表 歯科衛生士数（就業場所別）…………… 367

第 344 表 歯科技工士数（就業場所別）…………… 367

第 345 表 薬剤師数（業務別）…………… 367

第 346 表 看護職員需給見通し…………… 368

第 347 表 保健婦数（就業場所別）…………… 369

第 348 表 助産婦数（就業場所別）…………… 369

第 349 表 看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）…………… 369

第 350 表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数…………… 370

第 351 表 理学療法士及び作業療法士数（就業者数）…………… 370

第 352 表 社会福祉士・介護福祉士登録者数…………… 370

第 353 表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）…………… 371

第 14 節 財 政

第 354 表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）…………… 372

第 355 表 一般会計歳入・歳出（目的別）…………… 373

第 356 表 地方財政（普通会計）歳入歳出…………… 374

第 357 表 地方の民生費と衛生費の状況…………… 376

第 358 表 生活保護費等国庫負担（補助）の推移…………… 380

第 359 表 国民総支出に対する財政規模…………… 380

第 360 表 国民年金保険料免除ライン・非免除ラインと課税最低限・生活扶助基準との比較…………… 381

第 361 表 国税及び地方税…………… 381

第 362 表 長寿社会対策関係予算（一般会計分）の推移…………… 381

第 363 表 年金積立金還元融資資金配分の推移…………… 382

第 364 表 市町村税納税義務者数…………… 382

第 15 節 国際統計及び比較

1 人 口

第 365 表 世界の主要地域別人口及び人口増加率…………… 383

第 366 表 平均寿命の国際比較…………… 384

第 367 表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測…………… 385

第 368 表 人口高齢化速度の国際比較…………… 388

第 369 表 諸外国の出生率…………… 388

第 370 表 主要先進国の合計特殊出生率…………… 389

第 371 表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策…………… 390

2 社会保障

第 372 表 社会保障制度類型別国数…………… 391

第 373 表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）…………… 391

第 374 表 ILO第102号条約の批准状況…………… 394

第 375 表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比…………… 395

第 376 表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較…………… 396

第 377 表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較…………… 396

第 378 表 国民負担率の国際比較等…………… 397

第 379 表 日本の社会保障制度の概要…………… 398

第 380 表 イギリスの社会保障制度の概要…………… 400

第 381 表 イギリスの社会保障概況…………… 402

第 382 表 フランスの社会保障制度の概要…………… 404

第 383 表 フランスの社会保障概況…………… 406

第 384 表 ドイツの社会保障制度の概要…………… 408

第 385 表 ドイツの社会保障概況…………… 410

第 386 表 アメリカの社会保障制度の概要…………… 412

第 387 表 アメリカの社会保障概況…………… 414

第 388 表 スウェーデンの社会保障制度の概要…………… 416

3 医 療

第 389 表 医療保障制度の国際比較…………… 418

第 390 表 主要国の国民医療費の推移…………… 418

第 391 表 国民医療費の対国民所得比の各国比較…………… 420

第 392 表 主要国の診療報酬支払方式…………… 421

第 393 表 医師数等の国際比較…………… 421

4 年 金

第 394 表 諸外国の公的年金制度の概要…………… 422

第 395 表 公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）…………… 424

第 396 表 主要国における公的年金に対する税制の概要…………… 425

5 福祉・社会手当等

第 397 表 世界 6 か国の福祉行政体系…………… 426

第 398 表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧…………… 428

第 399 表 各国のケアワーカーの資格制度一覧…………… 430

第 400 表 主要国の児童手当制度…………… 432

6 労 働

第 401 表 主要国失業者数及び失業率…………… 434

第 402 表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、1991年）…………… 435

第 403 表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）…………… 436

第 404 表 労働費用の国際比較…………… 437

第 405 表 諸外国の育児休業制度について…………… 438

7 国際協力

第 406 表	WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	439
第 407 表	厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移	439
<b>8 国民所得</b>		
第 408 表	国民所得（総額）	440
第 409 表	1人当り国民所得	441

## 第 I 部 社会保障の動向

### 第 1 節 社会保障の背景

#### —最近の経済・社会の動向—

##### 1 景気の動向

わが国経済は、昭和161年から長期にわたり高い成長を続けていたが、平成2年末頃より拡大テンポの減速が見られ、平成3年4～6月期からは景気後退過程に入った。

平成5年度においては、年初から春先にかけて在庫調整が終了しかかるなど日本経済の一部に回復の動きがみられたことを受けて、6年には経済企画庁の景気底入れ宣言も出されたが、夏場以降、経済は再び低迷した。しかし、平成5年10月を境に、再び経済の一部に明るい動きが現れ始め、平成6年に入って以降も緩やかな回復基調が続いた。

平成5年度の個人消費は、実質所得の低い伸びなどを背景に、総じて低迷を続けた。民間設備投資は平成3年10～12月期以降、長期にわたって減少を続け、内需低迷の主な要因の一つとなった。他の民需が停滞を続ける中で、住宅建設だけはいち早く回復の動きを示し、平成5年度も高水準を続けた。鉱工業生産は、平成5年初には一時的な生産増加がみられたが、その後在庫調整は再び足踏みし、生産も停滞傾向を続けた。この停滞傾向は、第三次産業や、冷夏・長雨の影響を受けた農業生産においてもみられた。企業収益は対前年比

で4年連続減少した。景気後退が長期化する中で、所定外労働時間の減少、有効求人倍率の低下傾向、雇用者数の伸びの鈍化、完全失業率の高まりなど、雇用情勢は厳しさを増した。

平成5年以降の急激な円高や冷夏・長雨といった外生的な要因に加えて、ストック調整とバブル崩壊への調整がお互いに関連し合いながら複雑に絡み合った結果、今回の景気後退は期間の長さ、落ち込みの深さなどの点でみて戦後最長の景気後退となった。平成5年度の実質経済成長率は0.0%と政府の当初見通しの3.3%を大きく下回った。

一方、消費者物価上昇率は平成5年度は1.2%の上昇となり、2年連続で1%台と安定基調にある。また平成5年度の経常収支は、円高が進行する中で、円ベースでは縮小、ドルベースでは拡大という特徴的な動きを示した。経常収支黒字の対GDP比は、平成4年度の3.4%から平成5年度は3.0%へと低下した。

##### 2 財政・金融

平成6年度予算においては、5年度末の公債残高が190兆円程度となり、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的に益々厳しさを増しており、加えて4年度決算において税収が戦後初めて2年連続して減少し約1兆5,000億円の決算上の不足を

## 第1部 社会保障の動向

生じ、またその後の税収動向も引き続き厳しいものと見込まれる中、平成5年度第3次補正予算とあわせ可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、特例公債の発行を抑制するため、従来にも増して徹底した歳出の洗直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配慮することとされた。

平成6年度一般会計予算の規模は、73兆817億円(対前年比1.0%増)、一般歳出の規模は40兆8,548億円(対前年比2.3%増)となっている。また、平成6年度における公債発行予定額は13兆6,430億円となっており、公債依存度は18.7%となり、前年度当初予算における依存度11.2%を大幅に上回った。

社会保障関係予算について見てみると、今後の高齢化社会においても安定的かつ有効に機能するよう長期的視野に立って制度を築き上げていく観点から、医療保険制度の改正、年金制度の改正等各種施策の合理化・適正化に努めるとともに、児童家庭対策の積極的拡充(エンゼルプランプレリュード)、「高齢者保健福祉推進十か条戦略」の着実な実施、「がん克服新10か年戦略」の策定に基づくがん対策の推進、エイズ総合対策、保健医療・福祉の人材確保対策等についてきめ細やかな配慮を行うこととされ、この結果、5年度社会保障関係費は、前年度当初予算額に比べ2.6%増の13兆4,816億円となり、社会保障関係費の一般歳出に占める割合は33.0%と、ほぼ3分の1を占めている。

平成6年度の財政投融资計画は、景気に配慮するとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的諸要請に的確に対応していくため、住宅建設、中小企業支援、地域の活性化等に対し重点的・効率的な資金配分を行うこととしており、計画額は47兆8,582億円と、前年度に比べ4.6%増となっている。厚生福祉関係分としては、1兆4,404億円(前年度比3.1%増)を計上し、社会福祉・医療事業団において「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を着実に推進するため、所要の貸付計画額を確保する

こととしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとしている。

一方、歳入面については、平成6年分の所得税について定率による特別減税(平成6年分所得税額の20%相当額(200万円を限度とする)の減税)が行われたほか、相続税の負担軽減、法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税率の特例措置の廃止、土地・住宅税制の改正、公益法人等に対する課税の適正化等が行われた。また、平成7年分の所得税から、税率構造の改正、人的控除の引上げ、給与所得控除率の適用対象給与収入の範囲引上げなどによる負担軽減が行われることになったほか、平成7年分所得税の特別減税、平成9年度からの消費税の改正(税率を地方消費税(新設)とあわせて5%とするなど)の実施が決定された。

金融政策については、平成3年6月には6.0%の水準にあった公定歩合が厳しい景気調整過程の下、平成5年2月には2.5%、9月には1.75%に随時引き下げられ、その水準で維持されている。

### 3 雇 用

昭和63年から平成2年にかけて大きく改善した労働力需給は、平成3年3月の1.46倍をピークに有効求人倍率が低下を続け、平成4年10月には4年5か月ぶりに1倍を割り込み、平成5年9月以降は0.6倍台で推移している。年平均でも平成5年で0.76倍と、平成4年の1.08倍から大きく低下し1倍を割り込んだ。新規求人倍率は、平成5年平均で1.20倍と引き続き求人超過で推移しているものの平成4年の1.61倍から大きく低下している。一方、完全失業率は、平成5年平均で2.5%と平成4年より0.3ポイント上昇した。

### 4 家計収支

平成5年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均57万545円で前年に比べ名目1.2%、実質0.1%のわずかな増加となった。また、実収入

から税金や社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均47万8,155円で、前年に比べ実質0.2%の減少と、12年ぶりに前年度の水準を下回った。

一方、勤労者世帯の消費支出の動向を見ると、平成4年には1世帯当たり1か月平均35万5,276円と前年に比べ名目0.7%の増加となったが、実質では0.4%の減少と、13年ぶりに前年度の水準を下回った。また、消費支出を費用別に見ると、「交通・通信」が大きく増加し、「保健医療」「光熱・水道」が実質増加した一方、「教育」が大きく減少し、「被服及び履物」「家具・家事用品」「住居」「食料」「教養娯楽」が実質減少している。また、税金、社会保険料、借金利子等からなる非消費支出は勤労者1世帯当たり1か月平均約9.2万円と名目2.5%の増加となっている。

### 5 人口・世帯

総務庁統計局によると、平成5年10月1日現在のわが国の総人口は1億2,476万人であり、前年比人口増加率は2.5%と、昭和49年以降続いている出生率の低下を反映し、戦後最も低い増加率となっている。地域的に見ると、15都府県で人口が減少しており、3%以上減少の県が2つあった。

これを年少人口(15歳未満人口)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)、老年人口(65歳以上人口)の年齢階級別に分けてみると、平成5年でそれぞれおよそ2,084万人、8,702万人、1,690万人となっているが、厚生省人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成4年9月推計)」の中位推計によると、平成8年には生産年齢人口が減少に転じ、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成24年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、平成22年には全人口の1割に達すると予測されている。

世帯数は、平成5年6月現在で、約4,183万世帯で、前年に比べ1.5%の増加となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯の数が最も多く全体の22.5%を占め、1世帯当たりの平均世帯人員は2.96人となっている。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が約2,483万世帯で、全体の59.4%を占めている。また、世帯類型別に見ると「高齢者世帯」は約519万世帯で、前年に比べ6.2%増加し全世帯に占める割合は12.4%となっている。また高齢者のうち一人暮らしの者は199万人と年々増加傾向にあり、高齢者の12.1%を占めている。

## 第2節 社会保障の動向

### 1 概 況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医療の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示し、平成5年簡易生命表によると、男76.25歳、女82.51歳で、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率の持続的な低下により、少子化が進行するとともに、わが国の人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成6年3月、厚生大臣に対し、社会保障の全体像、重要施策の基本的方向、財源負担の在り方等について中長期的な方向性を示した「21世紀福祉ビジョン」の提言が行われた。また平成2年度から「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」に基づき各種事業が推進されてきたが、全国の地方公共団体において策定された地方老人保健福祉計画においてその水準を大幅に上回る高齢者保健福祉サービス基盤整備の必要性が明らかになったことや、各種高齢者保健福祉施策の整備充実が図られてきたこと等を踏まえ、平成6年12月、大蔵、厚生、自治の三大臣はゴールドプランを全面的に見直した新ゴールドプランの策定について合意した。

また同じく平成6年12月、今後10年間における子育て支援のための基本的方向と重点施策を盛り込んだ「今後の子育て支援のための施策の基本的

方向について」（エンゼルプラン）が文部、厚生、労働、建設の四大臣で合意され、その具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、当面緊急に整備すべき保育対策等について平成11年度までの目標を定めた「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が大蔵、厚生、自治の三大臣合意により策定された。

社会保障制度審議会は、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障についての理論及び将来像について「社会保障将来像委員会」において平成3年から検討を行い、平成6年9月介護保険制度導入の提言を含む「社会保障将来像委員会第二次報告」を公表した。

このような動きの中で、平成6年においては以下のような主要な社会保障関係法制度の具体的改正が行われた。

雇用保険の分野では、急速な高齢化の進展、女子の職場進出等に対応して、今後、雇用保険制度が雇用に関する総合的な保険としてその機能を一層発揮できるよう、労働者に対し職業生活の全期間を通じた雇用の継続を援助するため、高年齢雇用継続給付制度及び育児休業給付制度を創設するとともに、求職者給付及び就職促進給付を充実する等所要の改正を行うことを内容とする「雇用保険法」の改正法（これに準じた改正を行う「船員保険法」（失業部門）の改正法を含む）が平成6年6月成立した。

児童手当制度については、近年の児童をめぐる環境の変化に対応し、児童手当制度に係る児童育成の充実を図るため、その事業に要する費用を一

般事業主から徴収する拠出金の対象に加える等の措置を講じることを内容とする「児童手当法」等の改正法が平成6年3月成立した。

医療保険制度及び老人保健・福祉制度については、良質かつ適切な医療の確保、老人保健福祉施策の総合的推進等のため、付添看護・介護に係る給付の改革、訪問看護事業の拡充等在宅医療の推進、入院等の食事に係る保険給付の見直し、出産育児一時金の創設、老人保健拠出金による老人保健施設整備等の事業の実施、老人保健福祉サービスの利用者本位の提供体制の整備等の措置を講じることを内容とする「健康保険法」「老人保健法」等の改正法が平成6年6月成立した。

地域保健対策については、「保健所法」の名称を「地域保健法」に改め、市町村保健センターの法定化、保健所の機能強化等地域保健対策に関する基本的事項を定めるとともに、母子保健事業等に係る市町村と都道府県の役割分担の見直し等の措置を講じることを内容とする改正法が平成6年6月成立した。

公衆衛生水準の向上等予防接種を取り巻く環境の変化を踏まえ、予防接種の対象疾病の見直し、実施方法の改善等の措置を講じることを内容とする「予防接種法」及び「結核予防法」の改正法は平成6年6月成立した。

また国民年金及び厚生年金保険について、本格的な高齢社会を活力ある社会とするため、雇用と年金の連携を図る観点から、60歳台前半の老齢厚生年金の見直しを行うとともに、給付と負担の均衡に配慮した年金額の改善及び保険料の見直し等の所要の改善、遺族年金及び障害年金の改善等を行うとともに、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等について手当額の改善等所要の措置を講じることを内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律」、及び、最近における社会経済情勢にかんがみ、国家公務員等共済組合法等に基づく長期給付の額を引き上げる等の給付の改善を図るとともに、60歳から64歳までの間に支給する退職共済年

金について必要な見直しを行う等所要の改正を行うことを内容とする「国家公務員等共済組合法」等の改正法など共済関係4法が、平成6年11月成立した。

原子爆弾被爆者対策関係では、医療特別手当、健康管理手当等の額の引上げを行うことを内容とする「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の改正法が平成6年6月に成立し、平成6年12月には、原子爆弾被爆者対策二法を一本化し、前文において核兵器の究極的廃絶に向けての決意や原子爆弾被爆者援護対策における国の責任を明らかにするとともに、手当の所得制限撤廃、各種事業の法定化などを行った「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が成立した。

### 2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、1970年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、1994年には約1,757万人（全人口の約14.1%）と急増しており、厚生省人口問題研究所の平成4年9月推計によれば、2000年には約2,170万人（全人口の17.0%）、2020年には約3,274万人（全人口の25.5%）に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加も見られる。平成5年で寝たきり老人（寝たきり痴呆を含む）、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されている（地方老人保健福祉計画の集計に基づく厚生省推計）。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

このような超高齢社会を目前に控え、高齢者の保健医療福祉を計画的に推進するため、政府は、

平成6年12月「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」）の全面的な見直しを行った。これは、地域ニーズを踏まえて当面早急に行うべき各種高齢者介護サービス基盤の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに作成したものである。特にホームヘルパーや特別養護老人ホームなどについて整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示されたほか、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、消費税率等の見直しに関連して行われる社会保障等に要する費用の確保についての検討の中で改めて財源の確保につき検討を行うこと、より効率的で国民誰もがスムーズに利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めることなどが含意されている。

法律改正では、平成3年9月、訪問看護療養費の創設、老人保健施設等の療養費における公費負担割合の引上げ及び老人医療の患者による一部負担金の改定等を内容とする「老人保健法」等の改正が行われ、また平成6年6月の「老人保健法」等の改正では、医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正が行われたほか、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による補助事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置が講じられた。平成5年5月には、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が制定され、同年10月に指定法人の指定、基本方針の公示を含め全面的に施行された。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。

### 3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成4年には約119万人となっている。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子供数）で見ると、平成4年は1.46人となっており総人口の規模を維持する水準（2.08人）を大きく下回っている。また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質など好ましくない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等様々な面において、次代の社会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の各省により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、我が国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児の両立のための雇用環境の整備②多様な保育サービスの充実③安心して子供を生み育てることができ母子保健医療体制の充実④住居及び生活環境の整備⑤ゆとりある学校教育の推進と学校

外活動、家庭教育の充実⑥子育てに伴う経済的負担の軽減⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、保育対策等について厚生・大蔵・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）を策定し、平成7年度を初年度として、低年齢児保育の推進、時間延長型保育の促進等が図られることになった。

法律改正では、平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく福祉施設が「児童育成事業」と改められ、これまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、従来から実施されていた事業所内保育施設や児童館の施設整備、事業所内保育施設の助成のほか、駅型保育モデル事業、児童関連情報24時間ネットワーク事業等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障された。平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けた出産育児一時金の支給が行われているほか、平成7年4月からは、雇用保険法に基づく育児休業給付の支給、健康保険等や厚生年金等に係る育児休業中の被保険者分の保険料や免除措置が施行される。

母子福祉及び寡婦福祉関係については、母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合する等により資金の有効な活用等を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する専門的な助言・指導等を行う事業を社会福祉事業として法的に位置付ける「母子及び寡婦福祉法」の改正が平成5年5月に行われた。

## 4 障害者福祉等

心身障害者対策基本法は昭和45年5月に成立したものであるが、法制定から23年が経過する間、昭和56年の国際障害者年の設定、昭和58年から平成4年までの「国連・障害者の十年」の設定、国内における昭和57年の「障害者対策に関する長期計画」と昭和62年のその後期重点施策の策定、さらには平成5年を初年とする「アジア太平洋障害者の十年」の設定、平成5年3月の「障害者対策に関する新長期計画」一全員参加の社会づくりをめざして一」の策定など、障害者をとりまく社会情勢は大きく変化してきた。このような状況に対応して、障害者の自立と社会参加を一層推進するため、平成5年12月、心身障害者対策基本法から障害者基本法への法律改正が行われた。この改正では、法律の目的として障害者の自立と社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進が規定され、基本的理念として、障害者は社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる旨規定されたほか、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が整備された。

### ①身体障害者施策

身体障害者対策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るい暮らし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられている。

### ②精神薄弱者施策

## 第1部 社会保障の動向

精神薄弱者対策としては、平成元年度から一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む数人の精神薄弱者に対し、日常生活援助を行うグループホーム事業が実施されているが、平成6年度はその事業の補助対象が640か所に拡充された。また、平成3年度から精神薄弱者通勤寮等に精神薄弱者生活支援センターを設置し、地域において単身で生活している精神薄弱者の相談に応じる等の事業が行われている。

## ⑤ 精神障害者施策

精神薄弱者対策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備のほか、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改めること等を内容とする改正が行われた。

## ④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率（一般民間企業1.6%、特殊法人1.9%、国・地方公共団体の非現業機関2.0%・現業機関1.9%）以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられているが、一般民間企業の障害者雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月には同法が改正され、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、重度障害者や重度精神薄弱者に対する雇用率制度及び納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取りまく職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充などが行われた。

障害者雇用率は、平成5年6月には1.41%、平成6年6月には1.44%となっている。

## 5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成4年度の国民医療費は23兆4,784億円、国民一人当たりの医療費は18万8,700円となっており、平成5年度には24兆3,000億円、平成6年度には25兆7,300億円に達すると見込まれている。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成4年度には29.5%となっている。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の確立、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化、高額医療費共同事業に対する助成等が図られている。また平成5年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の平準化を図るため、平成5年度及び6年度における暫定的措置として、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の見直しが行われた。

行われた。

健康保険については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」において、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置付けの明確化や付添看護療養費の廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置付けの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われ、また、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、前述した出産育児の支援措置も講じられた。

診療報酬については、平成6年4月診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表を一本化し許認可事項の簡素合理化を図るとともに、医療機関の機能・特質に応じた評価、技術の重視、在宅医療の推進、老人患者などの必身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化などが図られ、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う改定が行われた。

薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められている。

## 6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成4年度末現在のわが国の公的年金被保険者数は約6,894万人に上るが、平成5年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の受給を受けている世帯は約97%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が54.1%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透してい

る。平成6年の制度改正により、厚生年金保険における男子新規裁定者の平均年金月額額は平成6年10月で約21万4千円と見込まれており、老齢基礎年金月額額は平成6年10月で6万5千円（満額）となっている。21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、平成7年を目途とする公的年金制度の一元化へ向けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られるとともに、基礎年金に上乘せられるいわゆる2階部分も給付面における将来に向けての公平化が図られている。平成元年には、一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施され、平成5年3月には平成4年度までの間の措置とされていた日本鉄道共済組合に交付する調整交付金の特例減額措置を当分の間継続する等の改正が行われた。また、平成元年の「国民年金法」等の改正では、給付額の改善、保険料の段階的引上げ、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。平成6年11月には、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、60歳台前半の老齢厚生年金の見直し、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立した。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、平成4年9月に社会保障制度審議会の年金数理部会から「年金数理部会第3次報告書」が発表され、公



## 第1部 社会保障の動向

的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言がなされ、更に平成5年12月には「年金数理部会第4次報告書」が発表され、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等についての提言が行われた。

また、平成7年を目途にした公的年金制度の一元化の完了については、引き続き政府内部において検討が進められている。

## 7 労働保険等

平成5年度における労災保険の適用労働者は4,663万人で、前年度比1.7%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成4年度には72万6千人となっているが、年金受給者の累増等を反映し、給付費支払額は年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成5年度には45.0%となっている。

雇用保険については、平成5年度月平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は69万9千人で、景気の動向も反映し前年度比22.5%増となった。また平成6年6月には「雇用保険法」等の一部改正法が成立し、前述の高年齢者雇用継続給付及び育児休業給付の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。

失業対策事業については、昭和46年10月以降同事業への新規流入が認められなくなったことなどにより、就労者数は大幅に減少してきている。失業対策制度調査研究会は、平成2年11月、今後5年間を最後の期間として、失業対策事業を終息させるべきだとする報告を労働大臣に提出していたが、平成6年12月には、一定の激変緩和措置を講じつつ平成7年度末で失業対策事業を終息することとし、根拠法である緊急失業対策法を廃止することが適当であるとする報告をまとめた。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では60歳定年制の確立、65歳に達するまでの継続雇用制度の導入促進等が行われた。なお、平成6年「雇用管理調査」によると60歳以上の定年制の普及率は84.1%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると9割を超えている。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

## 8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民生活の向上の度合いを考慮して改善が図られてきており、平成6年度においては対前年比1.6%の引き上げが行われ、世帯当たりの最低生活費は16万8,717円(標準3人世帯、1級地—1の場合)となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして逐次減少傾向にあり、平成6年7月現在88万2千人となっている。保護率について見ると、昭和60年代に入って毎年低下し、平成6年7月現在7.1%となっている。

## 9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の成人病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、対策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療供給体制については、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が平成4年

6月に成立し、医療施設機能の体系化、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。地域的には、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情に応じた保健医療サービスの提供を図るため、2次医療圏(概ね広域市町村)単位に地域保健医療計画が作成されている。また、地域の実情にあった医薬分業を進めるため、保健所を事務局として医薬分業定着促進事業が実施されている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われるとともに、平成9年度から母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務の保健所政令市への移譲等が行われることとなった。また平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が策定告示された。

健康づくり対策については、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活スタイルの確立を目指した第2次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン)が推進されているほか、各医療保険制度による健康診断事業、保険者の創意工夫を生かしたヘルスパイオニアタウン事業が各市町村で実施されている。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の

推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成6年度で100億円を越えるものとなっている。

環境衛生対策については、廃棄物対策では平成3年10月に廃棄物の減量化、再生利用の促進、廃棄物処理施設の設置促進等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、また有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するための「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が平成4年12月に成立した。水道水源の水質保全対策では、生活排水対策の推進について「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」が、トリハロメタンに関する規制について「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」が、それぞれ平成6年2月成立した。

## 10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされている。また、平成6年12月にはゴールドプランの見直しが行われ、平成11年度までのマンパワー整備目標として、ホームヘルパー17万人、寮母・介護職員20万人、看護職員等10万人、OT・PT1.5万人が位置付けられている。

このような将来の膨大な人材の需要に応え、人材確保を強力に推進するため、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、ホームヘルパー等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われたところである。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務等、病院等の開設者等の責務等、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同年

12月には同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が策定告示された。同法及び同指針に基づき、養给力の強化拡充、就業の促進、離職防止・処遇改善対策の強化、資質の向上対策等総合的な看護職員確保対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成6年2月現在、530を越える組織がサービスの提供を行っている。また全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数は、平成5年3月現在で約469万人とされている。全国の都道府県及び2,005の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供を始めとする各種事業を行っている。

## 第3節 社会保障関係総費用について

### 1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間にどの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する勧告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、

(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

### 2 平成4年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1)平成4年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計でみると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

#### ○ 実支出

・実額で62兆1,521億円、前年に比べて5兆2,677億円の増、伸び率は9.3%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で48.3兆円(うち年金保険で26.1兆円、医療保険で19.1兆円など)、老人保健で7.1兆円、公衆衛生及び医療で4.0兆円、社会福祉で2.9兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で52.5兆円(85%)、事務費等で4.3兆円(7%)、施設整備費で4.5兆円(7%)、施設運営費で0.9兆円(1%)となっている。

#### ○ 実収入

・実額で77兆2,702億円、前年に比べて4兆1,934億円の増、伸び率は5.7%。

その財源別内訳をみると、保険料で42.0兆円(54%)、国庫及び地方負担で24.5兆円(32%)、運用収入等で10.8兆円(14%)となっている。

#### ○ 収支差

・実額で15兆1,181億円、前年に比べて1兆743億円の減、伸び率は-6.6%。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45

## 第1部 社会保障の動向

年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で14.9倍となっており、その項目別内訳をみてみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で16.3倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で15.3倍、住宅等と雇用（失業）対策で4.6倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

(3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2倍以上、一般会計歳出の1.5倍以上となっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から76歳、女75歳から82歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から13.1%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

## 3 社会保障費の推計

## (1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分ずつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費

用と厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種類別、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないのが、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。

- 社会保障給付費は平成4年度で「医療」が20.8兆円（38.6%）、「年金」が27.6兆円（51.3%）、その他が5.4兆円（10.1%）に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険（特に年金保険）の占めるウエイトが高くなっている。
- 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

## (2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税（専売、印紙収入等を含む）で賄われる部分（国庫負担）だけを取り出して、それが国家財政（国の一般会計予算）の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳出歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

## (参考)

## 社会保障関係総費用の算定等について

## 1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

## 1 算定方法

## (1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

## (2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費に含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費用（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務局、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費に含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体障

害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

区 分		内 容
狭 義 の 社 会 保 障	I 公的扶助	1 生活保護 生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉 身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 精神薄弱者福祉 精神薄弱者保護更生の費用*、精神薄弱者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉 老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療(注1) 老人医療の費用*
		6 児童福祉 児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
		7 心身障害児等対策 育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用
		8 児童扶養手当 児童扶養手当の費用*
		9 児童手当 児童手当の費用*
		10 母子衛生 母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉 母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等 要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助（学用品、通学費等の支給を含む。）特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関 国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立精神薄弱児施設の運営及び整備の費用

狭 義 の 社 会 保 障	II 社会福祉	14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用（厚生省関係のみ）
		15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用
	III 社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定）
		17 組管管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（全健康保険組合の収支計算）
		18 日雇労働者健康保険(注)2)	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定）
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用（市町村国民健康保険特別会計、全国民健康保険組合収支計算）
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定）
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（国民年金特別会計）
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用（労働保険特別会計）
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用（労働省所管、林野庁所管分）
		26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用（労働保険特別会計）
		27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用（船員保険特別会計）		

狭 義 の 社 会 保 障	III 社会保険	29 国家公務員等共済組合（各省各庁組合）	給付及び事務の費用、保健施設の費用（短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理）
		30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）(注)3)	〃
		31 地方公務員等共済組合	〃
		32 私立学校教職員共済組合	〃
	IV 公衆衛生及び医療	33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
		34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神保健事業	精神保健事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 らい予防対策	らい予防事業の費用*、らい療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉱害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用		
44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用		

狭義の社会保障	IV 公衆衛生及び医療	45 その他の公衆衛生及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用
	V 老人保健	46 医療	医療の費用
		47 医療以外の保健事業	医療以外の保健事業の費用
広義の社会保障	VI 恩給	48 文官恩給	文官等恩給の費用*
		49 地方公務員恩給	地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
		50 旧軍人遺族恩給	旧軍人遺族等恩給の費用*
		51 その他の恩給	国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用
	VII 戦争犠牲者援護	52 戦没者遺族年金等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
53 戦傷病者医療等		戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）	
54 原爆医療等		原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）	
55 その他の戦争犠牲者援護		引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用	
社会保障関連制度	VIII 住宅等	56 第一種公営住宅建設	第一種公営住宅建設の費用
		57 第二種公営住宅建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）
		58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用
		59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用

社会保障関連制度	IX 雇用（失業）対策	60 失業対策諸事業	一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
		61 中高年齢者等就職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*
		62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用
		63 その他の雇用対策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用

(注) \*印のあるのは、事業費の他事務費を含む。  
 1) 「5 老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。  
 2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。  
 3) 「30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業㈱及び日本電信電話㈱の役員に係る費用を計上してある。

2 社会保障費の各種推計の比較

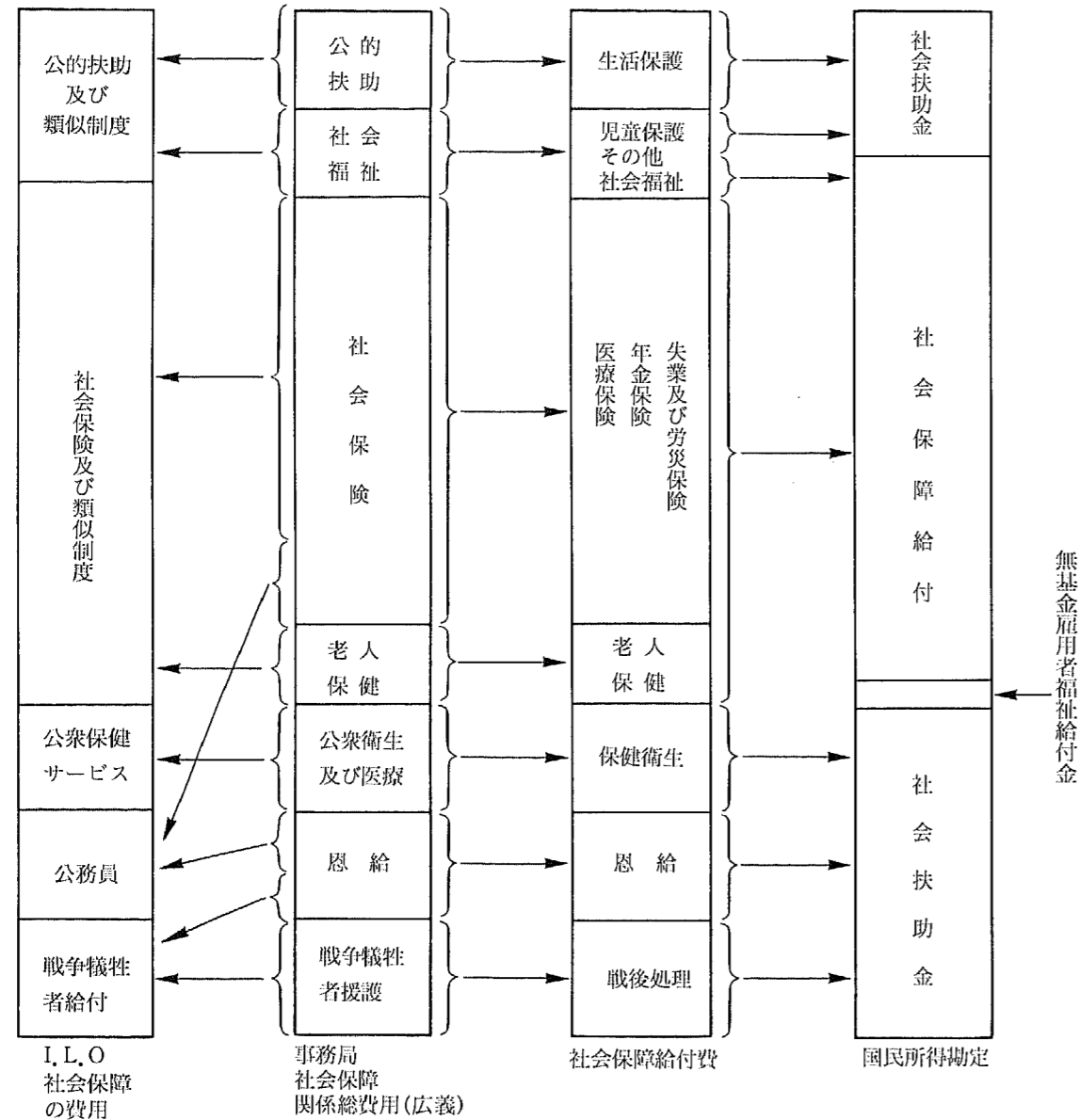
	社会保障関係総費用	社会保障給付費
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。  区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOに準拠。
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費のみ
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。  地方単独事業分の地方負担は含まず。	収入は推計せず。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。  その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	ILOに準拠。
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	社会保障研究所
掲載印刷物	社会保障統計年報	社会保障給付費

(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整備費、その他を差し引いたものとなる。(第2図参照)

ILOの社会保障の費用	国民所得勘定	備考
ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。	給付費のみ	第2図参照
拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。  地方単独事業分の地方負担は含まず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。  その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
国際労働事務局 国内：総括 厚生省	経済企画庁経済研究所国民所得部	
The Cost of Social Security	国民経済計算年報	

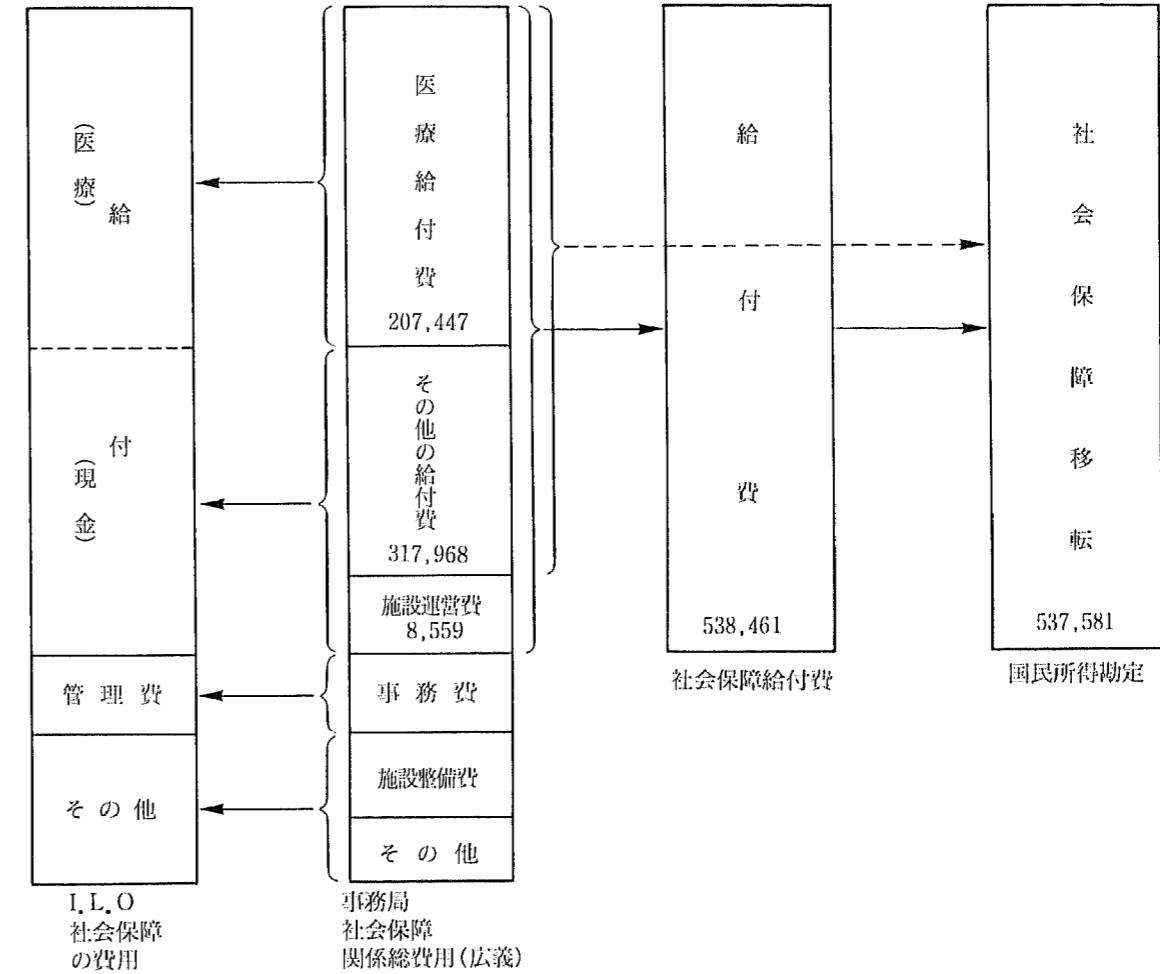
(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整備費、その他を差し引いたものとなる。(第2図参照)

第1図 社会保障費の範囲と区分



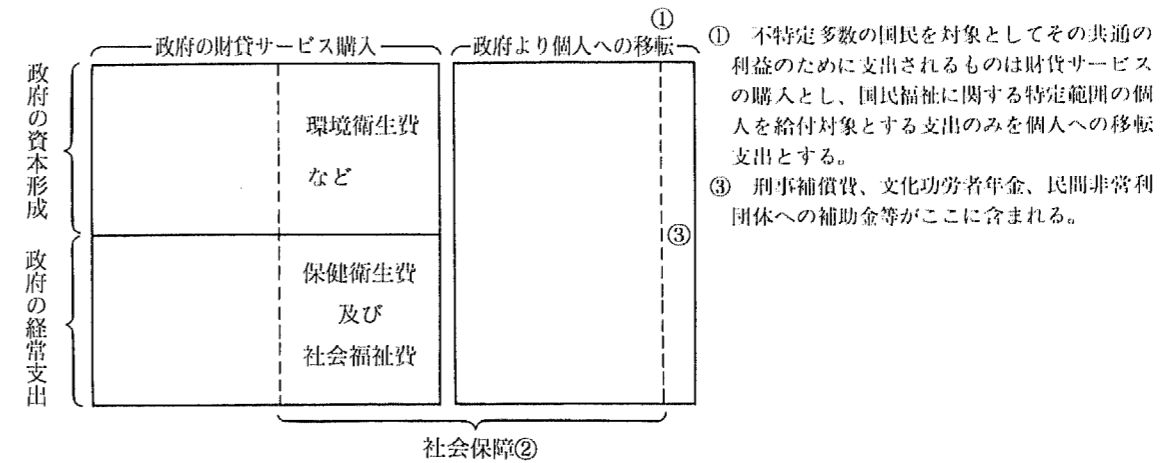
(注) 矢印は、およその類似を表わしており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている原爆医療が、社会保障給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、およその類似を表わしており、必ずしも一致していない。  
2 単位は、億円(平成4年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費





## 第II部 社会保障の体系と現状

### 第1節 社会保障の体系と現状

#### 1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンデキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的効果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会 保障	狭義の 社会 保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
		公的扶助	生活保護
		社会福祉	身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子等に対する福祉等
		公衆衛生 及び医療	結核、精神、らい、麻薬、伝染病対策、上・下水道、廃棄物処理等
		老人保健	老人医療等
保障		恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
		戦争犠牲者 援護	戦没者遺族年金等
関連制度		住宅対策	第1種・第2種公営住宅建設等
		雇用対策	失業対策事業等

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職域			
健康保険		健康保険		船員保険	
根拠法(施行)		健康保険法(大11.4.22法70) [昭2.1.1]			船員保険法(昭14.4.6法73) [昭15.6.1]
対象		一般被用者		法第69条の4の規定による労働者 船員	
経営主体(平成4年度末現在)		政 府	各種健康保険組合(1,823)	政 府 政 府	
加入者数(平成4年度末現在)		1,896万8千人 (家族数1,831万9千人)	1,541万3千人 (1,712万5千人)	8万7千人 (4万3千人)	12万5千人 (23万8千人)
財源	掛金率	4.10% } 8.2% 4.10% } 特別保険料 本人 0.3 } 使用者 0.5 } 1% 国庫補助 0.2 }	3.592% } 8.268% 4.675% }	1級~11級 55 } 140 } 765 } 2,000 } 85 } 円 1,235 } 円	4.40% } 8.8% 4.40% }
	国庫負担	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出分16.4%	事務費の補助 52億円	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出分16.4%	給付費の補助 30億円(定額)
保	診療等	本人	9割 *希望する医療機関における一部負担金は、医療費2,500円以下のとき200円、2,500円を超え3,500円		
	入院時食事療養費	本人	9割 *希望する医療機関における一部負担金は、医療費2,500円以下のとき200円、2,500円を超え3,500円		
健	高額療養費	本人	一部負担 *低所得者 1日450円(660円) 但し、4か月目以降は1日300円(500円)		
	出産育児一時金	本人	300,000円		
給	配偶者出産育児一時金	本人	300,000円		
	埋葬料	本人	標準報酬月額×1/10(最低額100,000円)		
付	家族埋葬料	本人	100,000円		
	傷病手当金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで		
休	出産手当金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 分産日(分産が分産予定日後であるときは、分産予定日)以前42日から分産後50日まで		
	休業手当金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 1日につき最大月間標準賃金日額総額×1/50相当額 6月(結核性1.5年)まで		
災	弔慰金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで		
	家族弔慰金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで		
害	災害見舞金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで		
	災害見舞金	本人	1日につき標準報酬日額×6/10 1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで		

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第69条の7被保険者を使用する事業主の)  
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、附加給付あり。  
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

平成6年(1994)10月1日現在(国民健康保険の経営主体数、加入者数は平成4年8月現在)

保 険			地 域 保 険	
国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	国民健康保険	
国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128) [昭33.7.1]	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152) [昭37.12.1]	私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245) [昭29.1.1]	国民健康保険法(昭33.12.27法192) [昭34.1.1]	
国家公務員、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)	
各 省 庁 等 共 済 組 合 (27)	各 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 (54)	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	各 市 町 村 (特 別 区) (3,253)	各 市 町 村 各 国 民 健 康 保 険 組 合 (166)
166万3千人 (248万9千人)	298万5千人 (386万9千人)	42万人 (37万6千人)	3,807万3千人 (計4,245万7千人)	438万4千人 (127万1千人)
2.10~5.130% } 4.202~ 2.102~5.132% } 10.262%	4.271% } 8.542% 4.271% }	4.232% } 8.464% 4.232% }	(1世帯当たり平均保険料(税)調停額(市町村) (145,549円) (4年度)	
事務費の全額 (旧会社は、公社負担)	各 地 方 公 共 団 体 が 事 務 費 の 全 額 負 担	事 務 費 の 一 部	事務費の全額 給付費の50%	給付費の32~52% なし
が1,500円以下のとき100円、1,500円を超え以下のとき300円、3,500円を超えるとき1割			7割	8割 入院8割 外来7割
外 来 7 割			低所得者世帯の老齢福祉年金受給権者 1日200円(300円) ※( )内は平成8年10月以降の額	
平成5年5月から63,000円(低所得者は35,400円)合算して世帯単位で高額療養費を支給)4回目以降の自己負担額は37,200円(低所得者24,600円)自己負担限度額は10,000円[長期高額疾病は厚生大臣が指定]			条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)	
標準報酬月額×70/100 (最低額240,000円)	給料月額×70/100 (最低額240,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額240,000円)	条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)	
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)	給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)	
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)	給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)	任意給付) *実施市町村なし	
1日につき標準報酬日額×65/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで		
1日につき標準報酬日額×65/100 分産日(分産が分産予定日後であるときは、分産予定日)以前42日から分産後56日まで	1日につき給料日額×80/100 分産日(分産が分産予定日後であるときは、分産予定日)以前42日から分産後56日まで	1日につき標準給与日額×80/100 分産日(分産が分産予定日後であるときは、分産予定日)以前42日から分産後56日まで		
1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき給料日額×60/100	1日につき標準給与日額×6/10		
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100		
損害の程度に応じ標準報酬月額の半半分~3月分	損害の程度に応じ給料の半半分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半半分~3月分		

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)

② 年金制度

平成6年(1994年)4月1日現在

制度の種類	国民年金		
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕		
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経営主体	政府		
被保険者数 (平成4年度末現在)	3,062万人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)		
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額11,100円 (付加保険料)月額400円 第2号被保険者} 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者}	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 <sup>(注1)</sup> 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$747,300円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数})}{480^{(注2)}} \times 1/3$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。) <sup>(注3)</sup> (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給	1級 934,100円+加算額 2級 747,300円+加算額 (加算額は子<18歳未満又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき215,400円、3人目以上は71,800円)
	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 747,300円+加算額(子<18歳未満、障害者の場合20歳未満)2人目まで1人につき215,400円、3人目以上は1人につき71,800円) 子に支給する場合 747,300円+加算額(2人目の子に215,400円、3人目以上は1人につき71,800円)
給付	寡婦年金	1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給。	保険料納付済期間に応じた額(10万円~20万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。  
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。  
3) 平成8年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚生年金保険		
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員		
経営主体	政府		
加入者数 (平成4年度末現在)	3,249万3千人		
財源	掛金率 本人使用者計	(坑内員及び船員) 7.25% } 14.5% } 8.15% } 16.3% } 7.25% } 8.15% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給  (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に60歳に達したとき65歳まで支給 ただし、被保険者期間が1年以上あること。 (被保険者であっても、給与の低い者に対しては年金額の一部を支給)	(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}{1000}$ ×加入期間月数)×スライド率+加給年金額(配偶者215,400円、子<18歳未満又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき215,400円、3人目以上は1人につき71,800円)  {(1,388円 <sup>(注2)</sup> ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}{1000}$ ×加入期間月数)}×スライド率+加給年金額(同上)
	障害給付	障害厚生年金 障害手当金	1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(最低保障560,400円) 老齢厚生年金額×2(最低保障999,000円)
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者である間に初診日のある傷病により、5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4  子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで560,400円を加算する。
	順位		
	配偶者	1	
	子	2	
父母	3		
孫	4		
祖父母			

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$ とする。  
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて2,603円~1,388円となる。

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種類		国家公務員等共済組合	
根拠法〔施行〕	国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕		
対象	国家公務員並びに旅客鉄道会社等、日本たばこ産業㈱及び日本電信電話㈱の役職員		
経営主体 (平成4年度末現在)	各省庁等共済組合(27組合)		
組合員数 (平成4年度末現在)	162万人		
財源	掛金率 本人 使用者 計	(連合会)	(日本鉄道)
		(たばこ)	(電 電)
国庫負担	7.6% } 15.2% 7.6% } [一般組合員]	9.545% } 19.09%	8.535% } 17.07%
		9.545%	7.01% } 14.02%
給付	支給要件	年金額	
老 齢 給 付	退職共済年金	老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の支給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	{(平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$ ×組合員期間月数) + (平均標準報酬月額× $\frac{1.5}{1000}$ ×組合員期間月数)}×スライド率+加給年金額
		(特別支給) 老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後に退職したとき、又は退職した後に60歳に達したとき支給	退職共済年金額+加給年金額
障 害 給 付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障560,400円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障999,000円)
遺 族 給 付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の支給要件を満たしている者が死亡したとき	退職共済年金額×3/4
	順位		
	配偶者	1	
	子		
	父母	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

制度の種類		地方公務員共済組合	
根拠法〔施行〕	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		
対象	地方公務員		
経営主体 (平成4年度末現在)	各地方公務員共済組合(90組合)		
組合員数 (平成4年度末現在)	331万7千人		
財源	掛金率 本人 使用者 計	8.8% } 17.7% 8.9% } [一般職員]	
		国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)
給付	支給要件	年金額	
老 齢 給 付	退職共済年金	(国	(国
		家	家
障 害 給 付	障害共済年金 障害一時金	公	公
		務	務
遺 族 給 付	遺族共済年金 順位	員	員
		等	等
		共	共
		済	済
		組	組
配 偶 者	1	合	合
		に	に
		同	同
		じ	じ
子	2		
父 母	3		
孫	4		
祖 父 母			

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済組合		
根拠法〔施行〕		私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕		
対象		私立学校教職員		
経営主体 (平成4年度末現在)		私立学校教職員共済組合		
組合員数 (平成4年度末現在)		38万8千人		
財源	掛金率 本人使用者計	5.9% } 11.8% 5.9% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金嵩上げ相当分の1/4等、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
遺族給付	障害共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害一時金			
	遺族共済年金			
	順位			
	配偶者			1
	子			1
遺族給付	父母	2	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	孫	3		
	祖父母	4		
	祖母	4		

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合		
根拠法〔施行〕		農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)〔昭34.1.1〕		
対象		農林漁業団体等職員		
経営主体 (平成4年度末現在)		農林漁業団体職員共済組合		
組合員数 (平成4年度末現在)		50万6千人		
財源	掛金率 本人使用者計	8.15% } 16.3% 8.15% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
遺族給付	障害共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害一時金			
	遺族共済年金			
	順位			
	配偶者			1
	子			1
遺族給付	父母	2	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	孫	3		
	祖父母	4		
	祖母	4		

平成6年(1994)4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体 (平成4年度末現在)	各厚生年金基金(1,735基金)		
加入員数 (平成4年度末現在)	1,170万人		
財源	掛金率 本人使用者計	1.6%以上 } 3.2%以上 1.6%以上 }	
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 一定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入員期間別乗率)	

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年金給付	受給資格	加入員期間1ヵ月以上(厚生年金本体に同じ)	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき(60歳未満でも可)。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。(例・50歳)
	支給期間	終身	終身
	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
年金額	平均標準給与月額× $\frac{12.5}{1000}$ 以上～ $\frac{9.4}{1000}$ 以上×加入員期間月数	●基本部分 平均標準給与月額× $\frac{10.1}{1000}$ 以上～ $\frac{7.6}{1000}$ 以上×加入員期間月数 ●加算部分 全体の厚みで $\frac{2.4}{1000}$ 以上～ $\frac{1.8}{1000}$ 以上	
一時金	遺族	なし	加算部分について可
	脱退	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給
	選択	なし	加算部分について可
過去勤務分	なし	加算部分について可	
掛金	加入員●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ (最低) ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

平成6年(1994)4月1日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数 (平成4年度末現在)	48万人		
財源	保険料	一般保険料 月額 14,480円 特定保険料 月額 10,340円	
	国庫負担	経営移譲年金の給付費の1/2 追加助成 平成3年度から当分の間、法律で定める額を上への助成	
給付	支給要件	年金額	
年金	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 <sup>(1)</sup> である者が65歳に達する日の前に経営移譲 <sup>(2)</sup> をしたとき	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 〔期間短縮者に対しては、 $\frac{240\text{月}-\text{被保険者期間の月数}}{3}$ が特別加算される。〕
	農業者老齢年金	次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日までに経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外の者で、保険料納付済期間等が20年(期間短縮措置がある)以上である者 〔このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の金額について支給停止となったときに、特別支給(60歳以上の場合に限る)される。〕	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額 (152,000円～2,819,000円)
死亡一時金	次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金の受給権者でないこと (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上	

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年  
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付けて、農業経営から引退することである。

③ 業務災害補償制度

平成6年(1994)4月末現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法(施行)		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府	
適用者数 (平成5年度末現在)		4,663万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6~14.9%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族5人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族5人以上)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 280,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ( )内は通勤災害の場合の給付の名称である。  
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕	
船員	
政府	
11万人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき標準報酬日額の全額 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉施設〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)~4.4月分(7級) 〔福祉施設〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)~2月分(7級) 〔福祉施設〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数4人以上) +寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉施設〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受けられないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉施設〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が280,000円未満の場合は、280,000円+1月分)	

にスライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	110万4千人(平成4年7月1日現在)		327万9千人(平成3年度末)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に 対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	国家公務員災害補償に同じ
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最 終3カ月間の平均 日額	
障害に対するもの	年 金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉施設〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 560万円(1級)～15万円(14級) (通勤途上の場合は、350万円(1級)～10万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉施設〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
遺族に対するもの	年 金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族5人以上) 〔福祉施設〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 760万円(通勤途上の場合は430万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分～400日分 〔福祉施設〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 760万円～304万円 (通勤途上の場合は、430万円～172万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
葬祭に対するもの	葬祭補償 280,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		

制度の種類	国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全額 地方公共団体負担	事務費の一部	事務費の一部
負傷・疾病に 対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	年 金	障害共済年金〔公務上〕 $(\text{平均標準} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(a)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{①}} + (\text{平均標準} \times 12 \times \frac{20}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{②}}$ $+ (\text{平均標準} \times \frac{1.5}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を超えるとき}) - 300\text{月}) \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{③}}$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.5}{1000}$ は $\frac{1.875}{1000}$ となる。		
	遺族に対するもの	年 金	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\text{平均標準} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(a)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) +$ $(\text{平均標準} \times \frac{3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(a)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ・長期要件 $(\text{平均標準} \times \frac{10 \sim 7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(a)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) +$ $(\text{平均標準} \times \frac{3 \sim 3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(a)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$	

(注) 1 組合員期間月数が300未満のときは、300月として計算する。  
2 適用法人(日本たばこ産業㈱、日本電信電話㈱及び旅客鉄道各社等)の職員は労働者災害補償保険の対象であるため、職務上の給付については国家公務員等共済組合の対象外である。



④ 雇用保険制度

平成6年(1994)4月1日現在

制度の種類	雇用保険																																			
根拠法(適用)	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																			
対象	一般被保険者	短期雇用特例被保険者	高齢継続被保険者																																	
被保険者数(平成4年度末現在)	3,283万5千人																																			
財源	保険料率 本人使用者計 0.40% } 1.15% 0.75% } (折半負担を超える分は3事業分) 農林水産、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.85% } 建設業については、0.50% } 1.45% 0.95% }																																			
国庫負担	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで) ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%																																			
失業給付	求職者手当	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)H 額…前職賃金の8割～6割 (3)給付日数( )内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職の日における年齢等</th> <th colspan="3">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日(90日)</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(180日)</td> </tr> <tr> <td>45歳以上55歳未満</td> <td>180日(90日)</td> <td>210日(180日)</td> <td>210日(180日)</td> </tr> <tr> <td>55歳以上65歳未満</td> <td>210日(160日)</td> <td>240日(180日)</td> <td>300日(210日)</td> </tr> </table> 就職困難者 55歳未満 240日(180日) 55歳以上 300日(210日) 65歳未満 65歳以上	離職の日における年齢等	被保険者であった期間			1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(180日)	30歳以上45歳未満	90日(90日)	180日(180日)	210日(180日)	45歳以上55歳未満	180日(90日)	210日(180日)	210日(180日)	55歳以上65歳未満	210日(160日)	240日(180日)	300日(210日)	特例一時金 基本手当の日額の50日分に相当する額 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終了まで、一般求職者給付が支給される。 高年齢求職者給付金 (1)受給要件…65歳前から引き続き65歳に達した日以後まで雇用され、離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 ( )内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付日数</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日(50日)</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>100日(90日)</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>120日(90日)</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>150日(100日)</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年等の理由により離職した者については、一般の受給資格者とみなして求職者給付及び就職促進給付が支給される。	被保険者であった期間	給付日数	1年未満	50日(50日)	1年以上5年未満	100日(90日)	5年以上10年未満	120日(90日)	10年以上	150日(100日)
	離職の日における年齢等	被保険者であった期間																																		
		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																
	30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(180日)																																
	30歳以上45歳未満	90日(90日)	180日(180日)	210日(180日)																																
45歳以上55歳未満	180日(90日)	210日(180日)	210日(180日)																																	
55歳以上65歳未満	210日(160日)	240日(180日)	300日(210日)																																	
被保険者であった期間	給付日数																																			
1年未満	50日(50日)																																			
1年以上5年未満	100日(90日)																																			
5年以上10年未満	120日(90日)																																			
10年以上	150日(100日)																																			
技能習得手当	(1)受講手当…日額590円 (2)特定職種受講手当…月額2,000円 (3)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	—																																		
寄宿手当	月額9,900円	—																																		
傷病手当	基本手当日額と同額	—																																		
就職促進給付	(1)再就職手当…基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金…基本手当日額の30日分 (3)移転費…鉄道費、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(1)を除く。)																																		
三事業	(1)雇用安定事業…被保険者等に関し失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定 (2)能力開発事業…事業内職業訓練に対する助成援助、有給教育訓練休暇と職業訓練受講の奨励等 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業																																			

船員保険																																								
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235(昭22.11.1)																																								
日雇労働被保険者	船員																																							
政	府																																							
6万9千人	9万7千人																																							
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 88円 } 2級 73円 } 146円 73円 } 3級 48円 } 96円 48円 }	1.0% } 2.0% 1.0% }																																							
給付費の1/3 (赤字のときは1/4まで) ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで)																																							
日雇労働者求職者給付金 給付日額(1級7,500円、2級6,200円、3級4,100円)の13日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給。 (1)第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 (2)第2級給付金 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上(1の場合を除く。) (3)第3級給付金 第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり(1)または(2)の場合を除く。かつ、第1級、第2級及び第3級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上。 ハ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分未満であり、かつ第1級、第2級、第3級及び第4級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上。 (3)第3級給付金 第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上(1)又は(2)のイもしくはロの場合を除く。) ロ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分未満であり(2)のハの場合を除く。)、かつ、第1級、第2級、第3級及び第4級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第3級印紙保険料以上。	・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～6割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職日における年齢等</th> <th colspan="4">算定基礎期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>—</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等で就職が困難な者</td> <td>50日</td> <td colspan="3">240日</td> </tr> </table> ・高年齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高年齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>失業保険金日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>失業保険金日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険金日額の90日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の50日分</td> </tr> </table> *給付日数の延長は次の4種類 イ. 特例個別延長給付 ロ. 個別延長給付 ハ. 職業補導延長給付 ニ. 全国延長給付	離職日における年齢等	算定基礎期間				1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	—	90日	90日	120日	30歳以上45歳未満	—	90日	150日	180日	45歳以上60歳未満	—	180日	210日	240日	身体障害者等で就職が困難な者	50日	240日			算定基礎期間	高年齢求職者給付金の額	10年以上	失業保険金日額の120日分	5年以上10年未満	失業保険金日額の100日分	1年以上5年未満	失業保険金日額の90日分	1年未満	失業保険金日額の50日分
離職日における年齢等	算定基礎期間																																							
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																				
30歳未満	—	90日	90日	120日																																				
30歳以上45歳未満	—	90日	150日	180日																																				
45歳以上60歳未満	—	180日	210日	240日																																				
身体障害者等で就職が困難な者	50日	240日																																						
算定基礎期間	高年齢求職者給付金の額																																							
10年以上	失業保険金日額の120日分																																							
5年以上10年未満	失業保険金日額の100日分																																							
1年以上5年未満	失業保険金日額の90日分																																							
1年未満	失業保険金日額の50日分																																							
—	(1)受講手当…日額590円 (2)通所手当…32,500円を限度とする交通費実費																																							
—	月額9,900円																																							
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																							
同左(1)を除く。(2)は日雇労働求職者(給付金日額の30日分)	(1)再就職手当…失業保険金日額の20～70日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当																																							
定を因る事業	—																																							

⑤ 児童手当

平成5年4月1日現在

制度の種類		児童手当			
根拠法(施行)		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕			
対象		一般国民			
経営主体		政府			
受給者数 (平成5年2月末現在)		241万5千人			
財源	国庫	非被用者	被用者	公務員等 当該団体が全額負担	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/6		同上 0.5/10
		市町村	同上 1/6		同上 0.5/10
	事業主	—	同上 7/10		
児童手当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給</li> <li>・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること</li> <li>・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要</li> <li>・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない</li> </ul>			
手当額		第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円			
備考		附則第6条により児童手当が支給されない者に対する特例として支給される児童手当の費用は、その全額を事業主からの拠出金をもって充てることとされている。			

(注) 平成3年5月で期限切れとなった特例給付は、当分の間、継続することとされている。給付については、既に手当の支給を受けている者に配慮して経過措置が設けられている。

参考〈経過措置〉

	平成3年12月以前	平成4年1月～	平成5年1月～	平成6年1月～
第1子	—	1歳未満	2歳未満	3歳未満
第2子以降	義務教育就学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満

⑥ 老人保健

平成5年4月1日現在

制度の種類		老人保健	
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)〔施行〕昭58.2.1	
経営主体		各市町村(特別区)	
対象人員		936万人	
保健事業		医療以外の保健事業	医療
財源	国庫負担	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助
地方公共団体	都道府県	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
	市町村		医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
保険者		医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付	
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる</li> <li>2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う 外来 1月1,000円(月の最初の診療日に支払う) 入院 1日700円(ただし、低所得者については、現行どおり2か月を限度として、1日300円)</li> </ol>

参考〈経過措置〉

	平成3・4年度	平成5・6年度	平成7年度～
外来	900円/月	1,000円/月	消費者物価スライド
入院	600円/日	700円/日	

### 3 老人福祉

#### ① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
所	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス (平成元年度創設)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
型	有料老人ホーム	おおむね60歳以上の健康な老人を入所させ、日常生活上の便宜を供与する。
	シルバーハウジング	単身高齢者、夫婦のみ高齢者を入居対象者とし、10～30世帯に1人の生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅。生活指導、相談、一時的な家事援助等のサービスを行う。

利 用 型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設。
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの。
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

#### ② 要介護老人対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス (訪問し介護を行う事業)	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業(特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業)	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業(寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。)とナイトケア事業(夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。)が含まれる。
デイサービス事業(日帰りで介護サービスを受ける事業)	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座(便器)、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話(貸与)、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

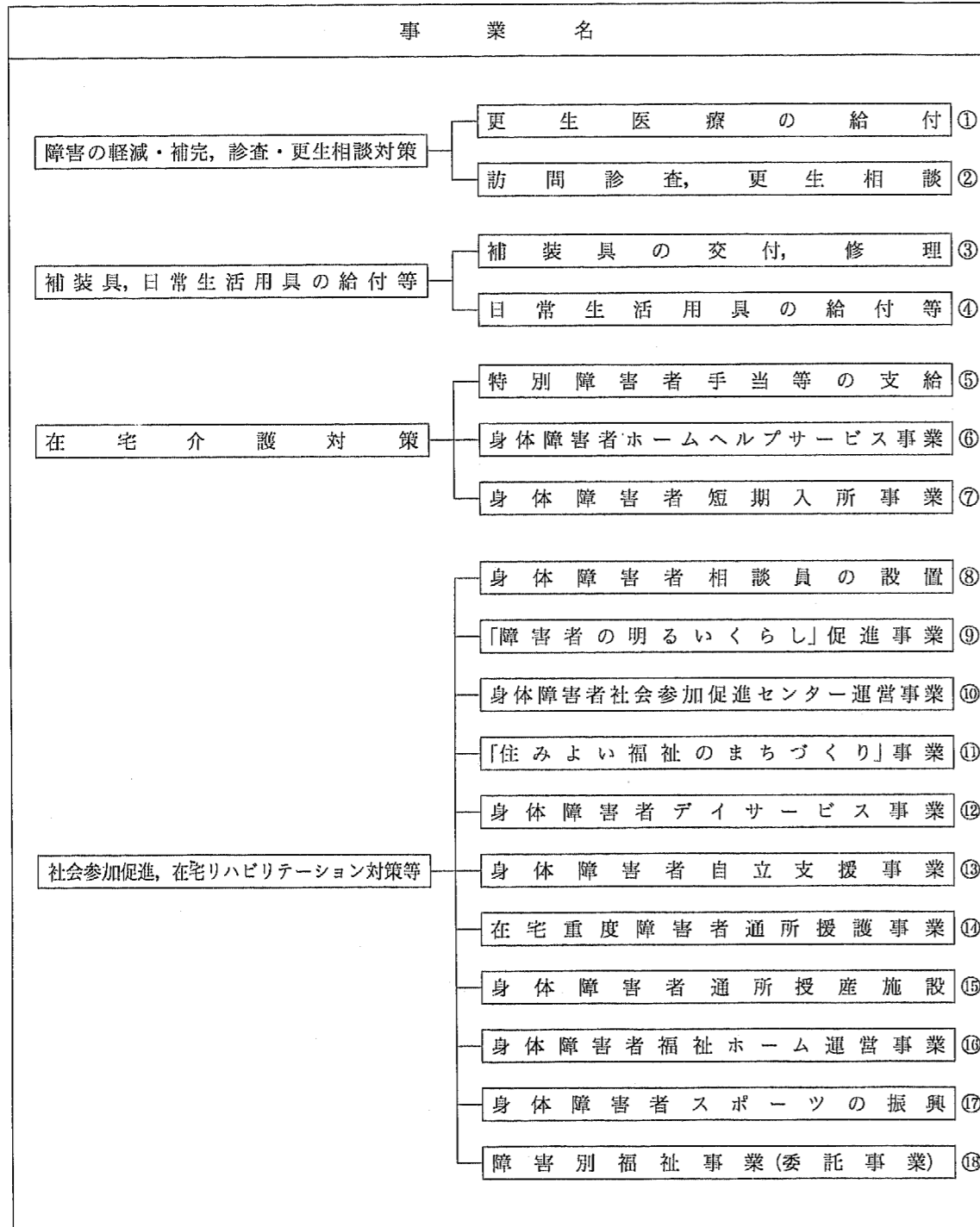
#### ③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。 ●長寿社会開発センターの整備 ●平成元年11月発足 ●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備 ●全都道府県 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業 306市町村(平成5年度予算案)
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成。
都道府県高齢者総合相談センター(シルバー110番)運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。 ○平成元年度より全都道府県に設置
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

### 4 身体障害者福祉対策

#### ① 身体障害者在宅福祉対策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 (喉頭摘出) ガス警報機 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネブライザー (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 24,630円 ・障害児福祉手当(月額) 13,390円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 13,390円
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話及び外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための対策別メニュー事業 (7大事業) ①コミュニケーションの確保等 ②移動 ③生活訓練等 ④生活環境改善 ⑤スポーツ振興 ⑥相談 ⑦啓発・普及
⑩	障害者が自ら積極的に企画した社会参加促進施策が効果的・効率的に推進されるよう、中央と都道府県・指定都市の身体障害者福祉団体に、調整の窓口として設置し、障害者自らによる社会参加施策の推進を図る。
⑪	障害者高齢者等の住みよいまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの体系的実施、市民啓発の各事業を総合的に実施する。
⑫	在宅身体障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行い、その自立と社会参加を促進する。
⑬	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑭	就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の授護事業に対する補助
⑮	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑯	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑰	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑱	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。  
資料：厚生省「厚生白書」

㊦ 身体障害者施設福祉対策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	更生施設	1 肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）
		2 視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）
		3 聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）
		4 内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）
		5 重度身体障害者更生援護施設	重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点において各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）
	生活施設	6 身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		7 身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
		8 身体障害者授産施設	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）
	作業施設	9 重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
		10 身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		11 身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	地域利用施設	12 身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		13 身体障害者福祉センター（B型）	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		14 在宅障害者デイサービス施設	創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設
		15 障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
		16 点字図書館	盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設
		17 点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
		18 聴覚障害者情報提供施設	聴覚障害者への字幕（手話）入りビデオカセットの製作や貸し出し等を行う施設
		19 補装具製作施設	補装具の製作又は修理を行う施設
		20 盲人ホーム	あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設
進行性筋萎縮症者の援護		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。	

資料：厚生省「厚生白書」

5 心身障害児（者）対策

① 在宅福祉対策

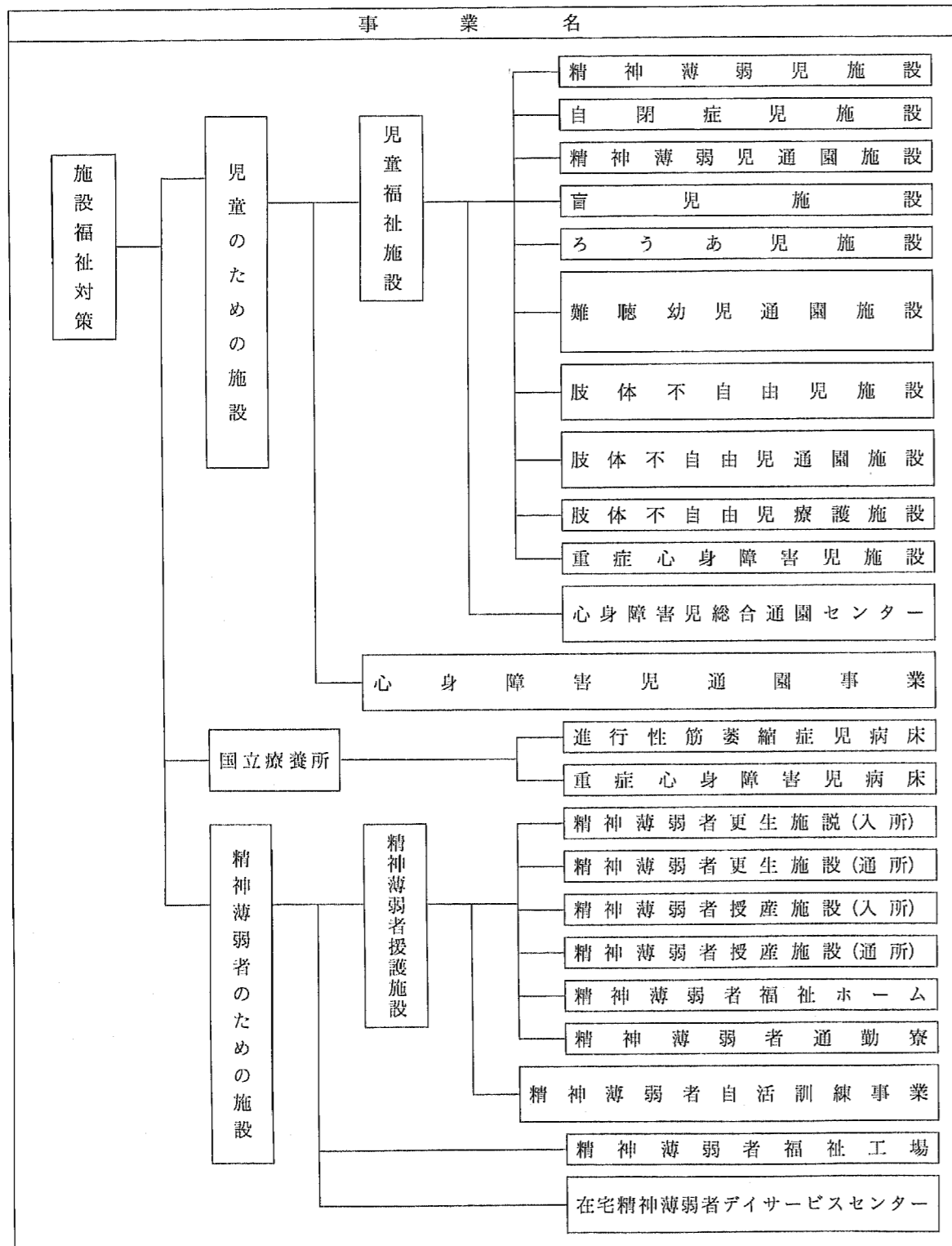
心身障害児・者に対する在宅福祉対策		
施策の種類	心身障害児対策	精神薄弱者対策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	心身障害児各種通園施設・通園事業  重症心身障害児通園モデル事業	精神薄弱者援護施設（通所） 精神薄弱者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 心身障害児・者ホームヘルプサービス事業② 心身障害児・者施設地域療育事業（ショートステイ等）③ 心身障害児・者地域療育拠点施設事業	同 左 同 左 同 左
社会参加		精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 在宅精神薄弱者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥ 精神薄弱者社会自立促進モデル事業
総合的 サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑦ 同 左（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 心身障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある心身障害児・者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣する。
- ③ 施設機能を在宅の心身障害児・者のために活用する。（ショートステイは、保護者が家庭で介護を行うことが困難であるときに、一時的に心身障害児・者を保護するもの）
- ④ 地域で生活する精神薄弱者に対し日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し補助する。
- ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
- ⑦ 精神薄弱（児）者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、精神薄弱（児）者に手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

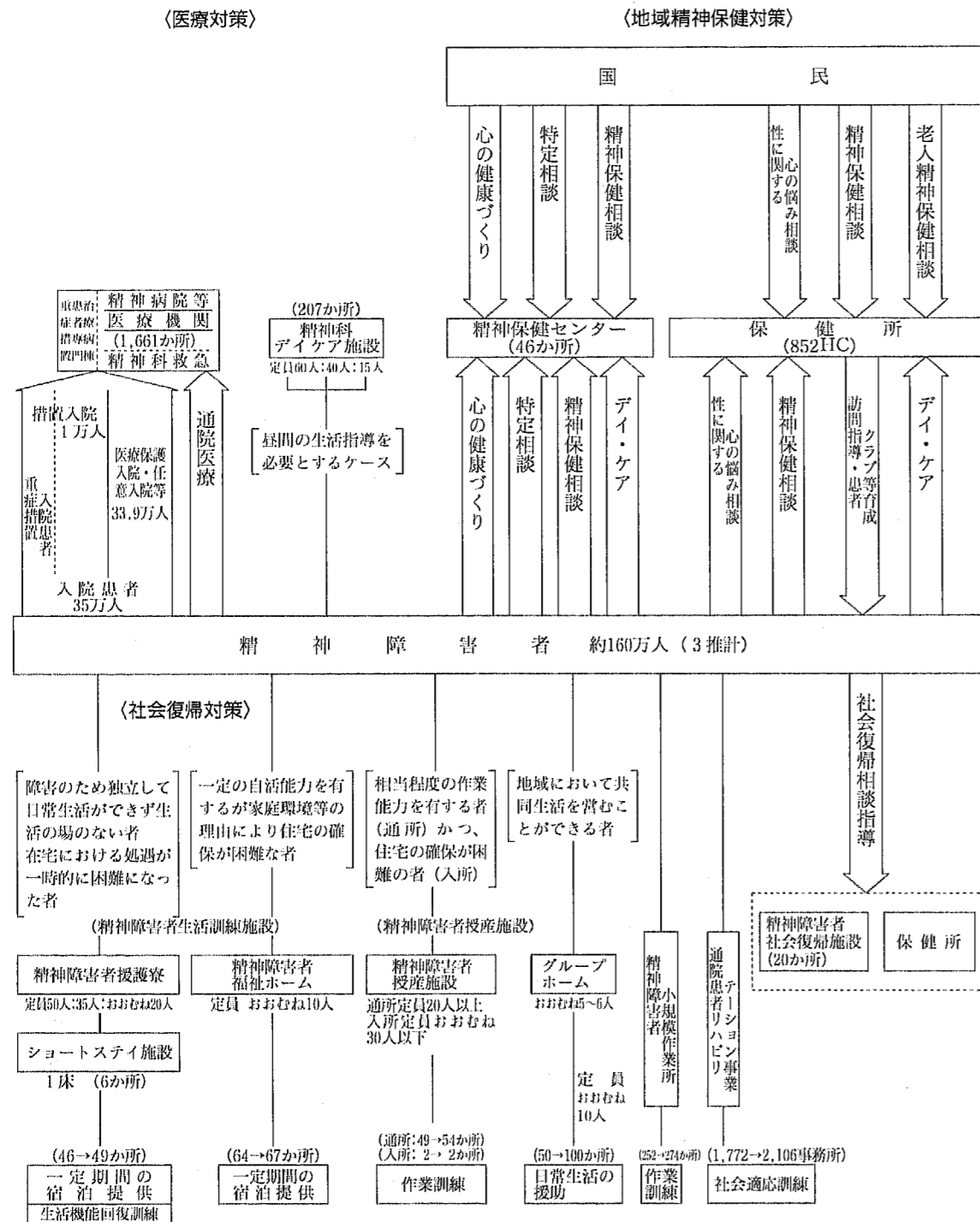
㊤ 心身障害児・者に対する施設福祉対策の概要



資料：厚生省「厚生白書」

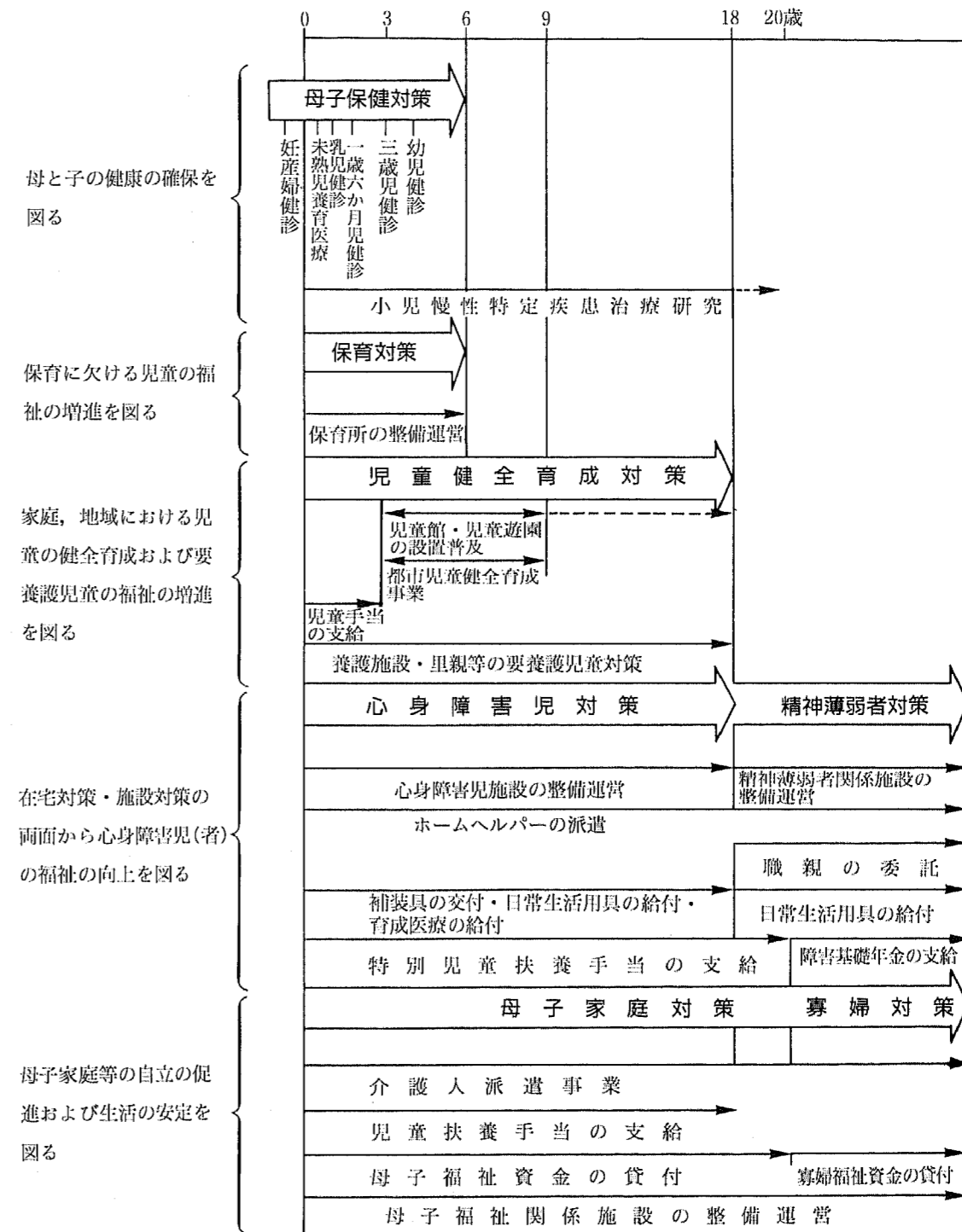
事業の概要
精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
難聴（難聴に伴う言語障害を含む。）の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
肢体不自由施設等を利用することが困難な地域に市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児を入院させて、治療及び日常生活の指導を行う
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
精神薄弱者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している精神薄弱者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図るもの
就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間通所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行うもの
精神薄弱者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、精神薄弱者の社会参加の円滑化を図るもの
一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進するもの
地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とするもの

6 精神障害者対策の概要 (平成6年度)



資料：厚生省大臣官房政策課調

7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧



資料：(財)日本児童問題調査会「目で見える児童福祉」

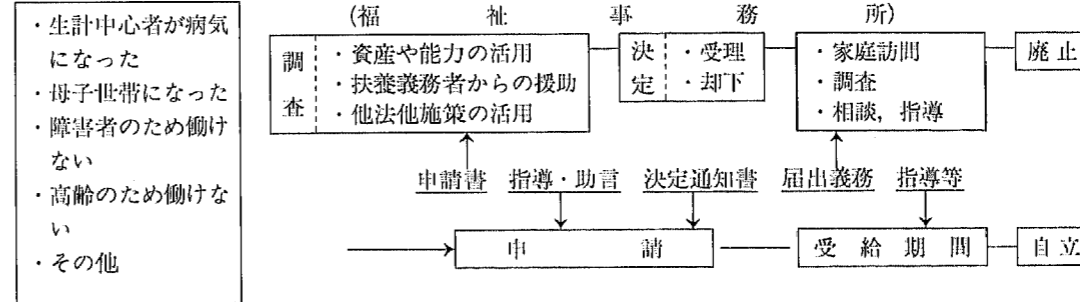
### 8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者 ③福祉手当（経過措置）	3歳未満の児童	原爆の放射能に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある（認定被爆者）	原爆の影響に関係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額（平成5年度）	○児童1人 所得税非課税世帯 39,380円 それ以外 26,530円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 2,000円加算	○児童1人 1級 47,160円 2級 31,440円	①特別障害者手当 24,960円 ②障害児福祉手当 13,580円 ③福祉手当（経過措置） 13,580円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	127,970円	31,440円
所得制限額（収入ベース）（平成5年度）	○本人（2人世帯） 382万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 876万円	○本人（4人世帯） 712.1万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 876万円	①本人・特障（2人世帯） 471.6万円 ②、③本人（6人世帯） 876万円	○児童手当（4人世帯） 358.9万円 ○特例給付（4人世帯） 625万円	なし	○本人・配偶者・扶養義務者（4人世帯） 1,828.07万円

資料：厚生省大臣官房政策課調

### 9 生活保護制度

#### 【生活保護の流れ】



#### 【生活保護費の決め方】

（最低生活費の計算）

$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

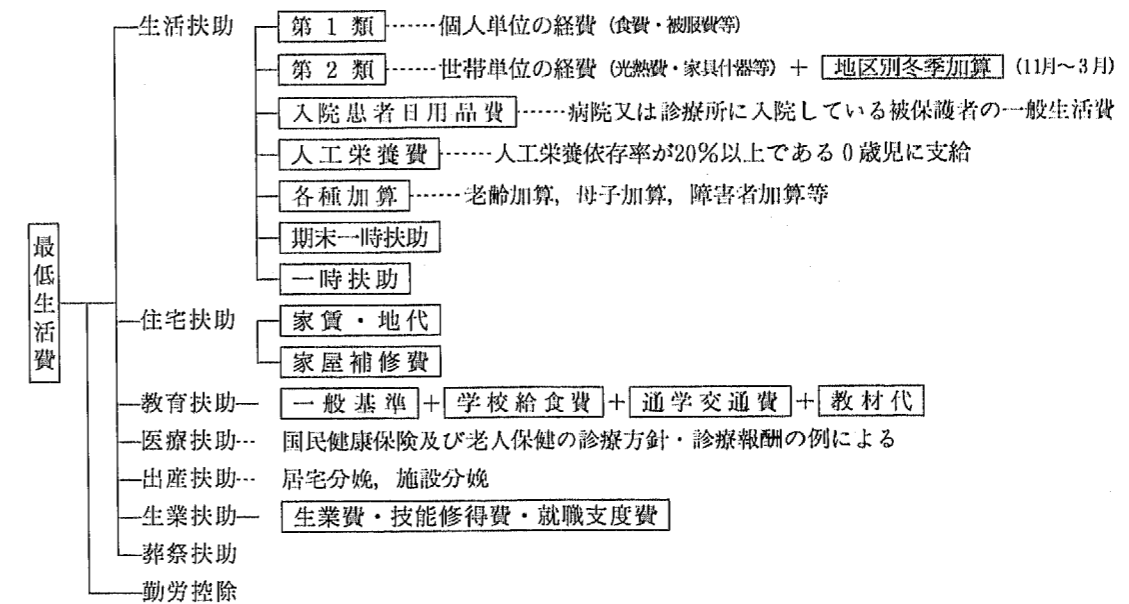
（収入充当額の計算）

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{基礎控除}) = \text{収入充当額}$$

（扶助額の計算）

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

#### 【最低生活費の体系】



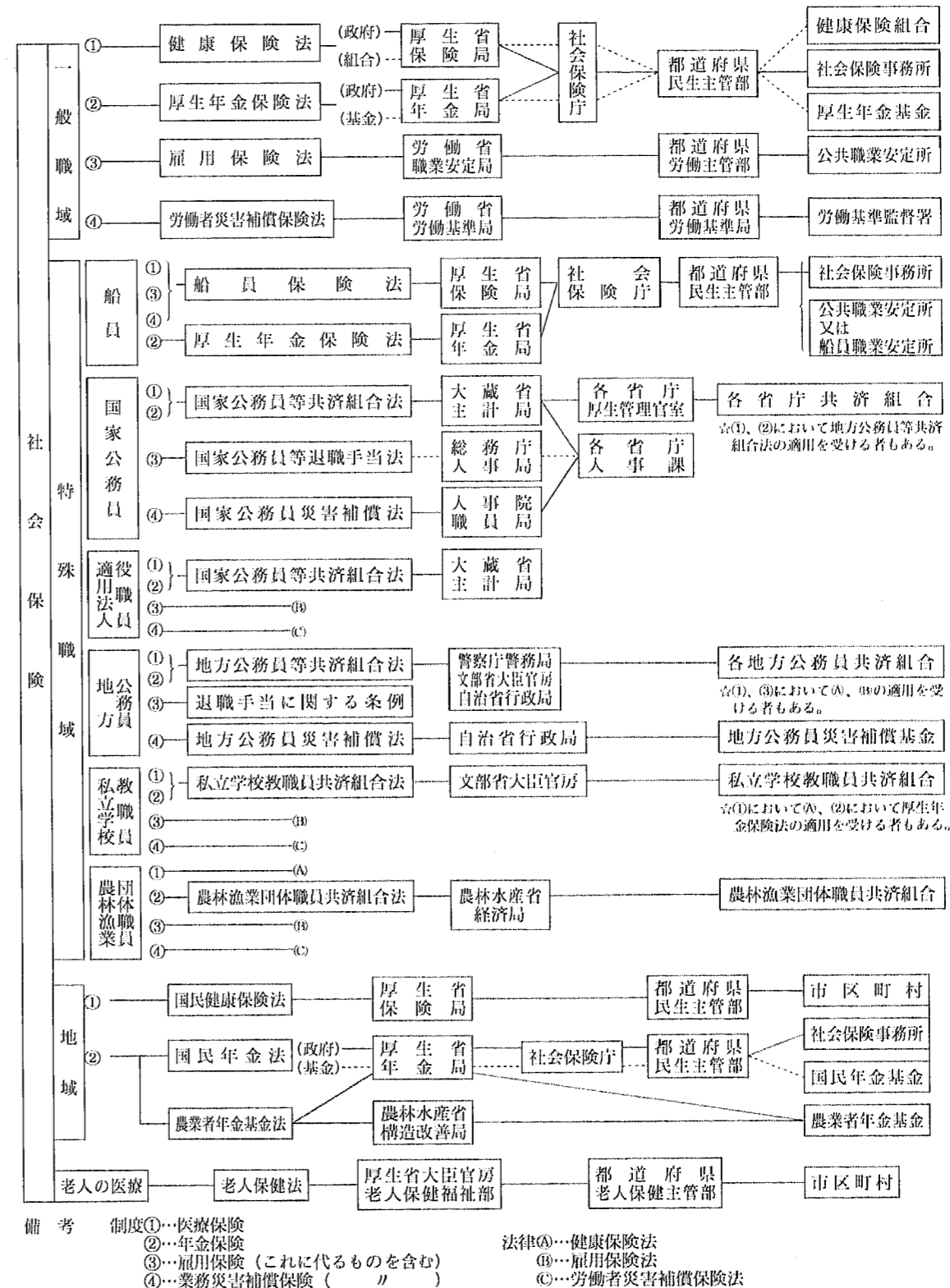
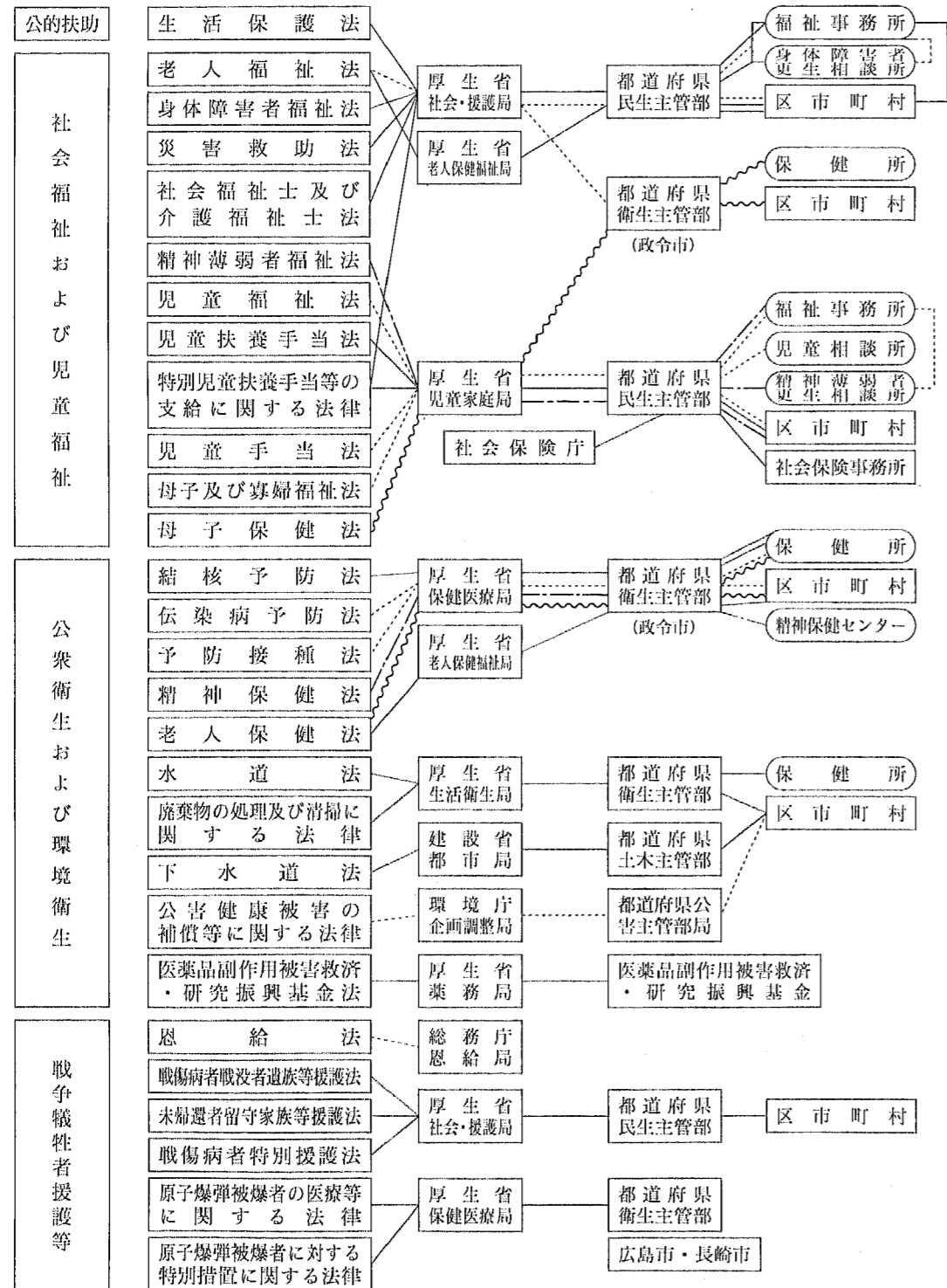
資料：厚生省社会・援護局保護課



(参考)

社会保障制度と行政機構の概略

(平成6年4月1日現在)



備考 制度①…医療保険  
 ②…年金保険  
 ③…雇用保険 (これに代るものを含む)  
 ④…業務災害補償保険 ( " )

法律⑤…健康保険法  
 ⑥…雇用保険法  
 ⑦…労働者災害補償保険法

## 第2節 社会保険各制度の成立経過

### ① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭50	昭60	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)					
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		④		
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)					
	公務員等	国家公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)			国家公務員等 共済組合法
		適役職 用法人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		⑤	
		地方公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)		国家公務員共済組合法 地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)			
	私立学校 教職員			健康保険法(大11.法70)	市町村職員 共済組立法 (昭29.法204)	私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)			
農林漁業 団体職員					健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)				
非被用者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③				

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。  
② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。  
④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。  
⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

㊤ 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者		労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)		
	日雇労働者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)			国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)		厚生年金保険法(昭29.法115)(61.4.1統合)	
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)	国家公務員等共済組合法
		役員 適用法人	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)	⑥
		地方公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)	退職年金条例③	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69) 国家公務員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)	
	私立学校教職員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1.発足) ④		⑤	私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1)		
	農林漁業団体職員			厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)		
	非被用者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1) 農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退恩令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50	昭60

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合されました。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

㊦ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者			健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①	労働者災害扶助責任保険法② (昭16.法55)		労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)	
船員				船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分	
公務員等	国家公務員	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			旧国家公務員共済組合法(昭23.法59)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
	役職人				(業務災害補償に関する協約)	労働者災害補償保険法 (適用昭60.4.1) ④	
	地方公務員				国家公務員共済組合法 (施行昭33.7)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
					市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行 昭42.12.1)	

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

㊧ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者			退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1)①			雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1)②
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員				国家公務員等退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)		
	役職人						雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③
	地方公務員					退職手当に関する条例	

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用

(参考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年～昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
	29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望 " 結核対策の強化改善に関する申入書
昭和30年～昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件 " 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)	

	勸告等
昭和40年～昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ) " 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見) " 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
	48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて 49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)
昭和50年～昭和59年	●50.12.1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)
	●52.12.19 皆年金下の新年金体系
	53.2.10 共済組合制度に関する意見
	54.2.13 共済組合制度に関する意見
	●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—
	●55.12.12 老人保健医療対策について(意見) 56.4.25 老人保健法の制定について(答申)
昭和60年～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	既.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見) 2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かった社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

## 第III部 社会保障関係統計資料編

### 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分	昭和25年 (1950)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成4年 (1992)	平成5年 (1993)	
総人口 (千人)	84,115	94,302	104,665	117,060	123,611	124,452	124,764	
年齢階級別人口 (千人)	0～14歳人口 (%)	29,788 (35.4)	28,434 (30.2)	25,153 (24.0)	27,524 (23.5)	22,544 (18.2)	21,364 (17.2)	20,841 (16.7)
	15～64歳人口 (%)	50,171 (59.6)	60,469 (64.1)	72,119 (68.9)	78,884 (67.4)	86,140 (69.7)	86,845 (69.8)	87,023 (69.8)
	65歳以上人口 (%)	4,155 (4.9)	5,398 (5.7)	7,393 (7.1)	10,653 (9.1)	14,928 (12.1)	16,242 (13.1)	16,900 (13.5)
出生 (千人) 人口千対 注)	2,338 (28.1)	1,606 (17.2)	1,934 (18.8)	1,577 (13.6)	1,222 (10.0)	1,209 (9.8)	1,188 (9.6)	
死亡 (千人) 人口千対 注)	905 (10.9)	707 (7.6)	713 (6.9)	723 (6.2)	820 (6.7)	857 (6.9)	878 (7.1)	
自然増加 (千人) 人口千対 注)	1,433 (17.2)	899 (9.6)	1,221 (11.8)	854 (7.3)	401 (3.3)	352 (2.9)	310 (2.5)	
注) 平均余命 (年)								
男 0歳:65歳	59.57:11.35	65.32:11.62	69.31:12.50	73.35:14.56	75.92:16.22	76.09:16.31	76.25:16.41	
女 0歳:65歳	62.97:13.36	70.19:14.10	74.66:15.34	78.76:17.68	81.90:20.03	82.22:20.31	82.51:20.57	
合計特殊出生率 注)	3.65	2.00	2.13	1.75	1.54	1.50	1.46	

注) 昭和45年以前の数値には、沖縄県を含まない。  
資料：総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」——総人口、年齢階級別人口  
厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」——上記以外

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	昭和61年12月 将来推計人口 〔中位〕	平成4年9月将来推計人口			
		中位	高位	低位	
基準人口	昭和60年10月1日 国勢調査人口	平成2年10月1日国勢調査人口			
平均寿命	昭和60年 平成37年 (1985) (2025) 男74.84 → 77.87 女80.46 → 83.85	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男 75.11 → 78.27 女 82.11 → 85.06			
合計特殊出生率 (最低値)	昭和60年 1.76 (1985) ↓ 昭和61年 1.75 (1986) ↓ 平成37年 2.00 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ ↓ 平成37年 2.09 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成10年 1.36 (1998) ↓ 平成37年 1.45 (2025)	
総人口	平成2(1990)年	124,225千人	123,611千人	123,611千人	123,611千人
	12(2000)年	131,192	127,385	128,457	126,379
	22(2010)年	135,823	130,397	133,739	126,762
	32(2020)年	135,304	128,345	133,820	122,147
	37(2025)年 ピーク	134,642	125,806	132,509	118,289
	102(2090)年	平成25(2013)年 136,030	平成23(2011)年 130,441	平成27(2015)年 134,460	平成18(2006)年 127,135
65歳以上人口比率	平成2(1990)年	11.9%	12.1%	12.1%	12.1%
	12(2000)年	16.3	17.0	16.9	17.2
	22(2010)年	20.0	21.3	20.7	21.9
	32(2020)年	23.6	25.5	24.5	26.8
	37(2025)年 ピーク	23.4	25.8	24.5	27.4
	102(2090)年	平成33(2021)年 23.6	—	平成33(2021)年 24.5	—
老年人口が年少人口を上回る年	平成54(2042)年 24.2	平成57(2045)年 28.4	平成54(2042)年 25.4	平成63(2051)年 33.3	
	—	24.5	21.0	30.6	
	平成19(2007)年	平成9年(1997)年	平成10(1998)年	平成9(1997)年	

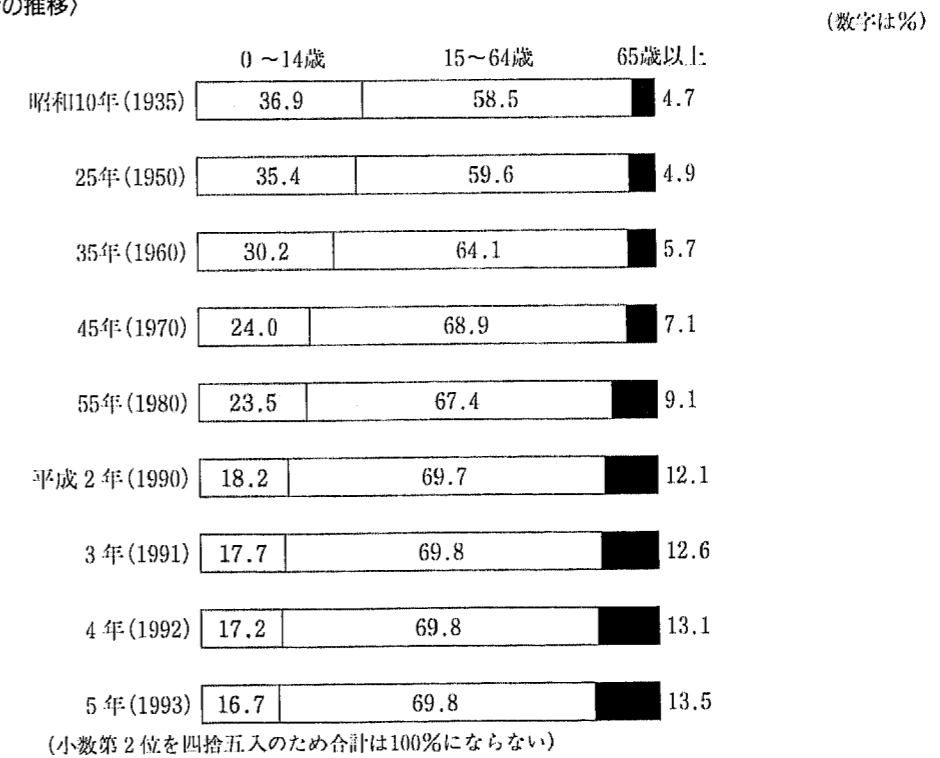
資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和10年(1935)	6,925	36.9	58.5	4.7	63.1
25(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
3(1991)	12,404	17.7	69.8	12.6	25.3
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
平成7年(1995)	12,546	16.0	69.4	14.5	23.1
12(2000)	12,739	15.2	67.8	17.0	22.4
17(2005)	12,935	15.6	65.2	19.1	24.0

資料：平成5年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成7年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成4年9月推計—」の中位推計値。

〈年齢別人口の割合の推移〉





第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	124,764	61,228	63,536	123,788	60,730	63,057
0～4歳	6,093	3,127	2,966	6,050	3,105	2,945
5～9	6,956	3,566	3,390	6,913	3,544	3,369
10～14	7,792	3,995	3,797	7,742	3,969	3,773
15～19	9,265	4,754	4,511	9,206	4,724	4,482
20～24	9,835	5,025	4,811	9,719	4,967	4,751
25～29	8,466	4,289	4,177	8,322	4,213	4,109
30～34	7,852	3,971	3,881	7,730	3,907	3,824
35～39	7,995	4,030	3,965	7,901	3,983	3,919
40～44	10,238	5,138	5,100	10,162	5,099	5,062
45～49	9,497	4,749	4,748	9,437	4,718	4,719
50～54	8,695	4,307	4,388	8,648	4,283	4,365
55～59	7,952	3,897	4,055	7,917	3,879	4,037
60～64	7,228	3,488	3,740	7,203	3,475	3,727
65～69	5,992	2,763	3,229	5,969	2,752	3,218
70～74	4,230	1,691	2,539	4,210	1,681	2,530
75～79	3,161	1,238	1,923	3,150	1,233	1,917
80～84	2,152	778	1,374	2,145	775	1,370
85～89	976	317	658	974	317	657
90歳以上	390	106	284	389	105	283
(再掲)						
0～14歳	20,841	10,688	10,153	20,705	10,618	10,087
15～64	87,023	43,647	43,376	86,245	43,249	42,996
65歳以上	16,900	6,893	10,007	16,837	6,863	9,974

資料：総務庁統計局「平成5年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成2(1990)年	123,611	22,544	86,140	14,928	18.2	69.7	12.1
3(1991)	124,043	21,904	86,557	15,582	17.7	69.8	12.6
4(1992)	124,413	21,365	86,818	16,230	17.2	69.8	13.0
5(1993)	124,767	20,871	87,008	16,889	16.7	69.7	13.5
6(1994)	125,114	20,456	87,100	17,558	16.4	69.6	14.0
7(1995)	125,463	20,103	87,134	18,226	16.0	69.4	14.5
8(1996)	125,821	19,845	87,045	18,930	15.8	69.2	15.0
9(1997)	126,190	19,639	86,908	19,643	15.6	68.9	15.6
10(1998)	126,575	19,474	86,752	20,349	15.4	68.5	16.1
11(1999)	126,974	19,362	86,602	21,010	15.2	68.2	16.5
12(2000)	127,385	19,336	86,350	21,699	15.2	67.8	17.0
13(2001)	127,801	19,404	85,982	22,415	15.2	67.3	17.5
14(2002)	128,215	19,528	85,603	23,084	15.2	66.8	18.0
15(2003)	128,617	19,711	85,236	23,670	15.3	66.3	18.4
16(2004)	128,997	19,945	84,936	24,116	15.5	65.8	18.7
17(2005)	129,346	20,229	84,390	24,726	15.6	65.2	19.1
18(2006)	129,656	20,504	83,705	25,446	15.8	64.6	19.6
19(2007)	129,921	20,756	82,992	26,172	16.0	63.9	20.1
20(2008)	130,135	20,989	82,341	26,805	16.1	63.3	20.6
21(2009)	130,296	21,190	81,656	27,450	16.3	62.7	21.1
22(2010)	130,397	21,348	81,304	27,746	16.4	62.4	21.3
23(2011)	130,441	21,452	81,083	27,907	16.4	62.2	21.4
24(2012)	130,426	21,496	80,125	28,805	16.5	61.4	22.1
25(2013)	130,353	21,476	79,113	29,763	16.5	60.7	22.8
26(2014)	130,222	21,392	78,137	30,693	16.4	60.0	23.6
27(2015)	130,033	21,244	77,404	31,385	16.3	59.5	24.1
28(2016)	129,790	21,039	76,851	31,900	16.2	59.2	24.6
29(2017)	129,496	20,785	76,437	32,273	16.1	59.0	24.9
30(2018)	129,154	20,492	76,139	32,523	15.9	59.0	25.2
31(2019)	128,769	20,170	75,955	32,644	15.7	59.0	25.4
32(2020)	128,345	19,833	75,774	32,738	15.5	59.0	25.5
33(2021)	127,886	19,489	75,645	32,752	15.2	59.2	25.6
34(2022)	127,398	19,151	75,580	32,668	15.0	59.3	25.6
35(2023)	126,885	18,826	75,460	32,599	14.8	59.5	25.7
36(2024)	126,353	18,522	75,286	32,545	14.7	59.6	25.8
37(2025)	125,806	18,247	75,118	32,440	14.5	59.7	25.8
38(2026)	125,246	18,005	74,938	32,304	14.4	59.8	25.8
39(2027)	124,679	17,799	74,710	32,169	14.3	59.9	25.8
40(2028)	124,109	17,634	74,409	32,066	14.2	60.0	25.8
41(2029)	123,541	17,510	74,045	31,986	14.2	59.9	25.9

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成42(2030)年	122,972	17,427	73,551	31,994	14.2	59.8	26.0
43(2031)	122,400	17,383	73,335	31,681	14.2	59.9	25.9
44(2032)	121,827	17,377	72,730	31,720	14.3	59.7	26.0
45(2033)	121,257	17,403	72,100	31,754	14.4	59.5	26.2
46(2034)	120,691	17,456	71,412	31,822	14.5	59.2	26.4
47(2035)	120,132	17,531	70,667	31,933	14.6	58.8	26.6
48(2036)	119,581	17,621	69,857	32,104	14.7	58.4	26.8
49(2037)	119,019	17,718	68,998	32,302	14.9	58.0	27.1
50(2038)	118,447	17,816	68,102	32,528	15.0	57.5	27.5
51(2039)	117,868	17,909	67,239	32,721	15.2	57.0	27.8
52(2040)	117,290	17,989	66,483	32,818	15.3	56.7	28.0
53(2041)	116,715	18,053	65,812	32,850	15.5	56.4	28.1
54(2042)	116,142	18,095	65,235	32,812	15.6	56.2	28.3
55(2043)	115,572	18,112	64,712	32,747	15.7	56.0	28.3
56(2044)	115,003	18,104	64,266	32,633	15.7	55.9	28.4
57(2045)	114,432	18,069	63,872	32,491	15.8	55.8	28.4
58(2046)	113,858	18,008	63,554	32,297	15.8	55.8	28.4
59(2047)	113,281	17,922	63,265	32,094	15.8	55.8	28.3
60(2048)	112,698	17,815	62,991	31,891	15.8	55.9	28.3
61(2049)	112,107	17,691	62,741	31,675	15.8	56.0	28.3
62(2050)	111,510	17,553	62,541	31,416	15.7	56.1	28.2
63(2051)	110,907	17,406	62,402	31,099	15.7	56.3	28.0
64(2052)	110,300	17,255	62,292	30,753	15.6	56.5	27.9
65(2053)	109,688	17,104	62,217	30,368	15.6	56.7	27.7
66(2054)	109,076	16,958	62,174	29,944	15.5	57.0	27.5
67(2055)	108,462	16,822	62,168	29,472	15.5	57.3	27.2
68(2056)	107,858	16,698	62,150	29,010	15.5	57.6	26.9
69(2057)	107,258	16,590	62,111	28,556	15.5	57.9	26.6
70(2058)	106,665	16,502	62,057	28,106	15.5	58.2	26.3
71(2059)	106,084	16,433	61,980	27,671	15.5	58.4	26.1
72(2060)	105,516	16,386	61,871	27,260	15.5	58.6	25.8
73(2061)	104,965	16,360	61,722	26,883	15.6	58.8	25.6
74(2062)	104,432	16,354	61,531	26,547	15.7	58.9	25.4
75(2063)	103,919	16,368	61,295	26,256	15.8	59.0	25.3
76(2064)	103,429	16,400	61,016	26,014	15.9	59.0	25.2
77(2065)	102,965	16,446	60,696	25,823	16.0	58.9	25.1
78(2066)	102,527	16,504	60,343	25,680	16.1	58.9	25.0
79(2067)	102,115	16,570	59,963	25,581	16.2	58.7	25.1
80(2068)	101,728	16,642	59,568	25,519	16.4	58.6	25.1
81(2069)	101,365	16,715	59,166	25,484	16.5	58.4	25.1

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成82(2070)年	101,023	16,785	58,767	25,470	16.6	58.2	25.2
83(2071)	100,700	16,851	58,379	25,469	16.7	58.0	25.3
84(2072)	100,393	16,909	58,010	25,474	16.8	57.8	25.4
85(2073)	100,098	16,957	57,664	25,478	16.9	57.6	25.5
86(2074)	99,815	16,993	57,346	25,476	17.0	57.5	25.5
87(2075)	99,540	17,016	57,059	25,465	17.1	57.3	25.6
88(2076)	99,273	17,025	56,805	25,443	17.1	57.2	25.6
89(2077)	99,011	17,020	56,584	25,407	17.2	57.1	25.7
90(2078)	98,755	17,002	56,397	25,355	17.2	57.1	25.7
91(2079)	98,501	16,972	56,244	25,285	17.2	57.1	25.7
92(2080)	98,249	16,932	56,122	25,196	17.2	57.1	25.6
93(2081)	97,999	16,883	56,030	25,086	17.2	57.2	25.6
94(2082)	97,748	16,828	55,964	24,956	17.2	57.3	25.5
95(2083)	97,496	16,768	55,922	24,806	17.2	57.4	25.4
96(2084)	97,244	16,707	55,899	24,637	17.2	57.5	25.3
97(2085)	96,990	16,647	55,891	24,453	17.2	57.6	25.2
98(2086)	96,737	16,589	55,891	24,256	17.1	57.8	25.1
99(2087)	96,483	16,537	55,896	24,050	17.1	57.9	24.9
100(2088)	96,230	16,491	55,900	23,839	17.1	58.1	24.8
101(2089)	95,980	16,453	55,899	23,627	17.1	58.2	24.6
102(2090)	95,732	16,424	55,889	23,419	17.2	58.4	24.5

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」

第6表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自 然 増 加	
		実 数	率(人口千対)	実 数	率(人口千対)	実 数	率(人口千対)
昭和15年(1940)	*71,933,000	2,115,867	29.4	1,186,595	16.5	929,272	12.9
22(1947)	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25(1950)	*84,114,574	2,337,507	27.1	904,876	10.8	1,432,631	17.0
30(1955)	*90,076,594	1,730,692	19.4	693,523	7.7	1,037,169	11.5
35(1960)	*94,301,623	1,606,041	17.2	706,599	7.5	899,442	9.5
40(1965)	*99,209,137	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.3
45(1970)	*104,665,171	1,934,239	18.8	712,962	6.8	1,221,277	11.7
50(1975)	*111,939,643	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.7
55(1980)	*117,060,396	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*121,048,923	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,184	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,475,936	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)	123,787,597	1,188,317	9.6	878,044	7.1	310,273	2.5

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、\*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口  
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠第4月以後のものである。  
 実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳 児 死 亡		死 産		周 産 期 死 亡		婚 姻		離 婚	
実 数	率(出生千対)	実 数	率(出産千対)	実 数	率(出生千対)	実 数	率(人口千対)	実 数	率(人口千対)
190,509	90.0	102,034	46.0	...	...	666,575	9.3	48,556	0.68
205,360	76.7	123,837	44.2	...	...	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	18,385	11.7	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	16,531	10.8	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	15,303	10.1	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	14,035	9.3	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	12,998	8.7	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	11,470	8.0	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	10,148	7.3	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	9,317	6.9	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	8,508	6.5	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	7,450	6.0	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	7,001	5.7	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	6,544	5.3	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	6,321	5.2	754,441	6.1	179,191	1.45
5,164	4.3	45,087	36.6	5,988	5.0	792,648	6.4	188,303	1.52

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和15年以前、昭和50年以降は沖縄県を含む。  
 5 周産期死亡とは、後期(妊婦8月以後)死産と早期新生児(生後1週未満)死亡を合わせたものである。6 婚姻・離婚の

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

	昭和22年 (1947)	25~27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
男									
歳									
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09	76.25
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61	71.74
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68	66.81
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91	57.02
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29	47.39
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70	37.80
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51	28.61
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08	20.17
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78	12.91
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94	7.09
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86	5.09
90	...	...	...	...	...	3.28	3.51	3.30	3.60
95~	...	...	...	...	...	...	...	2.18	2.52
女									
歳									
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22	82.51
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67	77.96
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72	73.02
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84	63.13
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03	53.30
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29	43.55
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79	34.07
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67	24.94
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13	16.40
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88	9.18
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11	6.50
90	...	...	...	...	...	3.82	4.18	3.98	4.45
95~	...	...	...	...	...	...	...	2.47	2.96

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。

2 平成2年までは完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「平成4年簡易生命表」、「平成5年簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移

死因名	昭和25年 (1950)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
悪性新生物	77.4	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	181.7	187.8	190.3
心疾患	64.2	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	137.2	142.2	145.5
脳血管疾患	127.1	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	96.2	95.6	95.9
肺炎及び 気管支炎	93.2	48.3	49.3	37.3	34.1	33.7	33.7	42.7	60.7	62.0	65.0	70.6
不慮の事故 及び有害作用	39.5	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	26.9	28.1	27.9
自殺	19.6	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.1	16.9	16.5
慢性肝疾患 及び肝硬変	6.8	8.6	9.7	10.0	12.5	13.6	14.2	14.3	13.7	13.7	13.8	13.6
結核	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.7	2.7	2.6

(注) 平成5年(1993)は概数。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
3(1991)	悪性新生物	181.7	心疾患	137.2	脳血管疾患	96.2	肺炎及び気管支炎	62.0	不慮の事故及び有害作用	26.9
4(1992)	悪性新生物	187.8	心疾患	142.2	脳血管疾患	95.6	肺炎及び気管支炎	65.0	不慮の事故及び有害作用	28.1
5(1993)	悪性新生物	190.3	心疾患	145.5	脳血管疾患	95.9	肺炎及び気管支炎	70.6	不慮の事故及び有害作用	27.9

(注) 死亡率は、人口10万対の率である。  
平成5年(1993)は概数。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区 分	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
	推計数(千世帯)	39,417	40,273	40,506	41,210
雇用者・自営業者等の世帯	36,182	36,995	37,416	38,072	38,982
常雇者世帯	23,363	23,448	23,868	24,217	24,908
臨時雇用者世帯	486	626	632	445	623
日雇労働者世帯	347	385	315	201	279
自営業者世帯	5,688	5,750	5,663	5,735	5,626
その他の世帯	6,298	6,786	6,938	7,474	7,546
農耕世帯	3,235	3,278	3,090	3,138	2,844
構成割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	91.8	91.9	92.4	92.4	93.2
常雇者世帯	59.3	58.2	58.9	58.8	59.6
臨時雇用者世帯	1.2	1.6	1.6	1.1	1.5
日雇労働者世帯	0.9	1.0	0.8	0.5	0.7
自営業者世帯	14.4	14.3	14.0	13.9	13.5
その他の世帯	16.0	16.8	17.1	18.1	18.0
農耕世帯	8.2	8.1	7.6	7.6	6.8

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯  
2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯
		推計数(単位：千世帯)				
昭和30年('55)	18,963	479	4,260		8,090	6,135
35('60)	22,476	427	8,362		11,700	1,987
40('65)	25,940	364	8,746	12,874	3,153	802
45('70)	29,887	423	9,460	15,552	3,978	473
50('75)	32,877	414	9,867	18,218	3,870	509
55('80)	35,338	440	11,488	18,642	4,410	358
60('85)	37,226	474	11,803	19,234	5,301	414
平成2年('90)	40,273	407	12,575	20,644	6,111	535
3('91)	40,506	404	12,676	20,791	6,022	613
4('92)	41,210	378	12,704	21,178	6,550	400
5('93)	41,826	391	12,566	22,026	6,399	445
		構成割合(単位：%)				
昭和30年('55)	100.0	2.5	22.5		42.7	32.4
35('60)	100.0	1.9	37.2		52.1	8.8
40('65)	100.0	1.4	33.7	49.6	12.2	3.1
45('70)	100.0	1.4	31.7	52.0	13.3	1.6
50('75)	100.0	1.3	30.0	55.4	11.8	1.6
55('80)	100.0	1.2	32.5	52.8	12.5	1.0
60('85)	100.0	1.3	31.7	51.7	14.2	1.1
平成2年('90)	100.0	1.0	31.2	51.3	15.2	1.3
3('91)	100.0	1.0	31.3	51.3	14.9	1.5
4('92)	100.0	0.9	30.8	51.4	15.9	1.0
5('93)	100.0	0.9	30.0	52.7	15.3	1.1

(注) 1 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。  
2 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」



## 第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区		分		昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
実支出	広義の社会保障	狭義の社会保障	公 的 扶 助	1,433,683	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	
			社 会 福 祉	2,093,404	2,242,570	2,428,482	2,587,988	2,899,370	
			社 会 保 険	37,400,928	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	
			公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,641,661	2,703,576	2,819,249	2,960,681	4,036,812	
			老 人 保 健	5,248,522	5,655,098	6,036,690	6,532,778	7,076,649	
	小 計	45,813,536	47,983,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148			
	恩 戦 争 犠 牲 者 援 護 累 計	給 護	1,930,548	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745		
		計	377,078	398,852	361,995	351,650	348,897		
	社会保障及び関連制度合計				47,862,915	50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082
	出	社 関 連 保 障 制 度 小 計	住 宅 等	242,364	246,553	458,994	487,134	669,517	
雇 用 (失 業) 対 策			99,389	88,526	84,967	79,490	73,775		
小 計			341,753	335,079	543,961	566,624	743,292		

実収入	広義の社会保障	狭義の社会保障	公 的 扶 助	1,433,683	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310
			社 会 福 祉	2,106,145	2,245,909	2,435,358	2,597,813	2,914,547
			社 会 保 険	48,675,494	52,151,617	56,699,506	61,075,774	63,511,491
			公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,641,933	2,703,867	2,819,558	2,961,133	4,037,131
			老 人 保 健	5,268,886	5,691,036	6,197,719	6,516,893	6,983,249
	小 計	56,821,479	60,388,369	65,825,575	70,301,315	74,328,267		
	恩 戦 争 犠 牲 者 援 護 累 計	給 護	1,930,548	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	
		計	377,078	398,852	361,995	351,650	348,897	
	入	社 関 連 保 障 制 度 小 計	住 宅 等	242,364	246,553	458,994	487,134	669,517
			雇 用 (失 業) 対 策	99,389	88,526	84,967	79,490	73,775
小 計			341,753	335,079	543,961	566,624	743,292	
社会保障及び関連制度合計				59,270,858	63,017,492	68,602,595	73,076,779	77,270,201

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区		分		昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
広義の社会保障	狭義の社会保障	公 的 扶 助	1,013,204	1,053,828	1,016,408	1,011,548	1,017,718		
		社 会 福 祉	1,167,427	1,238,292	1,326,445	1,414,880	1,536,500		
		社 会 保 険	8,794,802	9,057,198	8,026,168	8,597,697	8,919,250		
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	1,547,037	1,609,958	1,712,047	1,797,306	2,355,503		
		老 人 保 健	1,034,469	1,111,762	1,212,503	1,300,312	1,471,375		
	小 計	13,556,939	14,071,038	13,293,571	14,121,743	15,300,346			
	恩 戦 争 犠 牲 者 援 護 累 計	給 護	1,724,631	1,697,394	1,687,902	1,679,801	1,678,250		
		計	376,151	398,154	361,157	350,058	347,805		
	社会保障及び関連制度合計				15,960,593	16,465,974	15,652,830	16,470,448	17,746,816
	社 関 連 保 障 制 度 小 計	住 宅 等	242,364	246,553	262,806	275,029	380,340		
雇 用 (失 業) 対 策		60,508	52,835	47,394	43,817	40,075			
小 計		302,872	299,388	310,200	318,846	420,415			

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区		分		昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
社 国 民 保 障 所 得 関 係 費 用 割 合	狭義の社会保障	実支出	15.1	15.0	14.9	15.1	16.5	
		実収入	18.9	18.9	19.2	19.6	20.7	
	広義の社会保障	実支出	15.9	15.7	15.5	15.7	17.1	
		実収入	19.7	19.6	19.8	20.2	21.3	
	社会保障及び関連制度合計	実支出	16.0	15.8	15.7	15.8	17.3	
		実収入	19.8	19.7	20.0	20.4	21.5	
国 庫 財 政 占 割 合	狭義の社会保障	22.1	21.4	19.2	20.0	21.7		
	広義の社会保障	25.5	24.5	22.1	22.9	24.6		
	社会保障及び関連制度合計	26.0	25.0	22.6	23.3	25.2		

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。  
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。

第19表 平成4年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)

(単位 百万円)

Table with 5 columns: 区, 分, 実 (医療給付費, その他給付費, 施設整備費), 支 (施設運営費). Rows include categories like I 公的扶助, II 社会的福祉, III 社会保健, IV 衛生及び医療, V 老人保健, VI 恩給, VII 戦没者遺族年援金, VIII 住宅, IX 雇用対策.

(注) 老人保健拠出金の「III社会保険」と「V老人保健」での重複相当額は控除(実支出・実収入とも)して計上した。(「III社

Table with 12 columns: 出 (事務費, その他, 合計), 実収 (国庫負担, 地方負担, その他), 入 (合計). Rows correspond to the categories in the left table, showing detailed financial flows.

会保険」の実支出の「その他」、「合計」欄の( )内の数値は、老人保健拠出金を含めたものである。



第20表 平成4年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出								実 国庫負担
	医療 給付費	その他 給付費	施設 整備費	施設 運営費	事務費	拠出金	その他	合 計	
社会保険合計	12,753,299	27,997,651	426,823	174,870	1,045,821	4,471,461	1,445,543	(43,844,007) 48,315,463	8,919,250
16 政府管掌 健康保険	3,739,495	412,403	59,429	60,090	68,805	1,657,570	79,163	6,076,956	921,239
17 組合管掌 健康保険	2,821,058	401,344	93,037	64,578	128,825	1,405,925	125,909	5,040,678	5,443
19 国民健康保険	4,810,168	93,102	51,448	—	232,858	1,530,806	246,641	6,965,023	2,639,251
20 厚生年金保険	—	12,151,450	69,249	1,685	85,599	5,510,192	1,914,438	19,732,613	2,647,064
21 厚生年金基金	—	678,155	—	11,047	52,515	—	127,835	869,552	38,514
22 国民年金	—	5,504,039	9,972	—	169,851	0	3,422,910	9,106,772	1,537,854
23 農業者年金 基金	—	230,626	—	—	5,096	—	1,573	237,295	108,954
24 雇用保険	—	1,347,867	117,690	28,572	168,740	—	120,785	1,783,654	255,522
25 政府職員等失 業者退職手当	—	1,249	—	—	6	—	—	1,254	1,254
26 労働者災害 補償保険	276,300	707,859	23,324	8,319	87,509	—	67,393	1,170,704	1,307
27 公務災害補償	11,994	17,936	—	—	442	—	1	30,373	—
28 船員保険	39,486	25,104	2,673	578	3,218	16,030	874	87,962	6,441
29 国家公務員等 共済組合 (各省各庁組合)	215,865	1,438,676	—	—	7,010	664,692	8,213	2,334,456	683,033
30 国家公務員等 共済組合 (適用法人組合)	110,236	1,244,570	—	—	3,942	309,717	6,379	1,674,845	567
31 地方公務員等 共済組合	644,041	3,336,282	—	—	24,822	1,890,805	481,172	6,377,122	—
32 私立学校教職 員共済組合	84,655	129,737	—	—	3,552	180,306	3,512	401,762	27,935
33 農林漁業団体 職員共済組合	—	277,252	—	—	3,031	188,928	349	469,560	44,872

(注) 1 「20 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」  
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、  
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、  
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の( )内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。

地方 負担	収 入				実収入と 実支出の 差 額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
	保 険 料	運 用 入	そ の 他	合 計		借 入 金 還 借 受	積 立 金 等 入 繰 入	借 入 金 入 受	積 立 金 入 受	前 年 度 繰 入 金 受 入
2,316,887	42,013,356	8,926,550	1,335,448	63,511,491	15,196,023	1,480,125	21,169,785	1,479,228	453,745	5,520,913
—	5,167,115	60,257	34,881	6,183,492	106,536	1,479,228	106,536	1,479,228	—	—
—	4,859,741	—	312,510	5,177,694	137,016	897	316,518	—	81,000	99,398
540,793	2,864,434	—	883,780	6,928,258	△36,765	—	313,050	—	36,795	313,020
—	14,955,011	4,955,417	4,303,557	26,861,047	7,128,435	—	7,128,435	—	—	—
—	2,695,247	1,231,556	9,698	3,975,016	3,105,463	—	5,185,532	—	—	2,080,069
—	1,541,601	329,929	6,560,747	9,970,131	863,359	—	1,932,314	—	—	1,068,955
—	70,676	18,610	77	198,317	△38,978	—	—	—	—	38,978
—	1,906,060	262,564	8,211	2,432,357	648,703	—	1,675,795	—	—	27,093
—	—	—	—	1,254	0	—	—	—	—	—
—	1,732,722	152,047	19,690	1,905,766	735,062	—	1,074,323	—	335,950	3,310
—	30,292	—	1,048	31,340	967	—	967	—	—	—
—	100,288	3,627	4,513	114,869	26,906	—	27,668	—	—	762
—	1,086,448	356,275	567,301	2,693,058	358,602	—	358,602	—	—	—
—	1,208,508	110,769	475,264	1,795,108	120,264	—	120,264	—	—	—
1,768,277	3,238,952	1,248,995	1,918,873	8,175,047	1,797,925	—	1,906,789	—	—	108,864
7,868	305,216	105,976	115,930	562,926	161,164	—	1,941,628	—	—	1,780,464
—	251,044	90,528	164,480	550,924	81,364	—	81,364	—	—	—

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。





第23表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）

（金額 単位 百万円 構成比 単位 %）

区分	狭義の社会保障					広義の		
	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	
実支出	合計	45,313,536	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	47,621,162	50,258,039
	給付費	39,433,413	41,826,934	44,095,142	46,689,558	50,346,547	41,727,136	44,107,407
	施設整備費	2,444,103	2,425,038	2,489,128	2,666,035	3,832,450	2,445,079	2,425,073
	施設運営費	539,325	605,668	711,543	772,632	848,731	540,317	606,820
	事務費	1,960,716	2,119,758	2,324,968	2,569,416	2,720,780	1,972,651	2,132,142
	その他	935,979	986,597	1,473,598	1,411,280	1,461,642	935,979	986,597
実収入	合計	56,621,479	60,388,369	65,825,575	70,301,315	74,328,267	58,929,105	62,682,413
	国庫負担	13,556,939	14,071,038	13,293,571	14,121,743	15,300,346	15,657,721	16,166,586
	地方負担	4,773,849	4,967,256	4,997,238	5,238,858	6,234,670	4,965,048	5,150,810
	保険料	29,916,576	32,651,419	37,532,165	40,362,590	42,013,356	29,961,576	32,651,419
	運用収入	7,166,624	7,432,476	8,041,304	8,698,358	8,926,550	7,166,624	7,432,476
	その他	1,162,491	1,266,180	1,961,297	1,879,765	1,853,347	1,178,136	1,281,122
実支出 構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	87.0	87.2	86.3	86.3	85.0	87.6	87.8
	施設整備費	5.4	5.0	4.9	4.9	6.5	5.1	4.8
	施設運営費	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.1	1.2
	事務費	4.3	4.4	4.6	4.7	4.6	4.2	4.2
	その他	2.2	2.1	2.9	2.6	2.5	2.0	2.0
実収入 構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	23.9	23.3	20.2	20.1	20.6	26.6	25.8
	地方負担	8.4	8.2	7.6	7.5	8.4	8.4	8.2
	保険料	52.9	54.1	57.0	57.4	56.5	50.8	52.1
	運用収入	12.7	11.3	12.2	12.4	12.0	12.2	11.9
	その他	2.1	3.1	3.0	2.7	2.5	2.0	2.0

社会保障			社会保障及び関連制度合計				
2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
53,327,438	56,317,758	61,408,790	47,962,915	50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082
46,314,764	48,882,925	52,533,367	41,739,363	44,118,032	46,326,260	48,892,194	52,541,554
2,489,346	2,668,023	3,832,662	2,687,598	2,671,786	2,948,504	3,155,359	4,502,444
712,831	774,112	850,312	553,595	616,500	718,425	779,666	855,866
2,336,899	2,581,422	2,730,807	1,976,216	2,135,596	2,339,675	2,583,764	2,732,895
1,473,598	1,411,280	1,461,642	1,006,143	1,051,204	1,538,535	1,473,402	1,519,323
68,058,634	72,510,155	76,526,909	59,270,858	63,017,492	68,602,595	73,076,779	77,270,201
15,342,630	16,151,602	17,326,401	15,960,593	16,465,974	15,652,830	16,470,448	17,746,816
5,167,147	5,404,430	6,394,378	5,003,929	5,186,501	5,400,908	5,652,208	6,717,255
37,532,165	40,362,590	42,013,356	29,961,576	32,651,419	37,532,165	40,362,590	42,013,356
8,041,304	8,698,358	8,926,550	7,166,624	7,432,476	8,041,304	8,698,358	8,926,550
1,975,388	1,893,174	1,866,226	1,178,136	1,281,122	1,975,388	1,893,174	1,866,226
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
86.8	86.8	85.5	87.0	87.2	86.0	86.0	84.5
4.7	4.7	6.2	5.6	5.3	5.5	5.5	7.2
1.3	1.4	1.4	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4
4.4	4.6	4.4	4.1	4.2	4.3	4.5	4.4
2.8	2.5	2.4	2.1	2.1	2.9	2.6	2.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22.5	22.3	22.6	27.0	26.1	22.8	22.5	23.0
7.6	7.5	8.4	8.4	8.2	7.9	7.7	8.7
55.1	55.7	54.9	50.6	51.8	54.7	55.2	54.4
11.8	12.0	11.7	12.1	11.8	11.7	11.9	11.6
2.9	2.6	2.4	2.0	2.0	2.9	2.6	2.4

第24表 社会保険収支(決算)の推移

(単位 百万円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	実収入 48,675,494	52,151,617	56,699,506	61,075,774	63,511,491
	実支出 37,400,928	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469
	実収入と実支出の差額 11,274,566	12,384,806	14,562,982	16,198,005	15,196,023
医療保険	実収入 15,289,235	16,305,911	17,598,929	18,723,541	19,510,428
	実支出 15,317,639	16,039,866	16,855,196	17,816,112	19,147,366
	実収入と実支出の差額 △28,404	266,045	743,733	907,429	363,062
年金保険	実収入 30,002,607	32,127,286	34,960,073	37,808,566	39,483,212
	実支出 19,337,855	20,921,067	22,238,137	24,257,276	26,065,050
	実収入と実支出の差額 10,664,752	11,206,219	12,721,936	13,551,290	13,418,162
雇用保険	実収入 1,972,723	2,094,542	2,301,568	2,541,182	2,445,326
	実支出 1,616,688	1,635,494	1,518,231	1,547,098	1,792,283
	実収入と実支出の差額 356,035	459,048	783,337	994,084	653,043
業務災害補償保険	実収入 1,306,039	1,515,485	1,721,400	1,875,667	1,937,106
	実支出 1,048,035	1,084,013	1,115,535	1,160,942	1,201,077
	実収入と実支出の差額 258,004	431,472	605,865	714,725	736,029

(注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門(職務上傷病を含む。)、共済組合の短期経理を掲げた。  
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。  
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。  
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。  
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率

(単位 10億円, 昭和45年度=1)

昭和45年度 (1970)	昭和50年度 (1975)	昭和55年度 (1980)	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	構成 比 %	前年度 増減額	対前年度 伸び率
1,672	5,581	11,428	13,868	15,653	16,470	17,747	23.0	1,277	1.08
457	1,438	3,043	3,974	5,401	5,652	6,717	8.7	1,065	1.19
3,184	8,961	17,345	25,797	37,532	40,363	42,013	54.4	1,650	1.04
514	1,566	3,524	6,958	10,017	10,592	10,793	14.0	215	1.02
5,827	17,546	35,340	50,597	68,603	73,077	77,270	100	4,193	1.06
277	690	1,179	1,538	1,352	1,345	1,353	2.2	8	1.01
167	1,121	2,111	1,996	2,428	2,588	2,899	4.7	311	1.12
2,848	9,535	20,728	27,837	38,458	40,682	43,844	70.5	3,162	1.08
343	924	2,270	2,369	2,819	2,960	4,037	6.5	1,077	1.36
—	—	—	4,136	6,037	6,533	7,077	11.4	544	1.08
3,636	12,270	26,288	37,876	51,094	54,109	59,210	95.3	5,101	1.09
324	794	1,721	1,934	1,871	1,857	1,850	3.0	△7	1.00
63	134	270	319	362	352	349	0.6	△3	0.99
4,023	13,198	28,279	40,129	53,327	56,318	61,409	98.8	5,091	1.09
88	225	318	314	459	487	670	1.1	182	1.38
74	108	144	112	85	79	74	0.1	△5	0.94
162	334	463	426	544	567	743	1.2	177	1.31
4,184	13,531	28,742	40,555	53,871	56,884	62,152	100	5,268	1.09
3,429	11,334	24,301	34,957	46,326	48,892	52,542	84.5	3,650	1.07
329	955	2,416	2,570	2,949	3,155	4,502	7.2	1,347	1.43
168	578	930	733	718	780	856	5.1	76	1.10
259	664	1,095	2,296	3,878	4,057	4,252	6.8	195	1.05
1,643	4,015	6,597	10,042	14,732	16,192	15,118	—	△1,074	0.93

< > は昭和60年度を1とした場合の数値である。  
 の上段の ( ) は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

区 分
公 庫 負 担
地 方 負 担
保 險 料
運 用 収 入 等
合 計
公 的 扶 助
狭 義 の 社 会 保 険
社 会 福 祉
公 衆 衛 生 及 び 医 療
老 人 保 健
計
恩 給
職 争 犠 牲 者 援 護
小 計
社 会 保 障 及 び 制 度 合 計
性 質 別 内 訳
給 付 費
施 設 整 備 費
施 設 運 営 費
事 務 費 等
実 収 入 と 実 支 出 の 差

(注) 1 老人保健の  
 2 「社会保険」

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区 分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	568,844	621,521
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	13.6	14.9
社会保障給付費	35,239	116,726	246,044	356,440	471,208	501,027	538,461
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	14.2	15.3
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	403,362	—
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	6.8	—
一般会計歳出(決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	705,472	704,974
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	8.6	8.6
一般歳出(当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	370,365	386,988
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	6.2	6.5
社会保障関係費(決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	121,500	127,557
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	10.5	11.1
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,595,898	3,428,725	3,588,500	3,599,301
	1	2.0	3.3	4.3	5.6	5.9	5.9
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,253,705	4,353,616	4,590,187	4,701,166
	1	2.0	3.3	4.3	5.8	6.1	6.3
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.6	236.8	271.0	289.9	299.4	304.3

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

資料：社会保障給付費…社会保障研究所  
 行政投資額…自治省地域政策室(行政投資実績)  
 一般会計歳出 } 大蔵省  
 一般歳出 }  
 社会保障関係費 }  
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所  
 国民総生産 } (国民経済計算年報)  
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

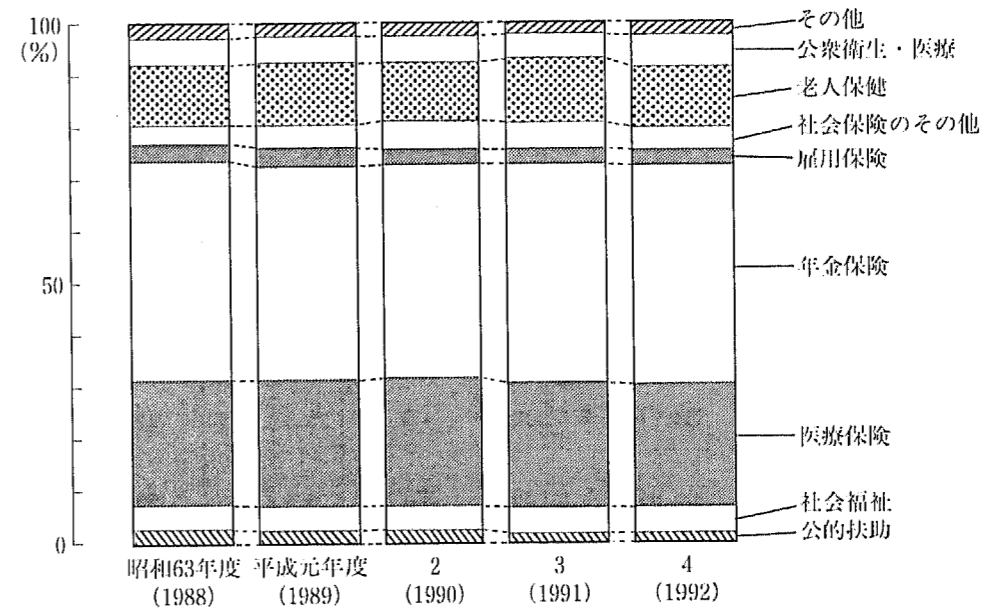
(単位 %)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公 的 扶 助	3.0	2.8	2.5	2.4	2.2
社 会 福 祉	4.4	4.4	4.6	4.5	4.7
社 会 保 険	70.7	71.1	71.3	71.5	70.5
医 療 保 険	24.6	24.2	24.4	23.9	23.6
年 金 保 険	40.3	41.4	41.3	42.6	41.9
雇 用 保 険	3.4	3.2	2.8	2.7	2.9
そ の 他 <sup>(注1)</sup>	2.4	2.3	2.8	2.2	1.9
公 衆 衛 生・医 療	5.5	5.3	5.2	5.2	6.5
老 人 保 健	10.9	11.2	11.2	11.5	11.4
そ の 他	5.5	5.2	5.2	4.9	4.7
恩 給	4.0	3.7	3.5	3.3	3.0
そ の 他 <sup>(注2)</sup>	1.5	1.5	1.7	1.6	1.8

(注) 1 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。

2 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。

3 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



### 第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	金額	仲率	金額	仲率	対国民所得比	金額	仲率	対国民所得比	金額	仲率	対国民所得比
昭和45年 (1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	116,726	31.3	9.4	118,260	30.2	9.5
55 (1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	246,044	12.3	12.3	249,082	12.3	12.5
60 (1985)	2,595,898	6.6	405,548	6.8	15.6	356,440	6.1	13.7	357,639	6.3	13.8
61 (1986)	2,693,947	3.8	437,858	8.0	16.3	385,944	8.3	14.3	387,428	8.3	14.4
62 (1987)	2,817,375	4.6	463,831	5.9	16.5	406,605	5.4	14.4	409,071	5.6	14.5
63 (1988)	2,995,894	6.3	479,629	3.4	16.0	422,843	4.0	14.1	426,030	4.1	14.2
平成元年 (1989)	3,202,186	6.9	505,931	5.5	15.8	446,483	5.6	14.0	450,226	5.7	14.1
2 (1990)	3,428,725	7.1	538,714	6.5	15.7	471,208	5.5	13.7	474,535	5.4	13.8
3 (1991)	3,588,500	4.7	568,844	5.6	15.9	501,027	6.3	14.0	503,850	6.2	14.0
4 (1992)	3,599,301	0.3	621,521	9.3	17.3	538,961	7.5	15.0	537,581	6.7	14.9

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。  
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。  
 3 社会保障給付費は、社会保障研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	昭和63年度	平成元年度	2	3	4
		(1988)	(1989)	(1990)	(1991)	(1992)
総計		42,284,334	44,648,329	47,120,815	50,102,720	53,846,120
給 付 費	医療保険	10,625,133	11,057,150	11,554,230	12,208,723	13,186,049
	老人保健	5,057,697	5,457,648	5,827,669	6,302,277	6,791,681
	年金保険	18,721,929	20,263,772	21,794,733	23,380,032	25,190,574
	雇用保険	1,055,817	989,748	975,901	1,055,294	1,253,121
	業務災害補償	903,452	912,410	927,422	950,955	973,191
	家族手当	449,985	446,506	444,937	443,920	526,733
	生活保護	1,367,434	1,345,671	1,292,778	1,282,656	1,300,998
	社会福祉	1,422,690	1,539,400	1,670,592	1,844,340	1,978,963
	公衆衛生	531,003	537,199	558,658	582,263	601,554
	恩給	1,899,800	1,865,089	1,849,027	1,835,660	1,830,506
	戦争犠牲者援護	249,394	233,736	224,869	216,598	212,751

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。  
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。  
 資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
1 社会 保 障 給 付	36,309.5	38,623.4	40,968.8	43,684.0	46,844.9
(1)特 別 会 計	18,050.1	19,282.8	20,574.2	22,068.3	24,015.6
①厚生保険(除児童手当)	11,908.1	12,953.8	14,042.2	15,126.8	16,288.8
a 健康・日雇健康保険	3,145.6	3,331.0	3,546.1	3,810.6	4,149.4
b 厚 生 年 金	8,762.5	9,622.8	10,496.1	11,316.2	12,139.4
②国 民 年 金	4,164.4	4,413.3	4,620.7	4,930.2	5,500.2
③労 働 保 険	1,902.1	1,847.7	1,847.0	1,948.3	2,162.8
a 労 災 保 険	865.5	873.7	884.5	905.9	922.8
b 雇 用 保 険	1,036.6	974.1	962.4	1,042.5	1,240.0
④船 員 保 険	75.5	67.9	64.4	63.1	63.8
(2)国 民 健 康 保 険	4,069.3	4,233.6	4,375.0	4,563.1	4,759.3
(3)老 人 保 健 医 療	4,989.3	5,380.4	5,740.8	6,205.7	6,653.1
(4)共 済 組 合	6,066.0	6,445.3	6,798.4	7,145.3	7,504.0
①国家公務員共済組合	1,313.0	1,414.2	1,490.3	1,572.1	1,652.7
②地方公務員共済組合	3,125.0	3,324.1	3,526.2	3,749.4	3,913.2
③田公共企業体職員共済組合	1,247.6	1,294.3	1,328.6	1,322.6	1,397.7
④そ の 他	380.4	412.7	453.3	501.2	540.4
(5)組 合 管 掌 健 康 保 険	2,371.4	2,461.6	2,578.8	2,758.6	2,891.9
(6)児 童 手 当	153.0	143.9	138.5	136.7	176.9
(7)基 金	610.3	675.8	763.1	806.3	844.1
①年 金 基 金	568.6	638.5	732.7	773.1	812.3
②災 害 補 償 基 金	41.7	37.3	30.4	33.2	31.7
2 社 会 扶 助 金	6,285.0	6,390.6	6,475.7	6,691.2	6,903.4
う ち 恩 給	1,913.9	1,878.3	1,861.7	1,846.7	1,842.8
3 無 基 金 雇 用 者 福 祉 給 付	8.5	8.6	9.1	9.9	9.8
う ち 公 務 災 害 補 償	8.3	8.5	8.9	9.8	9.7
合 計	42,603.0	45,022.6	47,453.5	50,385.0	53,758.1

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成3年度 (1991)	4 (1992)	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	501,027 (100.0)	538,461 (100.0)	37,434	7.5
医 療	193,254 (38.6)	207,613 (38.6)	14,360	7.4
年 金	258,327 (51.6)	276,482 (51.3)	18,155	7.0
そ の 他	49,446 (9.9)	54,366 (10.1)	4,920	9.9

(注) ( ) 内は構成割合である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成3年度 (1991)	4 (1992)	対前年度伸び率
社会 保 障 給 付 費	501,027 億円	538,461 億円	7.5 %
年 金 保 険 給 付 費	233,800 億円	251,906 億円	7.7 %
老人保健(医療分)給付費	61,976	66,685	7.6
老人福祉サービス給付費	6,552	7,456	13.8
計	302,328 (60.3)	326,047 (60.6)	7.8
60 歳 以 上 人 口	2,251 万人	2,332 万人	3.6 %
65 歳 以 上 人 口	1,558	1,624	4.2
70 歳 以 上 人 口	1,015	1,052	3.6
75 歳 以 上 人 口	624	647	3.6

(注) 1 ( ) 内は社会保障給付費に占める割合である。

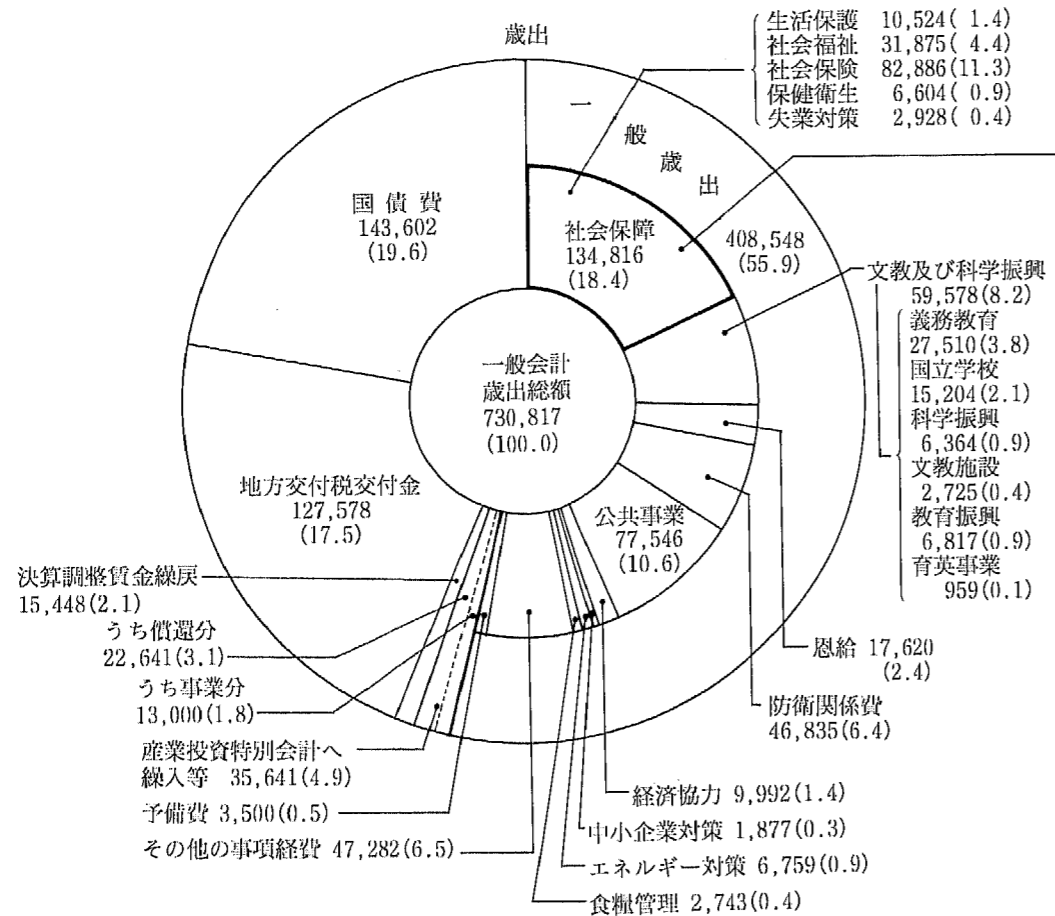
2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」



第33表 平成6年度一般会計予算の内訳

(単位 億円・%)

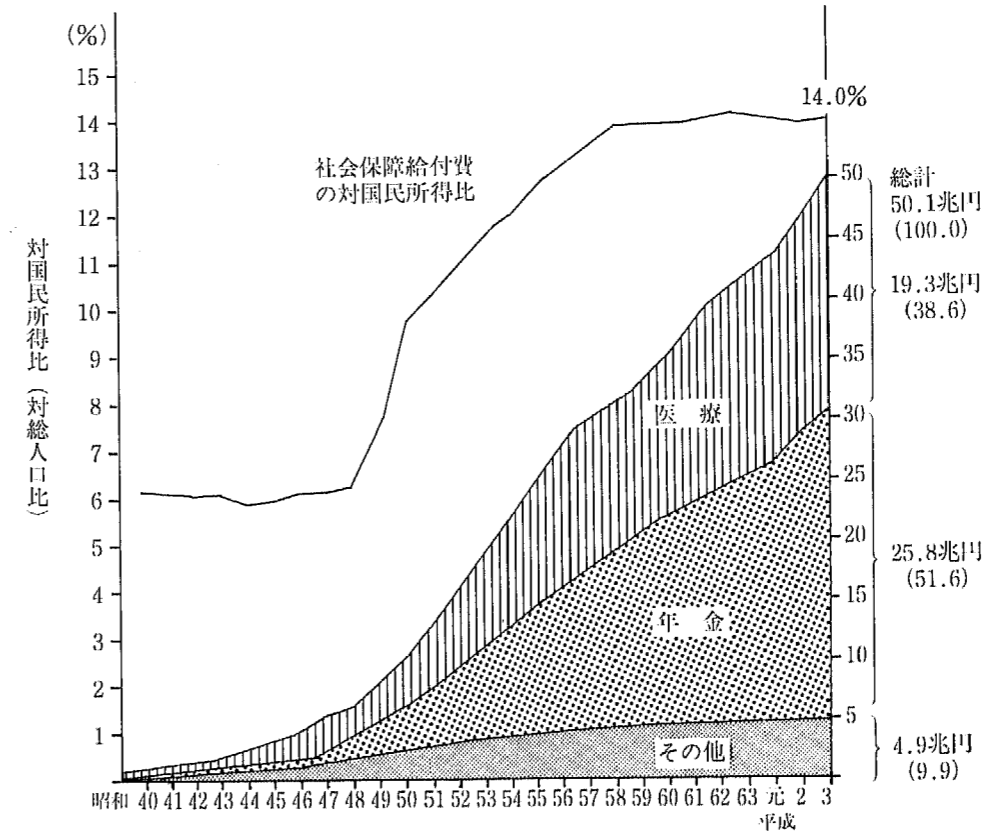


(注)計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

区 分	6年度予算	区 分	6年度予算
1 医療費	58,572	2 年金	42,633
(1) 医療保険	35,451	(1) 厚生年金	29,791
国民健康保険	27,225	(2) 国民年金	10,889
政府管掌健康保険	6,147	(3) 福祉年金	1,953
その他	79	3 福祉・その他	33,611
(うち老人保健分)	(11,416)	(1) 生活扶助	3,251
(2) 公費負担医療	23,121	(2) 老人ホーム運営費	3,261
老人医療給付費	15,826	(3) 保育所運営費	2,679
生保・医療扶助	5,912	(4) その他	24,420
その他	1,383	(生活保護費再掲)	(10,524)
(老人医療費再掲)	(27,242)	合 計	134,816

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区 分	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
社会保障関係費	5,184 (100.0)	11,413 (100.0)	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	116,154 (100.0)	122,128 (100.0)	127,374 (100.0)	131,457 (100.0)
生活保護費	1,059 (20.4)	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.5)	10,741 (8.8)	10,613 (8.3)	10,434 (7.9)
福祉会費	433 (8.4)	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.7)	25,916 (21.2)	28,188 (22.1)	29,878 (22.7)
社会保険費	2,095 (40.4)	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.9)	75,002 (62.2)	78,884 (61.9)	81,513 (62.0)
保健衛生対策費	930 (17.9)	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.8)	6,086 (5.0)	6,411 (5.0)	6,393 (4.9)
失業対策費	667 (12.9)	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,384 (2.8)	3,277 (2.6)	3,239 (2.5)
厚生省算	4,787 (20.7)	11,035 (22.1)	39,067 (36.2)	81,495 (7.9)	95,028 (2.7)	115,652 (6.7)	121,819 (5.3)	127,670 (4.8)	131,752 (3.2)
一般歳出	29,199 (12.8)	59,960 (16.9)	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	325,854 (△0.0)	353,731 (3.0)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)

(注) 1 ( )内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。  
2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。  
3 厚生省大臣官房会計課調

資料：厚生省「厚生白書」

第36表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）

(i) 給付

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	16.3% 59兆円	19%~20% 95兆円	25%~26%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケースI	16.3% 59兆円	20%~21% 100兆円	26½%~27½%~28% 180兆円~185兆円~195兆円	30%~33%~33½% 335兆円~345兆円~395兆円
ケースII	16.3% 59兆円	20%~20½% 95兆円~100兆円	25½%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28%~31%~31½% 310兆円~320兆円~375兆円
ケースIII	16.3% 59兆円	19%~19½% 90兆円~95兆円	24%~25%~25½% 160兆円~165兆円~175兆円	26½%~29½%~30½% 300兆円~310兆円~355兆円

(ii) 負担

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~25%~26% 165兆円~170兆円~175兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケースI	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	25%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	30%~33%~34% 335兆円~345兆円~395兆円
ケースII	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	24½%~25½%~26½% 165兆円~170兆円~180兆円	27½%~30%~31% 305兆円~315兆円~365兆円
ケースIII	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~24%~25% 155兆円~165兆円~170兆円	26%~29%~30% 295兆円~300兆円~350兆円

国民所得・兆円	360兆円	470兆円~500兆円	635兆円~670兆円~740兆円	990兆円~1,045兆円~1,330兆円
---------	-------	-------------	-------------------	-----------------------

[現行制度ケース]

現行制度のままと仮定した場合

[ケースI]

介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

[ケースII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

[ケースIII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

(注) 国民所得の伸びは、2000年度（平成12年度）まで平均5%~4%、それ以降は平均4%~3%で伸びるものと仮定している。

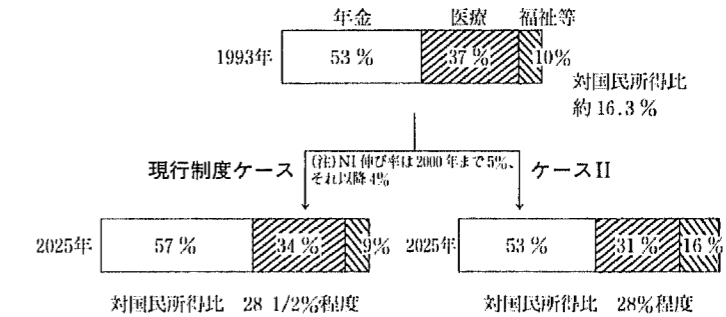
資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第37表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し

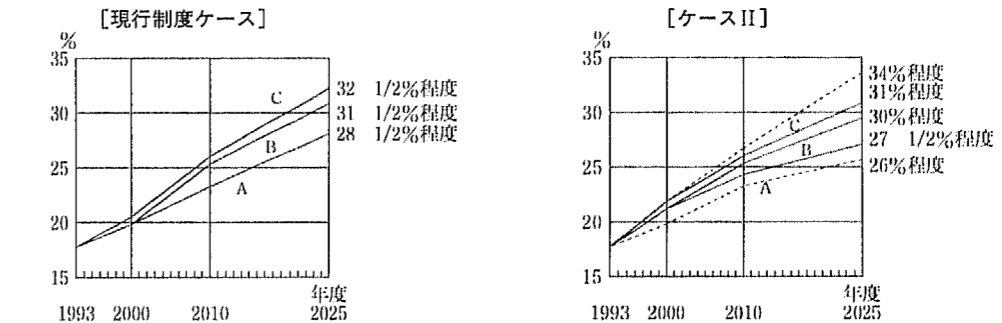
(i) 社会保障給付費の構成割合の将来見通し

平成37年度の構成割合 (単位：%)

	年金：医療：福祉等
現行制度ケース	57:34:9~52:39:9~51:41:8
ケースI	54:31:15~50:36:14~49:37:14
ケースII	53:31:16~49:36:15~48:38:15
ケースIII	55:35:10~51:40:9~50:41:9



(ii) 社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)の国民所得比の将来見通し



A: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%  
 B: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降3% 上の点線：ケースIで、NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%  
 C: NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3% 下の点線：ケースIIIで、NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第38表 所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較

調査年次	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和16年	0.3491 (0.3515)	0.3143 (0.3177)	10.0% (9.6)	0.3301 (0.3348)	5.4% (4.8)	0.3317 (0.3332)	5.0% (5.2)
59	0.3975 (0.3997)	0.3426 (0.3496)	13.8 (12.5)	0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)
62	0.4049 (0.4038)	0.3382 (0.3439)	16.5 (14.8)	0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)
平成2年	0.4334 (0.4325)	0.3643 (0.3707)	15.9 (14.3)	0.4207 (0.4193)	2.9 (3.1)	0.3791 (0.3765)	12.5 (12.9)

(注) 1 ( )内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。  
 2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農林所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。  
 3 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付金+医療費  
 4 税による再分配所得=当初所得-税金  
 5 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付金+医療費  
 6 ジニ係数の改善度(%)= $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

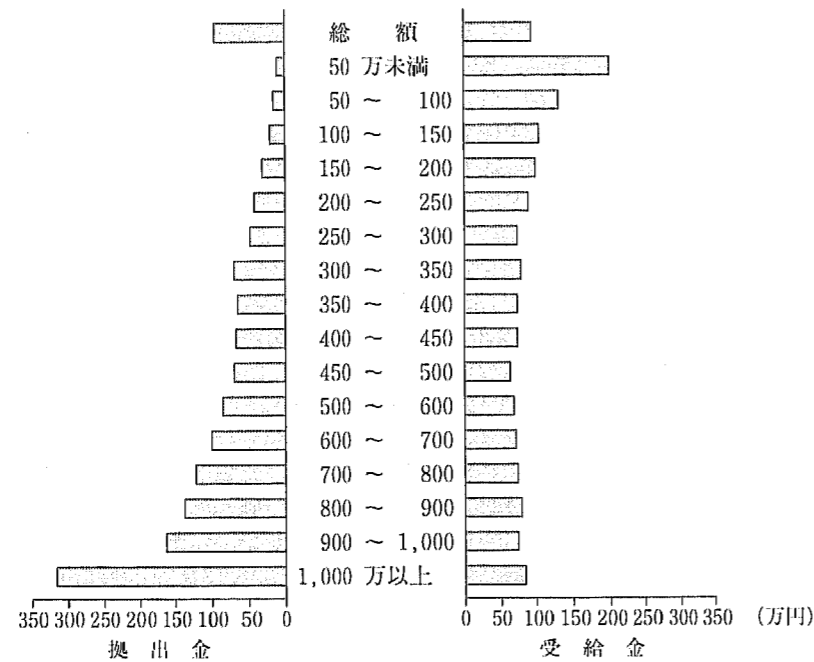
資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)



第43表 当初所得階級別1世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当初所得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再分配 所得 (万円)	再分配 係数 (%)	拠出(万円)		受給 総額 (万円)
					税金	社会 保険料	
総数	517.7	573.3	520.2	0.5	57.4	36.9	96.8
50万円未満	5.9	145.6	196.8	3,255.0	6.4	6.1	203.5
50～100	73.7	169.3	193.0	161.8	8.8	9.6	137.6
100～150	121.0	193.9	207.6	71.6	9.0	12.6	108.2
150～200	173.1	235.6	240.3	38.8	13.3	18.8	99.2
200～250	222.6	271.6	271.4	22.0	18.1	21.6	88.6
250～300	271.3	313.1	298.5	10.0	20.6	27.9	75.7
300～350	320.2	364.0	331.0	3.4	41.8	28.9	81.5
350～400	370.1	405.7	382.4	3.3	27.9	33.6	73.8
400～450	419.3	455.6	429.2	2.4	30.2	34.0	74.1
450～500	470.2	506.0	464.5	-1.2	33.2	38.0	65.4
500～600	543.5	580.4	530.2	-2.4	41.6	42.3	70.7
600～700	642.6	677.6	616.8	-4.0	52.9	46.9	74.0
700～800	742.3	782.1	696.1	-6.2	70.0	53.9	77.6
800～900	841.0	884.1	788.8	-6.2	81.0	57.6	86.4
900～1,000	940.0	976.2	852.3	-9.3	98.3	67.3	77.9
1,000万円以上	1,531.3	1,576.2	1,300.0	-15.1	249.0	73.3	91.0

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

## 第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位: %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	20.8	18.1	2.7
35 (1960)	22.3	19.2	3.1
40 (1965)	22.7	18.3	4.4
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.8	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.6	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.6	24.1	10.5
61 (1986)	35.7	25.0	10.6
62 (1987)	37.3	26.6	10.7
63 (1988)	38.2	27.5	10.7
平成元年度(1989)	38.7	27.8	10.9
2 (1990)	39.6	28.1	11.5
3 (1991)	39.2	27.4	11.8
4 (1992)	38.1	25.6	12.5
5 (1993) (補正後見込み)	38.6	25.6	13.0
6 (1994) (当初見込み見通し)	37.5	24.1	13.4

(注) 1 母数となる国民所得は、昭和35年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和40年度以降は経済企画庁「昭和60年基準改訂国民経済計算」による。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：大蔵省調



第46表 国内総支出(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

項 目	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
1 民間最終消費支出	218,232.8	231,853.9	246,446.2	258,189.8	266,426.0
(1) 家計最終消費支出	215,387.9	228,901.1	243,262.9	254,591.9	262,515.2
a 国内家計最終消費支出	213,114.3	226,060.8	240,331.8	251,552.1	259,641.8
b 居住者家計の海外での直接購入	2,665.1	3,337.7	3,432.5	3,525.3	3,326.8
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	391.6	497.3	501.4	485.6	435.4
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,844.9	2,952.8	3,183.2	3,598.0	3,910.8
2 政府最終消費支出	34,564.8	36,733.6	39,520.1	41,670.6	43,672.4
3 国内総資本形成	115,949.9	129,004.1	142,802.1	146,633.2	143,762.1
(1) 総固定資本形成	113,684.6	125,857.2	140,104.9	143,301.8	142,843.2
a 民間	88,800.7	99,433.7	111,552.1	112,031.3	106,108.5
(a) 住宅	22,112.8	23,416.8	25,552.6	23,111.3	22,779.3
(b) 企業設備	66,688.0	76,016.9	85,999.4	88,920.0	83,329.2
b 公的	24,883.9	26,423.5	28,552.8	31,270.5	36,734.7
(a) 住宅	801.7	849.1	951.5	1,074.0	1,227.6
(b) 企業設備	5,381.0	5,348.5	5,770.5	6,397.0	7,569.8
(c) 一般政府	18,701.2	20,225.9	21,830.8	23,799.5	27,937.3
(2) 在庫品増加	2,265.3	3,146.9	2,697.2	3,331.3	918.9
a 民間企業	2,648.4	3,247.0	2,619.3	3,569.8	878.3
b 公的企業	-383.1	-100.1	77.9	-238.5	40.6
4 財貨・サービスの純輸出	8,141.1	4,719.7	3,820.1	9,367.9	11,570.7
(1) 財貨・サービスの輸出	38,708.9	43,714.2	46,210.1	47,107.0	47,365.9
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	30,567.7	38,994.5	42,389.9	37,739.1	35,795.2
5 国内総支出	376,888.6	402,311.3	432,588.5	455,861.5	465,431.2
(参考) 経常海外余剰	10,482.6	8,212.3	6,593.3	12,525.1	16,256.2
輸出等	49,688.2	60,317.2	64,975.0	66,812.1	66,421.9
(控除) 輸入等	39,205.6	52,104.9	58,381.7	54,287.0	50,165.7
国民総支出	379,230.0	405,803.9	435,361.6	459,018.7	470,116.6
(参考) 国内需要	368,747.5	397,591.6	428,768.3	446,493.6	453,860.5
民間需要	309,681.9	334,534.6	360,617.5	373,790.9	373,412.8
公約需要	59,065.6	63,057.0	68,150.8	72,702.7	80,447.6

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)  
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加  
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加  
 3 国内需要=民間需要+公的需要  
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り  
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
1 民間最終消費支出	57.9	57.6	57.0	56.6	57.2
(1) 家計最終消費支出	57.1	56.9	56.2	55.8	56.4
a 国内家計最終消費支出	56.5	56.2	55.6	55.2	55.8
b 居住者家計の海外での直接購入	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8
2 政府最終消費支出	9.2	9.1	9.1	9.1	9.4
3 国内総資本形成	30.8	32.1	33.0	32.2	30.9
(1) 総固定資本形成	30.2	31.3	32.4	31.4	30.7
a 民間	23.6	24.7	25.8	24.6	22.8
(a) 住宅	5.9	5.8	5.9	5.1	4.9
(b) 企業設備	17.7	18.9	19.9	19.5	17.9
b 公的	6.6	6.6	6.6	6.9	7.9
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
(b) 企業設備	1.4	1.3	1.3	1.4	1.6
(c) 一般政府	5.0	5.0	5.0	5.2	6.0
(2) 在庫品増加	0.6	0.8	0.6	0.7	0.2
a 民間企業	0.7	0.8	0.6	0.8	0.2
b 公的企業	-0.1	-0.0	0.0	-0.1	0.0
4 財貨・サービスの純輸出	2.2	1.2	0.9	2.1	2.5
(1) 財貨・サービスの輸出	10.3	10.9	10.7	10.3	10.2
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	8.1	9.7	9.8	8.3	7.7
5 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 国内需要	97.8	98.8	99.1	97.9	97.5
民間需要	82.2	83.2	83.4	82.0	80.2
公的需	15.7	15.7	15.8	15.9	17.3

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加  
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加  
 2 国内需要=民間需要+公的需要

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和54年度(1979)	159,077.5	131,331.3	27,746.2	82.6	17.4	10,413.2	11,822.9	△1,409.7	113.5	△13.5
55(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,394.5	188,027.0	35,367.5	84.2	15.8	11,578.4	9,666.6	1,911.8	83.5	16.5
61(1986)	231,306.5	195,453.6	35,852.9	84.5	15.5	7,912.0	7,426.6	485.4	93.9	6.1
62(1987)	239,734.3	204,122.6	35,611.7	85.1	14.9	8,427.8	8,669.0	△241.2	102.9	△2.9
63(1988)	251,158.6	215,387.9	35,770.7	85.8	14.2	11,424.3	11,265.3	159.0	98.6	1.4
平成元年度(1989)	265,624.5	228,901.1	36,723.4	86.2	13.8	14,465.9	13,513.2	952.7	93.4	6.6
2(1990)	281,398.9	243,262.9	38,135.9	86.4	13.6	15,774.4	14,361.8	1,412.5	91.0	9.0
3(1991)	298,886.8	254,591.9	44,295.0	85.2	14.8	17,487.9	11,329.0	6,159.1	64.8	35.2
4(1992)	307,826.0	262,515.2	45,310.8	85.3	14.7	8,939.2	7,923.3	1,015.8	88.6	11.4

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(1) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	昭和63年(1988)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
調査産業計現金給与総額	341,160	357,079	370,169	384,787	392,608	393,224
きまって支給する給与	254,865	264,427	271,496	281,943	288,805	293,410
特別に支払われた給与	86,295	92,652	98,673	102,844	103,803	99,814
鉱業現金給与総額	344,329	359,359	379,777	417,826	433,125	427,280
きまって支給する給与	272,231	281,473	294,010	316,772	326,088	320,445
特別に支払われた給与	72,098	77,886	85,767	101,054	107,037	106,835
建設業現金給与総額	348,360	373,211	401,560	424,579	437,381	444,452
きまって支給する給与	271,163	285,830	298,533	310,789	324,014	331,584
特別に支払われた給与	77,197	87,381	103,027	113,790	113,367	112,868
製造業現金給与総額	318,663	336,648	352,020	368,011	372,594	371,356
きまって支給する給与	240,870	251,287	260,440	272,153	276,015	278,831
特別に支払われた給与	77,793	85,361	91,580	95,858	96,579	92,525
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	472,104	492,967	516,820	542,425	555,095	569,070
きまって支給する給与	340,423	353,471	367,641	383,381	396,071	405,223
特別に支払われた給与	131,681	139,496	149,179	159,044	159,024	163,847
運輸・通信業現金給与総額	377,449	395,349	413,077	422,216	430,949	439,653
きまって支給する給与	287,229	301,377	311,249	319,752	325,382	338,014
特別に支払われた給与	90,220	93,972	101,828	102,464	105,567	101,639
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	284,442	297,799	309,218	323,083	330,933	326,262
きまって支給する給与	214,117	222,056	229,318	239,564	246,489	247,874
特別に支払われた給与	70,325	75,743	79,900	83,519	84,444	78,388
金融・保険業現金給与総額	475,457	486,338	490,002	491,745	504,770	520,656
きまって支給する給与	318,138	324,491	328,714	335,156	346,726	362,246
特別に支払われた給与	157,319	161,847	161,288	156,589	158,044	158,410
不動産業現金給与総額	382,145	424,230	442,006	454,264	461,419	439,520
きまって支給する給与	273,129	303,867	314,755	325,917	332,296	322,732
特別に支払われた給与	104,016	120,363	127,251	128,347	129,123	116,788
サービス業現金給与総額	360,581	372,564	379,896	395,470	405,347	399,352
きまって支給する給与	267,044	273,591	275,840	285,715	294,692	295,009
特別に支払われた給与	93,537	98,973	104,056	109,755	110,655	104,343

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」





第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
	(全 国)				
集 計 世 帯 数	7,976	7,976	7,976	7,962	7,962
世 帯 人 員 数(人)	3.61	3.56	3.57	3.53	3.49
有 業 人 員 数(人)	1.60	1.60	1.63	1.62	1.60
消 費 支 出	299,350	311,174	327,113	333,661	335,246
食 料	75,849	78,956	82,130	82,381	81,562
住 居	14,720	14,814	16,712	18,251	18,725
光 熱 ・ 水 道	16,261	17,147	17,981	18,516	19,030
家 具 ・ 家 事 用 品	12,015	12,396	13,401	13,092	12,562
被 服 及 び 履 物	21,801	22,967	23,814	23,344	22,305
保 健 医 療	8,211	8,866	9,016	9,299	9,845
交 通 ・ 通 信	28,466	29,469	30,533	31,090	33,129
教 育	13,510	14,471	14,211	15,394	15,119
教 養 娯 楽	28,369	30,122	31,442	32,815	33,596
その他の消費支出	80,148	81,966	87,872	89,480	89,374
現 物 総 額	14,408	14,756	15,801	15,791	15,330
	(人口5万以上の都市)				
集 計 世 帯 数	6,921	6,925	6,922	6,912	6,924
世 帯 人 員 数(人)	3.55	3.51	3.51	3.47	3.45
有 業 人 員 数(人)	1.56	1.57	1.60	1.58	1.58
消 費 支 出	305,046	317,289	332,898	339,224	339,480
現 物 総 額	14,372	14,727	15,651	15,596	15,071

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
	(全 国)				
集 計 世 帯 数	5,117	5,047	5,039	4,996	4,997
世 帯 人 員 数(人)	3.72	3.70	3.71	3.69	3.65
有 業 人 員 数(人)	1.63	1.64	1.66	1.68	1.68
収 入 総 額	873,421	926,965	968,124	1,001,938	1,031,214
実 収 入	495,849	521,757	548,769	563,855	570,545
勤 労 先 取 入	466,564	490,626	515,365	529,490	536,070
世 帯 主 取 入	410,117	430,670	448,226	462,253	468,324
世帯主の配偶者の収入	40,892	44,101	49,621	51,058	51,951
他の世帯員収入	15,555	15,854	17,518	16,179	15,795
事業・内職収入	5,600	5,216	5,151	5,583	5,481
その他の実収入	23,685	25,916	28,252	28,781	28,994
実 収 入 以 外 の 収 入	281,331	306,094	320,548	338,749	363,004
預 貯 金 引 出	256,812	277,579	292,502	311,090	328,620
保 険 取 金	1,876	2,762	3,400	3,371	4,302
借 入 金	3,533	5,948	4,914	5,550	9,346
掛 入 金	8,707	9,993	11,122	11,527	12,188
その他の収入	10,403	9,812	8,610	7,211	8,549
繰 入 金	96,240	99,115	98,808	99,334	97,664
支 出 総 額	873,421	926,965	968,124	1,001,938	1,031,214
実 支 出	390,904	412,813	430,380	442,937	447,666
消 費 支 出	316,489	331,595	345,473	352,820	355,276
食 料	76,794	79,993	83,051	83,445	82,477
住 居	15,846	16,475	18,234	20,191	20,258
光 熱 ・ 水 道	15,887	16,797	17,642	18,094	18,674
家 具 ・ 家 事 用 品	12,388	13,103	13,944	13,560	13,144
被 服 及 び 履 物	22,577	23,902	24,451	24,033	23,134
保 健 医 療	8,092	8,670	8,776	9,125	9,586
交 通 ・ 通 信	32,217	33,499	34,659	35,304	38,561
教 育	15,349	16,827	17,129	18,625	18,269
教 養 娯 楽	29,585	31,761	32,861	34,279	34,799
その他の消費支出	87,753	90,569	94,726	96,164	96,373
非 消 費 支 出	74,415	81,218	84,907	90,117	92,390
実 支 出 以 外 の 支 出	385,140	415,633	438,997	460,169	487,583
預 貯 金 引 出	295,672	320,894	342,277	361,149	372,392
保 険 掛 金	32,994	33,973	36,728	39,733	41,653
借 入 金 返 済	26,709	27,261	27,553	28,010	33,747
掛 入 金 払 込	8,016	9,052	10,380	11,319	11,495
その他の支出	21,749	24,453	22,059	19,958	28,296
繰 越 金	97,377	98,519	98,748	98,832	95,965
現 物 総 額	13,902	14,216	15,076	15,006	14,732
	(人口5万以上の都市)				
集 計 世 帯 数	4,475	4,430	4,406	4,363	4,366
世 帯 人 員 数(人)	3.66	3.64	3.64	3.63	3.61
有 業 人 員 数(人)	1.59	1.60	1.63	1.65	1.65
収 入 総 額	889,508	948,002	990,370	1,016,177	1,045,263
実 収 入	498,298	528,079	556,587	566,395	571,172
実 収 入 以 外 の 収 入	296,140	320,947	335,167	351,056	376,018
繰 入 金	95,069	98,975	98,615	98,726	98,073
支 出 総 額	889,508	948,002	990,370	1,016,177	1,045,263
実 支 出	396,454	420,424	439,169	447,129	452,538
実 支 出 以 外 の 支 出	397,172	429,560	452,580	471,650	496,180
繰 越 金	95,882	98,018	98,620	97,398	96,544
現 物 総 額	14,133	14,426	15,087	14,998	14,519

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」



第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国

平成2年(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	娯楽	諸雑費
平成元年平均(1989)	97.0	96.1	97.0	97.7	99.9	95.5	99.5	98.6	95.3	96.7	98.9
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.3	104.8	103.1	102.3	100.8	104.7	100.6	100.7	104.8	102.9	101.9
4(1992)	105.0	105.4	106.3	102.4	102.0	107.9	103.3	101.2	109.4	106.2	103.6
5(1993)	106.4	106.5	109.1	103.1	101.8	107.9	104.2	101.5	114.0	107.9	105.0

(ii) 人口5万人以上の都市

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	娯楽	諸雑費
平成元年平均(1989)	97.0	96.1	97.3	97.8	99.9	95.3	99.6	98.6	95.1	96.6	98.8
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.2	104.8	103.0	101.9	100.9	104.8	100.6	100.7	104.9	102.9	101.9
4(1992)	105.1	105.3	106.2	102.1	102.0	107.9	103.3	101.5	109.4	106.2	103.7
5(1993)	106.4	106.4	109.1	102.8	101.7	107.7	104.2	101.9	113.9	107.9	105.1

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成2年度(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	娯楽	雑費	臨時費
昭和63年度(1988)	94.0	92.7	94.9	97.3	101.9	88.2	96.0	95.2	89.5	96.5	94.3	93.9
平成元年平均(1989)	96.5	94.7	98.3	99.5	102.9	91.5	97.3	98.5	93.9	99.1	96.8	96.5
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	102.4	103.9	102.5	101.5	101.1	103.7	100.6	99.0	104.4	102.0	102.3	102.1
4(1992)	103.6	104.0	104.0	101.8	102.0	105.6	105.1	99.2	108.7	105.3	103.7	103.1
5(1993)	104.0	105.2	106.9	102.0	101.0	104.5	106.1	97.6	112.6	105.1	104.1	102.9

資料：農林水産省統計情報部「農村物価賃金統計」

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
年間月平均世帯員数	4.26	4.25	4.20	4.25
家計費合計	5,091,800	5,274,300	5,415,000	5,584,800
飲食費	1,056,200	1,098,800	1,137,800	1,143,000
住居費	283,400	294,900	325,900	314,000
家計光熱費・水道料	185,100	199,100	206,600	212,200
家具・家事用品費	203,500	219,700	221,200	225,200
被服及び履物費	302,800	309,800	319,300	299,700
保健医療費	130,300	132,100	138,800	135,600
交通通信費	651,000	671,200	622,700	636,900
教育費	147,100	156,800	168,200	171,600
娯楽費	427,100	450,000	469,800	498,000
雑費	1,332,600	1,393,300	1,454,800	1,543,100
臨時費	372,700	348,600	349,900	405,500
農家経済の総括計算				
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	1,111,700	1,163,100	1,120,200	1,136,500
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	5,110,300	5,438,400	5,714,000	5,804,300
(3)農家所得((1)+(2))	6,222,000	6,601,500	6,834,200	6,940,800
(4)年金・被贈等の収入	1,762,600	1,797,200	1,903,900	1,972,300
(5)農家総所得((3)+(4))	7,984,600	8,398,700	8,738,100	8,913,100
(6)租税公課諸負担	1,333,500	1,408,800	1,440,800	1,474,300
(7)可処分所得((5)-(6))	6,651,100	6,989,900	7,297,300	7,438,800
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,559,300	1,715,600	1,882,300	1,854,000
分析指標				
農業依存度(農業所得/農家所得)	17.9%	17.6%	16.4%	16.4%
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	38.7%	38.7%	37.2%	37.3%
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	21.8%	22.1%	20.7%	20.3%

(注) 1 平成3年度以降の数値は農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査報告」

## 第5節 社会保険関係

### 1 総括

第57表 医療保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	90,244	103,645	117,037	124,260	124,233	124,577
被用者保険	44,073	60,282	72,501	81,191	81,616	82,147
被保険者	18,662	28,146	31,753	37,926	38,993	39,656
被扶養者	25,412	32,136	40,748	43,265	42,624	42,490
政府管掌健康保険						
一般被保険者	18,579	26,020	31,289	36,666	36,674	37,287
被保険者	8,902	13,183	14,562	17,983	18,574	18,968
被扶養者	9,677	12,837	16,727	18,683	18,101	18,319
法第69条の7被保険者	2,535	1,192	518	155	141	129
被保険者 <sup>(注)</sup>	1,142	638	318	103	93	87
被扶養者 <sup>(注)</sup>	[1,393]	[554]	[200]	52	47	43
組合管掌健康保険	12,736	21,236	27,502	32,009	32,519	32,539
被保険者	5,046	9,697	11,431	14,668	15,145	15,414
被扶養者	7,690	11,539	16,071	17,341	17,374	17,125
船員保険	597	741	672	409	387	363
被保険者	216	262	212	137	131	125
被扶養者	381	479	460	272	257	238
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	6,002	2,960	3,042	2,805	2,783	2,755
組合員	2,160	1,149	1,200	1,158	1,162	1,159
被扶養者	3,842	1,811	1,842	1,647	1,621	1,596
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,339	2,203	2,072	1,475	1,448	1,423
組合員	694	789	807	513	504	498
被扶養者	1,645	1,414	1,265	962	944	924
地方公務員等共済組合	1,129	5,583	6,803	6,902	6,880	6,854
組合員	416	2,237	2,902	2,963	2,973	2,985
被扶養者	714	3,346	3,901	3,939	3,907	3,869
私立学校教職員共済組合	156	347	603	770	784	797
組合員	86	191	321	401	411	420
被扶養者	70	156	282	369	373	376
国民健康保険	46,171	43,363	44,536	43,069	42,617	42,430

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保険庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	36 (1961)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	17,411	37,254	51,934	59,032	66,311	68,353	68,941
厚生年金保険	13,240	14,726	22,260	25,239	30,997	31,959	32,493
(再掲)厚生年金基金	.	.	3,910	5,964	9,845	10,678	11,571
船員保険 <sup>(注)</sup>	216	225	262	205	(126)	(120)	(115)
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	1,190	1,217	1,149	1,179	1,126	1,132	1,130
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	694	707	789	788	496	493	487
地方公務員等共済組合	151	164	2,536	3,225	3,286	3,301	3,317
町村職員恩給組合	192	200	.	.	.	.	.
恩給退職年金関係	1,340	1,374	.	.	.	.	.
私立学校教職員共済組合	88	92	194	319	373	381	388
農林漁業団体職員共済組合	300	308	407	481	498	501	506
国民年金	.	18,241	24,337	27,596	29,535	30,586	30,620
(再掲)農業者年金	.	.	787	1,057	574	526	480

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。  
2 地方公務員等共済組合は、昭和36年度までは旧町村職員共済組合の数値。  
3 農業者年金の昭和45年度数値は、46年9月末現在。

第59表 雇用保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	13,781	21,401	25,295	31,586	32,433	33,001
雇用保険	13,655	21,220	25,128	31,483	32,334	32,904
船員保険	126	181	167	103	99	97

第60表 業務災害補償保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	19,765	31,507	37,193	47,713	48,960	50,368
労働者災害補償保険	16,186	26,530	31,840	43,222	44,469	45,832
船員保険	216	262	205	127	121	116
国家公務員災害補償 <sup>(注)</sup>						
国家公務員	1,007	1,423	1,125	1,081	1,091	1,104
公共企業体職員	696	789	807	.	.	.
地方公務員災害補償	1,660	2,503	3,216	3,283	3,279	3,316

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員)1人当り平均標準報酬月額(制度別) 年度末現在(単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
政府管掌健康保険 一般被保険者	15,012	49,960	167,852	251,505	263,696	278,710
法第69条の7被保険者 <sup>(注1)</sup>	509	1,899	5,870	10,604	11,385	11,494
組合管掌健康保険 船員保険	22,157	61,915	210,985	315,243	326,079	337,780
普通保険	18,272	66,200	234,778	323,582	339,888	356,584
失業保険	20,173	71,316	245,662	343,582	359,995	377,102
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	22,882	60,730	190,796	339,463	346,749	362,242
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	・	62,716	173,546	358,471	378,737	392,303
地方公務員等共済組合 <sup>(注2)</sup>	15,358	65,643	204,035	292,057	304,275	315,007
私立学校教職員共済組合 <sup>(注3)</sup>	16,426	50,731	199,827	302,599	315,351	330,101
厚生年金保険	16,849	54,806	188,534	273,684	284,362	291,145
厚生年金基金	・	57,726	202,550	293,162	302,637	307,999
農林漁業団体職員共済組合 <sup>(注3)</sup>	12,356	43,986	165,201	238,183	249,058	259,387
(参考)国民年金	[36年度] 20-34歳 100 35-59歳 150	450	3,770	8,400	9,000	9,700

(注) 1) 平均賃金月額である。  
2) 平均給料月額である。  
3) 平均標準給与月額である。  
\* 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費 年度末現在(単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
政府管掌健康保険 一般被保険者	39,903	172,608	170,138	174,077	180,590	192,522
被保険者分	32,786	107,009	105,182	108,183	113,232	121,913
被扶養者分	7,117	65,599	64,956	65,894	68,358	70,609
法第69条の7被保険者	55,568	246,433	207,426	208,368	211,016	223,531
被保険者分	48,327	196,079	169,004	170,048	173,142	185,111
被扶養者分	7,241	50,354	38,422	38,320	37,874	38,420
組合管掌健康保険 被保険者分	32,683	143,855	146,067	147,510	152,651	161,456
被扶養者分	23,406	75,280	80,385	82,128	86,284	92,405
船員保険 被保険者分	48,697	260,687	269,260	275,484	283,117	302,160
被扶養者分	35,071	124,783	140,800	143,720	148,650	161,247
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	35,372	149,003	154,817	158,185	162,677	169,530
組合員分	23,800	72,402	77,071	78,333	80,606	84,663
被扶養者分	11,572	76,601	77,746	79,852	82,071	84,867
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	37,321	161,595	170,746	181,433	190,242	199,351
組合員分	25,073	82,510	81,494	85,731	90,575	97,362
被扶養者分	12,248	79,085	89,270	95,702	99,667	101,989
地方公務員等共済組合 組合員分	41,775	158,764	171,118	175,271	180,588	189,651
被扶養者分	29,320	85,180	94,610	97,184	100,515	106,331
私立学校教職員共済組合 組合員分	38,640	145,417	155,868	160,420	167,376	176,599
被扶養者分	31,556	94,568	99,054	102,072	107,505	114,254
国民健康保険	17,454 (57,151)	97,993 (279,268)	195,085 (470,028)	207,418 (488,434)	222,177 (510,807)	240,177 (540,176)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。  
2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。  
3 国民健康保険の( )内は、1世帯当りの医療費である。  
4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。





第65表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

Table with 7 columns: 区分, 昭和35年度(1960), 45(1970), 55(1980), 平成2年度(1990), 3(1991), 4(1992). Rows include categories like 老齢年金 (退職年金), 厚生年金 (老齢相当), 退職共済年金, 障害年金, 遺族年金, and 船員保険 (職務上).

(注) 1 平成2年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者を掲げた。  
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

Table with 7 columns: 区分, 昭和35年度(1960), 45(1970), 55(1980), 平成2年度(1990), 3(1991), 4(1992). Rows include categories like 老齢年金 (退職年金), 通算老齢年金 (通算退職年金), 障害年金 (疾病年金), 遺族年金 (通算遺族を含む), and 船員給付.

(注) 1 船員保険には寡婦年金・遺児年金を含む。  
2 平成2年度以降の厚生年金保険はそれぞれ併給している基礎年金分を含む。  
3 平成3年度以降の厚生年金保険は、基金代行支給分を含む。



第66表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合計	...	7,964,568	48,610,970	138,714,453	152,128,038	165,357,545
厚生年金保険	350,131	4,420,194	27,983,796	76,860,463	83,997,040	91,134,023
厚生年金基金	.	187,058	5,020,242	25,853,067	29,032,345	32,053,363
国民年金	[37年度] (30,469)	727,124	2,638,731	4,356,319	5,081,779	5,852,126
船員保険	2,962	110,757	410,679	69,557	82,887	93,903
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	87,938	668,552	2,631,396	5,740,766	6,052,921	6,360,752
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	...	466,264	1,341,812	2,162,060	2,213,848	2,239,642
地方公務員等共済組合	[37年度] (70,167)	1,207,585	7,466,385	20,485,949	22,245,465	23,974,902
私立学校教職員共済組合	5,295	55,474	468,022	1,709,999	1,862,427	2,008,248
農林漁業団体職員共済組合	8,761	121,560	649,907	1,476,273	1,559,326	1,640,586

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。  
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第67表 年金財政指標

(i) 昭和63年度(1988年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	28,769,153	6,945,827	4,222,143	6.81	—	10.47	7.63	66.43	6.80
国共済連合会	1,148,279	472,565	458,929	2.50	4.40	13.20	10.41	68.84	8.65
鉄道共済	209,233	348,020	347,543	0.60	1.59	30.99	27.86	111.82	1.20
N T T 共済	290,049	98,466	97,776	2.97	4.26	14.48	11.78	80.97	8.64
たばこ共済	26,806	23,540	23,394	1.15	2.28	22.60	19.83	107.56	4.06
地共済連合会	3,272,309	1,020,754	958,868	3.41	6.14	9.20	6.83	49.19	13.27
私学共済	374,697	70,626	21,858	17.14	—	5.99	3.46	35.63	17.37
農林年金	495,830	146,913	104,804	4.73	—	15.44	12.01	79.65	6.21

(ii) 平成元年度(1989年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	29,921,063	7,454,381	4,507,307	6.64	—	10.63	8.02	67.18	6.78
国共済連合会	1,140,400	495,751	446,620	2.55	4.41	13.97	11.32	67.88	8.43
鉄道共済	204,752	343,368	342,817	0.60	1.58	28.44	25.91	99.86	1.12
N T T 共済	281,462	105,451	105,073	2.68	3.83	14.41	11.97	76.76	8.33
たばこ共済	26,048	24,702	24,504	1.06	1.91	24.39	21.84	124.59	3.36
地共済連合会	3,277,039	1,070,344	1,004,180	3.26	5.64	8.29	6.05	43.09	15.13
私学共済	384,013	76,284	23,560	16.30	—	6.04	3.62	35.99	17.79
農林年金	496,886	154,997	108,667	4.57	—	16.36	13.06	84.71	6.06

(iii) 平成2年度(1990年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(人)	高齢・退職年金受給権者数(人) (注1)	同左(加入期間20年以上)(人) (注2)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	30,997,056	7,932,170	4,759,629	6.51	—	10.52	7.67	60.74	6.70
国共済連合会	1,126,206	515,108	498,492	2.26	3.38	15.56	12.86	68.43	7.97
鉄道共済	196,107	341,431	340,742	0.58	0.97	38.18	35.05	101.00	0.83
N T T 共済	275,602	111,468	110,461	2.50	3.34	15.09	12.54	73.32	8.45
たばこ共済	24,657	25,858	25,672	0.96	1.39	30.69	27.92	100.53	2.66
地共済連合会	3,286,206	1,114,953	1,044,592	3.15	5.34	10.50	8.18	45.90	12.75
私学共済	373,312	93,167	29,033	12.86	—	8.12	5.45	41.84	14.84
農林年金	498,598	162,951	112,204	4.44	—	16.65	13.26	75.07	5.98

(iv) 平成3年度(1991年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(人)	高齢・退職年金受給権者数(人) (注1)	同左(加入期間20年以上)(人) (注2)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	31,959,272	8,381,690	4,992,956	6.40	—	10.79	7.78	61.38	6.63
国共済連合会	1,131,934	529,645	511,497	2.21	3.19	16.32	13.55	72.60	7.78
鉄道共済	197,026	333,749	332,995	0.59	0.96	34.10	30.89	92.99	0.86
N T T 共済	270,588	116,193	115,045	2.35	3.04	15.85	13.26	72.58	8.23
たばこ共済	24,894	25,370	25,187	0.99	1.38	28.89	26.22	100.28	2.64
地共済連合会	3,300,633	1,161,442	1,087,173	3.04	5.01	10.84	8.45	47.58	12.86
私学共済	381,010	99,630	31,217	12.21	—	8.46	5.69	43.58	14.75
農林年金	500,704	171,066	116,318	4.30	—	17.04	13.54	76.17	5.90

(v) 平成4年度(1992年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(人)	高齢・退職年金受給権者数(人) (注1)	同左(加入期間20年以上)(人) (注2)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,493,114	8,958,771	5,293,189	6.14	—	11.17	7.92	63.49	6.65
国共済連合会	1,130,304	543,485	523,927	2.16	3.10	16.58	13.63	74.12	7.83
鉄道共済	197,203	325,722	324,928	0.61	0.95	33.08	29.70	92.45	0.91
N T T 共済	264,500	121,539	120,257	2.20	2.81	17.02	14.22	79.08	7.95
たばこ共済	25,298	24,882	24,687	1.02	1.38	28.77	25.82	103.96	2.52
地共済連合会	3,316,543	1,205,211	1,127,302	2.94	4.81	11.18	8.64	49.84	12.99
私学共済	387,979	105,900	33,439	11.60	—	9.19	6.31	48.21	13.98
農林年金	506,303	178,941	119,825	4.23	—	17.02	13.32	78.41	5.93

(注) 1) 通算老齢(退職)年金受給権者を含む。  
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

- (1) 年金扶養比率 (Pensioner Support Ratio)  

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末高齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$
- (2) 総合費用率 (Total Cost Rate)  

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$
- (3) 独自給付費用率 (Supplementary Benefits Cost Rate)  

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り独自給付費} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$
- (4) 収支比率 (Income Outgo Ratio)  

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$
- (5) 積立比率 (Reserve Fund Ratio)  

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

注) 1) 支出総額：基礎年金拠出金+給付費+制度間調整交付金  
 ただし、国共済連合会、N T T 共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。  
 2) 収入総額：拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金  
 ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	58,116	153,656	199,294	202,492	205,355	208,090
障 害 補 償 年 金	20,872	58,815	82,804	84,786	86,502	88,063
労働者災害補償保険	20,390	57,276	81,390	83,310	84,978	86,513
国家公務員災害補償						
国家公務員	136	396	471	490	506	511
公共企業体職員	305	564	—	—	—	—
地方公務員災害補償	41	579	943	986	1,018	1,039
傷 病 補 償 年 金	9,331	21,778	21,650	20,814	20,001	19,175
労働者災害補償保険	9,331	21,607	21,496	20,653	19,854	19,021
国家公務員災害補償						
国家公務員	—	71	61	61	57	62
地方公務員災害補償	—	95	93	100	90	92
遺 族 補 償 年 金	27,913	73,068	94,840	96,882	98,852	100,852
労働者災害補償保険	25,144	67,871	90,840	92,800	94,672	96,599
国家公務員災害補償						
国家公務員	255	1,044	1,372	1,392	1,426	1,451
公共企業体職員	2,263	2,290	—	—	—	—
地方公務員災害補償	251	1,863	2,628	2,700	2,754	2,802

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
障 害 補 償 年 金						
労働者災害補償保険	168,719	881,154	1,239,843	1,287,988	1,347,444	1,399,029
国家公務員災害補償						
国家公務員	285,191	1,213,124	1,634,667	1,778,606	1,837,671	1,874,789
公共企業体職員	287,279	2,049,543	—	—	—	—
地方公務員災害補償	237,317	1,430,097	2,017,354	2,139,441	2,199,643	2,250,255
傷 病 補 償 年 金						
労働者災害補償保険	317,129	1,648,637	2,366,561	2,441,342	2,530,911	2,621,552
国家公務員災害補償						
国家公務員	—	1,975,141	2,349,689	2,614,547	3,018,954	3,011,356
地方公務員災害補償	—	2,237,011	3,372,000	3,397,196	3,325,631	3,786,025
遺 族 補 償 年 金						
労働者災害補償保険	215,178	1,023,535	1,383,985	1,434,420	1,498,288	1,541,548
国家公務員災害補償						
国家公務員	367,839	1,234,126	1,672,186	1,766,842	1,836,326	1,905,567
公共企業体職員	178,641	1,125,889	—	—	—	—
地方公務員災害補償	455,749	1,367,708	1,904,669	2,031,690	2,130,893	2,189,770

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	12,558,366	164,791,118	287,932,545	302,289,518	318,725,601	332,542,503
障 害 補 償 年 金	3,576,336	52,933,337	103,583,088	110,301,551	117,672,504	124,330,227
労働者災害補償保険	3,440,200	50,468,972	100,910,795	107,302,275	114,500,441	121,034,195
国家公務員災害補償						
国家公務員	38,786	480,397	769,928	883,880	932,826	958,017
公共企業体職員	87,620	1,155,942	—	—	—	—
地方公務員災害補償	9,730	828,026	1,902,365	2,115,396	2,239,237	2,338,015
傷 病 補 償 年 金	2,959,132	35,974,870	51,328,521	50,920,240	50,720,099	50,399,558
労働者災害補償保険	2,959,132	35,622,119	50,871,594	50,421,033	50,248,712	49,864,540
国家公務員災害補償						
国家公務員	—	140,235	143,331	159,487	172,080	186,704
地方公務員災害補償	—	212,516	313,596	339,720	299,307	348,314
遺 族 補 償 年 金	6,022,898	75,882,911	133,020,936	141,067,727	150,332,998	157,812,718
労働者災害補償保険	5,410,441	69,468,344	125,721,226	133,114,151	141,845,917	148,912,003
国家公務員災害補償						
国家公務員	93,799	1,288,428	2,294,239	2,459,444	2,618,601	2,764,978
公共企業体職員	404,265	2,578,285	—	—	—	—
地方公務員災害補償	114,393	2,547,854	5,005,471	5,494,132	5,868,480	6,135,737

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
(一般被保険者関係)					
事業所数	1,085,474	1,184,155	1,278,138	1,354,056	1,399,978
被保険者数	16,594,829	17,336,258	17,983,054	18,573,730	18,968,300
男	10,609,517	11,047,485	11,425,680	11,746,603	11,972,649
女	5,985,312	6,288,773	6,557,374	6,827,127	6,995,651
強制適用	15,743,300	16,480,995	17,114,623	17,663,018	18,013,798
任意包括適用	567,581	571,864	585,077	612,761	618,421
任意継続適用	283,948	283,399	283,354	297,951	336,081
被扶養者数	17,883,707	18,357,994	18,682,657	18,100,597	18,318,628
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.08	1.06	1.04	0.98	0.97
平均標準報酬月額	228,705	238,588	251,505	263,696	278,710
男	269,653	281,270	296,353	310,381	328,595
女	156,120	163,608	173,362	183,370	193,335
(法第69条の7被保険者関係)					
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	9,609	9,105	8,482	7,869	7,140
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	123,975	111,013	103,123	98,187	86,507
男	60,682	53,678	50,314	45,569	41,763
女	63,293	57,335	52,809	47,618	44,744
被扶養者数	62,435	57,479	51,605	47,334	42,628
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.50	0.52	0.50	0.51	0.49
平均賃金日額	8,907	9,427	10,604	11,385	11,494

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成5年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額	計	男	女
総数	(千円)	18,968,300	11,972,649	6,995,651
第1級	80	122,533	28,950	93,583
2	86	58,107	9,185	48,922
3	92	118,925	41,506	77,419
4	98	220,274	57,498	162,776
5	104	163,712	21,653	142,059
6	110	265,180	37,121	228,059
7	118	403,498	57,630	345,868
8	126	417,638	58,436	359,202
9	134	530,705	95,663	435,042
10	142	557,341	114,769	442,572
11	150	781,171	223,956	557,215
12	160	770,297	240,773	529,524
13	170	748,759	273,689	475,070
14	180	766,455	340,403	426,052
15	190	690,817	345,519	345,298
16	200	1,178,405	678,828	499,577
17	220	1,246,458	835,013	411,445
18	240	1,154,821	865,136	289,685
19	260	1,304,348	1,041,791	262,557
20	280	961,828	809,974	151,854
21	300	1,011,244	840,442	170,802
22	320	747,174	667,456	79,718
23	340	633,815	577,537	56,278
24	360	627,338	559,775	67,563
25	380	552,827	513,069	39,758
26	410	614,591	547,311	67,280
27	440	406,669	373,821	32,848
28	470	259,125	243,783	15,342
29	500	321,482	272,654	48,828
30	530	136,852	128,326	8,526
31	560	129,317	116,878	12,439
32	590	152,334	130,876	21,458
33	620	60,257	55,822	4,435
34	650	68,590	61,666	6,924
35	680	38,311	35,504	2,807
36	710	108,055	92,659	15,396
37	750	55,090	49,762	5,328
38	790	88,959	76,202	12,757
39	830	45,630	41,609	4,021
40	880	50,868	45,580	5,288
41	930	28,194	26,042	2,152
42	980	370,306	338,382	31,924

資料：社会保険庁調













第81表 組合管掌健康保険適用状況 (業態別)

平成5年3月末現在

Table with 8 columns: 区分, 組合数, 被保険者数(人) (計, 男, 女), 平均標準報酬月額(円) (平均, 男, 女). Rows include 総数, 化学工業, 窯業並びに土石業, 紡織工業, 機械器具工業, etc.

資料: 健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

Table with 7 columns: 区分, 保険料率(%) (計, 被保険者, 事業主), 負担割合(%) (計, 被保険者, 事業主). Rows include 昭和63年度, 平成元年度, 2, 3, 4.

資料: 健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第83表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(金額 単位 千円)

Table with 6 main columns: 区分, 昭和63年度(1988), 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992). Rows include 合計, 被保険者分, 診療費, 薬剤支給, 療養費, 高額療養費, 看護費, 移送費, 傷病手当金, 埋葬料, 分産費, 出産手当金, 育児手当金, 被扶養者分, etc.

(注) 老人保健による給付分を除く。

(II) 附加給付

(金額 単位 千円)

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
附加給付	件数	19,721,770	19,422,730	19,941,172	20,899,020	21,750,982
	金額	112,967,194	112,640,104	115,804,489	123,306,865	133,895,725
被保険者分	件数	3,830,634	3,898,386	4,029,501	4,321,099	4,706,616
	金額	37,416,584	37,881,553	38,514,389	42,058,132	47,201,997
一部負担金 還元金	件数	3,506,261	3,581,963	3,719,781	3,991,282	4,371,626
	金額	21,198,273	21,545,797	22,647,347	24,127,192	28,432,681
傷病手当に 関するもの	件数	217,871	212,430	206,038	218,261	220,249
	金額	11,374,354	11,454,520	10,794,077	12,432,183	12,859,430
その他	件数	106,502	103,993	103,682	111,556	114,741
	金額	4,843,957	4,881,236	5,072,965	5,498,757	5,909,886
被扶養者分	件数	15,870,104	15,499,107	15,887,667	16,553,533	17,020,195
	金額	75,011,556	74,098,491	76,655,925	80,589,976	85,829,115
家族療養 附加金	件数	15,404,454	15,057,726	15,449,921	16,097,207	16,571,514
	金額	68,371,429	67,855,670	70,190,091	73,786,500	78,726,818
その他	件数	465,650	441,381	437,746	456,326	448,681
	金額	6,640,127	6,242,821	6,465,834	6,803,476	7,102,297
合算高額療養 附加金	件数	21,032	25,237	24,004	24,388	24,171
	金額	539,054	660,060	634,175	658,757	664,614

(II) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合計	件数	222,957,969	229,009,523	234,232,607	245,143,613	254,118,410
	金額	2,372,737,571	2,476,264,746	2,588,159,280	2,765,038,501	3,009,792,810
被保険者分	件数	90,227,986	94,512,595	99,067,064	106,095,990	112,019,488
	金額	1,270,258,462	1,342,579,228	1,419,911,358	1,540,536,143	1,691,676,536
被扶養者分	件数	132,692,491	134,455,080	135,123,986	139,004,652	142,050,306
	金額	1,100,706,891	1,131,760,475	1,166,224,983	1,222,074,938	1,315,195,992

(注) 合計には世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第84表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
被保険者分	件数	77,022,011	80,357,348	83,999,093	89,666,836	93,814,035
	金額	1,073,350,489	1,138,373,697	1,205,998,066	1,306,729,858	1,433,980,949
一般診療	件数	60,025,945	62,478,972	65,127,184	69,590,905	72,909,046
	金額	855,858,036	911,192,878	966,628,910	1,050,683,002	1,152,118,980
入院	件数	1,232,639	1,270,874	1,307,007	1,363,203	1,404,501
	金額	301,444,128	316,511,006	332,707,545	353,107,884	405,569,052
入院外	件数	58,793,306	61,208,098	63,820,177	68,227,702	71,504,545
	金額	554,413,908	594,681,872	633,921,365	697,575,118	746,549,928
歯科診療	件数	16,996,066	17,878,376	18,871,909	20,075,931	20,904,989
	金額	217,492,453	227,180,819	239,369,156	256,046,856	281,861,969
被扶養者分	件数	104,684,249	105,774,804	105,520,583	107,683,148	108,840,923
	金額	900,731,198	930,157,879	960,092,732	1,005,092,561	1,071,553,520
一般診療	件数	84,265,510	85,192,045	84,553,144	86,295,103	87,721,992
	金額	749,064,009	778,261,138	804,265,152	845,478,671	905,870,313
入院	件数	1,678,440	1,695,316	1,680,378	1,725,750	1,701,937
	金額	291,431,735	299,946,728	308,014,778	319,360,707	354,083,867
入院外	件数	82,587,070	83,496,729	82,872,766	84,569,353	86,020,055
	金額	457,632,274	478,314,410	496,250,375	526,117,964	551,786,446
歯科診療	件数	20,418,739	20,582,759	20,967,439	21,368,045	21,118,931
	金額	151,667,189	151,896,741	155,827,579	159,613,889	165,683,207

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」



3 国民健康保険

第 87 表 国民健康保険適用状況

年度末現在

Table with 6 columns: 区 分, 昭和63年度 (1988), 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992). Rows include 保険者数, 世帯数, 被保険者数, and their sub-categories.

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第 88 表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区 分, 昭和63年度 (1988), 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992). Rows include 総件数, 療養諸費用, 療養の給付, 療養費, 高額療養費, 医療給付費, and other payments.

(注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。
2 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第 89 表 国民健康保険療養の給付決定状況

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区 分, 昭和63年度 (1988), 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992). Rows include 合計, 診療費, 入院, 入院外, 歯科診療, 薬剤の支給, 老人保健施設療養費, and 老人保健訪問看護療養費.

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第 90 表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区 分, 昭和63年度 (1988), 平成元年度 (1989), 2 (1990), 3 (1991), 4 (1992). Rows include 合計, 診療費, and その他.

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
診 療 費	被保険者1人当診療費	182,157	195,085	207,418	222,177	240,177
	被保険者1,000人当件数	7,457	7,702	7,962	8,308	8,566
	診療1件当日数	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4
	診療1件当金額	24,429	25,328	26,052	26,744	28,038
入 院	被保険者1人当診療費	87,269	92,981	98,255	103,357	114,199
	被保険者1,000人当件数	301	346	325	334	339
	診療1件当日数	21.2	21.1	21.2	21.1	20.8
	診療1件当金額	289,594	295,648	302,733	309,554	336,735
入院外	被保険者1人当診療費	79,802	86,708	92,943	101,895	107,403
	被保険者1,000人当件数	6,065	6,278	6,406	6,796	7,034
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	診療1件当金額	13,157	13,811	14,308	14,993	15,270
歯科診療	被保険者1人当診療費	15,085	15,396	16,220	16,926	18,575
	被保険者1,000人当件数	1,090	1,110	1,141	1,178	1,193
	診療1件当日数	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8
	診療1件当金額	13,842	13,875	14,211	14,372	15,569
療 養 費	被保険者1,000人当件数	213	231	245	272	272

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位：千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計 件 数	1,759,704	1,768,906	1,796,382	1,845,509	1,913,426
金 額	65,974,727	64,145,135	64,046,736	65,889,558	93,064,953
助 産 給 付 件 数	291,430	263,448	248,949	243,292	238,134
金 額	37,403,560	34,478,812	33,249,806	33,035,605	55,400,288
葬 祭 給 付 件 数	466,109	476,000	481,161	495,788	520,846
金 額	15,762,704	16,397,891	16,871,488	17,891,456	21,386,291
育 児 手 当 給 付 件 数	90,214	80,812	76,220	73,913	69,571
金 額	469,399	426,784	407,876	474,337	403,309
そ の 他 件 数	911,951	948,755	990,052	1,032,516	1,084,875
金 額	12,339,064	12,841,648	13,517,565	14,488,160	15,875,065

資料：厚生省保険局調

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位：円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
保 険 料 (税) 現 年 分	1世帯当調定額	142,539	147,370	150,352	154,513	156,126
	被保険者1人当調定額	57,855	61,166	63,848	67,206	69,418
	被保険者1人当収納額	54,825	57,937	60,572	63,773	65,726
被 保 険 者 一 人 当 国 庫 支 出 金	合 計	52,256	56,365	57,937	60,057	60,856
	事務費負担金	1,928	1,984	2,190	2,365	669
	療養給付費等負担金	40,591	43,915	44,892	46,518	48,532
	普通調整交付金	6,580	7,121	7,748	7,955	8,114
	特別調整交付金	2,909	3,099	2,869	2,993	3,259
	そ の 他	247	247	238	227	282
被 保 険 者 一 人 当 諸 費	都道府県支出金	964	1,008	1,070	1,106	1,173
	一般会計繰入金	5,711	6,282	6,865	6,882	5,339
	総 務 費	4,207	4,493	4,902	5,339	5,481
	保 健 施 設 費	511	594	823	1,169	1,211
	療 養 諸 費	189,746	204,227	217,923	234,521	254,558
	老 撫 出 保 健 金	事務費	197	224	250	271
医 療 費	31,850	36,244	36,015	35,974	35,738	
診 療 費	被保険者1,000人当受診件数	7,457	7,702	7,962	8,308	8,566
	診療1日当金額	6,991	7,311	7,581	7,828	8,280

(注) 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

資料：厚生省保険局調



4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
事業所数	1,207,141	1,310,876	1,409,015	1,488,393	1,536,292
船舶所有者数	8,927	8,738	8,535	8,268	7,995
被保険者数	28,769,153	29,921,063	30,997,056	31,959,272	32,493,114
男子	19,341,213	20,046,000	20,699,100	21,257,910	21,588,602
女子	9,212,743	9,689,017	10,131,532	10,552,166	10,767,544
坑内員	12,275	9,113	8,422	7,774	6,962
任意継続	65,095	45,445	32,099	21,799	15,507
船員	137,737	131,430	125,870	119,603	114,499
船員任意継続	90	58	33	20	11
平均標準報酬月額	248,667	261,829	273,684	284,362	291,145
男子	289,120	305,200	318,682	330,566	337,142
女子	163,789	172,036	181,493	190,914	198,458
坑内員	315,727	327,465	342,224	354,887	365,433
任意継続	150,279	154,339	161,061	168,119	177,226
船員	286,059	301,435	318,666	333,511	345,673
船員任意継続	144,067	149,655	157,212	153,400	159,636

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成5年3月末現在

等級	標準報酬		被保険者数			
	月額	計	男子	女子	坑内員	船員
総数		32,477,607	21,588,602	10,767,544	6,962	114,499
第1級	千円					
1	80	109,543	17,144	92,220	1	178
2	86	60,703	6,501	54,154	—	48
3	92	122,981	39,573	83,336	1	71
4	98	205,606	35,302	170,099	—	205
5	104	181,560	16,622	164,577	—	361
6	110	305,895	30,908	274,582	1	404
7	118	458,594	46,343	411,831	—	420
8	126	489,124	50,962	437,812	3	347
9	134	620,631	88,049	531,961	2	619
10	142	684,893	117,010	567,342	3	538
11	150	985,368	239,173	745,130	7	1,058
12	160	1,107,683	297,766	808,825	16	1,076
13	170	1,158,032	355,174	801,787	15	1,056
14	180	1,206,647	449,513	755,489	24	1,621
15	190	1,152,996	494,614	656,817	32	1,533
16	200	1,859,968	956,514	900,114	87	3,253
17	220	2,099,142	1,288,847	805,723	213	4,359
18	240	1,933,719	1,367,011	560,750	293	5,665
19	260	1,915,870	1,465,093	443,644	386	6,747
20	280	1,666,164	1,368,223	289,522	470	7,949
21	300	1,675,786	1,395,497	270,365	524	9,400
22	320	1,394,753	1,229,010	156,928	530	8,285
23	340	1,256,149	1,133,861	115,073	467	6,748
24	360	1,229,908	1,108,901	113,451	538	7,018
25	380	1,278,439	1,185,495	84,260	700	7,984
26	410	1,403,681	1,288,352	106,054	761	8,514
27	440	1,092,040	1,024,666	59,876	649	6,849
28	470	834,872	792,630	36,502	486	5,254
29	500	785,371	715,186	65,825	355	4,005
30	530	3,201,489	2,984,662	203,495	398	12,934

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調



第99表 厚生年金保険適用状況(業態別)

平成5年10月1日現在

Table with 11 columns: 区分, 事業所数, 被保険者数 (計, 男子, 女子, 坑内員), 平均標準報酬月額 (円) (平均, 男子, 女子, 坑内員). Rows include 合計, 農林水産業, 石炭鉱業, etc.

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。 2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第100表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年度(1988), 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992). Rows include 合計, 老齢厚生年金(老齢相当), 障害厚生年金, etc.

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年度(1988), 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992). Rows include 合計, 老齢厚生年金(老齢相当), 障害厚生年金, etc.

(注) 1 通算老齢年金には特例老齢年金を含む。 2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。 3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。 4 船員保険の田法分を含む。 5 平成3年度以降の金額には、基金代行支給分を含む。

資料：社会保険庁調



② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
基金数	1,258	1,358	1,474	1,593	1,735
設立事業所数	106,221	119,755	135,478	153,934	173,422
加入員数	8,268,082	9,033,924	9,844,597	10,678,024	11,571,433
特例第1種	6,032,632	6,557,769	7,122,900	7,686,937	8,272,869
2	2,235,358	2,476,022	2,721,575	2,990,972	3,298,463
3	92	133	122	115	101
平均標準給与月額	269,654	282,450	293,162	302,637	307,627
特例第1種	307,406	322,874	334,905	345,182	349,881
2	167,771	175,388	183,909	193,293	201,650
3	244,826	258,135	275,082	278,000	290,594

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合計件数	1,623,005	1,764,147	1,923,638	2,098,391	2,306,902
金額	361,001,373	420,754,902	489,660,209	567,735,139	658,821,137
基金裁定件数	1,233,860	1,334,844	1,452,189	1,584,944	1,739,769
金額	345,142,094	402,803,731	469,558,062	545,400,428	633,628,441
基金連合会裁定件数	389,145	429,303	471,449	513,447	567,133
金額	15,859,279	17,951,171	20,102,147	22,334,711	25,192,696

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合計件数	202,877	214,003	243,498	264,962	288,288
金額	110,607,099	132,603,344	174,149,513	214,701,879	236,480,848
脱退一時金件数	178,408	187,547	210,930	225,948	242,801
金額	38,954,002	43,818,759	52,988,088	58,498,160	60,576,139
死亡一時金件数	6,088	6,803	7,737	8,736	9,852
金額	11,030,196	13,019,546	16,485,544	19,697,767	22,231,413
選択一時金件数	18,381	19,653	24,831	30,278	35,633
金額	60,622,901	75,765,040	104,675,881	136,505,952	153,673,296

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
年金	222,428	238,503	254,549	270,557	285,587
一時金	545,193	619,633	715,199	810,312	820,299
脱退一時金	218,342	233,641	251,212	258,901	249,489
死亡一時金	1,811,793	1,913,795	2,130,741	2,254,781	2,256,538
選択一時金	3,298,129	3,855,139	4,215,532	4,508,420	4,312,668

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
保険型	73,561	77,227	80,888	82,511	82,890
共済型	1,272	1,227	1,268	1,206	1,141
信託型	7,960	8,144	8,286	8,366	8,436
計	82,793	86,648	90,442	92,083	92,467

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
保険型	4,907	5,164	5,457	5,973	6,074
共済型	102	106	111	109	112
信託型	4,036	4,104	4,205	4,314	4,405
加入者数	9,045	9,374	9,773	10,396	10,591

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調





6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在(単位 人・%)

区分 年度	総 数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	年度末現在(単位 人・%)			
				30 a 以上 50 a 未満 の経営者	農業生産 法人構成員	後継者	その他
昭和62年度	733,542	470,679	262,863	11,339	1,955	249,063	506
63	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
4	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
4年度構成比	100.0	53.5	46.5	1.2	0.3	44.8	0.2

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。

資料：農業者年金基金「事業年報」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
経営移譲年金人員 金額	559,550 197,160,548	595,643 198,127,740	629,855 195,676,943	652,645 181,682,453	660,559 162,266,104
農業者老齢年金人員 金額	352,064 33,189,688	399,650 40,187,186	448,094 49,067,699	496,098 57,599,142	536,673 65,460,042

(注) 受給権者数の合計は、併給者の数は除いて計算してある。

資料：農業者年金基金調

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収 益	1,662,603,486	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290
(年金給付関係)	1,658,192,424	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,626	796,715,974
保険料収入	73,349,977	71,728,182	72,733,311	72,238,511	70,675,892
運用収入	32,727,882	30,827,006	27,649,689	22,678,015	18,006,243
国庫補助金・負担金収入	98,592,500	99,063,870	97,838,472	99,707,827	104,469,698
支払・責任準備金戻入	1,392,900,247	1,421,784,998	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885
雑 益	26,104	39,997	23,520	39,300	72,557
当期欠損金	60,595,713	83,418,154	—	33,538,547	37,773,697
(年金給付関係以外)	4,411,062	4,444,780	4,753,721	4,987,952	5,097,316
国庫補助金収入	3,790,296	3,883,558	4,126,490	4,369,808	4,484,440
資産見返補助金収入	2,677	3,181	4,195	4,758	4,977
運用収入	612,287	551,821	611,329	605,191	603,797
雑 益	5,801	6,220	11,707	8,195	4,100
費 用	1,662,603,486	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290
(年金給付関係)	1,658,192,424	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,627	796,715,974
給付金	233,962,227	241,921,101	248,101,206	242,262,906	230,626,104
支払・責任準備金繰入	1,421,784,998	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885	564,517,339
保険料還付金	2,445,198	1,789,077	1,509,040	1,534,836	1,572,530
当期利益金	—	—	830,473,347	—	—
(年金給付関係以外)	4,411,062	4,444,780	4,753,721	4,987,952	5,097,316
一般管理費	410,625	443,874	49,481	4,985,734	5,096,392
固定資産除却損	164	428	823	0	322
当期利益金	273	478	3,417	2,217	601

資料：農業者年金基金調















第130表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)			平成元年度 (1989)			2 (1990)			3 (1991)			4 (1992)		
	人員	年金額	1人 当り 年金 額	人員	年金額	1人 当り 年金 額	人員	年金額	1人 当り 年金 額	人員	年金額	1人 当り 年金 額	人員	年金額	1人 当り 年金 額
合 計	13,432	12,762,149	950	12,631	12,192,222	965	11,817	11,714,943	991	11,028	11,277,698	1,023	10,236	10,834,643	1,058
退職年金	3,428	3,510,818	1,024	3,012	3,133,784	1,040	2,622	2,790,514	1,064	2,280	2,502,836	1,098	1,943	2,203,934	1,134
障害年金	15	2,961	197	16	3,463	216	16	3,536	221	16	3,629	227	15	3,216	214
遺族年金	8,441	6,439,782	763	8,118	6,298,063	776	7,739	6,186,620	799	7,372	6,097,291	827	6,982	5,983,859	857
公務傷病年金	332	957,423	2,884	319	943,600	2,958	302	914,876	3,029	288	901,464	3,130	274	891,831	3,255
公務傷病遺族年金	137	169,087	1,234	135	170,356	1,262	145	188,557	1,300	151	203,603	1,348	153	214,308	1,401
殉職年金	1,079	1,682,078	1,559	1,031	1,642,956	1,594	993	1,630,840	1,642	921	1,568,875	1,703	869	1,537,495	1,769

資料：国家公務員等共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
組 合 員 数	544,486	529,341	513,249	504,417	498,496
旅客鉄道会社等	213,815	206,193	198,926	198,290	197,903
短期組合員	3	3	2	2	2
長期組合員	209,143	204,690	196,033	196,937	197,121
船員組合員	59	62	47	65	60
任意継続組合員	4,579	1,411	2,817	1,262	698
継続長期組合員	31	27	27	24	22
日本電信電話(株)	301,832	295,680	288,194	280,470	275,134
普通組合員	289,824	281,270	275,422	270,424	264,351
船員組合員	225	192	180	164	149
短期組合員	4	4	2	2	2
任意継続組合員	11,779	14,214	12,590	9,880	10,632
継続長期組合員	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	28,839	27,468	26,129	25,657	25,459
長期組合員	26,806	26,048	24,657	24,894	25,298
短期組合員	3	2	0	0	0
任意継続組合員	2,030	1,418	1,472	763	161
継続長期組合員	0	0	0	0	0
被 扶 養 者 数	989,523	980,205	961,927	943,763	924,393
旅客鉄道会社等	454,728	446,697	434,490	424,639	414,919
日本電信電話(株)	494,271	493,336	487,510	479,278	469,821
日本たばこ産業(株)	40,524	40,172	39,927	39,846	39,653
組合員1人当たり被扶養者数	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
旅客鉄道会社等	2.1	2.2	2.2	2.2	2.1
日本電信電話(株)	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7
日本たばこ産業(株)	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6
平均標準報酬月額	306,573	336,164	358,471	378,737	392,303
旅客鉄道会社等	288,530	307,723	330,914	351,338	370,186
日本電信電話(株)	320,056	355,835	377,594	397,681	407,216
日本たばこ産業(株)	299,223	337,774	357,349	383,413	403,071

- (注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。  
 2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。  
 3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。  
 4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調





(ii) 休業給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	19.6	18.8	19.2	21.0	22.7
	1件当日数	16.2	16.6	16.6	16.2	15.5
出産手当金	1日当金額	6,820	7,225	7,552	7,994	8,579
	組合員1,000人当件数	0.5	0.7	0.9	0.7	0.8
失業手当金	1件当日数	19.4	16.1	17.1	17.8	16.8
	1日当金額	5,685	5,487	5,932	5,464	6,273
失業手当金	組合員1,000人当件数	5.5	4.8	4.8	4.2	3.9
	1件当日数	3.5	3.5	3.5	3.8	4.0
	1日当金額	4,676	4,959	5,242	5,678	5,887

(iii) 災害給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	285,714	315,739	362,000	338,947	365,455
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	226,333	248,500	279,364	308,000	293,462
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1
	1件当金額	543,225	528,118	491,483	586,025	792,800

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合	計	2,419,577	2,478,298	3,719,113	3,741,736	3,747,124
	件数	1,135,817,626	1,160,207,122	1,185,088,241	1,210,143,483	1,237,847,527
	金額	1,135,817,626	1,160,207,122	1,185,088,241	1,210,143,483	1,237,847,527
退職共済年金	件数	183,824	236,834	436,745	494,992	535,665
	金額	81,602,406	108,350,993	137,651,156	158,091,661	174,186,384
障害共済年金	件数	462	706	1,253	1,780	2,273
	金額	172,132	226,003	205,492	270,722	330,857
遺族共済年金	件数	64,838	96,204	186,126	232,788	280,737
	金額	18,988,413	29,221,915	39,861,145	51,127,690	63,607,745
退職年金	件数	1,362,864	1,340,490	1,933,895	1,877,903	1,815,400
	金額	751,080,058	739,929,331	726,677,803	720,159,033	715,048,048
減額退職年金	件数	326,072	328,935	482,911	478,628	474,330
	金額	156,180,276	156,299,336	155,846,145	156,334,368	158,168,947
通算退職年金	件数	3,543	3,719	5,308	5,150	5,009
	金額	510,077	521,927	519,268	524,227	510,185
退職一時金	件数	1	1	4	3	1
	金額	2,873	3,547	11,735	3,332	1,935
障害年金	件数	18,762	18,503	26,777	25,999	24,944
	金額	6,927,058	6,867,860	6,821,958	6,742,818	6,627,988
障害一時金	件数	—	1	—	3	—
	金額	—	1,223	—	3,558	—
遺族年金	件数	441,137	435,631	621,617	601,292	580,048
	金額	111,531,561	110,225,084	109,116,880	108,625,556	108,197,275
通算遺族年金	件数	451	421	620	602	598
	金額	28,164	22,138	22,449	22,656	26,075
死亡一時金	件数	2	2	5	10	9
	金額	8,106	1,396	3,003	17,571	20,868
船員年金	件数	—	—	—	—	6,622
	金額	—	—	—	—	2,992,370
公務災害給付	件数	17,621	16,851	23,855	22,586	21,488
	金額	8,786,501	8,536,369	8,351,208	8,220,293	8,128,850

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」







(II) 平成4年度(1992年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利益	990,548,465	510,081,347	76,248,905	1,576,878,716
負担金収入	463,989,007	208,195,360	39,569,708	711,754,076
掛金収入	80,838,323	87,444,117	9,721,013	178,003,454
基礎年金交付金収入	129,119,076	32,548,960	8,582,380	170,250,417
長期財調交付金収入	8,000,000	—	—	8,000,000
制度間調整交付金収入	173,806,516	79,891,856	12,190,064	265,888,436
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	60,285	14,022	—	74,307
雑収入	—	—	8,240	8,240
利息及び配当金等	12,517,693	100,753,784	4,901,864	118,173,340
償還差益	134,815	1,188,584	47,765	1,371,163
その他	82,749	44,663	90	127,503
当期損失金	—	—	1,227,780	1,227,780
損失	990,548,465	510,081,347	76,248,905	1,576,878,716
長期給付	864,372,397	310,534,804	62,940,326	1,237,847,527
退職給付	717,067,711	275,637,071	54,698,598	1,047,403,379
障害給付	4,780,072	1,883,000	295,773	6,958,845
遺族給付	131,437,209	32,541,724	7,852,163	171,831,095
公務災害給付	7,912,298	202,416	14,135	8,128,850
船員給付	2,992,370	—	—	2,992,370
通算退職年金	162,698	267,830	79,657	510,185
返還一時金	—	1,122	—	1,122
脱退一時金	1,935	—	—	1,935
特例死亡一時金	18,105	1,641	—	19,747
その他	8,429	1,988,190	250	1,996,870
償還差損	2,520	—	62,835	65,355
基礎年金拠出金	42,953,611	52,273,930	5,043,616	100,271,157
制度間調整拠出金	58,806,515	82,285,100	8,201,878	149,293,493
当期利益金	24,404,992	62,999,322	—	87,404,314
年度末現在長期給付積立金	289,473,996	1,868,911,013	81,257,043	2,239,642,052

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
利益	1,091,720	1,672,474	1,789,663	1,883,414	2,132,730
負担金収入(負担金)	508,313	1,128,773	1,180,697	1,164,011	1,535,252
国庫補助金収入(補助金)	515,593	531,238	569,038	568,757	567,303
受取利息等(利息及び配当金)	3,201	10,223	38,914	41,049	28,260
雑収入	38,092	2,240	1,014	629	756
前期損益修正益	—	—	—	0	359
当期損失金	—	—	—	108,968	799
当期不足金	26,521	—	—	—	—
損失	1,091,720	1,672,474	1,789,663	1,883,414	2,132,730
職員給与	16,985	8,957	1,891	2,016	2,145
厚生費	6	—	—	—	—
旅費	94,623	69,610	71,945	67,934	64,898
事務費	610,448	493,009	541,446	572,425	605,434
その他	349,293	983,269	1,054,514	1,213,292	1,283,824
財産処分損	41	682	448	37	—
当期利益金	20,324	116,947	119,419	27,710	176,429

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
利益	8,236,909	8,844,248	7,710,486	8,635,303	8,599,055
負担金収入(負担金)	2,421,839	2,535,389	2,639,803	3,077,426	3,144,164
掛金収入(掛金)	2,580,380	2,679,056	2,797,539	3,204,516	3,267,368
国庫補助金収入(補助金)	—	—	190,737	43,498	9,868
交付金収入	—	—	—	71,116	68,879
受取利息等(利息及び配当金)	776,295	864,679	953,420	1,024,089	893,119
相互繰入金	37,714	—	—	—	—
施設収入	2,292,903	2,597,052	1,064,061	1,083,792	1,048,886
雑収入	127,779	168,072	64,926	38,235	73,578
償還差益	—	—	—	7,130	26,669
その他	—	—	—	62,133	63,869
前期損益修正益	—	—	—	23,368	2,654
損失	8,236,909	8,844,248	7,710,486	8,635,303	8,599,055
職員給与	1,029,574	1,010,009	26,652	24,251	25,323
厚生費	1,445,959	1,534,406	1,625,364	2,144,007	2,601,272
旅費	47,089	44,020	33,302	32,010	26,052
事務費	55,285	67,571	48,316	54,203	45,452
その他	3,518,656	4,382,277	3,402,093	2,383,069	2,452,436
財産処分損	236,831	271,656	198,668	159,230	296,015
当期利益金	1,781,515	1,409,309	2,256,091	2,390,533	1,686,505
繰入金	—	—	—	1,328,000	1,336,000
相互繰入金	122,000	125,000	120,000	120,000	130,000

(注) 第140表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第142表 国家公務員等共済組合等所要財源率

平成6年4月1日現在 (単位%)

Table with 5 main columns: 区分, 短期給付 (組合員掛金率, 国庫(地方)負担率, 計), 長期給付 (組合員掛金率, 国庫(地方)負担率, 整理資源率), and 発生額負担方式. It lists various categories of public employees and their respective contribution rates.

(注) 1 地方公務員共済組合における短期給付は、指定都市職員については札幌市職員組合及び名古屋市長官舎職員共済組合(名古屋港管理組合職員に限る。)に係る率並びに都市職員については北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合に係る率であり、長期給付は、一般組合員に係る率である。また、地方公務員共済組合の財源率は、給料に対する率であり、( ) 内は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。

2 短期給付の財源率には福祉財源を含む。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

各年度末現在

Table showing the application status of public employee mutual aid organizations. Columns include: 区分, 組合員数 (合計, 短期長期, 短期, 長期, 任継, 継続長期), 被扶養者数, 組合員1人当り被扶養者数, and 組合員1人当り本俸月額 (平均, 短期長期, 短期, 長期, 任継, 継続長期). It provides data for various years and categories like 昭和63年度, 平成元年度, etc.

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。
2 本俸月額とは各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。
3 被扶養者数の( )は任意継続組合員の再掲である。
4 長期の( )は特例継続の再掲である。
5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」





(iii) 休業給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合	計 組合員1,000人当件数	7.9	8.2	8.4	8.8	8.9
	1 日 当 金 額	7,129	7,299	7,577	8,110	9,934
	1 件 当 金 額	182,907	178,939	182,966	192,826	192,332
傷病手当金	組合員1,000人当件数	6.7	7.0	7.1	7.3	7.3
	1 日 当 金 額	7,477	7,614	7,957	8,516	8,654
	1 件 当 金 額	183,621	179,998	181,713	192,905	191,294
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	1 日 当 金 額	5,490	5,671	5,995	6,432	6,781
	1 件 当 金 額	311,454	324,694	369,427	368,196	385,012
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.7	0.8	0.9	1.1	1.1
	1 日 当 金 額	5,835	5,942	6,284	6,840	7,336
	1 件 当 金 額	90,929	97,506	107,424	118,654	125,880

(iii) 災害給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合	計 組合員1,000人当件数	0.4	0.3	0.6	0.5	0.3
	1 件 当 金 額	508,611	594,009	464,680	525,811	707,838
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	319,722	339,113	388,574	371,010	381,817
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	250,402	264,178	272,088	297,129	294,149
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.3	0.2	0.5	0.4	0.2
	1 件 当 金 額	559,870	685,358	486,247	557,710	839,089

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合	計 件 数	5,344,949	5,802,735	8,259,123	8,644,726	9,041,982
	金 額	2,515,087,275	2,712,826,447	2,898,757,970	3,098,659,154	3,300,034,971
退職共済年金	件 数	498,264	823,461	1,491,419	1,895,184	2,328,975
	金 額	284,166,133	451,723,641	615,840,058	782,856,108	942,881,137
障害共済年金	件 数	3,673	6,869	13,856	17,792	21,887
	金 額	1,576,040	2,382,590	3,046,891	3,640,402	4,245,520
遺族共済年金	件 数	171,554	257,838	461,857	582,455	699,967
	金 額	47,058,035	72,184,504	100,002,486	130,126,138	163,107,533
退職年金	件 数	3,465,649	3,503,807	4,653,554	4,542,379	4,421,168
	金 額	1,867,462,687	1,868,133,648	1,861,971,719	1,863,239,937	1,869,313,330
減額退職年金	件 数	100,765	106,099	146,344	145,938	145,325
	金 額	39,426,735	40,455,958	41,272,885	42,102,471	43,182,146
通算退職年金	件 数	206,075	203,156	284,108	279,561	272,785
	金 額	32,310,349	32,653,831	32,771,400	32,886,118	33,018,482
障害年金	件 数	84,087	87,118	119,660	117,256	113,416
	金 額	40,547,018	41,705,125	41,236,134	40,812,062	40,195,756
遺族年金	件 数	800,560	800,385	1,068,551	1,044,980	1,020,035
	金 額	201,347,344	202,354,568	201,397,033	201,754,603	202,816,431
通算遺族年金	件 数	14,170	13,846	19,602	19,024	18,259
	金 額	997,819	1,002,096	997,108	1,000,544	996,287
退職一時金	件 数	△1	1	3	1	—
	金 額	△4,141	△2,195	△2,917	640	△339
脱退一時金	件 数	31	33	24	32	22
	金 額	61,833	70,846	49,620	69,495	56,547
返還一時金	件 数	52	44	69	62	75
	金 額	46,005	52,608	71,807	83,256	104,989
障害一時金	件 数	7	18	10	10	12
	金 額	9,859	25,186	16,161	14,677	20,120
特例死亡一時金	件 数	23	22	23	23	30
	金 額	37,863	50,868	47,821	54,156	61,505
死亡一時金	件 数	40	38	43	29	26
	金 額	43,622	33,203	39,765	18,548	35,528

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」







9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任 継	再 掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)			
昭和63年度(1988)	386,369	371,168	163	3,529	11,509	382,840	374,697	13,244	357,967	0.94
平成元年度(1989)	396,134	380,499	164	3,514	11,957	392,620	384,013	13,364	364,189	0.93
平成2年度(1990)	404,670	369,897	19,063(18,901)	3,415	12,295	401,255	373,312	13,477	369,013	0.92
平成3年度(1991)	414,251	377,600	20,739(20,581)	3,410	12,502	410,841	381,010	13,552	373,175	0.91

(注) 乙種の( )内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再 掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
									短期	長期			
平成4年度(1992)	423,174	384,796	76	159	21,970	3,107	—	13,066	420,067	387,979	13,602	376,453	0.90
大 学	149,690	139,719	31	—	8,454	1,486	—	—	148,204	141,236	425	158,508	1.07
短 大	28,725	25,549	9	—	2,899	268	—	—	28,457	25,826	495	26,169	0.92
高 専	218	207	—	—	11	—	—	—	218	207	3	382	1.75
高 校	86,639	82,494	6	—	3,775	364	—	—	86,275	82,864	1,304	112,546	1.30
中 学	9,619	9,192	1	—	309	117	—	—	9,502	9,310	560	10,227	1.08
小 学	3,601	3,449	1	—	107	44	—	—	3,557	3,494	166	2,941	0.83
幼稚園	89,730	85,429	21	15	4,265	—	—	—	89,730	85,450	8,725	20,852	0.23
盲・ろう	372	349	—	—	23	—	—	—	372	349	15	247	0.66
各 種	11,215	10,606	4	144	461	—	—	—	11,215	10,610	474	10,697	0.95
専 修	29,136	26,647	3	—	1,658	828	—	—	28,308	27,478	1,410	23,100	0.82
組 合	1,163	1,155	—	—	8	—	—	—	1,163	1,155	25	1,195	1.03
任 継	13,066	—	—	—	—	—	—	13,066	13,066	—	—	9,589	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となりました。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になりました。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任 継	再 掲	
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)
昭和63年度(1988)	269,984	270,668	373,405	370,274	215,700	269,060	271,606
平成元年度(1989)	290,692	291,862	419,841	397,633	220,271	289,735	285,578
2(1990)	302,599	299,213	395,649	401,745	232,656	301,755	292,380
3(1991)	315,351	312,019	405,397	407,270	241,523	314,588	303,246

区分	合計	甲 1 ・ 甲 2		乙 1 ・ 2	丙 1 ・ 2	任 継	再 掲	
		短期	長期				短期	長期
平成4年度(1992)	330,101	326,586	313,387	425,836	414,875	251,326	329,474	314,200
大 学	392,749	381,836	358,221	562,143	455,408	—	392,121	359,243
短 大	376,867	369,910	355,202	439,903	358,470	—	377,041	355,236
高 専	457,817	459,430	436,676	427,455	—	—	457,817	436,676
高 校	374,690	375,255	369,906	357,516	424,577	—	374,479	365,168
中 学	380,934	379,808	368,503	402,595	412,205	—	380,549	369,053
小 学	359,912	357,341	349,106	432,168	385,818	—	359,592	349,568
幼稚園	190,614	187,039	185,843	261,987	—	—	190,614	185,843
盲・ろう	272,151	267,731	267,301	339,217	—	—	272,151	267,301
各 種	280,653	276,956	267,201	345,484	—	—	280,653	267,201
専 修	293,405	289,795	282,572	319,152	358,043	—	291,514	284,846
組 合	314,757	353,958	301,300	430,000	—	—	314,757	301,300
任 継	251,326	—	—	—	—	251,326	251,326	—

(注) 第154表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」



(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計 件 数	10,817	9,990	10,721	10,540	11,947
日 数	384,731	359,370	405,994	400,897	440,850
金 額	1,999,456	1,917,414	2,307,793	2,344,654	2,795,775
傷病手当金 件数	7,696	7,099	7,712	7,586	8,867
日 数	182,025	167,315	180,250	178,153	207,114
金 額	1,058,246	1,001,765	1,189,032	1,181,149	1,475,584
出産手当金 件数	3,105	2,881	3,002	2,949	3,055
日 数	202,496	191,903	225,675	222,696	233,406
金 額	940,416	915,371	1,118,618	1,163,375	1,319,258
休業手当金 件数	16	10	7	5	25
日 数	210	152	69	48	330
金 額	795	279	143	130	933

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計 件 数	76	60	87	136	93
金 額	46,077	31,060	35,730	58,256	52,284
弔 慰 金 件 数	5	4	6	11	8
金 額	870	820	1,364	3,538	2,600
家族弔慰金 件数	10	6	5	8	17
金 額	2,716	1,729	1,764	2,642	5,425
災害見舞金 件数	61	50	76	117	68
金 額	42,491	28,511	32,602	52,076	44,259

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)  
(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
組 合 員 分 件 数	2,757,722	2,791,663	2,926,695	3,081,260	3,210,845
日 数	6,571,669	6,564,524	6,752,460	7,019,847	7,236,022
金 額	36,783,319	38,314,300	40,403,997	43,681,331	47,497,268
一 般 診 療 件 数	2,210,832	2,228,551	2,345,392	2,475,050	2,580,643
日 数	5,077,185	5,060,476	5,226,848	5,443,243	5,619,828
金 額	30,367,059	31,775,906	33,657,387	36,546,599	39,804,708
入 院 件 数	39,136	40,292	40,693	42,536	43,465
日 数	524,622	540,444	540,236	556,306	560,457
金 額	9,784,566	10,286,706	10,566,223	11,343,826	12,975,303
入 院 外 件 数	2,171,696	2,188,259	2,304,699	2,432,514	2,537,178
日 数	4,552,563	4,520,032	4,686,612	4,886,937	5,059,371
金 額	20,582,493	21,489,200	23,091,164	25,202,773	26,829,406
歯 科 診 療 件 数	546,890	563,112	581,303	606,210	630,202
日 数	1,494,484	1,504,048	1,525,612	1,576,604	1,616,194
金 額	6,416,261	6,538,394	6,746,610	7,134,732	7,692,560
被 扶 養 者 分 件 数	2,383,568	2,382,658	2,438,222	2,518,374	2,573,512
日 数	5,695,705	5,625,456	5,662,361	5,792,627	5,861,166
金 額	21,189,039	21,975,971	23,095,383	24,326,651	25,917,790
一 般 診 療 件 数	1,950,196	1,934,386	1,976,575	2,039,697	2,085,027
日 数	4,625,356	4,541,692	4,562,153	4,667,399	4,723,632
金 額	17,998,708	18,714,387	19,719,274	20,808,812	22,185,382
入 院 件 数	37,540	38,319	38,632	39,316	38,985
日 数	521,344	535,878	545,484	555,436	544,643
金 額	6,908,008	7,291,601	7,639,255	7,891,880	8,633,508
入 院 外 件 数	1,912,656	1,896,067	1,937,943	2,000,381	2,046,042
日 数	4,104,012	4,005,814	4,016,669	4,111,963	4,178,989
金 額	11,090,700	11,422,786	12,080,019	12,916,932	13,551,874
歯 科 診 療 件 数	433,372	448,272	461,647	478,677	488,485
日 数	1,070,349	1,083,764	1,100,208	1,125,228	1,137,534
金 額	3,184,331	3,261,584	3,377,109	3,517,840	3,732,409

(注) 第157表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
《組合員分》							
診療費	組合員1,000人当件数	7,321	7,217	7,394	7,583	7,724	
	組合員1人当金額	97,643	99,054	102,072	107,505	114,254	
	診療1件当金額	13,338	13,725	13,805	14,176	14,793	
一般診療	診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	
	組合員1,000人当件数	5,869	5,761	5,925	6,091	6,208	
	組合員1人当金額	80,611	82,150	85,028	89,946	95,750	
入院	診療1件当金額	13,736	14,259	14,350	14,766	15,424	
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	
	組合員1,000人当件数	104	104	103	105	105	
入院外	組合員1人当金額	25,974	26,594	26,693	27,919	31,212	
	診療1件当金額	250,014	255,304	259,657	266,688	298,523	
	診療1件当日数	13.4	13.4	13.3	13.1	12.9	
歯科診療	組合員1,000人当件数	5,765	5,657	5,822	5,987	6,103	
	組合員1人当金額	54,637	55,556	58,335	62,027	64,538	
	診療1件当金額	9,478	9,820	10,019	10,361	10,575	
看護料	診療1件当日数	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	
	組合員1,000人当件数	1,452	1,456	1,469	1,492	1,516	
	組合員1人当金額	17,032	16,903	17,044	17,559	18,504	
出産費	診療1件当金額	11,732	11,611	11,606	11,769	12,206	
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	
	組合員1,000人当日数	17.0	17.1	24.4	16.6	14.8	
埋葬料	1日当金額	4,306	4,143	4,148	4,153	4,024	
	組合員1,000人当件数	14	13	12	12	11	
《被扶養者分》	組合員1,000人当件数	1.9	1.7	1.9	1.9	1.9	
	診療費	組合員1,000人当件数	6,327	6,160	6,160	6,198	6,191
	組合員1人当金額	56,231	56,814	58,348	59,871	62,345	
一般診療	診療1件当金額	8,887	9,223	9,473	9,660	10,071	
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	
	組合員1,000人当件数	5,177	5,001	4,993	5,020	5,016	
入院	組合員1人当金額	47,778	48,382	49,816	51,213	53,367	
	診療1件当金額	9,229	9,675	9,976	10,202	10,640	
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	
入院外	組合員1,000人当件数	100	99	98	97	94	
	組合員1人当金額	18,338	18,851	19,299	19,423	20,768	
	診療1件当金額	184,017	190,287	197,744	200,729	221,457	
歯科診療	診療1件当日数	13.9	14.0	14.1	14.1	14.0	
	組合員1,000人当件数	5,077	4,902	4,896	4,923	4,922	
	組合員1人当金額	29,441	29,531	30,517	31,790	32,599	
看護料	診療1件当金額	5,799	6,024	6,233	6,457	6,623	
	診療1件当日数	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	
	組合員1,000人当件数	1,150	1,159	1,166	1,178	1,175	
配偶者出産費	組合員1人当金額	8,453	8,432	8,532	8,658	8,978	
	診療1件当金額	7,348	7,276	7,315	7,349	7,641	
	診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	
家族埋葬料	組合員1,000人当日数	15.1	19.2	15.9	14.8	14.0	
	1日当金額	3,807	3,705	3,667	3,523	3,509	
家族埋葬料	組合員1,000人当件数	16	15	15	14	13	
	組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4	

(注) 1 第157表の(注)参照

2 平成4年度の組合員の数は、4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	20	18	19	19	21
	1件当日数	23.7	23.6	23.4	23.5	23.4
	1日当金額	5,814	5,987	6,597	6,630	7,125
出産手当金	組合員1,000人当件数	8	7	8	7	7
	1件当日数	65.2	66.6	75.2	75.5	76.4
	1日当金額	4,644	4,770	4,957	5,224	5,652
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	1件当日数	13.1	15.2	9.9	9.6	13.2
	1日当金額	3,784	1,834	2,072	2,706	2,827

(iii) 災害給付

区	分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	174,000	205,000	227,333	321,636	325,000
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	271,600	288,167	352,800	330,225	319,118
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2
	1件当金額	696,566	570,220	428,974	445,094	650,868

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」



第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
《年 金》					
新 規 裁 定	889,565	841,089	1,037,128	851,551	918,417
退 職 共 済 年 金	960,048	870,180	1,076,525	885,072	963,606
障 害 共 済 年 金	982,295	1,062,922	944,921	877,902	958,721
遺 族 共 済 年 金	623,327	650,574	608,934	629,783	665,468
退 職 年 金	1,628,232	1,507,852	1,545,549	1,559,532	1,632,887
減 額 退 職 年 金	1,299,220	1,349,514	1,336,375	1,612,950	1,521,950
通 算 退 職 年 金	406,393	416,777	335,602	402,605	306,097
障 害 年 金	1,598,683	1,812,376	1,592,612	1,739,056	1,491,290
遺 族 年 金	772,835	1,049,775	1,111,925	542,267	911,867
通 算 遺 族 年 金	129,167	135,400	300,700	—	—
年 度 末 現 在	870,767	903,269	969,615	986,798	1,008,085
退 職 共 済 年 金	934,292	977,161	1,099,032	1,096,933	1,104,559
障 害 共 済 年 金	1,069,811	1,098,930	1,020,703	993,964	994,864
遺 族 共 済 年 金	621,678	651,478	653,160	662,482	681,555
退 職 年 金	1,865,977	1,907,915	1,939,677	1,984,765	2,039,703
減 額 退 職 年 金	1,375,133	1,402,522	1,418,280	1,448,555	1,484,963
通 算 退 職 年 金	510,358	529,829	541,020	555,716	573,280
障 害 年 金	1,400,856	1,451,134	1,466,508	1,503,940	1,524,664
遺 族 年 金	785,846	804,952	817,696	836,370	859,253
通 算 遺 族 年 金	241,090	250,310	255,982	263,673	272,218
恩 給 財 団 年 金	905,815	923,827	952,077	988,415	1,027,500
《一 時 金》					
脱 退 一 時 金	1,654,079	2,146,404	2,276,569	1,731,543	1,916,074
退 職 一 時 金	—	358,130	7,111	—	231,398
返 還 一 時 金	1,067,300	745,556	1,247,893	609,066	1,046,522
障 害 一 時 金	1,758,350	1,051,200	—	—	1,920,000
死 亡 一 時 金	562,825	1,307,025	588,817	1,092,652	390,318
特 例 死 亡 一 時 金	2,349,540	1,950,400	1,627,500	2,807,225	3,337,383
恩 給 財 団 給 付 一 時 扶 助 金	810,848	787,122	945,243	849,727	797,522

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収 入	98,437,988	103,507,370	118,234,772	127,264,861	143,050,373
掛 金	89,237,746	101,072,248	117,418,674	126,006,077	134,781,706
助 成 金	—	—	246,137	255,467	221,708
利 息 及 び 配 当 金	486,991	115,390	141,650	768,793	832,911
延 滞 金	8,590	17,023	39,753	13,876	21,644
損 害 賠 償 金	110,951	67,267	102,370	112,000	134,186
事 業 雑 収 入	—	1,216	199	5,739	1,654
事 業 外 収 入	296,557	138,538	285,989	102,910	—
当 期 不 足 金	8,297,147	2,095,690	—	—	—
前 期 損 益 修 正 益	—	—	—	—	11,626
支 払 準 備 金 戻 入	—	—	—	—	7,044,938
支 出	98,437,988	103,507,370	118,234,772	127,264,861	143,050,373
保 健 給 付	65,027,208	67,661,849	71,316,837	76,379,324	82,726,226
災 害 給 付	46,077	31,060	35,730	58,256	52,284
休 業 給 付	1,999,456	1,917,414	2,307,793	2,344,654	2,795,775
附 加 給 付	3,973,833	4,082,562	4,138,667	4,403,822	4,916,527
老 人 保 健 拠 出 金	19,913,644	22,259,322	26,766,498	28,033,330	29,192,683
退 職 者 給 付 拠 出 金	6,368,170	6,371,020	6,331,906	6,905,789	7,386,208
財 産 処 分 損	—	—	18,315	78,534	—
そ の 他	1,109,596	1,184,143	1,249,130	1,353,205	1,553,354
支 払 準 備 金 繰 入	—	—	—	—	7,670,340
前 期 損 益 修 正 損	—	—	—	—	6,842
当 期 利 益 金	—	—	6,069,895	7,707,947	6,750,134

資料：私立学校教職員共済組合調

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収入	265,193,661	276,368,429	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592
掛金	116,632,581	123,373,768	144,561,740	154,011,403	162,873,096
補助金	35,850,989	28,427,721	28,993,275	32,039,741	35,303,473
国庫補助金	29,385,562	21,562,494	22,012,609	24,615,963	27,435,577
都道府県補助金	6,465,428	6,865,227	6,980,666	7,423,778	7,867,895
助成金	369,115	325,620	311,129	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	128	121	150	175	339
退職一時金等返還金	146,430	149,226	225,429	186,704	201,243
交付金	28,018,444	29,020,937	27,371,567	31,305,359	26,758,862
運用取入 (利息及び配当金)	82,024,775	90,744,334	99,811,394	104,599,319	107,031,893
延滞金	8,585	17,017	39,744	13,870	21,637
事業雑収入	136	82,554	103,169	58,565	31,835
事業外収入	2,142,477	4,227,132	1,683,340	1,525,866	11,585
責任準備金戻入	—	—	—	—	1,780,464,349
前期損益修正益	—	—	—	—	792,152
支出	265,193,661	276,368,429	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592
退職給付	62,016,157	69,515,998	86,785,895	97,347,367	105,675,108
障害給付	1,526,183	1,536,452	1,535,413	1,556,862	1,570,694
遺族給付	9,797,064	10,951,858	12,110,567	13,397,599	14,866,900
恩給財団給付	302,113	286,202	265,432	251,264	235,741
基礎年金拠出金	46,305,455	47,825,383	51,877,501	56,898,372	62,649,819
調整拠出金	—	—	1,984,099	2,399,899	2,387,308
管理費	378	398	4,385	1,285	366
負担金	74,947	78,414	87,163	101,184	128,508
支払交付金	—	459	1,959	—	93
事業外支出等	15	—	20,553	116,878	867
責任準備金繰入	—	—	—	—	1,889,907,548
前期損益修正損	—	—	—	—	654
当期利益金	145,171,350	146,173,267	148,427,971	151,981,419	36,377,985
年度末現在責任準備金	1,981,367,415	2,367,890,274	2,540,998,308	2,688,125,705	1,889,907,548
整理資源等将来収入現価	613,473,092	808,178,988	852,732,297	902,661,355	・

資料：私立学校教職員共済組合調

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収入	3,043,574	3,295,904	3,603,321	3,588,381	3,696,352
掛金	2,428,935	2,578,549	2,720,260	2,669,444	2,845,343
補助金	345,688	399,081	466,771	478,297	499,694
利息及び配当金	242,520	274,374	397,992	422,598	329,856
事業雑収入	14	26,391	603	319	16
貸貸料	8,764	9,822	9,632	9,216	11,248
その他	17,653	7,688	8,063	8,507	10,195
支出	3,043,574	3,295,904	3,603,321	3,588,381	3,696,352
給与	1,337,126	1,467,602	1,590,530	1,614,560	1,534,134
委員手当	1,271	1,402	1,219	1,261	1,682
厚生費	98,132	105,186	121,666	129,918	135,301
旅費	16,458	14,939	18,958	18,429	19,090
事務費	301,649	317,727	274,721	342,945	389,586
その他	951,562	1,076,391	1,169,206	1,418,540	1,474,084
当期利益金	337,377	312,657	427,021	62,728	142,476

資料：私立学校教職員共済組合調

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収入	3,823,166	4,070,565	4,456,443	4,787,000	4,944,377
掛金	3,659,740	3,884,606	4,169,273	4,430,417	4,716,327
助成金	—	—	17,159	6,041	—
利息及び配当金	157,245	182,905	266,922	348,112	225,822
その他	6,182	3,054	3,088	2,430	2,229
支出	3,823,166	4,070,565	4,456,443	4,787,000	4,944,377
職員給与	161,447	173,370	210,989	213,591	182,753
厚生費	12,720	13,691	15,983	16,242	17,686
旅費	22,278	24,842	20,477	25,279	30,887
事務費	12,337	13,201	12,913	15,310	24,056
他経理への繰入	2,148,832	1,899,173	1,829,954	1,824,154	1,851,136
その他	1,307,917	1,396,946	1,573,142	1,723,368	2,164,545
当期利益金	157,635	549,342	792,984	969,054	673,313

資料：私立学校教職員共済組合調













第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

Table with columns for district, division, and years (昭和63年度, 平成元年度, 2, 3, 4) and rows for total, damage, and inheritance annuities.

Table showing the status of annuity recipients at the end of the year, similar to Table 179 but with different categories.

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

Table showing one-time payment determination status, with columns for district, division, and years, and rows for total, damage, inheritance, and other one-time payments.

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

Table showing the amount per person, with columns for district, division, and years, and rows for new determination, damage, inheritance, and present annuities.

Table showing one-time payment amounts, similar to Table 181 but with different rows.

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

Large table showing unemployment benefit payment determination status, with columns for district, division, and years, and rows for various types of benefits like unemployment insurance, injury, and vocational training.

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。  
2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収 入	115,191,438	108,347,277	110,488,467	113,840,100	115,630,345
保 険 料	96,923,374	95,746,334	98,165,682	100,720,656	100,287,733
疾 病 給 付	69,433,230	68,038,953	69,114,338	66,554,679	66,198,873
年 金 給 付	10,961,203	11,345,219	12,499,229	17,421,604	17,324,633
失 業 給 付	8,901,633	8,868,953	9,005,586	9,103,455	9,168,772
福 祉 施 設	7,017,082	6,893,736	6,594,611	6,653,249	6,633,822
業 務 取 扱 費	610,226	599,473	951,918	987,669	961,683
利 子	1,795,549	2,285,856	2,501,509	2,934,622	3,627,288
国 庫 負 担 金	15,476,824	9,225,699	5,721,855	5,966,909	6,440,924
疾 病 給 付	2,700,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	7,391,655	46,771	40,912	42,898	43,106
失 業 給 付	4,037,420	4,843,227	1,330,333	1,571,243	1,985,467
業 務 取 扱 費	1,347,749	1,335,701	1,350,610	1,352,768	1,412,351
厚年特会業務勘定より受入	—	—	1,633,991	2,464,238	2,466,805
積立金より受入	—	289,137	—	—	—
雑 収 入	827,721	800,251	1,136,610	794,910	2,045,788
前年度剰余金受入	167,970	—	1,328,820	958,765	761,725
支 出	115,294,163	107,799,298	101,553,512	99,747,525	103,597,776
保 険 給 付 費	72,721,676	64,858,351	61,306,946	60,365,039	61,138,531
疾 病 給 付	56,010,360	53,325,459	51,652,324	50,467,682	51,268,820
年 金 給 付	1,930,919	2,139,604	2,445,586	2,318,071	2,506,323
失 業 給 付	14,780,397	9,393,288	7,209,036	7,579,286	7,363,388
老人保健拠出金	15,056,441	15,540,789	14,552,065	13,862,135	13,559,882
退職者給付拠出金	2,560,331	2,585,967	2,148,955	1,721,520	2,469,948
福 祉 施 設 費	7,858,629	7,541,536	6,849,024	6,583,678	7,908,964
業 務 取 扱 費	2,652,795	2,662,350	2,740,419	2,750,190	2,762,562
諸 支 出 金	14,442,605	14,609,513	13,955,760	14,464,963	15,757,807
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	1,686	792	343	46	82
収 入 支 出 差 引	△102,725	547,979	8,934,955	14,092,575	12,032,569
翌年度へ繰越	—	1,328,820	958,764	761,725	1,017,321
積立金へ繰入	—	—	7,976,191	13,330,850	11,015,248
積立金から補足	△102,725	△780,841	—	—	—
年度末現在積立金	62,650,324	61,580,346	69,556,537	82,887,387	93,902,635

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
徴 収 決 定 額	105,247,695	103,130,898	104,219,736	105,745,999	105,056,482
現 年 度 分	96,666,251	95,655,380	98,365,110	100,875,922	100,752,568
前年度からの繰越額	8,581,444	7,475,518	5,854,626	4,870,077	4,303,913
取 納 済 額	96,923,374	95,746,334	98,165,682	100,720,656	100,287,733
不 納 欠 損 額	847,887	1,528,455	1,174,767	718,486	579,639
取 納 未 済 額	7,476,433	5,856,109	4,879,288	4,306,857	4,189,110
取 納 率 (%)	92.1	92.8	94.2	95.2	95.2

資料：社会保険庁調





第188表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
《保険料収入》					
徴収決定済額	1,618,430,521	1,755,877,034	1,906,949,942	2,082,293,180	1,927,561,442
収納済歳入額	1,599,980,832	1,738,786,661	1,890,943,569	2,063,286,806	1,903,967,769
不納欠損額	1,282,898	1,134,461	873,210	786,531	679,162
収納未済歳入額	17,166,790	15,955,911	15,133,162	18,219,842	22,914,510
収納率(%)	98.9	99.0	99.2	99.1	98.8
郵政事業特別会計より受入	2,026,311	1,819,966	1,681,934	1,541,163	1,370,162

資料：労働省職業安定局調

第189表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
取 入	1,980,755,046	2,106,804,160	2,307,028,964	2,551,407,986	2,459,449,876
徴収勘定より受入	1,597,700,809	1,740,160,583	1,898,795,304	2,066,924,589	1,906,060,257
一般会計より受入	252,424,669	222,132,816	232,546,530	250,033,538	255,522,063
運用取入	100,569,454	108,003,734	149,407,640	204,449,171	262,564,407
雑取入	7,242,577	8,740,512	8,817,880	7,471,805	8,210,601
前年度繰越資金受入	22,817,537	27,766,514	17,461,609	22,528,883	27,092,549
支 出	1,600,044,001	1,624,243,371	1,509,109,777	1,558,672,566	1,795,483,413
失業給付費	1,041,036,757	980,354,723	968,692,423	1,047,714,699	1,245,757,864
業務取扱費	48,629,811	49,695,758	52,012,056	53,520,173	55,797,540
施設整備費	3,281,141	3,569,329	2,972,067	4,046,359	5,797,642
雇用安定等事業費	405,976,403	491,339,380	398,594,577	348,051,086	351,665,233
雇用促進事業団出資	84,672,059	81,716,112	67,840,885	64,674,814	103,928,668
徴収勘定へ繰入	16,447,830	17,568,069	18,997,767	19,733,659	20,601,732
雇用安定資金へ繰入	—	—	—	20,931,777	11,934,733
収 支 差 引 残	380,711,045	482,560,789	797,919,186	992,735,420	663,966,463

資料：決算書

### 13 労働者災害補償保険

第190表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在（単位 場、人）

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
適用事業場数	2,270,487	2,342,024	2,421,318	2,491,801	2,541,761
新規加入	309,933	371,527	315,951	304,480	302,457
消 減	216,273	299,990	236,657	233,997	252,497
適用労働者数	39,724,637	41,249,304	43,222,324	44,469,300	45,831,524
新規加入	5,586,074	8,854,746	7,094,210	7,459,155	6,251,865
消 減	4,661,172	7,330,079	5,121,190	6,212,179	4,889,641

《業種別》

年度末現在（単位 場、人）

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
全 業 種	2,270,487 (39,724,637)	2,342,024 (41,249,304)	2,421,318 (43,222,324)	2,491,801 (44,469,300)	2,541,761 (45,831,524)
林 業	32,300 (159,995)	31,092 (156,512)	30,416 (153,600)	29,705 (146,023)	28,378 (136,319)
漁 業	6,997 (50,994)	6,904 (57,179)	6,855 (58,114)	6,716 (57,511)	6,523 (57,880)
鉱 業	6,431 (60,460)	6,351 (56,321)	6,314 (52,438)	6,245 (50,300)	6,237 (51,971)
建設事業	594,681 (5,345,562)	603,231 (5,545,040)	622,043 (5,837,942)	635,196 (5,837,428)	648,505 (5,849,446)
製造業	526,501 (10,938,655)	537,347 (11,190,742)	548,075 (11,522,541)	556,543 (11,744,379)	556,744 (11,883,818)
運輸業	60,191 (2,061,191)	62,502 (2,121,489)	64,988 (2,178,205)	67,198 (2,251,408)	68,712 (2,300,776)
電気、ガス、 水道又は熱供 給の事業	1,825 (181,021)	1,868 (178,572)	1,911 (161,361)	1,929 (167,000)	1,948 (178,116)
その他の事業	1,041,561 (20,926,759)	1,092,729 (21,943,449)	1,140,716 (23,258,123)	1,188,269 (24,215,251)	1,224,714 (25,373,198)

(注) ( )は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第191表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合計 件数	5,291,420	5,232,359	5,166,480	5,066,634	4,950,733
金額	733,379,996	741,378,235	753,128,106	770,681,749	791,626,306
療養補償給付 件数	3,283,304	3,229,228	3,195,011	3,120,529	3,027,761
日数	68,570,527	67,114,866	66,714,967	65,499,557	64,117,418
金額	232,736,786	230,073,817	228,384,455	225,960,463	235,192,179
休業補償給付 件数	909,762	879,334	844,827	819,439	793,101
日数	27,895,299	27,104,719	26,219,144	25,634,482	24,770,572
金額	132,240,834	132,824,488	134,197,091	137,776,497	136,298,558
障害補償一時金 件数	43,181	40,759	38,716	37,108	35,215
金額	63,802,473	62,625,199	61,983,427	62,486,470	62,426,977
遺族補償一時金 件数	773	768	819	894	866
金額	4,850,217	5,145,626	5,579,612	6,364,285	6,460,071
葬 祭 料 件数	3,789	3,894	3,846	4,015	3,753
金額	1,918,351	2,023,908	2,094,820	2,332,401	2,204,140
年金等給付 件数	1,050,611	1,078,376	1,083,261	1,084,649	1,090,037
金額	297,831,334	308,685,197	320,888,701	335,761,633	349,044,382
障害補償年金 件数	308,801	317,942	326,076	332,985	339,657
金額	95,406,497	100,910,795	107,302,275	114,500,441	121,034,195
遺族補償年金 件数	333,460	342,884	352,238	360,717	369,717
金額	119,590,586	125,721,226	133,114,151	141,845,917	148,912,003
傷病補償年金 件数	91,034	88,134	84,736	81,370	78,285
金額	51,157,672	50,871,594	50,421,033	50,248,712	49,864,540
傷病補償年金に係る療養補償給付 件数	317,316	329,416	320,211	309,577	302,857
金額	31,676,579	31,181,582	30,051,243	29,166,563	29,233,643

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第192表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
1日当り療養補償給付	3,394	3,428	3,423	3,450	3,668
1日当り休業補償給付	4,741	4,900	5,118	5,375	5,502
1件当り療養日数	20.9	20.8	20.9	21.0	21.2
1件当り休業日数	30.7	30.8	31.0	31.3	31.2
1件当り障害補償一時金	1,477,559	1,536,475	1,600,977	1,683,908	1,772,738
1件当り遺族補償一時金	6,274,538	6,700,034	6,812,713	7,118,887	7,459,666
1件当り葬祭料	506,295	519,750	544,675	580,922	587,301
平均給付基礎日額	7,901	8,167	8,530	8,958	9,171
1日当り療養補償費の平均給付基礎日額に対する比(%)	43.0	42.0	40.1	38.5	40.0

資料：労働省労働基準局労働保険業務室「労働保険事業月報」

第193表 労働保険保険料徴収状況 (労災勘定)

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
徴収決定済額	1,223,460,644	1,409,510,667	1,535,922,919	1,651,298,758	1,695,864,604
取納済額	1,198,256,368	1,388,016,325	1,515,077,761	1,628,323,361	1,667,602,300
不納欠損額	1,024,084	1,205,878	1,795,818	912,900	682,379
取納未済入額	24,180,191	20,288,463	19,049,340	22,062,497	27,579,925
取納率(%)	97.9	98.5	98.6	98.6	98.3

資料：労働省労働基準局調

第194表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
収入	1,858,452,186	2,070,213,205	2,173,477,734	2,246,925,172	2,245,026,367
徴収勘定より受入	1,183,131,982	1,377,715,240	1,532,432,405	1,640,477,853	1,668,358,604
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	33,608,824	41,049,448	52,314,560	63,184,427	64,363,528
支払備金受入	579,687,028	580,723,065	480,216,203	400,241,072	335,950,055
雑収入	60,344,023	67,566,942	106,385,923	140,120,642	171,736,823
前年度繰越資金受入	373,329	1,851,510	821,642	1,594,179	3,310,353
支出	1,021,500,920	1,057,233,491	1,087,945,730	1,131,455,206	1,170,554,373
保険給付費	733,379,996	741,378,235	753,128,106	770,681,749	791,626,306
業務取扱費等	37,478,562	39,486,642	41,496,531	43,611,316	44,962,639
労働福祉事業費	169,061,950	185,983,216	193,137,313	211,220,789	214,625,889
労働福祉事業団出資	22,294,957	24,844,328	28,995,527	22,699,681	35,073,082
徴収勘定へ繰入	59,285,455	65,541,071	71,188,253	83,241,671	84,266,458
収支差引残	836,951,266	1,012,979,713	1,085,532,004	1,115,469,966	1,074,471,990

資料：決算書

14 公務災害補償

第195表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合計	26,017	25,727	24,245	24,475	29,118
療養補償	8,332,823	8,817,960	8,917,300	9,362,825	9,782,871
休業補償	21,128	20,652	19,149	18,999	23,064
傷病補償	504,125	509,036	461,205	528,551	475,389
障害補償	4,132,477	4,360,251	4,207,913	4,356,514	4,562,922
遺族補償	2,765	2,881	2,921	3,280	3,836
葬祭補償	166,871	182,536	199,681	200,028	206,822
障害補償年金	716,909	794,139	858,557	926,976	1,009,104
遺族補償年金	59	61	61	57	62
障害補償一時金	146,472	143,331	159,487	172,080	186,704
遺族補償一時金	464	471	488	505	511
障害補償年金差額一時金	747,445	769,928	867,960	928,024	958,017
遺族補償年金差額一時金	215	250	194	168	148
葬祭補償	282,563	401,623	296,530	300,224	247,878
障害補償年金前払一時金	1,336	1,370	1,392	1,426	1,451
遺族補償年金前払一時金	2,220,100	2,282,135	2,459,444	2,618,601	2,764,978
葬祭補償	8	7	5	3	5
障害補償年金差額一時金	47,694	34,892	29,856	26,115	25,360
遺族補償年金前払一時金	41	33	33	36	41
障害補償年金差額一時金	25,653	19,556	21,633	29,489	27,908
遺族補償年金前払一時金	—	—	2	1	—
障害補償年金差額一時金	—	—	15,920	4,802	—
遺族補償年金前払一時金	1	2	—	—	—
合計	13,510	12,104	—	—	—

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。  
2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第196表 国家公務員災害補償1件当り補償費

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
療養補償	195,592	211,130	219,746	229,302	197,837
休業補償	259,280	275,647	293,926	282,615	263,061
傷病補償	2,482,580	2,349,695	2,614,547	3,018,954	3,011,356
障害補償	1,610,873	1,634,666	1,778,606	1,837,671	1,874,789
遺族補償	1,314,245	1,606,494	1,528,506	1,787,050	1,674,850
葬祭補償	1,661,752	1,665,792	1,766,842	1,836,326	1,905,567
障害補償年金	5,961,780	4,984,508	5,971,253	8,705,008	5,072,022
遺族補償年金	625,674	592,609	655,532	819,151	680,675
障害補償年金差額一時金	—	—	7,960,071	4,801,620	—
遺族補償年金前払一時金	13,510,000	6,051,958	—	—	—

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」



事 項	4年度予算	5年度予算	6年度予算	整備目標(11年度)
5. 高齢者の生きがい対策の推進				
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	47県	47県	47県	—
(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」	305市町村 (新規153市町村)	306市町村 (新規153市町村)	306市町村 (新規153市町村)	—
6. 長寿科学研究の推進				
(1) 長寿科学医療体制確立のための国立病院施設の整備	509百万円	2,332百万円	2,936百万円	—
(2) 長寿科学総合研究経費	1,654百万円	1,785百万円	1,898百万円	—
7. 高齢者のための総合的な福祉施設の整備				
「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	—
8. ゴールドプラン推進支援方策				
(1) 福祉人材の確保				
① 福祉人材情報センターの設置	32か所 (+ 17か所)	47か所 (+ 15か所)	47か所	—
② 福祉人材バンク事業の推進	95か所	95か所	95か所	—
(2) 在宅福祉サービス推進等事業	1,000百万円	1,000百万円	1,000百万円	—
(3) 介護実習・普及センターの設置 (平成4年度から実施)	7か所	14か所 (+ 7か所)	21か所 (+ 7か所)	—
(4) 福利厚生センターの設置	—	—	265百万円	—

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第200表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療を必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする寝たきり老人等	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者
入院の要件	・療養が必要な場合 (治療が重点)	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合 (入院治療は要さない)	居室において適切な介護を受けることが困難な場合 (入院治療は要さない)
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給 (月264,800円) ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・生活費全般について措置費を支給 (月23万円程度)
財源	保険者拠出金 <sup>1</sup> ……6/12 国 ……4/12 県 ……1/12 市町村 ……1/12	同 左	国 1/2 県又は市 1/2
利用者負担	一部負担 ・月 21,000円 (入院)	利用者負担 ・施設ごとに設定 (月6万円程度) ・生保対象者には一定額的生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担 (平均月2.9万円程度)
利手用続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	福祉事務所長の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置 ……許認可不要 市町村の設置 ……知事への届出 社会福祉法人の設置 ……知事への認可
施設	病室 (1人当たり4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室 等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室 (1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室 (1人当たり8.25㎡以上) <sup>2</sup> 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ(入院)	(特例許可老人病院) 医師 3人 看護婦(准看護含む) 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等	医師 1人(常勤) 看護婦(准看護含む) 8人 介護職員 20人 PT又はOT その他 相談指導員等	医師 1人(非常勤で可) 看護婦(准看護含む) 3人 寮母 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等
施設定員数	1,486 177,668床 (平成4年10月1日現在)	795 66,940床 (平成5年7月末現在)	2,576 182,280床 (平成4年10月1日現在)

注 1 入院医療管理料病院等の場合。

2 新設の場合。

資料：厚生省老人保健福祉局調









第213表 老人医療費拠出金積算内訳（平成4年度）（加入者按分率1.0）  
（単位：億円）

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905	69,372
一部負担金	476	242	2	7	116	843	1,778	66	1,844	2,687
医療給付費	11,719	5,886	38	163	2,817	20,623	44,386	1,676	46,062	66,685
拠出金	13,750	11,549	38	143	4,246	29,726	14,480	1,588	16,068	45,794
調整対象外	0	5	0	0	4	9	96	1	97	106
確定加入者調整率	1.736	2.894	1.475	1.299	2.192	2.136	0.458	1.387	0.492	1.000

（注）医療給付費は、医療費から一部負担金を控除したものである。  
資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 開設者別老人施設数、病床数（実数、構成割合（%））  
平成2年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可外老人病院	
	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)
総数	1,165(100.0)	148,863(100.0)	1,094(100.0)	145,336(100.0)	74(100.0)	3,527(100.0)
公的医療機関	18 (1.5)	1,165 (0.8)	15 (1.4)	1,035 (0.7)	3 (4.1)	130 (3.7)
社会保険関係団体	—	—	—	—	—	—
医療法人	667 (57.3)	98,006 (65.8)	648 (59.2)	96,899 (66.7)	20 (27.0)	1,107 (31.4)
個人	445 (38.2)	45,698 (30.7)	400 (36.6)	43,545 (30.0)	47 (63.5)	2,153 (61.0)
その他	35 (3.0)	3,994 (2.7)	31 (2.8)	3,857 (2.7)	4 (5.4)	137 (3.9)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第215表 老人病院等の区別状況

		平成2年度 (1990)	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	備考
全病院数		10,081 (100.0)	10,096 (100.0)	10,066 (100.0)	9,963 (100.0)	
老人病院	特例許可	1,081 (10.7)	1,121 (11.1)	1,273 (12.6)	1,359 (13.6)	
	特例許可外	91 (0.9)	78 (0.8)	—	—	
	特例許可以外(60%)	—	—	226 (2.2)	175 (1.8)	
合計		1,169 (11.6)	1,197 (11.9)	1,486 (14.8)	1,525 (15.3)	

（注）1 ( )内は全病院数に占める割合である。  
2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。  
資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

## 4 老人保健施設

第216表 開設者別にみた施設数及び入所定員数  
平成5年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	841	70,866
都道府県	1	70
市町村	47	3,252
医療法人	602	50,585
社会福祉法人	158	14,126
国	—	—
日赤	1	82
厚生連	6	394
健康保険組合	1	90
共済組合	—	—
国民健康保険	—	—
その他	25	2,267

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告概数」

5 老人保健(ヘルス事業)

第217表 老人保健事業の概要

平成6年度

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康手帳の交付	・老人保健法の医療の受給資格のある者 ・40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	・医療を受けることができる者に対する健康手帳は、おおむね5年ごとに更新
健康教育 一般健康教育 重点健康教育	・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他 以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防健康教育 ・乳がん予防健康教育 ・大腸がん予防健康教育 ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………25 3万以上10万未満……………49 10万以上30万未満……………61 30万以上……………81  標準的な実施回数 1万未満……………16 1万以上3万未満……………32 3万以上10万未満……………64 10万以上30万未満……………80 30万以上……………100
健康相談 重点健康相談	・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う  以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390  標準的な実施回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康診査	基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、血圧、検尿(蛋白、潜血、糖) ・循環器検査(心電図、眼底、血液化学検査(総コレステロール、HDL-コレステロール及び中性脂肪))、貧血検査(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン)、肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)、腎機能(クレアチニン)検査、血糖検査 ・基本健康診査に準ず
	訪問基本健康診査	・40歳以上ねたきり者等	
	胃がん検診	・40歳以上	・問診、胃部エックス線検査(原則として間接撮影7枚どり)
	子宮がん検診	・30歳以上 <sup>(注)</sup>	・問診、視診、子宮頸部及び体部の細胞診、内診
	肺がん検診	・40歳以上	・問診、胸部エックス線フィルム読影(結核検診のフィルムを利用)、喀痰細胞診(必要と認められた者)
	乳がん検診 大腸がん検診 総合健康診査	・30歳以上 <sup>(注)</sup> ・40歳以上 ・40歳及び50歳の者	・問診、視診、触診 ・問診、便潜血検査 ・基本健康診査とがん検診の全てを同時に実施し、さらに次の検査項目を追加 ○血液化学検査(血清尿酸及び血清総蛋白) ○直腸検査(原則として直腸鏡検査)
機能訓練	・40歳以上の者で (1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者 (2)必要な訓練を受けていない者 (3)老化等で心身機能が低下している者	市町村保健センター等適切な施設に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工業 ・レクリエーション、スポーツ	・おおむね週2回、6ヵ月を1単位とする
訪問指導	・40歳以上の者で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある者又は痴呆性老人(精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く)	初回訪問は原則として保健婦、必要に応じ、ホームヘルパー、民生委員等との連携をとりチームアプローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限度に月2回(初回4回)、看護婦等を訪問させ保健指導や看護が行われるため、継続して指導が必要な者に対し、連携を十分に保つこと

(注) 子宮がん検診と乳がん検診については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

資料：厚生省老人保健福祉局調

第218表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)					
	総数	9,240,190	9,554,689	9,939,822	10,347,132	10,726,797
	70歳以上	9,023,602	9,326,671	9,695,819	10,086,794	10,449,027
	65～69歳	216,588	228,018	244,003	260,338	277,770
健康教育 <sup>(注)1</sup>	医療受給者以外の者(年度中)					
	開催回数	253,910	264,926	282,861	294,177	312,797
	参加延人員	9,021,659	9,554,193	10,482,736	10,710,405	11,273,913
	1回当り参加人員	35.5	36.1	37.1	36.4	36.0
健康相談 <sup>(注)2</sup>	従事者延人員	576,737	592,412	640,645	682,005	699,763
	開催回数	437,862	446,797	444,822	448,885	470,401
	被指導延人員	8,904,916	8,957,526	8,760,949	8,694,613	8,812,891
	1回当り被指導延人員	20.3	20.0	19.7	19.4	18.7
基本・一般健康 診査 <sup>(注)3</sup>	従事者延人員	849,271	876,885	870,848	878,314	912,145
	受診者数					
	基本・一般診査	8,654,180	8,818,694	9,102,809	9,283,533	9,368,078
	選択・精密診査	5,657,411	6,183,586	6,815,604	7,568,331	8,278,088
がん検診	(再掲)要指導・要医療者					
	総数	5,667,842	6,072,165	6,162,665	6,570,976	7,199,061
	高血圧境界域	1,429,821	1,502,372	1,574,024	1,696,628	1,784,451
	高血圧	1,282,619	1,270,868	1,273,611	1,290,641	1,366,417
機能訓練	受診者数					
	胃がん	3,729,591	3,874,541	4,048,233	4,162,911	4,152,338
	子宮がん	3,715,572	3,710,182	3,843,501	4,182,270	3,992,439
	子宮体がん(再掲)	40,251	68,697	91,944	131,013	147,890
	肺がん	3,884,028	4,688,291	5,281,214	5,623,351	5,869,993
	乳がん	1,818,168	2,098,831	2,466,020	2,781,373	2,852,947
	大腸がん	—	—	—	—	2,539,492
	訓練実施施設数	2,655	2,838	3,059	3,455	4,103
	実施回数	115,431	122,191	130,114	142,871	153,270
	被指導実人員	71,447	75,664	83,575	91,013	95,967
訪問指導	傷病事由					
	脳血管疾患の後遺症	34,967	39,114	43,828	49,378	54,797
	その他	36,480	36,550	39,747	41,635	41,170
	被指導延人員	1,405,844	1,499,109	1,595,560	1,744,011	1,875,446
訪問指導	1回当り被指導人員	12.2	12.3	12.3	12.2	12.2
	従事者延人員	383,879	420,535	463,727	534,366	607,816
	被訪問指導実人員	850,081	862,876	868,207	885,209	899,261
	傷病事由					
脳血管疾患の後遺症	176,313	176,185	176,096	185,976	202,189	
その他	673,768	686,691	692,111	699,233	697,072	
被訪問指導延人員	1,993,747	2,081,854	2,140,327	2,293,523	2,455,074	
訪問従事者延人員	1,258,043	1,356,433	1,415,640	1,580,502	1,712,753	

(注) 1 一般健康教育と重点健康教育の合計  
 2 一般健康相談と重点健康相談の合計  
 3 基本・一般健康診査は平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第219表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
新規交付	1,118,867	1,155,679	1,168,014	1,047,207	1,080,120	1,089,569
資格喪失	729,590	751,010	793,942	675,867	692,690	734,784
年度末	9,939,822	10,347,132	10,726,797	9,695,819	10,086,794	10,449,027

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)
受診者				
基本健康診査	8,399,129	9,368,078	1,840,388	2,151,804
選択実施実人員(再)	7,316,563	8,278,088	1,586,020	1,903,980
一般健康診査	884,404	—	225,497	—
精密診査	251,768	—	76,699	—
判定・指導区分				
異常認めず	2,668,072	2,168,659	419,007	337,532
要指導	3,363,947	3,656,615	641,268	724,498
要医療	3,207,029	3,542,446	997,673	1,089,711

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。  
 2 平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」



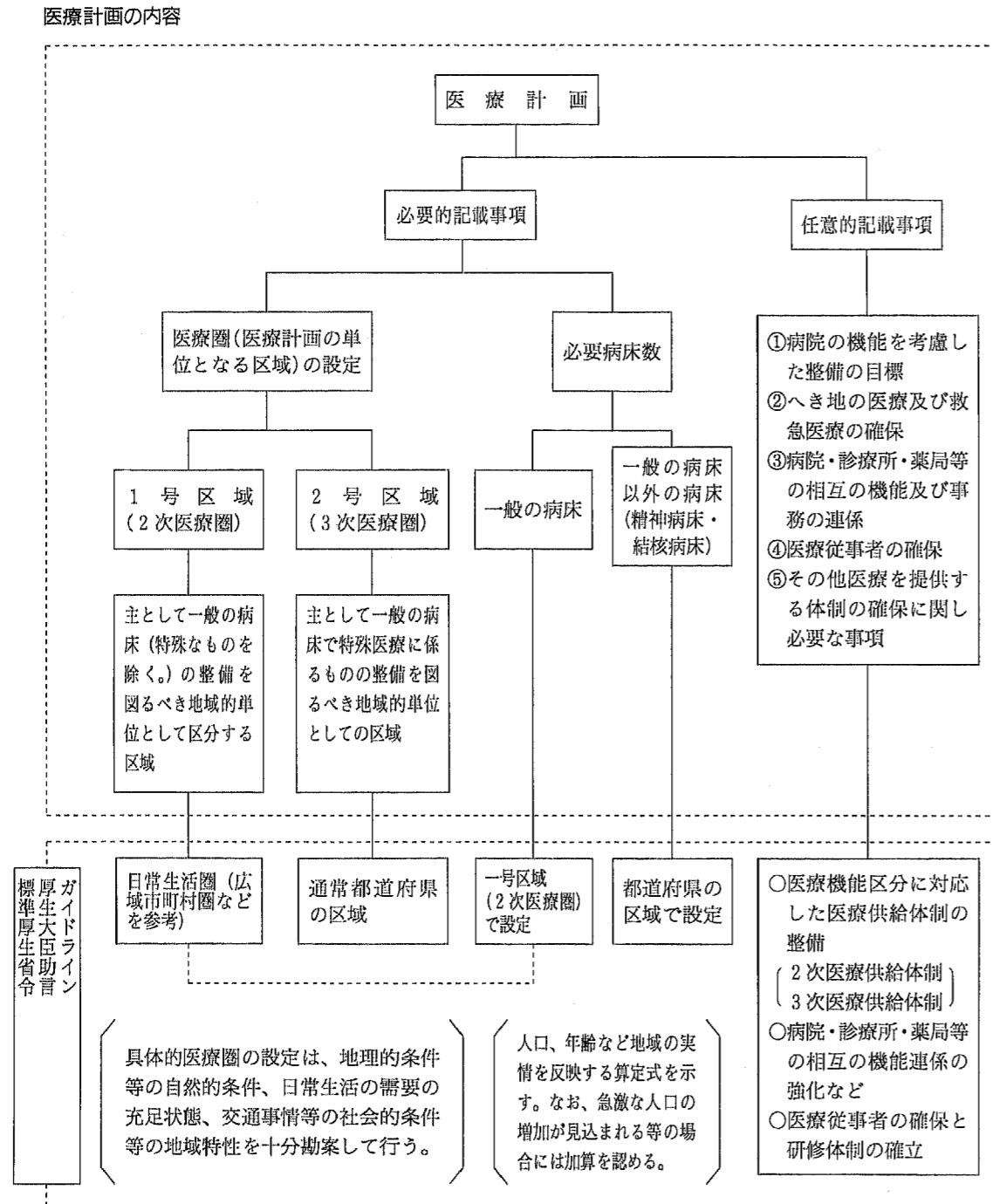






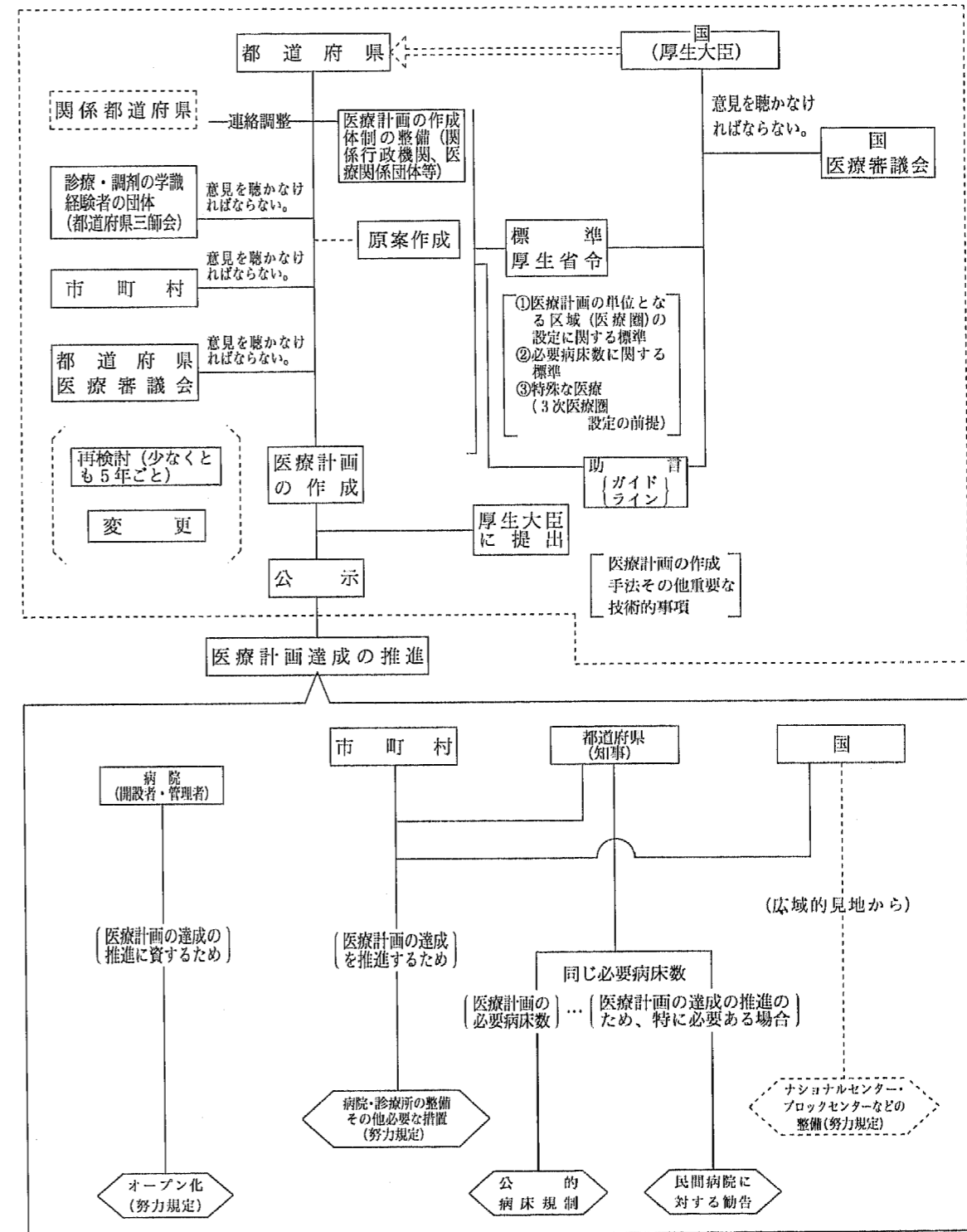
### 3 地域医療計画

第233表 地域医療計画の内容



第234表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続

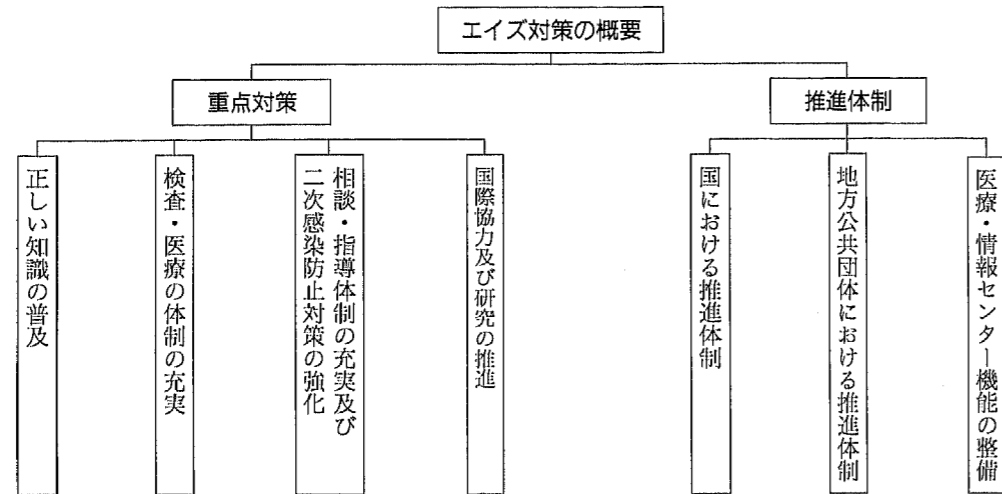








第246表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局

第247表 エイズ患者及びHIV感染者の現状及び将来予測

	患者数	感染者数		備 考
	現 状 (人)	現 状 (人)	将来予測 (人)	
日 本	764	3,075	23,200 (1997年)	1. 現状の数字は1994年6月30日現在。 2. 将来予測は厚生省の研究班の推計(平成4年度研究報告)。
アメリカ	411,907	100万		1. 現状の数字は1993年12月31日現在。 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。
全 世 界	985,119	1,700万	3,000万～4,000万 (2000年)	1. 現状の数字は1994年6月30日現在。 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。

資料：厚生省保健医療局

## 2 伝 染 病

第248表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出られた伝染病患者数)

区 分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
<b>法定伝染症</b>						
コ レ ラ 患者数	33	95	73	90	48	92
り患率	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
赤 痢 患者数	1,046	924	920	1,120	1,124	1,120
り患率	0.9	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9
腸 チ フ ス 患者数	111	105	120	106	71	129
り患率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
パ ラ チ フ ス 患者数	32	65	26	25	29	46
り患率	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
し ょ う 紅 熱 患者数	185	96	29	22	31	23
り患率	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
ジ フ テ リ ア 患者数	9	4	5	2	4	5
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流 行 性 脳 脊 髄 膜 炎 患者数	9	10	12	10	11	7
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	31	32	55	14	4	8
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>指定伝染病</b>						
急 性 灰 白 髄 炎 患者数	—	—	—	—	—	3
り患率	—	—	—	—	—	0.0
ラ ッ サ 熱 患者数	—	—	—	—	—	—
り患率	—	—	—	—	—	—

(注) 1 り患率、死亡率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。

2 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第249表 届出伝染病等患者数

区 分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
<b>届出伝染病</b>					
インフルエンザ 患者数	17,859	11,508	25,021	5,868	6,053
り患率	14.5	9.3	20.2	4.7	4.9
伝染病下痢症 患者数	3	—	—	—	—
り患率	0.0	—	—	—	—
百日せき 患者数	499	229	583	536	391
り患率	0.4	0.2	0.5	0.4	0.3
ましん 患者数	3,109	1,753	3,259	5,452	2,250
り患率	2.5	1.4	2.6	4.4	1.8
破傷風 患者数	53	42	47	34	47
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	55	57	55	58	51
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
つつが虫病 患者数	608	754	941	937	704
り患率	0.5	0.6	0.8	0.8	0.6
フィラリア病 患者数	1	2	—	1	—
り患率	0.0	0.0	—	0.0	—
住血吸虫病 患者数	2	3	5	3	5
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>性病</b>					
梅毒 患者数	2,530	2,108	1,877	1,494	1,055
り患率	2.1	1.7	1.5	1.2	0.8
りん病 患者数	5,931	5,439	5,646	5,567	3,465
り患率	4.8	4.4	4.6	4.5	2.8
軟性下かん 患者数	34	54	53	22	12
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 患者数	8	9	8	12	1
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結核 患者数	54,357	53,112	51,821	50,612	48,956
り患率	44.3	43.1	41.9	40.8	39.3
らい 患者数	33	26	12	17	15
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エイズ 患者数	—	13	31	38	51
り患率	—	0.0	0.0	0.0	0.0
食中毒 患者数	41,439	36,479	37,561	39,745	29,790
り患率	33.7	29.6	30.4	32.0	23.9

(注) 1  り患率・死亡率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。  
 2  上記の伝染症は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。  
 3  結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。  
 4  らいについては、「厚生省報告例（衛生関係）」による。  
 5  エイズ「厚生省保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室」調による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」「食中毒統計」

第250表 予防接種被接種者数

平成5年

区 分	被 接 種 者 数		
	法 による		そ の 他
	定 期	臨 時	
ジフテリア	1,311,912	—	5,554
ジフテリア・破傷風混合	…	—	156,630
百日せき・ジフテリア・破傷風混合	2,111,942	—	155,467
インフルエンザ	…	4,032,289	749,213
コレラ	…	—	130
ワイル病	…	2,312	138
日本脳炎	…	5,766,270	744,399
急性灰白髄炎	1,138,926	—	468,790
風しん	540,343	—	68,585
麻疹	817,261	—	17,920
破傷風	…	—	2,745

(注) 1 「法による」は、2回及び3回に分けて接種されるものについては第1回の被接種者による。  
 なお、日本脳炎は、初回免疫（1回、2回）、追加免疫の合計した延数を計上してある。  
 2 「ジフテリア」には、「ジフテリアトキソイド」、「ジフテリア破傷風混合トキソイド」及び「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド」を使用した被接種者数を計上してある。  
 3 「その他」は、予防接種法の規定による定期及び臨時又は法によらないでその年中に保健所の医師が行った予防接種のすべてについて被接種延人員を計上してある。  
 4  該当数値が得られないものは「…」としてある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

### 3 精神保健

第251表 精神病床数・患者数・病床利用率

各年 6月末現在

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
精神病床数	351,469	355,334	358,251	360,303	361,896
1日平均在院患者数	344,709	346,754	348,500	349,215	347,056
病床利用率(%)	98.1	97.6	97.3	96.9	95.9

(注) 精神病床数は、各年6月末現在のものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第252表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
平成元年(1989)	13,843	34,698
2 (1990)	11,457	29,379
3 (1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654
5 (1993)	6,793	16,887

(注) 国庫負担額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生省補助金ハンドブック

第253表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
平成元年(1989)	606,179	15,409
2 (1990)	629,514	16,045
3 (1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,944	18,378
5 (1993)	707,742	19,741

(注) 国庫補助額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生省補助金ハンドブック

第254表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移

各年6月末

	全精神 病床数	月 末 在院患者数	措 置 患者数	措 置 率 (%)	病 床 利 用 率 (%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	63,894	36.1	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	76,597	30.2	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	65,571	23.3	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	12,570	3.6	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	10,011	2.9	96.9
4 (1992)	361,896	346,776	8,446	2.4	95.8
5 (1993)	362,962	343,730	7,223	2.1	94.7

(注) 1 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。

2 平成4年の全精神病床数、月末在院患者数、病床利用率については概数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」「衛生行政業務報告」

第255表 医療保護入院・仮入院届出件数

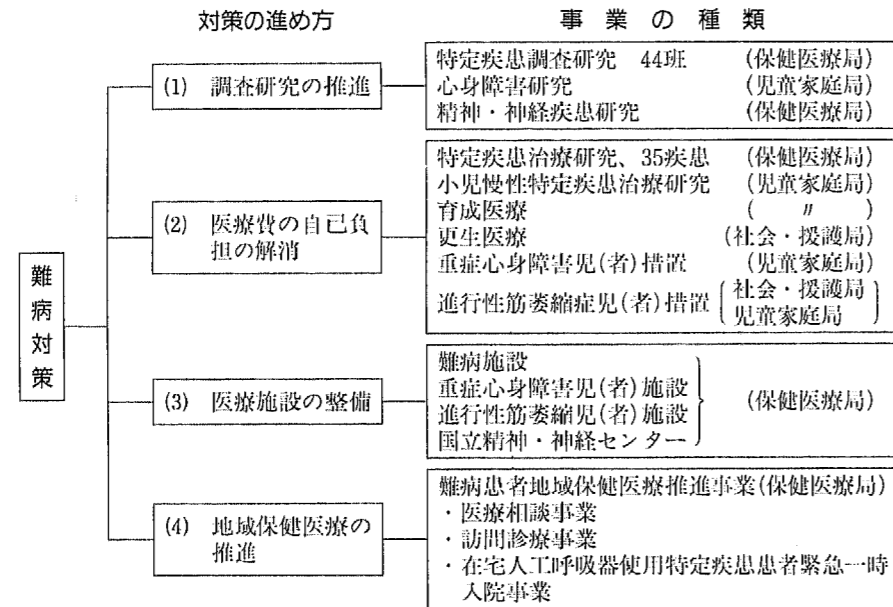
区 分	医療保護入院・仮入院届出件数
昭和63年(1988)	126,563
平成元年(1989)	85,951
2 (1990)	81,914
3 (1991)	81,187
4 (1992)	79,086
5 (1993)	81,934

(注) 法律第98号により題名を「精神保健法」に改め、昭和63年7月1日から施行されたため、平成元年以降の数値は「保護義務者の同意による医療保護入院」+「扶養義務者の同意による医療保護入院」+「仮入院」である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

### 4 難病

第256表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局疾病対策課作成

第257表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成5年度末現在

疾患名		受給者証交付件数	疾患名		受給者証交付件数
1	ベーチェット病	13,937	19	悪性関節リウマチ	4,687
2	多発性硬化症	4,637	20	パーキンソン病	29,458
3	重症筋無力症	8,776	21	アミロイドーシス	554
4	全身性エリテマトーデス	37,677	22	後縦韌帯骨化症	10,660
5	スモン	1,979	23	ハンチントン舞踏病	369
6	再生不良性貧血	7,902	24	ウィリス動脈輪閉塞症	4,682
7	サルコイドーシス	10,757	25	ウェゲナー肉芽腫症	504
8	筋萎縮性側索硬化症	3,255	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	5,167
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	18,165	27	シャイ・ドレーガー症候群	372
10	特発性血小板減少性紫斑病	20,956	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	282
11	結節性動脈周囲炎	1,693	29	膿疱性乾癬	652
12	潰瘍性大腸炎	33,114	30	広範脊柱管狭窄症	574
13	大動脈炎症候群	4,579	31	原発性胆汁性肝硬変	3,797
14	ビュルガー病	9,721	32	重症急性膵炎	555
15	天疱瘡	2,052	33	特発性大腿骨頭壊死症	2,841
16	脊髄小脳変性症	11,472	34	混合型結合組織病	1,272
17	クローン病	9,980	35	原発性免疫不全症候群	509
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	702		合計	268,289

資料：厚生省保健医療局疾病対策課調

### 5 環境衛生

第258表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区分	昭和63年度 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合計	17,131	115,637	16,979	116,379	16,892	116,962	16,711	117,798	16,569	118,471
上水道	1,947	107,286	1,957	108,201	1,964	108,885	1,969	109,834	1,971	110,602
簡易水道	10,841	7,519	10,670	7,359	10,546	7,269	10,390	7,171	10,262	7,094
専用水道	4,241	833	4,252	819	4,277	808	4,247	793	4,229	775
水道用水供給	102	—	100	—	105	—	105	—	107	—
普及率(%)	94.2		94.4		94.7		94.9		95.1	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第259表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
下水道終末処理(万人)	4,753	4,953	5,182	5,397	5,622
ごみ処理(トン)	164,280	164,322	169,082	173,456	178,143
し尿処理(kl)	109,914	109,875	108,135	108,365	99,754

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第260表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
下水道終末処理					
総事業費	1,855,364	1,875,459	1,913,947	1,785,363	1,965,800
国庫支出金	562,502	545,956	552,877	550,292	573,703
地方債	1,174,166	1,212,692	1,241,147	1,160,486	1,267,761
その他	118,696	116,811	119,923	74,585	124,236
ごみ処理					
総事業費	1,085,764	1,154,028	1,264,088	1,387,735	1,592,068
国庫支出金	49,290	52,761	45,977	52,816	54,473
地方債	124,059	120,677	135,378	148,637	229,293
その他	912,415	980,590	1,082,733	1,186,282	1,308,302
し尿処理					
総事業費	356,952	345,290	358,926	371,578	413,598
国庫支出金	16,858	11,893	14,233	13,867	17,370
地方債	35,640	29,941	31,844	34,359	53,512
その他	304,454	303,456	312,849	323,352	342,716

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

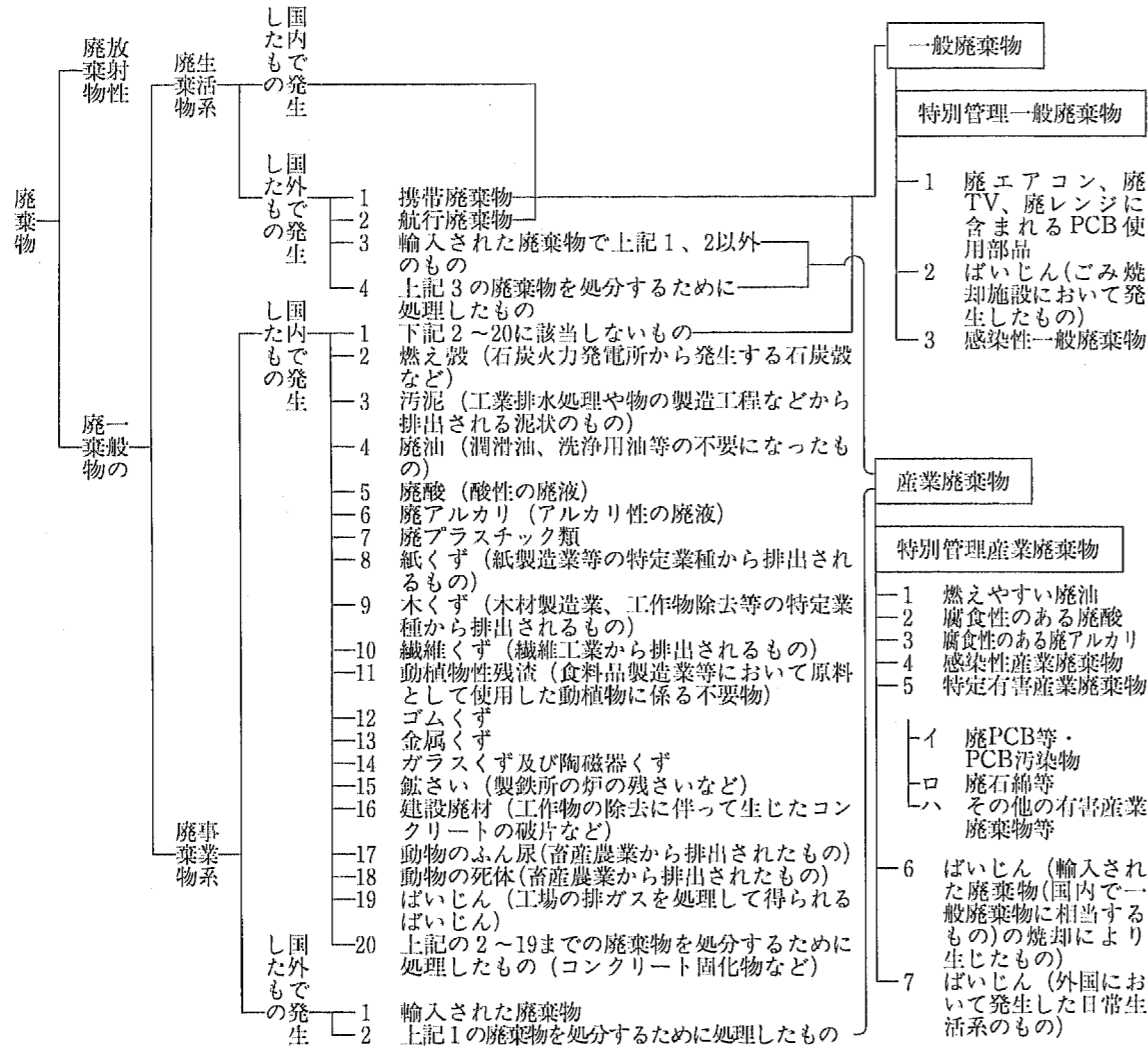
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

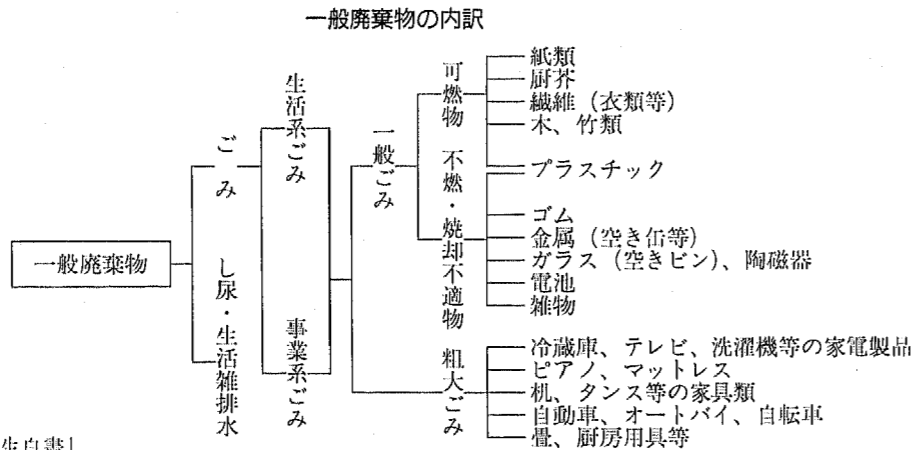
「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第261表 廃棄物の分類と処理体制

【廃棄物の分類】



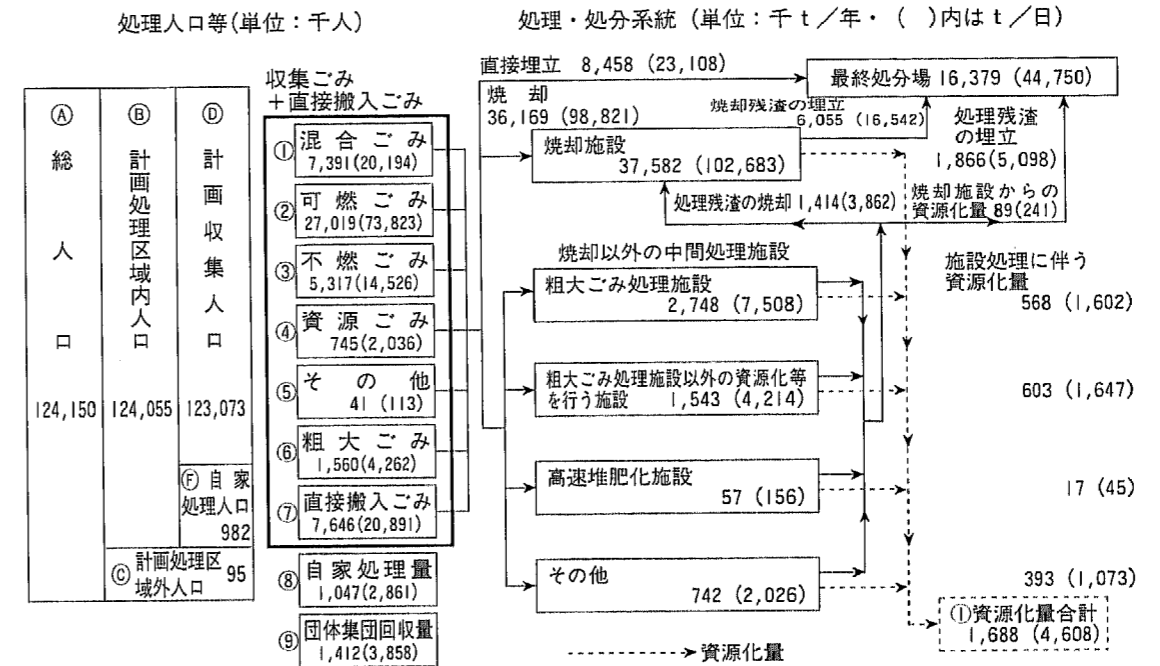
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。



資料：厚生省「厚生白書」

第262表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ (平成3年度(91)実績)



処理内訳	最終処分
直接埋立 17.0%	直接埋立 17.0%
8,458 (23,109)	8,458 (23,109)
直接焼却 72.8%	直接焼却 72.8%
36,169 (98,822)	36,169 (98,822)
その他 742	その他 742
選別破砕高速堆肥化等 4,348	選別破砕高速堆肥化等 4,348
最終処分 32.9%	最終処分 32.9%
16,379 (44,750)	16,379 (44,750)

都道府県数	47	施設数と処理能力(着工ベース)	177,577 t/日
市町村数	3,238	焼却施設 1,841カ所	152,700
市	656	連続燃焼式 759	22,748
町	1,998	機械化バッチ式 875	2,129
村	584	固定バッチ式 207	566
事務組合数	605	高速堆肥化施設 29	
		最終処理場 2,250	

計画収集率  $D/A = 99.1\%$   
 $(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) = 42,073 \text{ 千t/年} (114,954 \text{ t/日})$   
 $(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7) = 49,717 \text{ 千t/年} (135,845 \text{ t/日})$   
 $(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8) = 50,767 \text{ 千t/年} (138,708 \text{ t/日})$

1人1日当たり排出量  
 $= (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8) / B = 1,118 \text{ g}$   
 (参考)  
 $= 1 / ((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)) = 3.4\%$

資料：厚生省水道環境部調







第269表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(金額 単位 千円)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
造成建設事業	20	26	26	29	22	20
金額	40,000,000	49,000,000	49,000,000	50,000,000	53,844,000	53,328,000
集団設置建物	5	10	9	7	8	8
金額	15,510,000	24,950,000	26,121,000	25,019,000	32,169,000	32,750,000
工場移転用地	6	5	5	9	2	—
金額	12,000,000	11,497,000	11,000,000	12,665,000	6,500,000	—
共同福利施設	7	7	6	7	5	5
金額	10,490,000	7,373,000	7,432,000	7,041,000	6,159,000	11,801,000
大気汚染対策緑地	1	2	3	3	3	3
金額	1,000,000	2,405,000	2,390,000	3,227,000	4,559,000	5,630,000
国立・国定公園施設	1	2	3	3	3	3
金額	1,000,000	2,775,000	2,057,000	2,058,000	2,726,000	2,767,000
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地	—	—	—	—	1	1
金額	—	—	—	—	1,731,000	380,000
貸付事業	61	51	80	99	93	105
金額	17,280,350	20,000,000	25,000,000	30,000,000	35,000,000	37,000,000

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(金額 単位 千円)

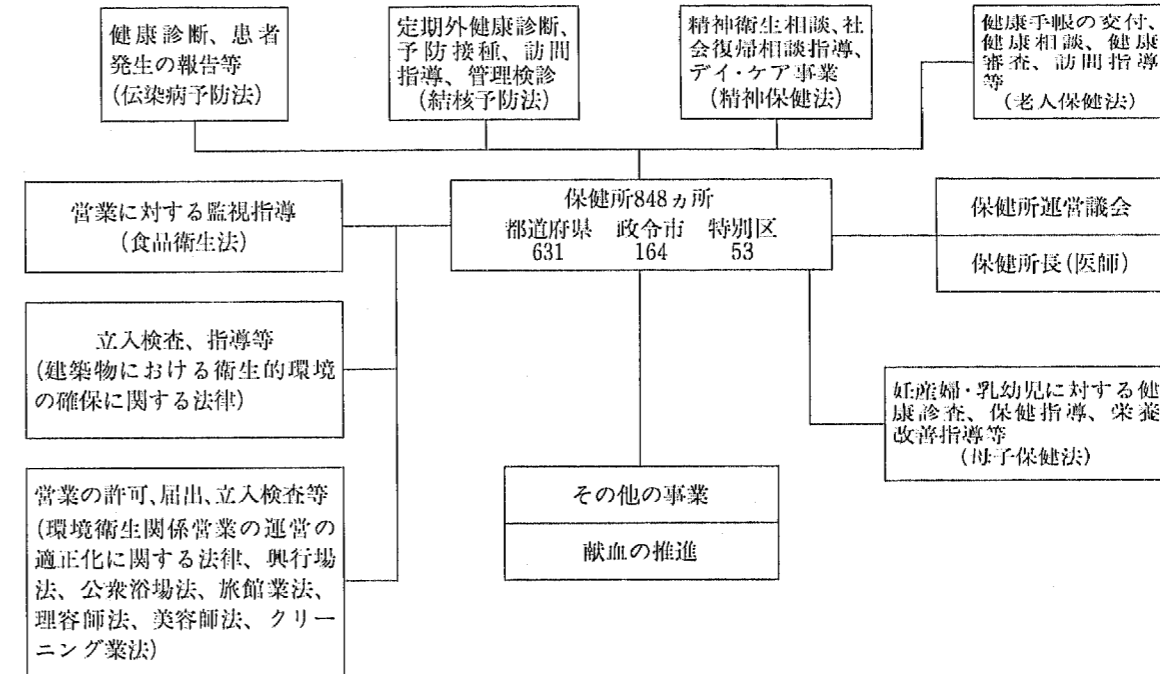
区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
集団設置建物	5	3	4	6	5	2
金額	14,638,770	3,061,735	14,969,583	28,855,501	23,044,468	5,760,400
工場移転用地	8	4	5	2	7	3
金額	11,118,433	10,338,083	10,848,102	7,817,481	13,196,878	6,314,129
共同福利施設	3	4	2	3	5	4
金額	11,012,520	5,050,106	4,993,107	6,402,552	10,372,732	15,047,961
大気汚染対策緑地	—	—	—	1	0	3
金額	—	—	—	3,966,348	0	7,186,071
国立・国定公園施設	—	—	—	—	—	2
金額	—	—	—	—	—	5,037,432

(注) 前表を参照  
資料: 環境事業団調

7 保健所及び保健センター

第270表 保健所の活動

平成6年3月31日現在



資料: 厚生省健康政策局作成

第271表 保健所数及び保健所職員総数

	平成元年('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
保健所数	848	850	852	852	848
都道府県立	632	634	636	635	631
政令市	163	163	163	164	164
特別区	53	53	53	53	53
職員総数	34,680	34,571	34,470	34,463	34,302
医師	1,239	1,245	1,256	1,288	1,303
歯科医師	67	70	72	72	79
薬剤師	1,580	1,625	1,752	2,043	1,984
保健婦	8,224	8,305	8,386	8,408	8,453
看護婦	306	281	277	278	290
助産婦	81	76	76	79	80
X線技術者	1,295	1,274	1,259	1,257	1,268
管理栄養士	993	1,026	998	1,115	1,187
栄養士	283	254	290	188	137
歯科衛生士	337	350	348	349	355
試験検査技術者	1,615	1,613	1,606	1,533	1,492
理学療法士	25	22	23	28	33
作業療法士	—	—	—	—	—
その他	18,635	18,430	18,127	17,825	17,641

資料: 厚生省健康政策局調

第272表 保健所活動状況

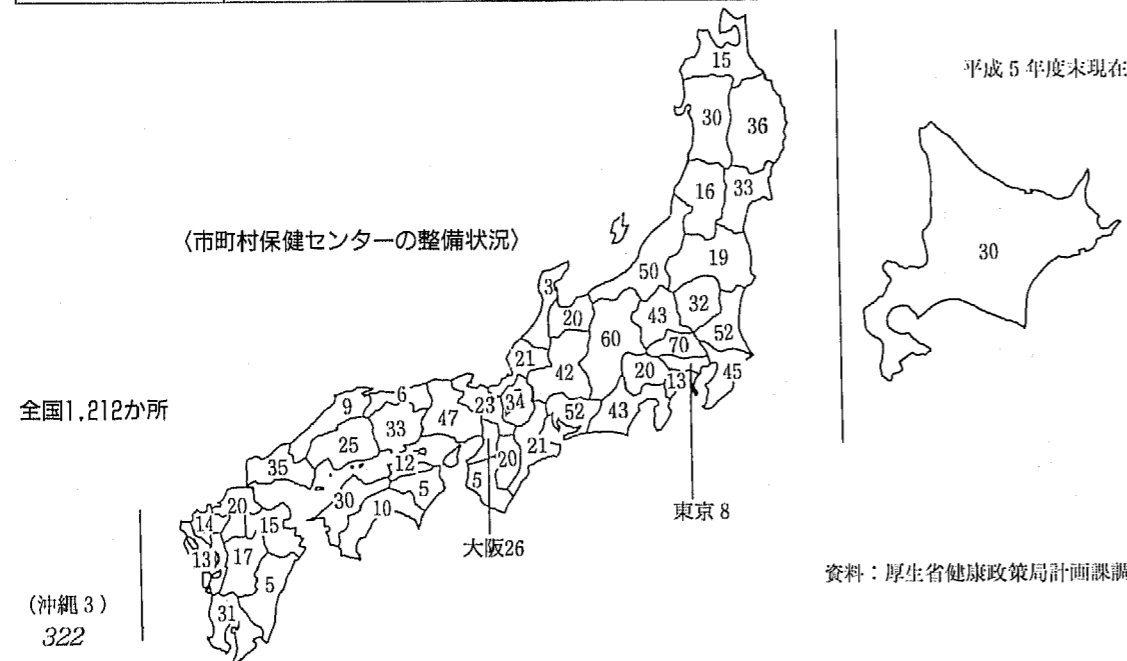
(実数)

業務の種類	平成4年(1992)	平成5年(1993)
健康診断 {開設回数 受診延人数}	335,559 10,964,076	319,473 10,473,199
環境衛生監視指導延施設数	678,944	639,499
食品衛生監視指導延施設数 {許可を要する施設 許可を要しない施設}	3,546,502 2,044,060	3,464,658 1,970,937
結核予防 (結核予防法第34条による 医療費公費負担承認件数)	92,072	86,139
梅毒血清反応検査被検査者数*	97,405	67,426
保健所活動による予防接種被接種者延数	2,403,077	2,373,173
寄生虫検査被検査者数 (保健所活動分)	142,587	133,556
母子衛生 (保健所活動分) {妊婦保健指導延人員 産婦保健指導延人員 乳児保健指導延人員 幼児保健指導 (3歳児(実人員) 延人員)その他}	199,667 259,078 1,184,770 1,072,087 729,640	189,717 244,442 1,128,028 1,044,034 723,698
歯科衛生 {検診・保健指導受診延人員 予防処置延人員 治療延人員}	2,887,012 515,895 2,035	2,833,025 483,199 1,580
栄養改善指導 {個別指導 {栄養指導延人員 施設指導延施設数}	1,306,830 39,418	1,237,663 40,615
{集団指導 {栄養指導 {開設回数 延人員 施設指導 {開設回数 延施設数}}	3,172,714 5,298 89,492	3,233,135 5,419 90,278
衛生教育開催回数	292,264	294,503
保健婦 {家庭訪問被訪問延数 (保健所保健婦) {家庭訪問以外の活動実施回数}	1,019,904 560,216	960,538 554,109
医療社会事業 {面接延回数 訪問延回数}	189,672 124,250	191,809 118,216
試験検査検体数	33,791,697	32,782,484

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」

第273表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
	1,038	1,106	1,152	1,185	1,212



## 第9節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第274表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成4年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	3,595,720	431,985	446,084	44,413	2,091,071	582,167
18歳未満	118,790	7,555	21,768	1,465	70,688	17,314
18歳以上	3,476,930	424,430	424,316	42,948	2,020,383	564,853

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第275表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
昭和63年度('88)	147,165	248,930	72,733	1,405	20,187	22,228	37,832	12,008	82,537
平成元年度('89)	148,115	257,072	76,393	1,291	20,284	21,979	39,138	12,439	85,548
2 ('90)	149,647	251,913	76,338	1,405	19,185	19,985	38,774	12,611	83,615
3 ('91)	170,231	267,835	78,494	1,159	19,407	19,436	39,150	11,332	98,857
4 ('92)	162,475	268,311	84,067	1,168	19,806	19,691	39,968	12,891	90,720

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」





第283表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年度('88), 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92). Rows include 登録里親数, 児童が委託されている里親数, 里親に委託されている児童数, etc.

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第284表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

Large table with 6 columns: 区分, 昭和63年度('88), 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92). Rows include 養育医療, 療育の給付, 育成医療, 補装具交付, etc.

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第285表 1歳6か月児健診実施人数

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年度('88), 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92). Rows include 人数.

(注) 再健診は含まない。

資料：厚生省児童家庭局調

第286表 3歳児健康診査成績

Table with 6 columns: 区分, 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93). Rows include 被検者数, 健康管理上注意すべきもの, etc.

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第287表 児童扶養手当受給世帯数

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年度('88), 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92). Rows include 総数, 生別母子世帯, etc.

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。

2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第288表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年度('88), 平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92). Rows include 特別児童扶養手当, 福祉手当受給者数, etc.

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第289表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数

平成4年度

区 分	総 計	支 給 対 象 児 童 数 別		
		1 人	2 人	3 人以上
総 計	2,415,371	2,188,770	216,465	10,136
児童手当	803,090	709,661	88,372	5,057
特例給付	1,612,281	1,479,109	128,093	5,079
市町村支給分計	2,089,130	1,894,292	186,608	8,230
児童手当	787,070	695,907	86,246	4,917
特例給付	1,302,060	1,198,385	100,362	3,313
被 用 者	1,711,907	1,561,785	144,577	5,545
児童手当	409,847	363,400	44,215	2,232
特例給付	1,302,060	1,198,385	100,362	3,313
非 被 用 者	377,223	332,507	42,031	2,685
公 務 員 分	326,241	294,478	29,857	1,906
児童手当	16,020	13,754	2,126	140
特例給付	310,221	280,724	27,731	1,766

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区 分	総 計	支 給 額
総 計	2,652,943 人	214,730,283 千円
児童手当	902,094	81,304,728
特例給付	1,750,849	133,425,555
市町村支給分計	2,292,883	185,700,538
児童手当	883,657	79,750,955.5
特例給付	1,409,226	105,949,582.5
被 用 者	1,867,967	147,329,664.5
児童手当	458,741	41,380,082
特例給付	1,409,226	105,949,582.5
非 被 用 者	424,916	38,370,873.5
公 務 員 分	360,060	29,029,745
児童手当	18,437	1,553,772.5
特例給付	341,623	27,475,972.5

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成5年2月末現在の数である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第290表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区 分	平成4年2月末現在 受 給 者 数	新規認定件数	受 給 資 格 消 滅 件 数	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成5年2月末現在 受 給 者 数
総 計	2,573,508 人	1,118,981 人	1,277,079 人	0 人	2,415,371 人
児童手当	958,823	355,312	511,045	0	803,090
特例給付	1,614,685	763,669	766,034	—	1,612,281
市町村支給分計	2,197,743	1,001,042	1,109,655	0	2,089,130
児童手当	934,114	347,250	494,294	0	787,070
特例給付	1,263,629	653,792	615,361	—	1,302,060
被 用 者	1,769,657	829,419	894,900	7,731	1,711,907
児童手当	506,028	175,627	279,539	7,731	409,847
特例給付	1,263,629	653,792	615,361	—	1,302,060
非 被 用 者	428,086	171,623	214,755	△7,731	377,223
公 務 員 分	375,765	117,939	167,424	—	326,241
児童手当	24,709	8,062	16,751	—	16,020
特例給付	351,056	109,877	150,673	—	310,221

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第291表 児童手当拠出金徴収状況

(平成4年度)

区 分	徴収決定済額	取 納 済 額	取 納 率
総 計	141,995,972,095 円	141,090,247,527 円	99.4 %
厚生年金保険関係	135,792,540,315	134,891,954,808	99.3
船員保険関係	5,221,093	82,032	1.6
共済組合関係	6,198,210,687	6,198,210,687	100

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第292表 児童手当制度の費用負担

平成6年度

費用負担	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">サラリーマン</td> <td colspan="2">自営業者等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">625.0万円 (所得制限4人世帯)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>特例給付</td> <td>事業主拠出金</td> <td colspan="2">358.9万円 (所得制限4人世帯)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>国</td> <td>地方</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><math>\frac{10}{10}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>事業主拠出金</td> <td>国</td> <td>地方</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><math>\frac{7}{10}</math></td> <td><math>\frac{1}{10}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><math>\frac{2}{10}</math></td> <td><math>\frac{1}{10}</math></td> </tr> </table>	サラリーマン		自営業者等		625.0万円 (所得制限4人世帯)				特例給付	事業主拠出金	358.9万円 (所得制限4人世帯)				国	地方			$\frac{10}{10}$		児童手当	事業主拠出金	国	地方			$\frac{7}{10}$	$\frac{1}{10}$			$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$	
	サラリーマン		自営業者等																															
625.0万円 (所得制限4人世帯)																																		
特例給付	事業主拠出金	358.9万円 (所得制限4人世帯)																																
		国	地方																															
		$\frac{10}{10}$																																
児童手当	事業主拠出金	国	地方																															
		$\frac{7}{10}$	$\frac{1}{10}$																															
		$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$																															
拠出金率	標準報酬月額等の1,000分の1.1 (うち1,000分の0.2は事業費充当額相当率) 厚生年金等の保険料に上乗せして徴収																																	

資料：厚生省児童家庭局育成環境課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第293表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
事務所数	都道府県	342	340	340	338	338
	区市町村	840	839	844	846	852
職員数	査察指導員	2,866	2,892	2,902	2,893	2,888
	現業員	15,859	16,015	15,811	15,928	15,967
	身体障害者福祉司	219	201	193	183	163
	精神薄弱者福祉司	126	124	119	115	105
	老人福祉指導主事	172	174	180	173	162
	家庭児童福祉主事	54	50	46	51	49
身体障害者更生相談所 相談所数	62	62	62	63	64	
精神薄弱者更生相談所 相談所数	56	56	56	56	56	
児童相談所	相談所数	167	170	170	171	172
	職員数	4,781	4,892	5,011	5,083	5,186
民生(児童)委員定数	179,061	184,321	184,321	184,321	189,965	

(注) 1 福祉事務所関係は6月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。  
 2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。  
 3 精神薄弱者更生相談所関係は、4月1日現在。  
 4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1・2関係 厚生省社会・援護局調  
 (注)3・4関係 厚生省児童家庭局調



第294表 社会福祉施設数（年次・施設の種類別）

Table with 15 columns (昭和31年, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 61, 62, 63, 平成元年, 2, 3, 4) and multiple rows listing various welfare facilities such as nursing homes, day care centers, and rehabilitation centers.

Table with 15 columns (昭和31年, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 61, 62, 63, 平成元年, 2, 3, 4) and multiple rows listing various welfare facilities such as day care centers, child day care, and special care units.

- (注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。
2 身体障害者福祉法の改正（昭和59年）により、身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正（平成2年）により、老人デイサービスセンターが「その他の社会福祉施設」から「老人福祉施設」に、精神薄弱者福祉法の改正（平成2年）により、精神薄弱者通所施設及び精神薄弱者福祉ホームが「その他の社会福祉施設」から「精神薄弱者援護施設」となった。
3 昭和31年の「その他の社会福祉施設」には助産施設「1」を含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第295表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)		2(1990)		3(1991)		4(1992)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	19,938	17,763,681	20,153	19,534,015	19,958	18,963,870	17,181	16,168,342
更生資金	1,842	2,078,514	1,576	1,920,100	1,454	1,755,958	1,252	1,515,836
身体障害者更生資金	2,453	3,929,044	2,417	3,980,508	2,208	3,628,347	1,614	2,670,315
生活資金	547	243,390	481	220,294	442	195,863	469	221,556
福祉資金	2,889	3,738,949	3,762	4,870,932	2,955	3,334,501	2,304	2,449,434
住宅資金	2,394	2,736,109	2,680	3,335,921	2,853	3,664,388	2,340	3,202,870
修学資金	8,873	4,685,064	8,349	4,786,802	8,418	5,285,840	8,537	5,807,372
療養資金	752	191,364	607	161,189	527	146,820	535	146,897
災害援護資金	188	161,247	281	258,269	1,101	952,153	130	154,062

資料：厚生省社会・援護局調

第296表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)		2(1990)		3(1991)		4(1992)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	62,647	14,093,905	60,007	14,442,188	59,520	15,723,935	58,804	16,698,349
事業開始資金	422	747,331	436	817,820	407	779,372	331	655,079
事業継続資金	465	419,925	440	403,373	383	359,902	307	305,363
修学資金	48,620	10,927,062	46,418	11,145,930	44,723	11,487,732	43,970	12,202,351
技能修得資金	344	78,270	359	88,061	374	93,406	391	101,339
修業資金	949	218,497	935	227,707	995	253,694	974	254,229
就職支度資金	230	17,930	243	19,340	238	19,708	245	27,955
療養資金	104	15,752	82	12,960	82	16,557	48	7,485
生活資金	180	86,585	161	81,251	378	154,526	641	263,031
住宅資金	501	484,001	528	531,697	630	650,247	469	500,823
転宅資金	296	44,885	361	61,187	418	76,088	436	82,700
就学支度資金	10,286	1,028,219	9,846	1,026,163	10,740	1,810,259	10,844	2,276,428
結婚資金	28	6,360	57	14,200	43	10,900	43	11,750
児童扶養資金	222	19,088	141	12,499	109	11,544	105	9,816

資料：厚生省児童家庭局調

第297表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和63年度(1988)	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
法適用都道府県延数	6	8	10	13	0
法適用都道府県実数	6	7	10	10	0
法適用市町村延数	11	13	45	39	0
災害救助費支出額	114,348	41,405	247,866	3,844,677	0
災害救助費国庫負担額	57,174	20,703	123,933	2,553,395	0
国庫負担対象都道府県数	5	7	9	9	0

(注) 各年度の災害救助費支出額及び災害救助費国庫負担額は、各年度発生災害に係る額である。

資料：厚生省社会・援護局調

## 第10節 生活保護

第298表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	昭和63年度(1988)	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
被保護世帯数					
年度合計	8,172,213	7,858,977	7,485,054	7,208,368	7,031,662
1か月平均	681,018	654,915	623,755	600,697	585,972
被保護人員					
年度合計	14,115,099	13,194,245	12,178,098	11,356,484	10,781,987
1か月平均	1,176,258	1,099,520	1,014,842	946,374	898,499
保護率(人口千対)	9.6	8.9	8.2	7.6	7.2
総人口(千人)	122,783	123,255	123,612	124,043	124,452

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2年度については、平成2年国勢調査要計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第299表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	昭和63年度(1988)	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
合計	681,018	654,915	623,755	600,697	585,972
世帯主が働いている世帯	105,287	98,711	90,200	81,959	74,926
常 用	57,854	55,456	51,065	46,383	42,540
日 雇	16,403	14,595	13,144	11,921	10,879
内 職	11,972	11,077	10,226	9,453	8,559
そ の 他	19,059	17,583	15,765	14,202	12,948
そ の 他 の 世 帯	574,223	554,703	532,035	517,524	509,896
世帯主が働いている世帯	33,550	30,547	26,769	23,708	21,045
働いている者のいない世帯	540,673	524,156	505,266	493,816	488,851
停 止 中 の 世 帯	1,508	1,510	1,519	1,215	1,150

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第300表 扶助別人員

区分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
被保護人員	1,176,258	1,099,520	1,014,842	946,374	898,499
生活扶助	1,044,267	969,319	889,607	826,462	780,517
住宅扶助	841,121	789,295	730,134	681,412	646,486
教育扶助	181,570	158,323	135,793	117,140	103,800
医療扶助	787,869	752,956	711,268	680,735	662,155
入院給付	147,532	140,815	133,105	129,057	125,049
単給	89,538	84,859	80,788	78,780	76,704
併給	55,956	52,317	50,277	50,277	48,346
入院単給	640,338	612,141	578,163	551,678	537,106
入院併給	13,209	13,591	13,599	12,879	13,122
出生産業扶助	113	88	73	71	67
葬祭扶助	2,337	2,175	1,899	1,707	1,556
その他	1,108	1,092	1,108	1,084	1,152

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第301表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成5年9月現在

労働力類型別保護開始の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他の扶助
総数	9,911	3,984	4,532	1,415
世帯主の傷病	7,809	3,889	3,636	284
世帯員の傷病	208	9	187	12
働いていた者の死亡・離別等	589	13	181	395
「働きによる収入」の減少・喪失	531	13	206	312
年金・住送りの減少・喪失	177	12	91	74
貯金等の減少・喪失	424	8	184	232
その他	173	20	47	106
世帯主が働いている世帯	739	164	306	269
世帯主の傷病	327	161	152	14
世帯員の傷病	73	3	67	3
働いていた者の死亡・離別等	165	—	31	134
「働きによる収入」の減少・喪失	92	—	27	65
年金・住送りの減少・喪失	21	—	5	16
貯金等の減少・喪失	41	—	17	24
その他	20	—	7	13
世帯員が働いている世帯	273	9	242	22
世帯主の傷病	244	9	222	13
世帯員の傷病	5	—	5	—
働いていた者の死亡・離別等	8	—	5	3
「働きによる収入」の減少・喪失	7	—	4	3
年金・住送りの減少・喪失	—	—	—	—
貯金等の減少・喪失	6	—	5	1
その他	3	—	1	2
働いている者がいない世帯	8,899	3,791	3,984	1,124
世帯主の傷病	7,238	3,719	3,262	257
世帯員の傷病	130	6	115	9
働いていた者の死亡・離別等	416	13	145	258
「働きによる収入」の減少・喪失	432	13	175	244
年金・住送りの減少・喪失	156	12	86	58
貯金等の減少・喪失	377	8	162	207
その他	150	20	39	91

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第302表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成5年9月現在

労働力類型別保護廃止の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他の扶助
総数	8,603	4,077	3,873	653
世帯主の傷病治愈	2,819	2,102	661	56
世帯員の傷病治愈	36	8	27	1
死亡	1,511	649	826	36
失う	1,040	791	212	37
「働きによる収入」の増加・取得	946	25	682	239
「働き手」の転入	227	4	173	50
社会保障給付金の増加	423	118	269	36
住送りの増加	131	19	88	24
親類・縁者等の引取り	444	65	315	64
施設入所	347	101	227	19
医療費の他法負担	82	46	33	3
その他	597	149	360	88
世帯主が働いている世帯	1,479	159	1,005	315
世帯主の傷病治愈	422	96	297	29
世帯員の傷病治愈	16	7	9	—
死亡	18	6	11	1
失う	42	27	12	3
「働きによる収入」の増加・取得	710	16	496	198
「働き手」の転入	79	1	48	30
社会保障給付金の増加	41	2	32	7
住送りの増加	27	—	19	8
親類・縁者等の引取り	38	—	22	16
施設入所	9	—	9	—
医療費の他法負担	1	—	1	—
その他	76	4	49	23
世帯員が働いている世帯	252	5	219	28
世帯主の傷病治愈	28	—	24	4
世帯員の傷病治愈	17	—	16	1
死亡	6	—	6	—
失う	2	—	1	1
「働きによる収入」の増加・取得	120	3	100	17
「働き手」の転入	14	—	11	3
社会保障給付金の増加	37	1	34	2
住送りの増加	5	—	5	—
親類・縁者等の引取り	3	—	3	—
施設入所	1	—	1	—
医療費の他法負担	1	1	—	—
その他	18	—	18	—
働いている者がいない世帯	6,872	3,913	2,649	310
世帯主の傷病治愈	2,369	2,006	340	23
世帯員の傷病治愈	3	1	2	—
死亡	1,487	643	809	35
失う	996	764	199	33
「働きによる収入」の増加・取得	116	6	86	24
「働き手」の転入	134	3	114	17
社会保障給付金の増加	345	115	203	27
住送りの増加	99	19	64	16
親類・縁者等の引取り	403	65	290	48
施設入所	337	101	217	19
医療費の他法負担	80	45	32	3
その他	503	145	293	65

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第303表 保護費(扶助別)

区分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
総額(千円)	1,389,736,303	1,368,692,736	1,318,052,469	1,309,808,482	1,329,789,519
1人当り月額(円)	98,457	103,734	108,231	115,336	123,330
生活扶助費(千円)	480,694,946	460,497,960	439,999,785	433,594,453	431,914,408
1人当り月額(円)	38,360	39,589	41,217	43,720	46,246
住宅扶助費(千円)	103,643,447	104,140,887	102,586,574	102,668,228	104,802,004
1人当り月額(円)	10,268	10,995	11,709	12,556	13,552
教育扶助費(千円)	12,409,487	11,470,411	9,962,032	8,833,522	8,075,443
1人当り月額(円)	5,695	6,037	6,113	6,284	6,500
医療扶助費(千円)	768,409,942	767,200,845	737,903,668	735,310,806	753,698,466
出産扶助費(千円)	198,354	166,725	143,285	134,940	126,990
生業扶助費(千円)	445,858	482,519	425,723	381,554	365,940
葬祭扶助費(千円)	1,632,749	1,711,535	1,756,558	1,732,640	2,014,545
施設事務費及び委託事務費(千円)	22,301,520	23,021,852	25,274,845	27,152,338	28,791,723

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第304表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
合計件数	13,003,435	12,430,138	11,780,677	11,544,721	11,321,689
金額	731,179,714	716,388,525	680,153,564	700,293,425	719,573,016
一般診療件数	11,871,862	11,356,667	10,784,332	10,581,925	10,390,120
金額	710,898,208	697,179,496	671,208,402	682,613,417	701,066,278
入院件数	1,979,939	1,886,312	1,773,040	1,745,451	1,708,259
金額	514,992,733	500,320,035	478,324,139	484,360,389	503,567,764
入院外件数	9,891,923	9,470,355	9,011,292	8,836,474	8,681,861
金額	195,905,475	196,859,461	192,884,263	198,253,028	197,498,514
歯科診療件数	1,131,573	1,073,471	996,345	962,796	931,569
金額	20,281,507	19,209,027	18,945,161	17,680,008	18,506,738

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第305表 生活保護基準額改定の推移

(1級地—1標準3人世帯)(金額単位 円)

区分	第45次改定 (元.4.1)	第46次改定 (2.4.1)	第47次改定 (3.4.1)	第48次改定 (4.4.1)	第49次改定 (5.4.1)	第50次改定 (6.4.1)
生活扶助	136,444	140,674	145,457	149,966	153,265	155,717
改定率	104.2	103.1	103.4	103.1	102.2	101.6
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合計	149,444	153,674	158,457	162,966	166,265	168,717

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。  
2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第306表 生活扶助基準額の推移

区分	実施年月日	基準額	対前回比	区分	実施年月日	基準額	対前回比
第1回	21. 3. 13	199,80	—	第35次	54. 4. 1	114,340	108.3
第1次	21. 4. 1	252	126.6	第40次	59. 4. 1	152,960	102.9
第5次	22. 7. 1	912	144.8	第42次	61. 4. 1	126,977	102.0
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7	第43次	62. 4. 1	129,136	101.7
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6	第44次	63. 4. 1	130,944	101.4
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9	第45次	元. 4. 1	136,444	104.2
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0	第46次	2. 4. 1	140,674	103.1
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0	第47次	3. 4. 1	145,457	103.4
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0	第48次	4. 4. 1	149,966	103.1
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0	第49次	5. 4. 1	153,265	102.2
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0	第50次	6. 4. 1	155,717	101.6

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地—1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第307表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
総数施設数	352	351	351	348	349
在所者数	21,678	21,647	21,519	21,424	21,586
救護施設施設数	171	171	173	173	175
在所者数	16,202	16,220	16,293	16,315	16,542
更生施設施設数	18	18	18	17	18
在所者数	1,589	1,597	1,576	1,602	1,652
医療保護施設施設数	69	69	68	67	67
在所者数	16,429	16,543	16,569	16,281	16,300
授産施設施設数	76	76	76	75	73
在所者数	2,931	2,884	2,804	2,738	2,659
宿所提供施設施設数	18	17	16	16	16
在所者数	956	946	846	769	733

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」



2 戦争犠牲者援護

第311表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	174	1,334	251	2,762	84	791	187	5,076	168	6,189
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	162	146	224	216	78	76	141	132	115	114
葬 祭 料	10	1,178	20	2,508	5	650	35	4,889	44	6,030
遺骨引取経費	2	10	6	30	1	5	11	55	9	45
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬 祭 諸 費	—	—	1	8	—	—	—	—	—	—

資料：厚生省社会・援護局調

第312表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	63,845	3,880,899	61,639	3,740,005	56,823	3,480,844	52,283	3,285,334	47,878	3,088,544
療養の給付	59,104	3,587,280	57,323	3,453,109	52,794	3,207,824	48,899	3,032,665	44,435	2,830,889
療養手当	581	13,828	554	13,739	497	12,429	374	12,175	406	11,001
葬 祭 費	159	18,871	176	22,287	133	17,043	136	17,727	126	17,320
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	4,001	260,914	3,586	250,870	3,399	243,548	2,874	222,767	2,911	229,334

資料：厚生省社会・援護局調

第313表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交 付	2,522	203,257	2,244	194,858	2,149	189,176	1,783	176,225	1,814	175,665
修 理	1,479	57,657	1,342	56,012	1,250	54,372	1,091	46,542	1,097	53,669

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	87,423	146,635,285	83,418	139,921,510	79,162	135,174,898	74,922	127,593,474	70,117	121,948,520
障害年金	5,154	11,522,790	5,071	10,546,718	4,974	10,640,938	4,926	10,606,127	4,786	10,571,310
遺族年金	55,731	85,649,818	52,510	82,159,343	49,504	79,870,546	46,705	77,238,639	43,733	74,279,381
遺族給与金	26,538	49,462,677	25,837	47,215,449	24,684	44,663,414	23,291	39,748,708	21,598	37,097,829
弔 慰 金 (国債) 支給人数	2,080,842		2,081,910		2,082,543		2,082,929		2,083,135	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第315表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)		
健康手帳交付	356,488	352,550	348,030	343,712	339,034		
認定被爆者(再掲)	2,016	2,035	2,038	1,997	2,039		
健康診断受診者証交付	3,486	3,313	3,153	3,033	2,847		
医 療 給 付	総 額	20,922,964	21,265,258	21,793,327	22,306,077	22,866,008	
	原 疾 爆 病	支 払 総 額	164,037	140,067	153,692	162,638	148,412
		件 数	8,431	8,244	8,231	8,163	7,908
	一 疾 般 病	1 件当り金額(円)	19,456	16,990	18,672	19,924	18,767
支 払 総 額		20,758,927	21,125,191	21,639,635	22,143,439	22,717,596	
	件 数	4,362,239	4,342,909	4,403,670	4,420,203	4,486,193	
	1 件当り金額(円)	4,759	4,864	4,914	5,010	5,064	

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第316表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数  
(地域・住宅の所有関係別)

昭和63('88)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(m <sup>2</sup> )	1人当り居住室の畳数
<b>全 国</b>	37,413,400	37,595,200	119,542,800	4.86	30.61	89.29	9.55
持家	22,948,200	23,034,100	83,946,600	6.03	39.22	116.78	10.72
借家	14,014,600	14,109,100	34,587,300	2.94	16.51	44.27	6.69
公 営 の 借 家	1,989,500	1,990,500	6,035,600	3.31	17.55	47.00	5.79
公 団 ・ 公 社 の 借 家	809,300	810,500	2,350,600	3.07	16.49	44.84	5.68
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,652,600	5,679,700	13,738,800	2.98	16.41	45.61	6.75
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	549,600	551,100	651,900	1.31	6.73	16.32	5.67
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	3,399,300	3,422,900	7,046,800	2.66	15.90	39.97	7.67
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	64,900	65,500	75,900	1.24	6.88	17.16	5.88
給 与 住 宅	1,549,500	1,588,800	4,687,700	3.53	20.76	56.07	6.86
<b>市 部 ※</b>	29,922,600	30,087,700	92,252,800	4.57	28.44	81.93	9.19
持家	16,789,300	16,866,900	60,294,200	5.83	37.68	111.21	10.49
借家	12,696,100	12,782,300	30,988,600	2.90	16.22	43.21	6.65
公 営 の 借 家	1,642,000	1,642,800	5,000,600	3.33	17.57	46.84	5.77
公 団 ・ 公 社 の 借 家	771,800	772,900	2,233,900	3.06	16.45	44.76	5.68
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,118,500	5,142,900	12,281,400	2.92	15.96	44.02	6.65
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	528,100	529,600	622,100	1.30	6.63	16.04	5.63
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	3,230,800	3,253,000	6,664,400	2.64	15.80	39.64	7.66
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	58,400	59,000	67,900	1.24	6.77	16.95	5.82
給 与 住 宅	1,346,400	1,382,000	4,118,300	3.51	20.59	55.25	6.73
人口集中地区(再掲) ※	24,344,700	24,491,100	71,716,800	4.26	26.14	74.81	8.83
持家	12,310,700	12,380,400	42,751,600	5.58	35.70	105.33	10.28
借家	11,616,300	11,691,700	28,050,700	2.87	16.01	42.46	6.63
公 営 の 借 家	1,404,400	1,405,100	4,253,500	3.33	17.53	46.38	5.79
公 団 ・ 公 社 の 借 家	741,500	742,600	2,137,800	3.07	16.47	44.81	5.71
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,682,200	4,703,900	11,064,900	2.87	15.63	42.92	6.61
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	507,700	509,000	598,400	1.30	6.62	15.99	5.62
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	3,016,100	3,036,200	6,212,200	2.63	15.73	39.38	7.64
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	55,800	56,200	64,700	1.23	6.67	16.50	5.76
給 与 住 宅	1,208,600	1,238,600	3,719,200	3.50	20.52	54.70	6.67

(注) 1 ※印は住宅の所有の関係「不詳」を含む。  
2 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第317表 居住状況(地域別)

昭和63('88)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	37,562,500	30,037,200
持 家	22,948,200	16,789,300
借 家	14,014,600	12,696,100
公 営	1,989,500	1,642,000
公 団 ・ 公 社	809,300	771,800
民 営	9,666,300	8,935,800
木 造 ・ 設 備 専 用	5,652,600	5,118,500
木 造 ・ 設 備 共 用	549,600	528,100
非 木 造	3,464,100	3,289,200
給 与 住 宅	1,549,500	1,346,400
住宅所有関係不詳	450,600	437,200
同 居	59,000	54,000
住宅以外の建物に居住	90,100	60,500

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。  
資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第318表 住宅の所有関係

(単位 百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年('68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48 ('73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53 ('78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58 ('83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63 ('88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。  
2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。  
3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第319表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)		
合 計	52,081(40,758)戸	52,072(38,226)戸	58,079(48,008)戸	61,792(50,176)戸	83,073(49,178)戸		
建設戸数	公営住宅	木 造	0(888)	0(951)	0(1,012)	0(1,257)	
		第一種	簡易耐火構造平家建	1,320(71)	1,180(57)	1,110(68)	1,101(52)
		簡易耐火構造2階建	820(326)	810(406)	790(319)	1,210(400)	
		準耐火構造3階建	—	—	—	—	
		中高層耐火構造	26,673(19,895)	24,411(17,376)	23,096(18,976)	24,599(18,458)	
		小 計	28,813(21,180)	26,401(18,790)	24,996(20,375)	26,910(20,167)	
		第二種	木 造	0(1,130)	0(950)	0(1,128)	0(1,175)
		簡易耐火構造平家建	580(297)	720(251)	970(209)	811(134)	
		簡易耐火構造2階建	530(789)	540(909)	700(970)	924(951)	
		準耐火構造3階建	—	—	—	—	
		中高層耐火構造	18,158(16,279)	20,411(16,186)	21,413(15,653)	22,871(17,388)	
		小 計	19,268(18,495)	21,671(18,296)	23,083(17,960)	24,606(19,648)	
		地域特別賃貸住宅	4,000(1,083)	4,000(1,140)	10,000(5,673)	10,276(10,361)	27,200(25,180)
		補助金額(千円)	265,834,973	269,469,316	273,125,558	291,789,882	363,840,391

(注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。  
 2 ( )内は実績戸数である。  
 3 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。  
 4 平成5年度の地域特別賃貸住宅戸数については、特定公共賃貸住宅(建設戸数)とそれ以外の特定優良賃貸住宅(計画認定戸数)の合計である。

資料：建設省住宅局住宅建設課調

画認定戸数)の合計である。



第 320 表 1 か月当り家賃階級別にみた借家数 (住宅の所有関係別)

昭和63('88)年10月1日現在

区 分	総 数	50円未満	50～ 2,499	2,500～ 4,999	5,000～ 7,499	7,500～ 9,999	10,000～ 12,499	12,500～ 14,999
全 国	140,146	4,499	1,225	3,647	5,938	5,082	7,122	4,326
借 家 (専 用 住 宅)	134,759	3,930	1,202	3,605	5,864	5,017	6,959	4,270
公 営 の 借 家	19,822	183	528	1,615	2,120	1,998	2,019	1,698
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,025	1	2	3	19	94	333	235
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	53,713	1,344	142	348	685	398	1,489	727
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	5,352	57	13	33	134	229	755	559
民 営 借 家 (非 木 造)	32,851	389	26	106	168	171	293	150
給 与 住 宅	14,998	1,955	491	1,500	2,738	2,128	2,070	901
借 家 (併 用 住 宅)	5,387	569	23	42	75	45	163	56
市 部	126,961	3,521	830	2,573	4,590	4,299	6,150	3,854
借 家 (専 用 住 宅)	122,147	3,110	816	2,543	4,534	4,261	6,016	3,806
公 営 の 借 家	16,350	159	314	963	1,451	1,625	1,719	1,471
公 団 ・ 公 社 の 借 家	7,650	1	2	3	16	84	284	211
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	48,711	970	84	233	479	333	1,171	639
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	5,147	53	11	27	113	201	711	537
民 営 借 家 (非 木 造)	31,207	333	22	92	149	157	262	130
給 与 住 宅	13,081	1,593	382	1,225	2,327	1,861	1,869	818
借 家 (併 用 住 宅)	4,815	412	14	30	55	39	134	48

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

15,000～ 17,499	17,500～ 19,999	20,000～ 24,999	25,000～ 29,999	30,000～ 34,999	35,000～ 39,999	40,000～ 49,999	50,000～ 59,999	60,000～ 69,999	70,000～ 79,999	80,000 円以上	不 詳
6,442	3,918	11,861	12,462	14,631	12,901	17,362	10,983	6,901	3,975	6,317	575
6,283	3,855	11,563	12,199	14,203	12,523	16,725	10,372	6,483	3,673	5,512	523
1,505	1,221	2,252	1,663	1,183	858	760	171	27	11	1	10
253	430	1,354	1,450	1,043	724	751	432	289	259	338	14
2,280	1,195	5,634	6,648	8,266	6,874	8,263	4,539	2,359	1,022	1,244	260
1,081	493	1,026	485	274	82	63	18	7	5	9	29
330	176	777	1,731	3,240	3,851	6,651	4,999	3,649	2,269	3,711	163
834	340	520	223	198	134	239	213	153	107	209	47
158	63	299	263	428	378	637	610	418	302	806	51
5,718	3,540	10,654	11,281	13,408	12,028	16,436	10,627	6,756	3,917	6,238	541
5,589	3,485	10,396	11,044	13,030	11,674	15,837	10,054	6,359	3,628	5,473	495
1,311	1,041	1,942	1,462	1,124	815	735	169	26	11	1	9
235	406	1,295	1,364	989	718	737	422	278	256	336	13
1,931	1,078	4,975	6,012	7,500	6,345	7,816	4,374	2,306	998	1,224	242
1,050	480	1,004	477	272	81	63	18	7	5	9	29
292	163	692	1,520	2,966	3,591	6,267	4,867	3,595	2,253	3,695	160
769	316	488	209	179	123	220	204	145	104	207	41
128	55	258	237	378	353	599	573	397	289	765	47

々の数字の合計がかならずしも総数と一致しない。

第 321 表 住宅建設戸数

(単位 千戸)

区 分	公営住宅等	改良住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成民間住宅	その他の住宅	公的資金による住宅計
昭和62年度(実績)	42	3	506	22	—	60	634
63 (実績)	40	3	498	21	—	59	622
平成元年度(実績)	40	2	505	22	—	62	631
2 (実績)	38	2	501	22	—	68	631
3 (実績)	43	2	483	22	13	68	632
4 (実績見込)	51	2	498	22	15	70	657
5 (実績見込)	73	2	685	23	16	99	897
6 (計画)	78	5	543	26	34	107	793

- (注) 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。  
 2 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数を含まない。  
 3 平成4年度及び平成5年度の実績見込戸数は平成6年6月末日現在のものである。  
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、大都市優良住宅供給促進事業による住宅等である。(昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。)  
 5 その他の住宅は、平成3年度以降においては、厚生年金住宅、雇用促進住宅、地方公共団体単独住宅等であり、平成2年度以前においては、厚生年金住宅、雇用促進住宅、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、地方公共団体単独住宅等である。  
 6 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：建設省住宅局住宅政策課調

② 雇用関係一般

第322表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)		
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他			
男	昭和35年(1960)	9,326	6,520	4,511	4,436	75	1,998	—	—	—	69.2	
	45(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4	
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3	
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0	
	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3	
女	3(1991)	12,398	10,199	6,505	6,369	136	3,649	1,527	981	1,142	63.8	
	4(1992)	12,431	10,283	6,578	6,436	142	3,679	1,570	964	1,145	64.0	
	5(1993)	12,466	10,370	6,615	6,450	166	3,740	1,615	947	1,178	63.8	
	男	昭和35年(1960)	4,580	3,151	2,673	2,629	44	472	—	—	—	84.8
		45(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
55(1980)		5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8	
60(1985)		5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1	
平成2年(1990)		6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2	
女	3(1991)	6,093	4,965	3,854	3,776	78	1,088	15	531	543	77.6	
	4(1992)	6,103	5,002	3,899	3,817	82	1,090	17	518	555	77.9	
	5(1993)	6,118	5,044	3,935	3,840	95	1,101	20	506	575	78.0	
	男	昭和35年(1960)	4,746	3,370	1,838	1,807	31	1,526	—	—	—	54.5
		45(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
55(1980)		5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6	
60(1985)		6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7	
平成2年(1990)		6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1	
女	3(1991)	6,305	5,233	2,651	2,592	59	2,561	1,512	450	599	50.7	
	4(1992)	6,327	5,281	2,679	2,619	60	2,590	1,553	446	591	50.7	
	5(1993)	6,347	5,326	2,681	2,610	71	2,639	1,595	441	603	50.3	

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含まため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第323表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

		総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
男	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	45(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8	
	55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3	
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3	
	平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3	
	3(1991)	63.8	18.4	74.1	80.0	75.5	80.0	84.1	84.7	81.1	74.0	56.8	25.2	
	4(1992)	64.0	18.5	75.1	80.4	75.7	80.4	84.3	85.0	82.2	74.2	57.2	25.4	
	5(1993)	63.8	18.1	74.8	80.6	75.5	80.0	84.3	84.9	82.0	74.9	57.1	24.9	
	女	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		45(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
		55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
60(1985)		78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	
平成2年(1990)		77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	
3(1991)		77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0	
4(1992)		77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2	
5(1993)		78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7	
計		昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		45(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
		55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
	60(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5	
	平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2	
	3(1991)	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6	
	4(1992)	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7	
	5(1993)	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0	

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第324表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数(万人)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、通信業	卸売業・小売業、飲食店・金融業、保険業、不動産業	サービス業	
男	昭和35年(1960)	4,436	1,273	67	43	253	946	191	899	574
	45(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173
	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
女	3(1991)	6,369	391	36	6	604	1,550	411	1,696	1,446
	4(1992)	6,436	375	36	6	619	1,569	418	1,698	1,481
	5(1993)	6,450	350	33	6	640	1,530	429	1,709	1,516
	昭和35年(1960)	2,629	612	49	39	220	597	210	505	279
	45(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372
男	55(1980)	3,394	260	34	10	472	894	335	776	494
	60(1985)	3,503	233	32	7	454	879	329	812	578
	平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
	3(1991)	3,776	199	27	5	503	941	348	859	712
	4(1992)	3,817	194	27	5	518	960	351	850	727
5(1993)	3,840	183	24	5	537	945	360	862	737	
女	昭和35年(1960)	1,807	661	18	4	33	349	29	394	295
	45(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526	379
	55(1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
	60(1985)	2,304	231	13	1	76	574	48	722	595
	平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
3(1991)	2,592	192	9	1	101	609	62	836	734	
4(1992)	2,619	181	9	1	101	609	67	847	754	
5(1993)	2,610	167	9	1	103	585	69	847	779	

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。  
2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

区分	産業別構成比(%)											
	公務	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、通信業	卸売業・小売業、飲食店・金融業、保険業、不動産業	サービス業	公務	
男	昭和35年(1960)	142	100.0	28.7	1.5	1.0	5.7	21.3	4.3	20.3	12.9	3.2
	45(1970)	161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
	55(1980)	199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
	60(1985)	199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4
	平成2年(1990)	195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
女	3(1991)	199	100.0	6.1	0.6	0.1	9.5	24.3	6.5	26.6	22.7	3.1
	4(1992)	204	100.0	5.8	0.6	0.1	9.6	24.4	6.5	26.4	23.0	3.2
	5(1993)	209	100.0	5.4	0.5	0.1	9.9	23.7	6.7	26.5	23.5	3.2
	昭和35年(1960)	119	100.0	23.3	1.9	1.5	8.4	22.8	8.0	19.2	10.6	4.5
	45(1970)	136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4
男	55(1980)	166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
	60(1985)	164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7
	平成2年(1990)	159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
	3(1991)	163	100.0	5.3	0.7	0.1	13.3	24.9	9.2	22.7	18.9	4.3
	4(1992)	166	100.0	5.1	0.7	0.1	13.6	25.2	9.2	22.3	19.0	4.3
5(1993)	170	100.0	4.8	0.6	0.1	14.0	24.6	9.4	22.4	19.2	4.4	
女	昭和35年(1960)	23	100.0	36.6	1.0	0.2	1.8	19.3	1.6	21.8	16.3	1.3
	45(1970)	25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2
	55(1980)	33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
	60(1985)	35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5
	平成2年(1990)	36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
3(1991)	37	100.0	7.4	0.3	0.0	3.9	23.5	2.4	32.2	28.3	1.4	
4(1992)	38	100.0	6.9	0.3	0.0	3.9	23.3	2.6	32.3	28.8	1.5	
5(1993)	39	100.0	6.4	0.3	0.0	3.9	22.4	2.6	32.5	29.8	1.5	

も一致しない。

第325表 就業者数（従業上の地位・職業別）〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総数	全産業者							* 専門的・技術的職業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
男	昭和35年(1960)	4,436	1,006	1,061	2,370	—	—	—	220
	45(1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
	55(1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
	60(1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538
	平成2年(1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
女	3(1991)	6,369	859	489	5,002	4,477	398	127	733
	4(1992)	6,436	843	456	5,119	4,589	409	121	755
	5(1993)	6,450	814	418	5,202	4,657	422	123	765
	昭和35年(1960)	2,629	721	277	1,632	—	—	—	138
	45(1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
55(1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233	
60(1985)	3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293	
平成2年(1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401	
3(1991)	3,776	594	87	3,084	2,917	111	57	430	
4(1992)	3,817	580	81	3,145	2,980	113	52	446	
5(1993)	3,840	562	75	3,193	3,020	119	54	445	
女	昭和35年(1960)	1,807	285	784	738	—	—	—	82
	45(1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
	55(1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
	60(1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245
	平成2年(1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
3(1991)	2,592	265	402	1,918	1,561	287	70	303	
4(1992)	2,619	263	375	1,974	1,609	296	69	309	
5(1993)	2,610	251	343	2,009	1,636	303	69	320	

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。  
 2 \* 職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業的職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サービス職業従事者が1万人減である。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職業別構成比								
* 管理的職業従事者	* 事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採掘作業者	* 技能工、製造・建設作業者	* 労務作業者
91	499	596	298	1,322	100	32	1,279	—
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
252	1,206	944	552	425	231	3	1,718	279
259	1,223	944	568	407	228	3	1,726	293
246	1,226	948	587	381	233	3	1,725	309
86	303	328	136	656	93	26	864	—
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
231	476	576	253	226	221	2	1,184	160
239	477	576	256	220	217	3	1,199	167
226	483	583	268	209	221	3	1,210	177
5	196	268	162	666	7	6	415	—
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	731	368	299	199	10	0	534	118
21	745	369	312	187	11	0	527	126
21	744	365	319	172	11	0	515	132

も一致しない。  
 分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、管理職職業従事者が1万人減である。

第326表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
計	1.39	1.51	1.41	1.02	0.70
29歳以下	1.75	1.86	1.70	1.22	0.85
30歳～44歳	2.24	2.39	2.20	1.63	1.17
45歳～54歳	1.29	1.48	1.50	1.06	0.69
55歳～64歳	0.31	0.38	0.36	0.26	0.16
65歳以上	0.57	0.67	0.60	0.50	0.24

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。  
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第327表 失業対策事業実施状況

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
失業対策事業紹介対象者数	20,876	15,416	11,072	7,456	5,624
男	4,798	3,684	2,623	1,670	1,125
女	16,078	11,732	8,449	5,786	4,499
1日平均吸収人員	16,900	13,000	9,000	6,200	4,600
失業対策事業予算額(百万円)	22,461	18,911	14,524	12,961	9,052
全国1人当たり労力費(円)	4,638	4,861	5,029	5,220	5,391

(注) 1 失業対策事業紹介対象者数は9月末現在である。  
2 失業対策事業予算額は、年度当初のものである。  
資料: 労働省職業安定局調

第328表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	31,284,192	26,668,593	26,647,840	27,409,027	28,802,151
就職促進手当	8,761,247	2,565,900	1,657,759	1,549,260	2,925,962
職業転換特別給付金	377,429	224,937	180,630	196,164	168,265
職業転換訓練費負担金	4,187,573	3,939,448	3,405,939	3,396,489	3,519,074
職業転換訓練費補助金	64,929	66,589	68,249	68,413	70,029
高齢者労働能力活用事業費等補助金	12,392,570	14,371,275	15,834,819	16,698,257	16,633,946
職業転換訓練費交付金	5,500,444	5,500,444	5,500,444	5,500,444	5,484,875

(注) 平成2年度、3年度、4年度は補正後予算額である。  
資料: 労働省職業安定局調

第329表 平成6年度地域別最低賃金改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日額	時間額	発効年月日
北海道	道	4,575	572	6.10.1
青森県	森	4,329	542	6.10.8
岩手県	手	4,328	541	6.10.6
宮城県	城	4,408	554	6.10.1
秋田県	田	4,328	542	6.10.19
山形県	形	4,331	542	6.10.1
福島県	島	4,362	546	6.10.1
茨城県	城	4,629	581	6.10.1
栃木県	木	4,626	581	6.10.1
群馬県	馬	4,625	579	6.10.1
埼玉県	玉	4,868	611	6.10.1
千葉県	葉	4,867	609	6.10.1
東京都	京	5,028	634	6.10.1
神奈川県	川	5,028	634	6.10.1
新潟県	潟	4,604	576	6.10.1
富山県	山	4,631	579	6.10.1
石川県	川	4,638	580	6.10.1
福井県	井	4,609	577	6.10.1
山梨県	梨	4,646	582	6.10.1
長野県	野	4,638	580	6.10.1
岐阜県	卓	4,817	603	6.10.1
静岡県	岡	4,824	603	6.10.1
愛知県	知	4,897	613	6.10.1
三重県	重	4,815	602	6.10.1
滋賀県	賀	4,643	581	6.9.30
京都府	都	4,868	609	6.10.1
大阪府	阪	5,028	634	6.9.30
兵庫県	庫	4,850	608	6.9.30
奈良県	良	4,640	581	6.10.22
和歌山県	山	4,637	582	6.10.1
鳥取県	取	4,371	547	6.10.1
島根県	根	4,358	546	6.10.1
岡山県	山	4,583	573	6.10.1
広島県	島	4,605	577	6.10.5
山口県	口	4,568	573	6.10.1
徳島県	島	4,385	550	6.10.1
香川県	川	4,388	550	6.10.1
愛媛県	媛	4,386	550	6.10.1
高知県	知	4,383	550	6.10.1
福岡県	岡	4,617	578	6.10.1
佐賀県	賀	4,324	541	6.10.1
長崎県	崎	4,325	541	6.10.5
熊本県	本	4,326	541	6.10.1
大分県	分	4,324	541	6.10.1
宮崎県	崎	4,324	541	6.10.1
鹿児島県	島	4,325	541	6.10.1
沖縄県	縄	4,322	541	6.9.30

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている者に適用される。  
資料: 労働省労働基準局賃金課調

第330表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数 平成6年3月末現在

業 種		決 定 件 数	適 用 使 用 者 数	適 用 勞 働 者 数
		件	百人	百人
製 造 業	食料品・飲料・飼料製造業	7	4	199
	織 維 産 業	11	37	731
	木材・木製品・家具・装備品製造業	4	12	74
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3	265
	出版・印刷・同関連産業	4	47	764
	窯業・土石製品製造業	5	26	457
	機械・金属製品等製造業	158	1,203	41,598
上記以外の製造業	6	5	173	
	小 計	198	1,337	44,261
非 製 造 業	卸売・小売業、飲食店	53	254	6,001
	自動車整備業	1	10	40
	上記以外の非製造業	2	2	21
	小 計	56	266	6,002
合 計	254	1,603	50,323	
鉱 業 (労働大臣決定)	3	1	64	
總 合 計	257	1,604	50,387	

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。  
2 機械・金属製品製造業と自動車整備業が一括して決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。

資料：労働省労働基準局調

2 関係機関

第331表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額 (年度別) (金額 単位 千円)

区 分	昭 和 63 年 度 (1988)	平 成 元 年 度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	件数 566,403,943 金額 8,032,773,996	件数 582,697,382 金額 8,451,073,630	件数 601,286,045 金額 8,860,348,460	件数 631,468,671 金額 9,428,303,411	件数 650,361,327 金額 10,097,598,985
審査及び支払取扱分	件数 566,358,284 金額 8,032,773,996	件数 582,653,488 金額 8,451,073,630	件数 601,245,114 金額 8,860,348,460	件数 631,430,112 金額 9,428,303,411	件数 650,325,507 金額 10,097,598,985
社会保険合計	件数 501,069,946 金額 5,597,810,590	件数 515,215,950 金額 5,905,783,405	件数 531,205,319 金額 6,229,389,080	件数 558,406,769 金額 6,667,982,438	件数 574,521,182 金額 7,197,212,688
政府管掌健康保険	件数 230,615,351 金額 2,792,937,848	件数 238,538,394 金額 2,969,788,475	件数 248,707,598 金額 3,168,204,633	件数 263,469,012 金額 3,414,127,258	件数 272,667,030 金額 3,711,188,598
船員保険	件数 3,131,207 金額 43,028,515	件数 2,905,929 金額 41,031,260	件数 2,734,104 金額 39,782,846	件数 2,665,592 金額 39,085,273	件数 2,547,057 金額 39,777,633
共済組合	件数 76,101,424 金額 784,392,066	件数 79,553,436 金額 834,150,101	件数 79,902,699 金額 853,535,296	件数 82,051,652 金額 888,351,951	件数 82,825,763 金額 935,859,387
健康保険組合	件数 191,221,964 金額 1,977,452,161	件数 194,218,191 金額 2,060,813,569	件数 199,860,918 金額 2,167,866,304	件数 210,220,513 金額 2,326,417,956	件数 216,481,332 金額 2,510,387,070
社会保険以外の諸法合計	件数 65,288,338 金額 2,434,963,406	件数 67,437,538 金額 2,545,290,225	件数 70,039,795 金額 2,630,959,381	件数 73,023,343 金額 2,760,320,973	件数 75,804,325 金額 2,900,386,296
結核予防法	件数 484,840 金額 33,730,403	件数 447,156 金額 31,585,450	件数 417,548 金額 30,888,561	件数 392,050 金額 29,831,779	件数 370,530 金額 30,226,628
生活保護法	件数 13,874,134 金額 744,241,909	件数 13,408,698 金額 736,357,389	件数 12,862,942 金額 719,371,142	件数 12,547,184 金額 721,409,647	件数 12,391,017 金額 738,029,007
職傷病者特別援護法	件数 13,656 金額 1,215,226	件数 12,664 金額 1,161,333	件数 11,361 金額 1,040,146	件数 10,602 金額 995,036	件数 9,556 金額 891,813
身体障害者福祉法	件数 157,627 金額 1,802,299	件数 165,409 金額 1,904,728	件数 172,633 金額 1,944,596	件数 176,250 金額 2,040,804	件数 174,234 金額 1,961,620
児童福祉法	件数 79,133 金額 1,881,365	件数 82,033 金額 1,963,469	件数 83,381 金額 2,003,961	件数 83,571 金額 2,059,138	件数 83,838 金額 2,162,768
自衛官等	件数 563,187 金額 9,917,283	件数 557,335 金額 9,886,981	件数 558,768 金額 9,799,524	件数 586,246 金額 10,056,993	件数 614,815 金額 11,199,555
原爆医療	件数 1,898,988 金額 8,955,228	件数 1,882,506 金額 9,165,924	件数 1,868,109 金額 9,257,599	件数 1,858,963 金額 9,353,277	件数 1,851,221 金額 9,456,133
精神保健法	件数 1,867,899 金額 60,918,221	件数 1,941,264 金額 54,478,106	件数 2,001,534 金額 50,899,488	件数 2,076,268 金額 46,164,342	件数 2,150,778 金額 44,901,241
麻薬取締法	件数 6 金額 741	件数 2 金額 452	件数 — 金額 —	件数 2 金額 363	件数 2 金額 447
母子保健法	件数 36,688 金額 1,749,023	件数 37,099 金額 1,799,516	件数 38,990 金額 1,942,891	件数 39,925 金額 2,101,307	件数 41,323 金額 2,225,292
特定疾患	件数 1,023,143 金額 7,620,568	件数 1,147,586 金額 8,740,240	件数 1,289,006 金額 9,711,716	件数 1,427,455 金額 10,876,108	件数 1,576,291 金額 11,994,226
小児慢性	件数 756,263 金額 9,458,759	件数 826,802 金額 10,658,940	件数 892,888 金額 11,968,289	件数 978,833 金額 14,216,886	件数 1,042,909 金額 15,621,843
措置医療	件数 762,523 金額 14,552,692	件数 777,955 金額 14,877,552	件数 791,664 金額 15,351,194	件数 826,260 金額 15,744,690	件数 850,961 金額 16,402,817
老人保健	件数 43,379,597 金額 1,538,358,180	件数 45,750,227 金額 1,662,139,011	件数 48,641,868 金額 1,766,197,125	件数 51,597,534 金額 1,894,845,791	件数 54,217,191 金額 2,014,550,040
老人被爆者	件数 390,654 金額 561,508	件数 400,802 金額 571,133	件数 409,103 金額 583,149	件数 422,200 金額 624,812	件数 429,659 金額 762,865
審査のみ取扱分	件数 45,659 金額 —	件数 43,894 金額 —	件数 40,931 金額 —	件数 38,559 金額 —	件数 35,820 金額 —
職傷病者特別援護法(療養費分)	件数 45,659 金額 —	件数 43,894 金額 —	件数 40,931 金額 —	件数 38,559 金額 —	件数 35,820 金額 —

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第332表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況(施設別・事業主体別)

(単位 件、千円)

Table with columns: 区分, 合計 (件数, 金額), 住宅 (件数, 金額), 療養施設 (件数, 金額). Rows include昭和63年度(1988) through平成元年(1989) and various insurance/association types.

資料: 年金福祉事業団「年金福祉事業団年報」

Table with columns: 厚生福祉施設 (休養施設, 体育施設, 教養文化施設, 給食施設, その他の施設) and sub-columns for 件数 and 金額.

第333表 資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位: 兆円)

Table with columns: 年度 (平成元年度('89), 2('90), 3('91), 4('92), 5('93), 累計) and rows for 年金財源強化事業, 資金確保事業, 合計.

資料: 厚生省年金局

第334表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況(資金別)

(単位 件、戸、千円)

Table with columns: 区分, 合計 (件数, 戸数, 金額), 厚生年金保険 (件数, 戸数, 金額), 国民年金 (件数, 戸数, 金額). Rows include昭和63年度, 平成元年度, 2, 3, 4, 転貸融資, 個人融資.

(注) ( )内は大型住宅の再掲である。

資料: 年金福祉事業団「年金福祉事業団年報」

第335表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況(施設・資金別)

(単位 件、百万円)

Table with columns: 施設種別, 昭和三十五年度(1960)発足, 45(1970), 55(1980), 平成2年度(1990), 3(1991), 4(1992) and sub-columns for 件数 and 金額. Rows include 施設種別 (総数, 病院, 老人保健施設, etc.) and 資金種別 (総数, 新築資金, etc.).

資料: 社会福祉・医療事業団調

第336表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
合計件数	728	614	589	722	777
金額	40,989,300	43,700,000	54,900,000	80,200,000	89,400,000
保護施設件数	6	8	3	7	5
金額	139,800	244,300	73,000	1,585,300	755,500
児童福祉施設件数	159	154	115	129	156
金額	6,177,100	5,748,500	4,114,400	6,599,900	5,785,200
身体障害者更生援護施設件数	44	38	36	43	52
金額	2,184,300	2,054,100	3,099,800	4,687,200	4,346,400
老人福祉施設件数	390	263	295	378	410
金額	24,144,700	24,726,900	34,279,700	53,341,500	65,071,600
精神薄弱者援護施設件数	104	109	110	144	135
金額	4,967,700	5,201,100	7,573,000	10,604,900	12,441,100
婦人保護施設件数	—	1	2	—	—
金額	—	13,500	64,000	—	—
母子休養ホーム件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
精神障害者社会復帰施設件数	2	11	7	6	10
金額	55,400	386,000	283,700	173,300	393,500
社会福祉事業法による施設及び事業件数	19	23	16	12	7
金額	1,059,200	1,665,900	1,674,100	1,817,400	470,700
有料老人ホーム件数	3	4	4	1	1
金額	2,241,000	3,450,000	3,500,000	1,000,000	60,000
その他の施設及び事業件数	1	3	1	2	1
金額	30,000	209,700	238,300	390,500	76,000
償還額	22,983,366	24,073,891	25,629,310	27,318,864	31,445,435

資料：厚生省社会・援護局調

第337表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
労 災 病 院	36	36	36	37	37
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1
看護専門学校	12	12	12	12	12
休 養 所	10	9	9	9	9
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	1
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1
健康診断センター	8	8	8	8	8
海外勤務健康管理センター	—	—	—	—	1
納 骨 堂	1	1	1	1	1
労 災 保 險 会 館	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第338表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
職業能力開発大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発短期大学校	15	17	19	20	23
高等職業訓練校	13	8	6	4	1
職業能力開発促進センター	64	67	67	67	67
移転就職者用宿舎	142,481	144,391	146,131	148,197	150,757
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1
心身障害者職業センター	—	—	—	—	—
簡易宿泊所	25	25	24	23	22
出稼労働者援護相談所	—	—	—	—	—
就職援護センター	—	—	—	—	—
雇用職業総合研究所	1	—	—	—	—
福祉センター等	1,812	1,881	1,856	1,906	1,956

資料：雇用促進事業団調

第339表 中小企業退職金共済加入状況

平成5年3月末現在在籍

区 分	合計	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸公 益事業	商 業	金融不 動産業	サービ ス 業
共済契約者数	390,781	3,961	938	59,599	117,307	13,712	112,335	5,912	77,017
被共済者数	2,715,291	29,986	10,615	399,664	1,147,535	223,491	513,314	24,715	365,971

(ii) 規模別

区 分	合計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人 以上
共済契約者数	390,781	177,207	107,194	64,655	21,018	12,190	6,510	1,686	263	58
被共済者数	2,715,291	416,011	570,096	641,258	348,774	305,286	274,354	121,738	27,878	9,896

資料：中小企業退職金共済事業団調

第340表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)
退職金件数	174,092	181,221	196,424	208,095	213,507
金額	93,533,224	101,324,753	115,637,019	132,442,064	148,744,051
解約手当金件数	12,294	11,597	13,149	15,672	16,216
金額	4,567,028	4,453,504	5,506,060	7,560,463	8,422,327
計件数	186,386	192,818	209,573	223,767	229,723
金額	98,100,252	105,778,258	121,143,079	140,002,527	157,166,378
1件当り金額	526,328	548,591	578,047	625,662	684,156
国庫補助金件数	530	188	60	20	—
金額	7,208	2,304	1,022	368	—

(注) 国庫補助金は平成3年度まで。

資料：中小企業退職金共済事業団調



## 第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第341表 医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4年 (1992)
総 数	191,346	201,658	211,797	219,704
医療施設の従事者	183,129	193,682	203,797	211,498
病院の開設者	3,670	3,565	2,936	2,588
診療所の開設者	61,910	61,582	58,213	54,143
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	72,678	81,071	87,887	94,194
診療所の勤務者	10,086	11,075	16,819	21,510
医育機関附属の病院の勤務者	34,785	36,389	37,942	39,063
老人保健施設の従事者	・	22	204	349
老人保健施設の開設者	・	—	—	—
老人保健施設の勤務者	・	22	204	349
医療施設・老人保健施設以外の従事者	6,402	6,254	6,196	6,219
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	4,190	4,111	3,991	3,904
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,212	2,143	2,205	2,315
そ の 他	1,815	1,700	1,600	1,638

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。  
2 老人保健施設の開設者・勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第342表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4年 (1992)
総 数	66,797	70,572	74,028	77,416
医療施設の従事者	64,904	68,692	72,087	75,628
病院の開設者	4	2	2	3
診療所の開設者	42,997	45,367	46,121	46,780
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	1,736	1,860	1,951	2,044
診療所の勤務者	13,906	14,778	17,147	19,311
医育機関附属の病院の勤務者	6,261	6,685	6,866	7,490
老人保健施設の勤務者	—	—	—	1
医療施設・老人保健施設以外の従事者	701	807	954	714
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	551	653	782	549
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	150	154	172	165
そ の 他	1,190	1,073	987	1,073

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。  
2 老人保健施設の勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第343表 歯科衛生士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)
総 数	29,178	32,666	36,986	40,932	44,219
保健所	399	417	503	602	686
市町村	—	—	—	—	462
病院	2,270	2,415	2,637	2,764	3,002
診療所	25,568	28,889	32,775	36,258	38,966
老人保健施設	—	—	—	—	4
事業所	—	—	—	—	252
学 校	485	465	541	535	592
そ の 他	456	480	530	773	255

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第344表 歯科技工士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)
総 数	29,339	31,139	32,518	32,433	32,629
技工所	11,526	13,652	14,828	14,862	16,987
病院・診療所	17,111	16,700	16,953	16,085	14,907
そ の 他	702	787	737	1,486	735

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第345表 薬剤師数(業務別)

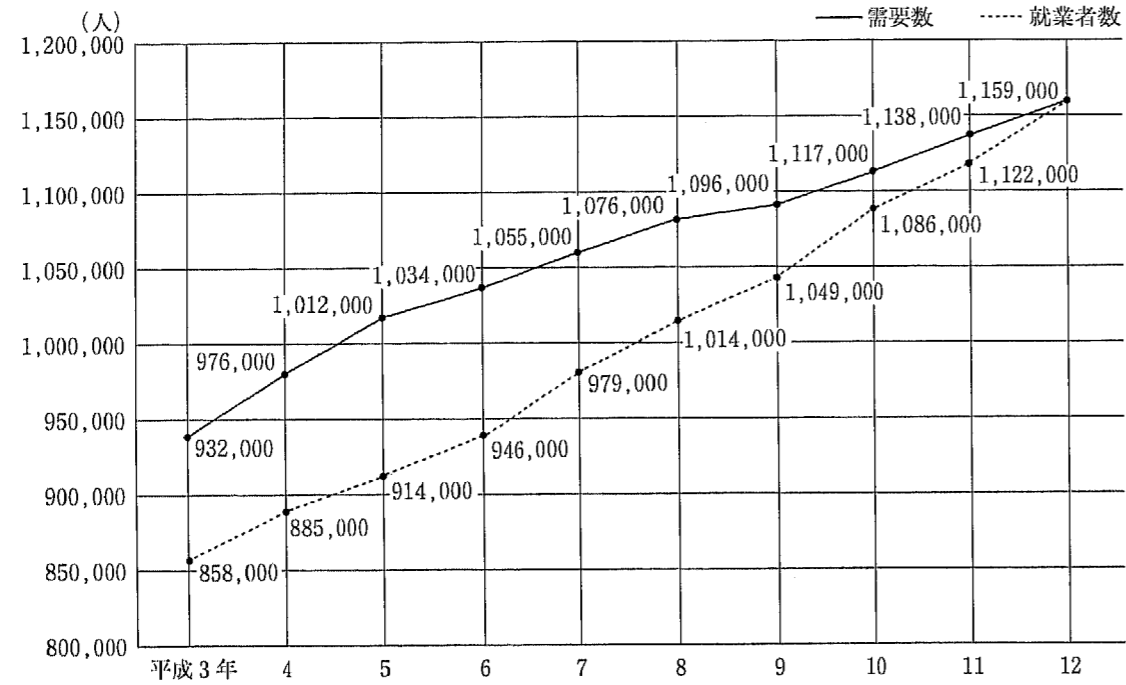
年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)
総 数	129,700	135,990	143,429	150,627	162,021
薬局の開設者	16,462	17,379	17,046	17,461	16,923
薬局の勤務者	25,711	26,370	28,917	31,350	35,303
病院又は診療所の勤務者	32,503	34,799	38,339	41,214	43,416
大学において教育又は研究に従事する者	2,976	3,082	3,111	2,969	3,146
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	4,881	5,007	4,879	4,931	5,168
医薬品営業(製造・輸入・販売)従事者	25,149	26,793	28,931	31,358	36,248
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	242	240	192	179	180
その他の化学工業従事者	882	1,010	965	1,142	1,246
そ の 他	20,894	21,310	21,049	20,023	20,391

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第346表 看護職員需給見通し



年次	需要数 A	年当初就業者数 B	新卒就業者数 C	再就業者数 D	退職等による減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第347表 保健婦数 (就業場所別)

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)
総 数	20,858	22,050	23,559	25,303	26,909
保健婦学校・養成所	215	227	293	258	310
保健所 { 市内勤務	7,745	8,061	8,142	8,440	8,536
{ 市町村駐在	405	325	318	309	299
市 町 村 院 所	9,486	10,273	11,033	11,673	12,563
病 診 療 院 所	1,320	1,439	1,842	1,331	1,512
老 人 保 健 施 設	.	.	.	24	35
事 業 所	1,112	1,080	1,154	1,254	1,377
そ の 他	575	645	777	943	1,234

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、衛生統計課調

第348表 助産婦数 (就業場所別)

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)
総 数	24,649	24,056	23,320	22,918	22,690
助産婦学校・養成所	251	307	283	305	380
保 健 所	169	203	220	258	292
病 院	13,308	13,998	14,512	14,933	15,643
診 療 所	2,993	2,678	2,491	2,514	2,256
助 産 所	7,244	6,182	5,100	4,194	3,452
{ 開設者	2,118	1,944	1,757	1,518	1,290
{ 従事者	635	497	323	233	190
{ 出張のみによる者	4,491	3,741	3,020	2,443	1,972
そ の 他	684	688	714	714	667

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、衛生統計課調

第349表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数 (就業場所・資格別)

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)
総 数	590,177	639,936	694,999	745,301	795,810
就業場所別 { 看護婦学校・養成所	6,093	6,308	6,359	6,665	7,192
{ 保健所	721	886	1,051	1,228	1,331
{ 病院	459,177	503,781	549,727	581,249	616,360
{ 診療所	115,077	119,887	126,400	138,549	147,310
{ 老人保健施設	.	.	346	2,559	4,547
学校	630	520	615	747	847
別 { 派遣看護婦	304	150	167	281	272
{ その他	8,175	8,404	10,334	14,023	17,951
資格別 { 看護婦	303,734	333,040	365,298	395,496	430,499
{ 准看護婦	270,499	288,411	308,474	325,907	338,771
{ 看護士	4,681	6,218	7,845	9,268	10,810
{ 准看護士	11,263	12,267	13,382	14,630	15,730

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、衛生統計課調

第350表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

Table with 6 columns: 区分, 昭和59年(1984), 61(1986), 63(1988), 平成2年(1990), 4(1992). Rows include あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師.

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第351表 理学療法士及び作業療法士数(就業者数)

年末現在

Table with 6 columns: 区分, 昭和63年(1988), 平成元年(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992). Rows include 理学療法士, 作業療法士.

資料：厚生省健康政策局医事課調

第352表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

Table with 7 columns: 社会福祉士, 介護福祉士 (法第39条1号, 2号, 3号, 4号, 合計), 平成元年(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993).

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者... 資料：社会福祉振興・試験センター調

第353表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

Large table with 6 columns: 業務の種類, 昭和53年(1978), 56(1981), 59(1984), 62(1987), 平成2年(1990). Rows include 総数, 医師, 常勤, 非常勤, 歯科医師, etc.

(注) 1 昭和56年までは12月31日現在、昭和59年以降は10月1日現在である。2 非常勤職員を含む。3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算(常勤換算)して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

資料 厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

### 第14節 財 政

第354表 一般関係歳出予算額の推移 (当初予算)

(単位 億円)

事 項	昭和 60年度 (1985)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
一般会計予算	524,996 (3.7)	540,886 (3.0)	541,010 (0.0)	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)	730,817 (1.0)
1.国債費	102,242 (11.7)	113,195 (10.7)	113,335 (0.1)	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)	143,602 (△7.0)
2.地方交付税 交付金	96,901 (9.0)	101,849 (5.1)	101,841 (△0.0)	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)	127,578 (△18.3)
3.一般歳出	325,854 (△0.0)	325,842 (△0.0)	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.4)
4.産業投資特別 会計へ繰入	—	—	—	13,000	13,000	13,000	13,000	2,166	1,866	1,725
社会保障関係費	95,736 (2.7) 〔18.2〕 <29.4>	98,346 (2.7) 〔18.2〕 <30.2>	100,896 (2.6) 〔18.7〕 <31.0>	103,845 (2.9) 〔18.3〕 <31.5>	108,947 (4.9) 〔18.0〕 <32.0>	116,148 (6.6) 〔17.5〕 <32.8>	122,128 (5.1) 〔17.4〕 <33.0>	127,378 (4.3) 〔17.6〕 <32.9>	131,457 (3.2) 〔18.2〕 <32.9>	134,816 (2.6) 〔18.4〕 <33.0>
厚生省予算	95,028 (2.7) 〔18.1〕 <29.2>	97,721 (2.8) 〔18.1〕 <30.0>	100,265 (2.6) 〔18.5〕 <30.8>	103,211 (2.9) 〔18.2〕 <31.3>	108,372 (5.0) 〔17.9〕 <31.8>	115,652 (6.7) 〔17.5〕 <32.7>	121,819 (5.3) 〔17.3〕 <32.9>	127,670 (4.8) 〔17.7〕 <33.0>	131,752 (3.2) 〔18.2〕 <33.0>	136,109 (3.3) 〔18.6〕 <33.3>
防衛関係費	31,371 (6.9) 〔6.0〕 <9.6>	33,435 (6.6) 〔6.2〕 <10.3>	35,174 (5.2) 〔6.5〕 <10.8>	37,003 (5.2) 〔6.5〕 <11.2>	39,198 (5.9) 〔6.5〕 <11.5>	41,593 (6.1) 〔6.3〕 <11.8>	43,860 (5.5) 〔6.2〕 <11.8>	45,518 (3.8) 〔6.3〕 <11.8>	46,406 (2.0) 〔6.4〕 <11.6>	46,835 (0.9) 〔6.4〕 <11.5>

(注) 1 ( )内は、対前年度伸び率(%)である。

2 [ ]内は、一般会計に占める割合である。

3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第355表 一般会計歳入・歳出 (目的別)

(単位 百万円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
歳 入	71,703,468	72,990,559	71,465,997	77,437,498	73,081,669
租税及び印紙収入	60,105,865	59,820,384	54,445,324	55,680,000	53,665,000
租 税	58,211,829	58,071,587	52,874,732	54,145,000	52,040,000
印 紙 収 入	1,894,037	1,748,797	1,570,592	1,535,000	1,625,000
専売納付金	11,084	11,997	13,243	10,956	12,671
官業益金及び官業収入	22,420	23,684	22,554	20,701	17,333
政府資産整理収入	162,033	134,141	123,466	107,604	98,629
雑 収 入	2,701,139	3,835,561	3,337,567	5,437,025	5,641,160
公 債 金	7,312,043	6,729,999	9,536,000	16,174,000	13,643,000
前年度剰余金受入	1,388,884	2,434,792	2,443,374	3,963	3,877
決算調整資金受入	—	—	1,544,769	—	—
歳 出	69,268,676	70,547,185	70,497,432	77,437,498	73,081,669
国家機関費	4,691,676	3,342,045	3,495,412	3,824,421	3,679,579
地方財政費	15,958,861	15,825,816	14,230,392	13,976,299	12,783,375
防衛関係費	4,276,945	4,464,775	4,612,660	4,642,030	4,707,686
国土保全及び開発費	5,899,030	6,297,236	8,257,903	13,212,526	9,602,444
産業経済費	4,089,606	4,118,833	3,180,269	3,641,636	3,028,751
教育文化費	5,411,923	5,589,187	5,827,125	6,397,812	5,947,872
社会保障関係費	12,725,584	13,482,153	14,383,223	15,521,402	15,238,005
社会保険費	7,400,494	7,857,071	8,130,620	8,418,278	8,524,813
生活保護費	1,016,301	1,010,942	1,017,634	1,043,224	1,052,382
社会福祉費	2,511,828	2,696,407	2,958,072	3,130,404	3,283,143
住宅対策費	920,983	981,981	1,166,200	1,570,254	1,210,098
失業対策費	47,011	46,149	44,138	45,400	44,399
保健衛生費	753,572	805,410	964,948	1,218,268	1,048,002
そ の 他	75,395	84,192	101,611	95,573	75,168
恩 給 費	1,831,457	1,815,214	1,807,214	1,775,958	1,761,677
文官恩給費	107,392	104,385	101,771	100,005	93,160
旧軍人遺族等恩給費	1,572,563	1,567,295	1,570,119	1,543,792	1,540,178
そ の 他	151,501	143,534	135,324	132,161	128,338
国 債 費	14,314,215	15,536,573	14,628,395	14,212,487	14,360,242
子 備 費	—	—	—	150,000	350,000
そ の 他	69,380	75,853	74,838	82,925	1,622,038

(注) 平成5年度は補正後予算額、平成6年度は当初予算額、他は決算額。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は大蔵省主計局調

第356表 地方財政(普通会計) 歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
歳 入 合 計	71,627,288	78,663,383	85,036,661	90,503,077	96,194,581
地 方 税	30,116,924	31,795,097	33,450,373	35,072,745	34,568,312
地 方 譲 与 税	526,404	1,482,245	1,662,693	1,719,344	1,877,801
利 子 割 交 付 金	167,806	351,980	684,196	644,661	399,605
ゴルフ場利用税交付金	50,308	57,266	62,648	67,752	72,206
特別地方消費税交付金	.	.	.	11,620	23,022
自動車取得税交付金	356,660	400,243	434,351	430,511	396,900
軽油引取税交付金	68,079	80,352	79,003	80,021	87,784
地方交付税	11,210,407	13,455,216	14,327,988	14,888,675	15,679,199
交通安全対策特別交付金	78,266	68,391	75,760	90,910	85,566
分担金及び負担金	991,519	1,071,335	1,079,476	1,159,370	1,284,324
使 用 料	1,374,119	1,465,312	1,540,963	1,585,095	1,661,341
手 数 料	362,370	380,137	399,332	425,905	440,624
国庫支出金	9,911,601	10,283,307	10,629,210	11,165,580	12,859,152
義務教育費負担金	2,551,959	2,564,480	2,796,217	2,910,610	2,891,997
生活保護費負担金	1,001,705	1,046,344	1,008,704	1,002,712	1,009,635
児童保護費負担金	342,040	363,862	400,295	433,942	456,731
結核医療費負担金	29,055	29,261	29,782	28,152	28,324
精神衛生費負担金	46,381	43,387	40,308	35,821	35,731
老人保護費負担金	206,994	226,051	247,582	273,931	302,288
普通建設事業費支出金	3,482,617	3,531,506	3,547,065	3,763,852	5,356,901
災害復旧事業費支出金	362,684	397,086	452,821	525,873	355,302
失業対策事業費支出金	43,693	39,801	33,554	31,252	27,776
委 託 金	194,963	263,035	245,776	219,867	262,242
財 政 補 給 金	14,410	12,685	12,643	11,504	11,620
そ の 他	1,635,101	1,765,808	1,814,463	1,928,066	2,120,605
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	25,150	26,150	26,150	26,150	27,150
都 道 府 県 支 出 金	1,636,876	1,754,294	1,867,921	1,967,876	2,145,546
財 産 収 入	1,120,035	1,353,586	1,900,832	2,076,111	1,710,320
寄 附 金	191,889	192,999	192,099	186,713	191,613
繰 入 金	903,246	1,212,568	1,880,423	2,537,480	3,158,357
繰 越 金	1,348,860	1,521,455	1,730,440	1,827,208	1,801,594
諸 収 入	4,799,362	5,278,167	5,929,040	6,439,842	6,750,505
地 方 債	5,752,797	5,762,416	6,416,210	7,424,132	10,298,884
特別区財政調整交付金・納付金	634,613	671,869	667,553	675,378	674,776

(単位 百万円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
歳 出 合 計	70,019,461	76,825,652	83,099,863	88,599,647	94,330,466
議 会 費	446,803	466,949	509,045	544,320	570,989
総 務 費	7,448,446	9,841,003	11,107,703	11,244,325	10,750,813
民 生 費	7,668,711	8,202,709	8,796,828	9,627,653	10,586,450
社 会 福 祉 費	1,940,711	2,126,556	2,311,695	2,590,805	2,956,267
老 人 福 祉 費	1,802,221	1,995,702	2,265,519	2,581,557	2,914,395
児 童 福 祉 費	2,349,589	2,514,664	2,696,694	2,911,379	3,172,551
生 活 保 護 費	1,570,484	1,559,380	1,510,716	1,510,756	1,535,052
災 害 救 助 費	5,705	6,407	12,204	33,156	8,184
衛 生 費	3,907,820	4,205,487	4,709,812	5,233,309	5,750,422
公 衆 衛 生 費	2,054,949	2,220,094	2,552,330	2,782,819	3,022,128
結 核 対 策 費	65,048	62,812	61,391	60,835	61,901
保 健 所 費	234,801	242,086	264,667	288,347	305,432
清 掃 費	1,553,022	1,680,495	1,831,425	2,101,308	2,360,961
労 働 費	447,515	468,539	470,149	485,758	547,748
失 業 対 策 費	130,437	1,117,759	99,850	93,149	79,162
そ の 他	317,078	350,780	370,299	392,609	468,585
農 林 水 産 業 費	5,303,639	5,523,416	5,684,183	5,920,164	6,605,469
商 工 費	2,786,827	3,099,653	3,480,112	3,967,142	4,494,027
土 木 費	15,082,579	16,713,431	17,816,835	19,446,844	22,038,715
消 防 費	1,200,586	1,304,411	1,425,727	1,542,587	1,633,257
警 察 費	2,306,710	2,435,868	2,625,675	2,779,852	2,970,511
教 育 費	14,597,017	15,374,780	16,679,746	17,575,270	18,494,855
災 害 復 旧 費	626,031	680,322	806,340	935,360	598,991
公 債 費	6,360,965	6,492,666	6,658,371	6,977,241	7,201,499
諸 支 出 金	536,837	440,370	392,879	405,513	426,770
前年度繰上充用金	21,506	14,341	8,705	4,365	5,659
特別区財政調整交付金・納付金	634,613	671,869	667,553	675,378	674,776
利 子 割 交 付 金	167,806	351,980	684,196	644,661	399,605
ゴルフ場利用税交付金	50,308	57,266	62,648	67,752	72,206
特別地方消費税交付金	.	.	.	11,620	23,022
自動車取得税交付金	356,660	400,243	434,351	430,511	396,900
軽油引取税交付金	68,079	80,352	79,003	80,021	87,784

(注) 「ゴルフ場利用交付金」欄の昭和63年度までの数値は、娯楽施設利用税交付金である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第357表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成4年度(1992年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	855,704	28.8	2,100,564	27.6	2,792,199	28.1
老人福祉費	1,019,982	34.4	1,894,413	24.9	2,672,799	26.9
児童福祉費	809,755	27.3	2,362,796	31.0	2,956,124	29.8
生活保護費	275,769	9.3	1,259,283	16.5	1,506,146	15.2
災害救助費	6,047	0.2	2,138	0.0	8,053	0.1
合計	2,967,256	100.0	7,619,193	100.0	9,935,321	100.0

平成3年度(1991年度) 純計額	比較		
	増減額	増減率	前年度増減率
2,438,529	353,670	39.1	14.5
2,369,215	303,584	33.6	12.8
2,711,620	244,504	27.1	9.0
1,483,364	22,782	2.5	1.5
28,739	△ 20,686	△ 2.3	△ 72.0
9,031,467	903,854	100.0	10.0

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成4年度(1992年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	282,164	9.5	1,634,764	21.5	1,916,929	19.3
物件費	107,219	3.6	495,838	6.5	603,057	6.1
扶助費	1,090,211	36.7	3,211,810	42.2	4,302,020	43.3
補助費等	1,074,503	36.2	341,307	4.5	810,994	8.2
普通建設事業費	276,310	9.3	665,142	8.7	897,252	9.0
補助事業費	134,733	4.5	104,326	1.4	211,042	2.1
単独事業費	141,577	4.8	560,655	7.4	686,210	6.9
県営事業負担金	—	—	161	0.0	—	—
貸付金	51,824	1.7	43,016	0.6	92,727	0.9
繰出金	52	0.0	954,774	12.5	954,826	9.6
その他	84,973	3.0	272,542	3.5	357,516	3.6
合計	2,967,256	100.0	7,619,193	100.0	9,935,321	100.0

平成3年度(1991年度) 純計額	比較		
	増減額	増減率	前年度増減率
1,810,683	106,246	11.8	5.9
529,987	73,070	8.1	13.8
3,997,031	304,989	33.7	7.6
738,337	72,657	8.0	9.8
780,312	116,940	12.9	15.0
184,676	26,366	2.9	14.3
595,636	90,574	10.0	15.2
—	—	—	—
98,010	△ 5,283	△ 0.6	△ 5.4
772,674	182,152	20.2	23.6
304,433	53,083	5.9	17.4
9,031,467	903,854	100.0	10.0

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成4年度(1992年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	702,509	23.7	1,900,988	24.9	2,603,497	26.2
都道府県支出金	—	—	589,103	7.7	—	—
使用料、手数料	39,357	1.3	212,515	2.8	251,872	2.5
分担金、負担金、寄附金	85,895	2.9	272,354	3.6	320,672	3.2
地方債	40,961	1.4	220,439	2.9	256,066	2.6
その他特定財源	144,114	4.8	213,094	2.8	355,124	3.6
一般財源等	1,954,420	65.9	4,210,700	55.3	6,148,090	61.9
合計	2,967,256	100.0	7,619,193	100.0	9,935,321	100.0

平成3年度(1991年度) 純計額	比較		
	増減額	増減率	前年度増減率
2,422,569	180,928	20.0	7.5
—	—	—	—
235,475	16,397	1.8	7.0
293,442	27,230	3.0	9.3
193,008	63,058	7.0	32.7
333,739	21,385	2.4	6.4
5,553,234	594,856	65.8	10.7
9,031,467	903,854	100.0	10.0

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成4年度(1992年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,313,568	73.2	1,708,560	43.2	2,908,046	51.8
結核対策費	28,721	1.6	33,179	0.8	61,699	1.1
保健所費	185,301	10.3	120,131	3.0	304,690	5.4
清掃費	267,591	14.9	2,093,369	52.9	2,339,821	41.7
合 計	1,795,182	100.0	3,955,240	100.0	5,614,255	100.0

平成3年度(1991年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
2,677,676	52.4	230,370	45.8	8.6	8.9
60,674	1.2	1,025	0.2	1.7	△ 0.9
287,707	5.6	16,983	3.4	5.9	8.9
2,085,038	40.8	254,783	50.6	12.2	14.9
5,111,095	100.0	503,160	100.0	9.8	11.1

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成4年度(1992年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	430,916	24.0	987,955	25.0	1,418,871	25.3
物件費	200,447	11.2	913,203	23.1	1,113,650	19.8
扶助費	193,908	10.8	143,258	3.6	337,166	6.0
補助費等	427,464	23.8	471,034	11.9	806,231	14.4
普通建設事業費	232,779	13.0	1,033,433	26.1	1,229,934	21.9
補助事業費	32,600	1.8	343,599	8.7	371,882	6.6
単独事業費	200,178	11.2	689,659	17.4	858,051	15.3
県営事業負担金	—	—	174	0.0	—	—
繰出金	26,467	1.5	98,469	2.5	124,936	2.2
その他	283,201	15.7	307,888	7.8	583,467	10.4
合 計	1,795,182	100.0	3,955,240	100.0	5,614,255	100.0

平成3年度(1991年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
1,356,911	26.5	61,960	12.3	4.6	5.5
1,021,592	20.0	92,058	18.3	9.0	9.7
326,797	6.4	10,369	2.1	3.2	1.0
737,206	14.4	69,025	13.7	9.4	12.4
1,007,823	19.7	222,111	44.1	22.0	29.8
283,402	5.5	88,480	17.6	31.2	15.7
724,422	14.2	133,629	26.6	18.4	36.3
—	—	—	—	—	—
118,224	2.3	6,712	1.3	5.7	12.7
542,542	10.7	40,925	8.2	7.5	4.1
5,111,095	100.0	503,160	100.0	9.8	11.1

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成4年度(1992年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	204,014	11.4	239,209	6.0	443,223	7.9
都道府県支出金	—	—	103,067	2.6	—	—
使用料、手数料	72,172	4.0	171,988	4.3	244,160	4.3
分担金、負担金、寄附金	6,705	0.4	70,040	1.8	59,091	1.1
地方債	129,765	7.2	533,480	13.5	647,879	11.5
その他特定財源	194,401	10.8	188,814	4.8	378,317	6.8
一般財源等	1,188,125	66.2	2,648,642	67.0	3,841,585	68.4
合 計	1,795,182	100.0	3,955,240	100.0	5,614,255	100.0

平成3年度(1991年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
369,333	7.2	73,890	14.7	20.0	6.3
—	—	—	—	—	—
229,745	4.5	14,415	2.9	6.3	4.8
57,495	1.1	1,596	0.3	2.8	2.7
476,451	9.3	171,428	34.1	36.0	40.6
345,784	6.8	32,533	6.4	9.4	21.4
3,632,287	71.1	209,298	41.6	5.8	8.3
5,111,095	100.0	503,160	100.0	9.8	11.1

資料：自治省「地方財政の状況」

第358表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区分	昭和59年度 (’84)まで	60年度 (’85)	61~63年度 (’86~’88)(暫定)	平成元年度 (’89)(恒久化)
生活保護費等 生活保護 結核・精神 児童扶養手当	8/10 8/10 10/10	7/10 7/10 8/10	7/10 7/10 7/10	3/4 3/4 3/4
措置費等 特養、保育所、身体障害 者、精神薄弱者施設への 入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

在宅福祉サービス ショートステイ デイサービス ホームヘルプサービス				
	1/3	1/3	1/2 1/2 1/3	1/2

第359表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
国内総支出(A)	3,768,886	4,023,113	4,325,885	4,558,615	4,654,312	
歳出総額	国(B)	644,937	741,907	756,274	771,407	
	地方(C)	664,016	727,290	784,732	838,065	895,597
国から地方に対する支出(D)	225,976	262,015	275,996	288,021	306,223	
地方から国に対する支出(E)	10,036	10,715	11,319	10,729	12,743	
歳出純計額	国(B)-(D)(F)	418,961	446,493	465,911	468,253	465,184
	地方(C)-(E)(G)	653,980	716,575	773,413	827,336	882,854
	合計(F)+(G)(H)	1,072,941	1,163,068	1,239,324	1,295,589	1,348,038
国内総支出に 対する比率	(F)/(A)×100	11.1	11.1	10.8	10.3	10.1
	(G)/(A)×100	17.4	17.8	17.9	18.1	19.0
	(H)/(A)×100	28.5	28.9	28.6	28.4	29.0

- (注) 1 国内総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(昭和60年基準)によっており名目値である。  
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国営林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第360表 国民年金保険料免除ライン・非免除ラインと課税最低限・生活扶助基準との比較

平成4年度(単位 千円)

級地区分	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
所得税課税最低限	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484
非免除ライン (収入ベース)	2,085	2,021 (2,029)	1,950	1,887 (1,926)	1,815	1,744 (1,775)
免除ライン (収入ベース)	1,887	(1,823)	1,767	(1,704)	1,648 (1,728)	(1,600) (1,606)
市町村民税課税最低限	1,807	1,807	1,650	1,650	1,530	1,530
生活扶助基準	1,800	1,719	1,638	1,557	1,476	1,395

- (注) 1 標準3人世帯(夫33歳、妻29歳、子4歳)を想定した。  
 2 カッコ内は、経過的に当分の間、免除ライン・非免除ラインを引き上げた場合の額である。

資料：厚生省年金局

第361表 国税及び地方税

(単位 億円)

区分	平成2年度(’90)	3(’91)	4(’92)	5(’93)	6(’94)
国税及び地方税合計	962,302	982,838	919,647	866,672	866,510
国	627,798	632,110	579,964	566,672	566,510
直	462,971	463,073	405,520	412,790	385,950
所得税	259,955	267,493	232,314	241,350	215,130
源泉分	187,787	195,710	184,728	188,330	167,550
申告分	72,168	71,783	47,586	53,020	47,580
法人特別税	183,836	165,951	137,136	135,070	138,130
相続税	—	—	3,184	3,150	150
地価税	19,180	25,830	27,462	26,990	27,500
旧	—	—	5,201	6,230	5,040
旧	0	0	—	—	—
法人臨時特別税(特)	—	3,799	223	—	—
間接税等	164,827	169,037	168,444	173,882	180,560
地方税	334,504	350,727	345,689	345,552	325,809
道府県税	156,463	161,835	148,330	148,735	137,337
市町村税	178,041	188,892	197,353	196,817	188,472

- (注) 国税は、平成4年度以前は決算額、平成5年度は補正後予算額、平成6年度は当初予算額であり、地方税は、平成4年度以前は決算額、平成5年度及び平成6年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第362表 長寿社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

	雇用・所得保障	健康・福祉	学習・社会参加	住宅・生活環境	研究開発の推進	計	対前年度伸び率
昭和61年度	31,163	19,095	332	1,027	21	51,639	
62	31,056	20,819	324	1,020	26	53,245	(3.1%)
63	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027	(3.3%)
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005	(5.4%)
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169	(8.9%)
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677	(7.1%)
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828	(7.6%)
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271	(7.5%)
6	45,572	32,543	712	2,113	74	81,015	(3.5%)

- (注) 各年度における「長寿社会対策関係予算等調」による。

資料：総務庁長官官房老人対策室「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」



第363表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総額	40,659	46,753	51,880	56,820	64,250
年金福祉事業団	34,662	40,112	43,828	47,964	52,374
大規模年金保養基地	27	28	32	33	60
福祉施設設置整備資金貸付	287	362	367	486	584
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	107	146	138	218	291
(2)療養施設	102	127	132	158	159
(3)厚生福祉施設	78	89	97	110	134
被保険者住宅資金貸付	9,528	10,322	11,009	11,565	13,820
年金担保貸付	1,020	900	920	930	1,060
資金確保事業	8,500	10,500	11,000	11,050	12,600
年金財源強化事業	15,300	18,000	20,500	23,900	24,250
特別地方債	4,798	5,300	6,030	6,715	9,500
住宅	80	73	73	68	70
病院	1,677	2,090	2,480	3,062	4,400
厚生福祉施設等	1,256	1,290	1,396	1,580	2,000
(1)社会福祉施設等	931	957	1,036	1,204	1,631
(2)リクリエーション・スポーツ施設	325	333	360	376	419
一般廃棄物処理	1,367	1,397	1,559	1,305	2,100
簡易水道	415	450	522	700	880
地域改善対策	3	—	—	—	—
下水					
上水					
社会福祉・医療事業団	710	877	1,484	1,555	1,641
一般勘定	403	487	761	868	899
医療勘定	307	390	723	687	742
国立病院特別会計	440	410	470	508	648
公害防止事業団	49	54	68	78	87

(注) 1 当初計画である。  
 2 年金福祉事業団資金確保事業については、当初計画に昭和61年度末2,000億円、昭和62年度末1,000億円、昭和63年度末2,000億円が追加され、表中の計数となっている。

資料：厚生省年金局調

第364表 市町村税納税義務者数

平成4年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税(人)					固 定 資 産 税 (人)
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法人でない 団体			
合計	3,237	43,415,850	3,130,955	4,384	49,171,838	3,039,947	37,556,995
人口50万以上の市	21	12,063,039	1,270,396	2,251	13,502,164	1,219,000	8,497,273
人口5万以上50万未満の市	414	19,966,583	1,262,731	1,472	22,807,486	1,253,156	16,422,272
人口5万未満の市	228	2,590,145	155,617	308	2,948,647	152,430	2,706,338
町 村	2,574	8,796,083	442,211	353	9,913,541	415,361	9,931,112

資料：自治省税務局調

## 第15節 国際統計及び比較

### 1 人 口

第365表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)							年 平 均 人 口 増 加 率 (%)		
	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2025年	1950～ 55年	1990～ 95年	2020～ 25年
世界全域	2,516,190	3,018,924	3,697,007	4,446,859	5,295,300	6,228,254	8,472,446	1.79	1.68	1.02
先進地域 <sup>1)</sup>	832,425	944,828	1,048,906	1,136,483	1,211,138	1,277,963	1,403,275	1.28	0.54	0.23
発展途上地域 <sup>2)</sup>	1,683,765	2,074,146	2,648,100	3,310,376	4,084,162	4,950,291	7,069,171	2.04	2.01	1.18
アフリカ	222,482	280,173	363,383	479,369	642,580	856,154	1,582,539	2.22	2.93	2.15
東部アフリカ	65,617	83,345	109,547	145,242	194,775	263,997	516,007	2.30	3.12	2.39
中部アフリカ	26,316	31,833	40,101	52,233	70,529	95,685	190,003	1.80	3.12	2.51
北部アフリカ	51,798	65,115	83,158	107,235	140,482	178,897	280,371	2.26	2.47	1.45
南部アフリカ	15,581	19,707	25,376	33,401	43,135	54,743	85,337	2.29	2.43	1.37
西部アフリカ	63,151	80,173	105,202	141,258	193,659	262,833	510,821	2.27	3.11	2.30
アメリカ	331,251	415,318	509,722	610,862	717,803	828,843	1,062,068	2.26	1.51	0.76
ラテンアメリカ	165,176	216,655	283,242	358,925	441,066	522,962	701,557	2.70	1.79	0.90
カリブ海	17,045	20,438	24,870	29,127	33,640	38,364	50,375	1.77	1.36	0.96
中央アメリカ	36,537	48,975	67,235	89,339	113,311	140,137	199,236	2.79	2.24	1.08
南アメリカ	111,594	147,242	191,138	240,459	294,115	344,461	451,947	2.81	1.67	0.81
北アメリカ	166,075	198,663	226,480	251,937	276,737	305,881	360,511	1.80	1.06	0.49
アジア	1,377,262	1,668,333	2,101,851	2,583,901	3,117,842	3,691,579	4,900,256	1.89	1.78	0.88
東部アジア	671,391	791,583	986,990	1,176,349	1,350,517	1,520,192	1,762,179	1.75	1.31	0.41
南東部アジア	182,035	224,603	286,708	360,548	444,062	531,004	715,600	1.92	1.88	0.94
南部アジア	481,404	596,292	754,483	948,769	1,191,362	1,468,953	2,135,831	1.99	2.15	1.15
西部アジア	42,432	55,856	73,670	98,234	131,901	171,431	286,646	2.70	2.69	1.75
ヨーロッパ	398,140	431,176	466,805	491,835	509,041	523,749	541,784	0.79	0.27	-0.00
東部ヨーロッパ	70,113	79,473	85,939	92,659	96,592	99,249	107,174	1.40	0.18	0.18
北部ヨーロッパ	78,094	81,770	87,344	89,940	92,360	94,663	97,760	0.39	0.23	0.03
南部ヨーロッパ	109,014	118,180	128,316	138,772	144,129	146,718	148,156	0.84	0.16	-0.13
西部ヨーロッパ	140,919	151,753	165,207	170,464	175,960	183,119	188,693	0.66	0.43	-0.01
ヨーロッパ共同体 <sup>3)</sup>	278,194	296,899	320,461	334,783	344,147	353,467	358,723	0.60	0.28	-0.08
オセアニア	12,616	15,768	19,326	22,796	26,680	30,987	41,342	2.26	1.51	0.91
旧ソビエト連邦	174,459	208,206	235,919	258,096	281,344	296,962	344,457	1.74	0.51	0.47

UN, World Population Prospects: 1992 による。

1) ヨーロッパ、北部アメリカ(合衆国とカナダ)、旧ソビエト連邦、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

2) 先進地域以外の地域。

3) 1992年1月現在ヨーロッパ共同体を構成する12カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル)の合計。

注：年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0}-1) \times 100$ によって算出。ただし、 $P_0$ 、 $P_1$ はそれぞれ期首、期末人口、 $n$ は期間。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1994」

第366表 平均寿命の国際比較

国名	年 1926~1930	1947	1955	1965	1975	1985	直近の 実績
<b>男</b>							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1993) 76.25
アメリカ	(1929~31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1991) 72.2
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1989~91) 73.2
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1988~90) 72.55
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1990) 72.75
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1992) 73.2
<b>女</b>							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1993) 82.51
アメリカ	(1929~31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1991) 79.1
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1989~91) 78.7
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1988~90) 78.98
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1990) 80.94
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1992) 80.79

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, "Demographic Yearbook 1991" 等  
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。  
 3 年次( )内は作成基礎期間  
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第367表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要先進国の65歳以上人口割合 (1850~2025年)

(%)

年次	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ <sup>1)</sup>
1850年	...	...	...	...	5.49 <sup>15)</sup>	...	5.45	6.47 <sup>23)</sup>	...
1860	...	...	...	...	4.96 <sup>16)</sup>	...	5.20	6.89 <sup>24)</sup>	...
1870	...	...	...	3.92 <sup>12)</sup>	5.88 <sup>17)</sup>	...	5.81	7.41 <sup>25)</sup>	...
1880	5.72 <sup>2)</sup>	...	...	4.39	6.10	...	6.08	8.11 <sup>26)</sup>	4.72
1890	5.49 <sup>3)</sup>	...	...	4.87	5.98	5.62 <sup>18)</sup>	6.97	8.28 <sup>27)</sup>	5.10
1900	5.49 <sup>4)</sup>	5.07 <sup>7)</sup>	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66 <sup>7)</sup>	8.20 <sup>7)</sup>	4.88
1910	5.25 <sup>5)</sup>	4.66 <sup>8)</sup>	4.30	5.27	5.84	5.34 <sup>19)</sup>	6.62 <sup>8)</sup>	8.36 <sup>8)</sup>	5.04
1920	5.26	4.78 <sup>9)</sup>	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 <sup>9)</sup>	9.05 <sup>9)</sup>	5.77 <sup>28)</sup>
1930	4.75	5.56 <sup>10)</sup>	5.41	6.77 <sup>13)</sup>	6.91	5.21 <sup>20)</sup>	7.52 <sup>21)</sup>	9.35 <sup>10)</sup>	7.36 <sup>29)</sup>
1940	4.80 <sup>6)</sup>	6.67 <sup>11)</sup>	6.85	8.81 <sup>14)</sup>	...	...	8.38 <sup>22)</sup>	11.42	8.86 <sup>30)</sup>
1950	4.94	7.67	8.14	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1955	5.32	7.75	8.75	11.26	11.54	7.43	9.75	11.56	10.69
1960	5.73	7.50	9.23	12.05	11.96	7.51	10.59	11.64	11.52
1965	6.29	7.67	9.47	13.16	12.61	8.39	11.35	12.11	12.52
1970	7.07	7.86	9.81	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1975	7.92	8.54	10.51	14.87	13.90	10.91	13.40	13.47	14.84
1980	9.10	9.51	11.29	15.41	14.34	11.87	14.41	13.97	15.60
1985	10.30	10.43	11.92	14.29	13.95	11.32	14.90	12.95	14.56
1990	12.08	11.48	12.56	15.13	14.92	12.98	15.60	13.99	14.55
2000	17.03	12.35	12.35	15.51	16.44	15.56	15.20	15.64	15.45
2010	21.28	13.26	12.83	17.03	16.70	15.47	16.76	16.01	18.37
2020	25.51	16.66	16.35	18.77	19.67	17.24	20.51	19.54	19.11
2025	25.79	18.65	18.49	20.45	21.74	17.78	21.71	21.18	20.51

年次	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	...	...	4.75 <sup>38)</sup>	...	...	4.78	...	4.64 <sup>23)</sup>	...
1860	...	4.19 <sup>24)</sup>	4.89 <sup>39)</sup>	5.75 <sup>41)</sup>	4.67 <sup>44)</sup>	5.22	5.11	4.68 <sup>24)</sup>	...
1870	3.63	5.11 <sup>36)</sup>	5.52 <sup>12)</sup>	6.23 <sup>42)</sup>	...	5.43	5.54	4.79 <sup>36)</sup>	...
1880	3.53 <sup>32)</sup>	5.12 <sup>26)</sup>	5.45 <sup>32)</sup>	6.10 <sup>48)</sup>	4.73 <sup>45)</sup>	5.90	5.53	4.62 <sup>26)</sup>	...
1890	3.51 <sup>33)</sup>	...	6.01 <sup>33)</sup>	7.63 <sup>27)</sup>	6.00	7.68	5.81 <sup>3)</sup>	4.77 <sup>27)</sup>	...
1900	...	6.16 <sup>7)</sup>	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 <sup>7)</sup>	...
1910	4.13 <sup>34)</sup>	6.50 <sup>8)</sup>	6.12 <sup>40)</sup>	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 <sup>8)</sup>	4.29 <sup>8)</sup>
1920	5.66 <sup>9)</sup>	6.75 <sup>9)</sup>	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 <sup>9)</sup>	4.42 <sup>9)</sup>
1930	5.86 <sup>35)</sup>	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 <sup>10)</sup>	6.49 <sup>29)</sup>
1940	6.31	7.43 <sup>37)</sup>	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 <sup>11)</sup>	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1955	7.44	8.68	8.39	10.15	7.28	10.91	9.86	11.27	8.38
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1965	8.85	9.97	9.56	11.95	8.26	12.66	10.52	12.01	8.48
1970	11.15	10.89	10.16	12.87	9.19	13.66	11.35	12.94	8.34
1975	12.25	12.05	10.80	13.70	9.89	15.12	12.57	13.95	8.68
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.08	9.59
1985	13.30	12.74	12.06	15.72	12.12	17.87	14.56	15.12	10.13
1990	13.82	14.11	12.67	16.32	13.15	17.80	15.06	15.66	11.17
2000	17.44	17.02	13.36	15.07	15.14	16.67	15.51	15.40	11.54
2010	19.22	18.90	14.31	14.66	15.82	17.33	17.42	15.80	12.28
2020	20.97	20.95	18.05	17.91	17.39	20.21	20.24	18.19	15.25
2025	22.20	22.33	19.79	19.30	18.92	20.86	21.67	19.45	16.73

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1992* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による人口(中位推計値)。

1) 全ドイツ。2) 1884年。3) 1888年。4) 1898年。5) 1908年。6) 国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7) 1901年。8) 1911年。9) 1921年。10) 1931年。11) 1941年。12) 1869年。13) 1927年。14) 1939年。15) 1946年。16) 1856年。17) 1866年。18) 1893年。19) 1905年。20) 1934年。21) 1935年。22) 1945年。23) 1851年。24) 1861年。25) 1872年。26) 1881年。27) 1891年。28) 1925年。29) 1933年。30) 西ドイツ1946年。31) 1879年。32) 1889年。33) 1889年。34) 1907年。35) 1928年。36) 1871年。37) 1936年。38) 1849年。39) 1859年。40) 1909年。41) 1855年。42) 1865年。43) 1875年。44) 1864年。45) 1878年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

65歳以上人口割合	年次(年間)								
	日本	カナダ	アメリカ	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
7%	1970	1945	1945	1935	1935	1955	1925	1865	1930
10%	1985	1985	1975	1950	1945	1975	1960	1935	1955
14%	1995(25)	2015(70)	2015(70)	1970(35)	1980(45)	1995(40)	1980(55)	1995(130)	1975(45)
15%	2000	—	2020	1980	1995	2000	1990	2000	1980
20%	2010(25)	—	—	2025(75)	2025(80)	—	2020(60)	2025(90)	2025(70)
21%	2010	—	—	—	2025	—	2025	2025	—
23%	2015	—	—	—	—	—	—	—	—

65歳以上人口割合	年次(年間)								
	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
7%	1955	1930	1940	1890	1955	1890	1935	1930	1940
10%	1970	1970	1970	1955	1980	1950	1960	1950	1985
14%	1995(40)	1990(60)	2010(70)	1980(90)	1995(40)	1975(85)	1985(50)	1980(50)	2020(80)
15%	1995	1995	2015	1985	2000	1975	1990	1980	2020
20%	2015(45)	2020(50)	—	—	—	2020(70)	2020(60)	—	—
21%	2025	2025	—	—	—	—	2025	—	—
23%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1992* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による人口(中位推計値)。年次は5年単位。ただし、5年単位のデータが得られない場合には、前後の年次データを直線補間し、それぞれの人口割合を超えた年次。該当年次が2回生じた場合には前の年次。( )内は倍化年数であり、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1994」

第368表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1995年	25年
アメリカ	1945	2015	70
イギリス	1930	1975	45
旧西ドイツ	1930	1975	45
フランス	1865	1995	130
スウェーデン	1890	1975	85

(注) UN "The Aging of Population and its Economic and Social Implications (1956)", UN "Demographic Year Book", UN "World Population Prospects 1988"

資料: 厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第369表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成元年 (1989)	2 (1990)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.2	10.0
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	...	...
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	14.9	15.3
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.3	*16.7
メキシコ	43.9 <sup>1)</sup>	41.8 <sup>2)</sup>	38.3 <sup>3)</sup>	31.7 <sup>4)</sup>	29.0 <sup>5)</sup>	29.0 <sup>5)</sup>
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	...	21.7
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.5	29.9
イタリア	41.9 <sup>1)</sup>	37.9 <sup>2)</sup>	32.3 <sup>3)</sup>	27.8 <sup>4)</sup>	22.3 <sup>5)</sup>	22.3 <sup>5)</sup>
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.6	13.5
旧西ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.0	11.5
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.7	9.8
旧チェコスロバキア	15.9	19.6	16.3	14.6	13.3	13.4
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.0	12.4
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.6	13.9
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	14.9	15.4
旧ソビエト連邦	17.4	18.1	18.3	19.4	17.7	...

(注) 1 国連人口部による <sup>1)</sup>1965年~1970年、<sup>2)</sup>1970年~1975年、<sup>3)</sup>1975年~1980年、<sup>4)</sup>1980年~1985年、<sup>5)</sup>1985年~1990年についての推計。\*は暫定値。

2 UN "Demographic Yearbook, 1981, 1984, 1989, 1990, 1991"

3 日本 厚生省「人口動態統計」

資料: 厚生省「人口動態統計」

第370表 主要先進国の合計特殊出生率 (1950~1992年)

年次	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	西ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	2.09
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	2.07
1960	2.00	3.81	3.64	...	2.53	2.31	2.54	2.72	2.34
1965	2.14	3.12	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.01
1971	2.16	2.14	2.27	2.20	...	2.11	2.06	2.49	1.92
1972	2.14	1.98	2.02	2.10	2.07	2.04	2.05	2.41	1.71
1973	2.14	1.89	1.90	1.97	1.94	2.16	1.93	...	1.54
1974	2.05	1.84	1.86	1.95	1.83	2.30	1.91	2.15	1.51
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.45
1976	1.85	1.80	1.77	1.70	1.73	2.25	1.75	1.87	1.46
1977	1.80	1.77	1.83	1.64	...	...	...	1.90	1.40
1978	1.79	1.78	1.80	1.62	...	...	1.67	1.86	1.38
1979	1.77	1.72	1.85	1.62	...	...	1.60	1.90	1.39
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	...	...	1.54	1.99	1.47
1981	1.74	1.67	1.82	1.71	1.68	...	1.43	...	1.44
1982	1.77	...	1.83	...	1.62	2.02	1.42	1.92	1.41
1983	1.80	1.64	...	1.56	1.57	...	1.37	...	...
1984	1.81	...	1.81	...	...	1.99	1.40	...	1.31
1985	1.76	1.63	1.84	1.48	1.51	1.98	1.45	1.83	1.30
1986	1.72	...	1.84	...	...	2.04	1.48	1.85	1.36
1987	1.69	1.62	...	...	...	1.95	1.49	1.82	1.39
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	1.58E	...	1.56	1.83	1.43
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	1.59E	1.87	1.62E	...	1.39E
1990	1.54	...	2.08U	1.47	...	1.73	1.67E	1.81	1.48E
1991	1.53	...	2.07U	1.50E	...	1.57E	1.67E	1.77E	...
1992	1.50	...	...	1.51E	...	1.43E	1.76E	1.73E	...

年次	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	2.54	...	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.22	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.67	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	...	2.39	2.57	2.81	2.98
1970	1.96	...	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	2.38	2.86
1971	1.91	2.36	2.38	2.50	...	1.98	2.03	...	2.95
1972	1.93	2.32	2.17	2.37	...	1.93	1.92	...	2.74
1973	1.95	...	1.92	2.24	...	1.88	1.82	...	2.49
1974	2.31	2.28	1.79	2.14	2.87	1.89	1.73	...	2.40
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	...	1.78	1.60	1.79	2.22
1976	2.26	2.01	1.64	1.87	...	1.69	1.53	1.72	2.14
1977	2.17	...	1.59	1.76	...	1.65	1.52	1.68	2.04
1978	2.08	...	1.59	...	2.53	1.60	1.49	1.75	1.98
1979	2.02	...	1.57	...	...	1.66	1.50	1.86	1.94
1980	1.93	1.61	...	...	...	1.68	...	...	...
1981	1.88	1.56	1.56	...	2.05	1.63	1.55	1.81	1.94
1982	1.79	1.56	...	...	...	...	1.54	1.76	...
1983	1.73	...	1.48	1.66	...	1.61	...	...	1.93
1984	1.74	1.43	1.49	1.65	...	...	...	...	...
1985	1.83	...	1.51	1.68	...	1.74	1.51	...	...
1986	1.83	...	1.55	...	1.54	1.80	1.53	1.78	...
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	...	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	1.43E	1.96	...	1.84	...
1989	1.78	1.33E	1.56	1.89	1.38E	2.02	...	1.81	1.85
1990	1.85	1.29E	1.62	1.94	1.30E	2.14E	1.60	1.85	1.91
1991	1.86E	1.26E	1.61E	1.92E	1.28E	2.11E	1.61E	...	1.50E
1992	1.77E	1.25E	1.59E	1.88E	1.23E	2.09E	1.60E	...	...

UN, Demographic Yearbook による。ただし日本は人口問題研究所の算出による。

E=Council of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America, 1992年による。

U=U. S. Department of Health and Human Services, Monthly Vital Statistics Report, による。

資料: 厚生省人口問題研究所「人口統計資料集1994」

第371表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認 識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある			出生率が高すぎる		
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組 合 せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国 名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リトニシエ ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ 連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日 本 マ ル タ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ ス ペ イン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "Wold Population Monitoring, 1991" New York, ESA/P/WP. 114, 14 January 1991. Draft.

## 2 社会保障

第372表 社会保障制度類型別国数

制 度 の 類 型	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労働災害	57	57	77	117	129	136
失 業	21	22	26	34	38	40
家 族 手 当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局 "Social Security Programs Throughout The World 1989"

第373表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	50	大11.11.23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	29	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	53	昭30.8.22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	69	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	66	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	61	昭3.10.8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	111	昭3.10.8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	38	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	25	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	18	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	12	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	9	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	6	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約（1934年改正）	51	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	15	

19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	9	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	16	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	12	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	35	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	27	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	36	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	19	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	15	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	13	
67(1981)	156	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約	19	
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	2	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	17	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	43	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	5	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	4	

28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。  
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。  
 3 条約の批准国数は、1993年6月現在である。  
 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(参考) ILOの現勢

1993年6月22日現在

加盟国数	167
条約数	174
勧告数	181
加盟国の平均批准数	34
OECD諸国の平均批准数	66
日本の批准条約数	41

資料：ILO東京支局

(II) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告

第374表 ILO第102号条約の批准状況

部 国	2 医療	3 傷病	4 失業	5 老齢	6 業災	7 家族	8 母性	9 廃疾	10 遺族
オーストリア (H)2)	○		○	○		○	○		
バルバドス (H)2)		○		○	○			○	○
ベルギー (H)1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリビア (H)1),2),3)	○	○		○	○	○	○	○	○
コスタリカ	○			○	○	○	○	○	○
キプロス (H)1),2)		○	○	○	○			○	○
チェコスロバキア (H)2),3)	○	○		○		○	○	○	○
デンマーク	○		○	○	○			○	
エクアドル (H)1),2),3)		○		○	○			○	○
フランス	○		○	○	○	○	○	○	
西ドイツ (H)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ	○	○	○	○	○		○	○	○
アイスランド				○		○		○	
アイルランド		○	○						○
イスラエル				○	○				○
イタリア				○		○	○		
日本 (H)1)		○	○	○	○				
リビア (H)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (H)1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モリタニア				○	○	○		○	○
メキシコ	○	○		○	○		○	○	○
オランダ (H)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール				○	○	○	○		
ノルウェー (H)2),3)	○	○	○	○	○	○			
ペルー	○	○		○			○	○	
セネガル (H)1)					○	○	○		
スペイン									
スウェーデン (H)1)	○	○	○		○	○	○		
スイス (H)2),3)				○	○	○		○	○
スロベニア (H)1)	○				○		○		○
トルコ	○	○		○	○		○	○	○
英国	○	○	○	○		○			○
ベネズエラ (H)1)	○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (H)1)	○	○	○	○	○		○	○	○
ザール				○		○		○	○
合計	21	21	16	30	26	20	21	22	23

(注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。  
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。  
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。  
 4) 1993年1月現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第375表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比

(単位 %) (単位 %)

国名	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)
日本	6.1	5.8	9.4	12.3	e) 14.0
カナダ	11.3	18.6	18.0	16.9	20.8
アメリカ	7.9	10.8	15.2	15.8	c) 15.7
オーストラリア	10.3	10.2	14.0	18.3	14.0
ニュージーランド	12.4	11.8	17.3	20.0	22.8
オーストリア	22.8	24.2	26.3	28.9	33.1
ベルギー	18.2	20.9	27.2	30.2	31.0
デンマーク	15.4	22.4	29.2	35.8	35.2
フィンランド	12.6	15.6	20.0	23.7	29.8
フランス	18.9	17.8	26.9	32.9	d) 34.2
旧西ドイツ	20.1	20.5	29.0	30.0	d) 27.6
ギリシャ	11.2	12.5	12.1	13.9	22.8
アイスランド	9.7	12.7	18.7	a) 17.5	14.8
アイルランド	12.2	14.9	22.3	25.0	31.3
イタリア	13.5	14.3	20.0	20.3	12.4
ルクセンブルグ	18.4	17.9	22.8	23.5	19.6
オランダ	16.9	22.2	30.2	33.9	34.8
ノルウェー	14.0	20.4	24.4	27.4	38.8
ポルトガル	5.2	5.6	12.1	10.3	12.2
スペイン	3.8	.	12.9	18.2	.
スウェーデン	16.8	23.0	30.9	39.5	c) 44.2
スイス	9.4	11.1	16.4	14.6	14.9
トルコ	1.9	3.5	3.3	4.4	4.3
イギリス	14.1	15.9	19.3	22.6	c) 22.1
旧ユーゴスラビア	11.4	12.6	.	b) 11.7	15.5

(注) a) 1977年、b) 1981年、c) 1989年、d) 1990年、e) 1991年  
 (資料) ILO "The Cost of Social Security", OECD "National Accounts"  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第376表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位 %)

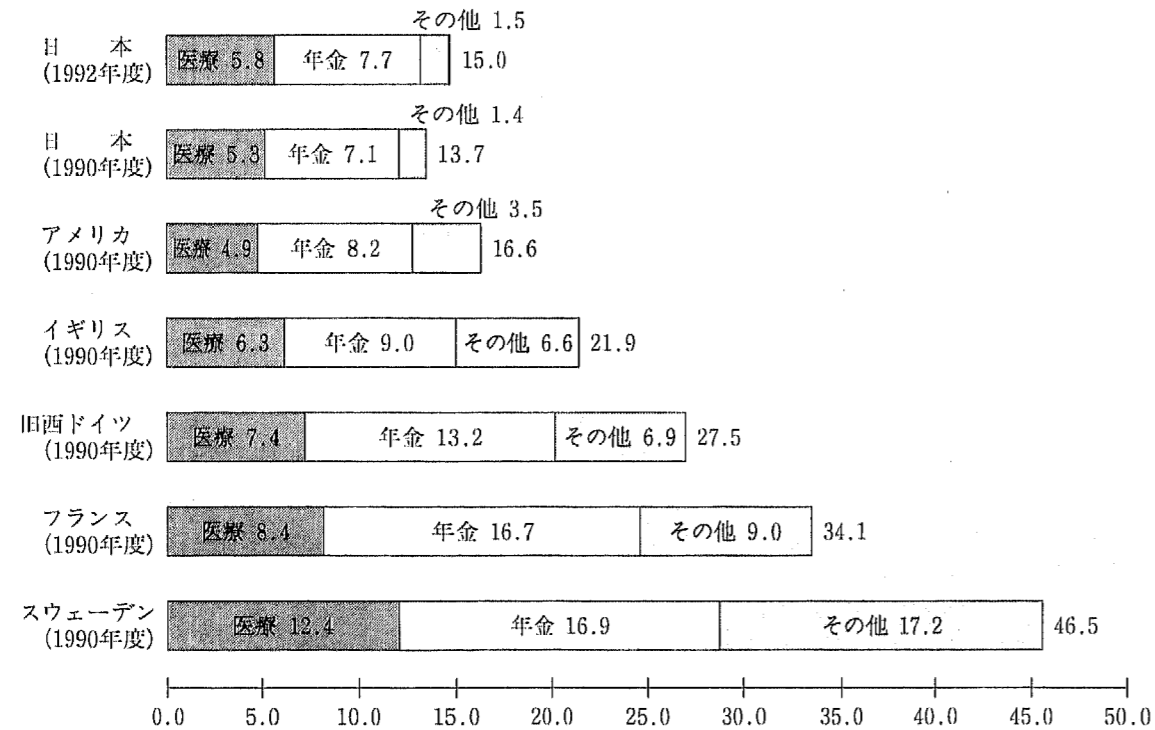
国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1990年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1990年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1990年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1992年度)	13.7% (15.0)	12.0% (13.1)	28.1% (25.6)	11.5% (12.5)	39.6% (38.1)
アメリカ	16.6	12.5	25.9	10.4	36.3
イギリス	21.9	15.7	40.1	10.2	50.3
旧西ドイツ	27.5	15.3	29.2	21.8	51.0
フランス	34.1	14.0	33.7*	28.1*	61.8*
スウェーデン	46.5	17.8	56.3	21.5	77.8

(注) フランスの租税・社会保障負担の対国民所得比(\*)については、1989年の数値である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第377表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第378表 国民負担率の国際比較等

(i) 国民負担率の国際比較

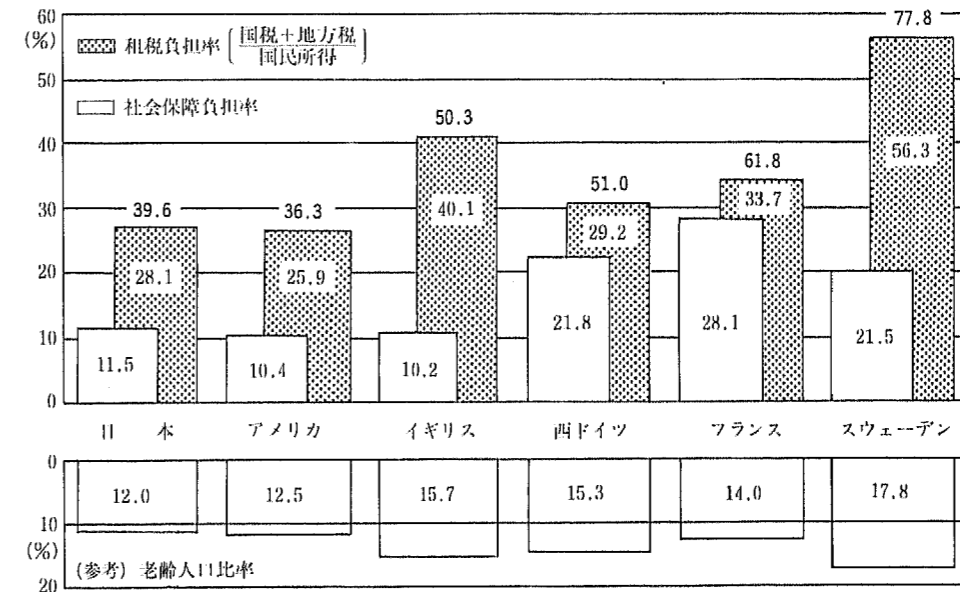
(単位 %)

区分	日本 (1994(平6)年度)	アメリカ (1990)	イギリス (1991)	ドイツ (1991)	フランス (1989)	スウェーデン (1991)
租税負担率	24.1	25.6	39.4	29.2	33.7	52.8
社会保障負担率	13.4	10.7	10.6	21.8	28.1	21.5
国民負担率	37.5	36.3	50.0	51.0	61.8	74.3
(注) 高齢人口比率	(1993(平5)) 13.5	(1990) 12.6	(1990) 15.4	(1990) 15.4	(1990) 13.8	(1990) 18.1
(65歳以上人口)	(2000(平12)) 17.0	(2000) 12.8	(2000) 15.2	(2000) 17.0	(2000) 15.4	(2000) 17.1

(注) 過去15年間の高齢人口比率の上昇：3.2%ポイント (7.1%→10.3%)  
今後15年間の高齢人口比率の上昇：6.7%ポイント (10.3%→17.0%)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

(ii) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際比較 (1990年)



(注) 1 負担率については、フランスは1989年の数値である。太字は、社会保障負担率と租税負担率の合計(国民負担率)である。

2 高齢人口比率は、65歳以上人口の総人口に対する割合である。

資料：社会保障研究所調



第379表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革                      恤救規則(1874)                      健康保険法(1922)                      救護法(1929)                      国民健康保険法(1938)                      労働者年金保険法(1941)                      厚生年金保険法(1944)                      旧生活保護法(1946)                      児童福祉法(1947)                      アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワンドル報告)(1948)                      身体障害者福祉法(1949)                      生活保護法(1950)                      社会保障制度審議会(1950)                      「社会保障制度に関する勧告」                      社会福祉事業法(1951)                      国民年金法(1959)                      精神薄弱者福祉法(1960)                      国民皆保険・皆年金の実施(1961)                      児童扶養手当法(1961)                      老人福祉法(1963)                      母子福祉法(1964)                      児童手当法(1971)                      福祉元年(1973)                      雇用保険法(1974)                      老人保健法(1982)                      基礎年金制度の導入(1985)</p> <p>2. 根拠法令                      健康保険法(1922)                      国民健康保険法(1938)                      厚生年金保険法(1944)                      児童福祉法(1947)                      身体障害者福祉法(1949)                      生活保護法(1950)                      社会福祉事業法(1951)                      精神薄弱者福祉法(1960)                      児童扶養手当法(1961)                      老人福祉法(1963)                      母子福祉法(1964)                      児童手当法(1971)                      雇用保険法(1974)                      老人保健法(1982)</p> <p>3. 体系                      所得保障                      国民皆年金制度                      医療保障                      国民皆保険制度                      公的扶助                      生活保護、児童扶養手当                      社会手当                      児童手当                      福祉サービス                      老人福祉、母子福祉、障害者福祉                      労働保険</p>	<p>1. 年金制度                      ①制度概要                      基礎年金部分が国民年金制度                      20歳以上の国民が対象                      2階部分は各制度の報酬比例                      部分に相当                      (国民年金は報酬比例部分は                      なし)                      3階部分は各制度の基金部分                      に相当</p> <p>2. 国民年金(老齢年金)                      ①制度概要                      他の年金制度を受けない全ての                      成人市民                      ②給付資格                      老齢年金は60歳から支給、加入                      期間原則25年以上                      ③給付内容(モデル額)                      夫婦平均月額124,550円(1994年度)                      ④財源                      ・被保険者                      保険料11,100円(1994年度)                      ・使用者                      負担なし                      ・政府                      基礎年金拠出額の1/3</p> <p>3. 厚生年金(老齢年金)                      ①制度概要                      ・法人の事業所又は常時5人以上                      の従業員を使用する事業所に                      適用される65歳未満の者に                      適用される                      ・厚生年金の被保険者は同時に                      国民年金の被保険者となり、                      基礎年金部分は国民年金による</p> <p>②給付資格                      国民年金の老齢基礎年金の受                      給権を取得すること                      ③給付内容(モデル額)                      夫婦平均月額219,341円(1994年度)                      ④財源(1994年度)                      被用者 保険料率7.25%(男子)                      使用者 保険料率7.25%                      政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>4. 特別制度                      船員、国家公務員、地方公務員、                      私立学校共済、農林漁業者等</p>	<p>1. 雇用保険                      ①適用範囲                      適用事業に雇用される労働者                      (短期の季節労働者等を除く)                      ②給付内容                      ・一般制度は、一般、高齢者継                      続、短期雇用特例、日雇労働                      の4種類あり、給付が異なる                      ・一般被保険者；離職の日以前                      1年間に被保険者期間が通算                      して6か月以上あることが必                      要                      ・基本手当(日額)                      前職賃金の80~60%。年齢、                      被保険者期間に依り90~300                      日迄支給、5種の延長給付あり                      ・特別手当(3種類)                      ・就職促進給付(4種類)                      ③費用負担(1994年度)                      被保険者 賃金の0.40%                      事業主 賃金の0.75%                      国庫 給付費の原則1/4                      *暫定措置として1993年度以                      降は80%</p> <p>2. 労働保険                      ①適用範囲                      適用事業に雇用される労働者                      特別制度(公務員・船員)                      ②給付内容                      (通勤災害も同内容)                      ・休業補償給付                      基礎給付日額の60%(特別支                      給金との合計で80%)                      ・障害補償給付                      給付基礎日額の313日~131日                      分の年金或いは503~56日分                      の一時金                      ・傷病補償給付                      給付基礎日額の313日~245日分                      ・療養補償給付                      療養の給付(現物又は費用)                      ・遺族補償給付                      給付基礎日額の245~153日分                      の年金或いは1000日分の一時                      金                      ・埋葬料                      労働福祉事業による各種特別                      支給金等あり                      ③費用負担                      事業主                      業種別災害率等に応じ賃金                      支払総額の0.6~14.9%の                      保険料を全額事業主負担                      政府                      一部費用負担</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療給付(現物給付)                      ①健康保険(勤労者及び                      その家族)                      本人 1割負担                      家族 入院2割                      外来3割                      自己負担額には一定限                      度あり、(2)も同じ                      ②国民健康保険(自営業                      者及びその家族)                      3割負担(但し、退                      職被保険者及びその                      家族の入院は2割負                      担)                      ③老人保健(70歳以上)                      入院 700円/日負担                      外来 1,000円/日負担                      (1994年度)</p> <p>2. 傷病手当金(健康保険)                      ・標準報酬日額の60%                      ・支給期間 1年6月</p> <p>3. 出産手当金                      ・標準報酬日額の60%                      ・支給期間 産前6週                      産後8週</p> <p>4. その他 出産費、埋葬                      料等</p> <p>5. 医療供給体制                      ・医療の非常利原則                      ・医療計画に沿った病院                      開設の推進</p>	<p>1. 老人福祉                      ① 老人医療                      左項③を参照                      ② 介護体制                      ・ホームヘルプサービ                      ス                      ・デイサービス                      ・ショートステイサー                      ビス                      ・福祉施設の整備</p> <p>2. 母子福祉                      ① 保育所の整備援助                      ② 母子保健体制                      ・妊婦、乳幼児の健康                      診査                      ・母子健康手帳の交付                      ③ 母子家庭対策                      ・母子福祉施設の設置</p> <p>3. 障害者福祉                      ① 身体障害者福祉                      ・身体障害者手帳の交                      付                      ・相談指導                      ・医療、補助具の支給                      ・特別障害者手当の支                      給                      ・家庭奉仕員の派遣                      ・更生施設等への入所                      等                      ② 精神薄弱者福祉                      ・療養手帳の交付                      ・相談指導                      ・日常生活用具の給付                      ・家庭奉仕員の派遣                      ・更生施設等への入所                      等</p> <p>4. 総合対策                      ① 高齢者保健福祉推進                      十か年戦略(ゴールド                      プラン)の策定</p>	<p>1. 児童手当                      ①制度概要                      第1子から3歳未満ま                      での児童に支給                      ②給付内容                      第1子及び第2子                      5,000円                      第3子以降 10,000円</p> <p>2. 育児休業制度                      ①制度概要                      児童が1歳までの1年                      間に育児休業を請求で                      きる                      (1992年から実施され                      ているが、一定の中小                      企業には5年間の猶予                      期間あり)</p>	<p>1. 生活保護                      ①制度概要                      生計中心者が病氣、母                      子世帯になった、障害、                      高齢のため働けない等                      の世帯に対して行う扶                      助                      ②給付内容                      155,717円                      (標準3人世帯、1級                      地-1、1993年4月)                      生活扶助、住宅扶助、                      教育扶助、医療扶助、                      出産扶助、生業扶助、                      葬祭扶助までを含む</p> <p>2. 児童扶養手当                      ①制度概要                      離婚等により父がいな                      い母子家庭に対する扶                      助                      ②給付資格                      離婚等により父と生計                      を同じくしていない18                      歳未満(一定の障害の                      ある場合は20歳)の児                      童を監護養育している                      母又はその他の者                      ③給付内容                      児童1人の場合                      39,380円(1994年度)                      所得制限                      年収1,929,000円未満                      (2人世帯)</p>

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第380表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ・エリザベス救済法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリジ報告(1942)	1. 退職年金 ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—拠出すべき年数の1/4以上の拠出年数があること	1. 失業保険 ・適用範囲：賃金が週給56ポンド以上である16歳以上の雇用労働者。[年金受給開始年齢以上の者、減額保険料を支払う既婚女性を除く] ・主な受給要件：失業給付申請日以前の各租税年度において拠出算定収入の下限額(週単位)の25倍に相当する第1種保険料を実際に支払ったこと ・給付内容(1週当たり)：単身者：45.45ポンド。有配偶者：73.50ポンド。扶養する第1子当り10.20ポンド加算 ・費用負担：週給に応じ、賃金の5%、7%、9%(労使とも)政府；総合保険料収入の14.5%	
2. 根拠法令 社会保障法(1986)	2. 障害給付 28週までは疾病給付 28週以降は障害年金	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上)傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満)障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害補償年金との合算額の上限あり)	
3. 体系 ソーシャル・サービス { 所得保障 国民保健サービス 対人社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス	3. 遺族給付 被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金(45~54歳の寡婦は減額) 他に寡婦一時金及び母子一時金あり	・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給	
4. 国と地方の分担(主なもの) ①国……所得保障 国民保健サービス ②地方…対社会福祉サービス 住宅サービス			

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
適用対象 医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者	1. 老人福祉 ① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール ・食事の配達 ② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア	1. 児童給付 ・16歳(修学中の場合は19歳)未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない 2. 単親給付 児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給 3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり	1. 世帯給付 所得補助が受けられない常勤(週16時間以上勤務、自営業者も含む)の有子低所得世帯の援助 2. 所得補助 個々の世帯の持つニーズを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助 3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度
1. 医療給付 (1) 現物給付 (2) 費用の全額 ただし、 ① 一般歯科は検査に3.92ポンド、処置義歯の費用の80%患者負担 上限あり ② 薬剤—処方当り4.75ポンド患者負担(16歳未満の児童、65歳(女60歳)以上の老人、低所得者等免除) (3) 支給期間 制限なし	2. 母子福祉 ① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスピジターの訪問 ・幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使		
2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 47.80ポンド(週所得190ポンド未満) 52.50ポンド(週所得190ポンド以上) (2) 支給期間 28週(待期3日間)	3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供		
3. 法定出産手当金 (1) 支給額 48.80ポンド/週 (2) 支給期間 18週			

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第381表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項目	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度
被保険者総数	2,401	2,425	2,469	2,537	2,573
標準保険料適用被用者	2,035	2,065	2,111	2,181	2,226
付加年金適用者	1,088	1,115	1,161	1,164	1,214
付加年金適用除外者	833	824	811	824	849
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	114	126	140	193	163
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	150	130	113	101	85
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	6	6	6	5	8
自営業者	173	185	196	204	209
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	26	29	34	37	36
無業者	10	10	9	8	9

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことのある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項目	80年	85年	89年	90年	91年
失業給付	753	901	380.8	331.4	569.5
疾病・障害給付	1,197	1,098	1,394.7	1,515.6	1,479.5
出産一時金	680	776	—	—	—
死亡一時金	606	615	—	—	—
保護者手当金	4.6	3.2	1.9	2.0	2.2
寡婦給付	—	398	371	365.2	362.3
退職年金	9,108	9,732	10,002.2	10,179.6	10,028.1
老人年金	56	39	38.2	36.0	31.4
労災傷害給付	43	—	—	—	—
労災障害年金	201	191	193	196.9	198.1
児童給付	7,397	7,034	6,695	6,949.5	7,021.5
世帯所得補足	106	214	311.9	331.7	360.4
補足給付	3,247	4,771	4,350.0	4,376.0	4,683.0

(注) 88年4月から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。1988年所得補助の数値はグレート・ブリテンのものである。

(iii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項目	80年度	85年度	89年度	90年度	91年度
社会保障	24,073	41,875	50,866	53,689	59,277
国民保険	15,263	22,912	28,303	31,138	33,785
退職年金	10,753	16,584	20,697	22,715	25,533
年金受給者への一時金	100	105	112	114	115
寡婦給付・保護者手当	663	801	853	880	948
疾病給付	651	276	204	218	240
障害給付	1,212	2,349	3,837	4,459	5,311
出産給付	155	164	30	34	40
死亡一時金	17	18	—	—	—
失業給付	1,328	1,589	733	808	978
労働災害給付	384	465	533	576	620
法定傷病手当	—	561	1,004	986	—
法定出産手当	—	—	300	348	—
児童給付	3,115	4,602	4,722	4,842	5,308
世帯所得補足	48	130	425	484	543
補足給付	2,983	7,446	7,675	8,545	9,850
社会基金	—	—	130	156	161
その他の無拠出給付	1,197	4,469	6,406	5,041	5,875
老人年金	41	41	35	35	37
付添手当金	257	686	1,159	1,406	1,708
障害者介護手当金	6	13	184	213	248
障害者移動手当	128	422	769	887	1,060
障害年金	105	266	346	433	578
出産一時金	—	17	—	—	—
年金受給者への一時金	5	7	9	8	9
住宅給付	655	3,017	3,904	2,059	2,235
物価調整費	—	—	—	—	—
戦争年金	424	581	641	699	761
事務費	1,043	1,735	2,564	2,784	2,994
国民保健サービス	11,256	16,343	23,757	26,575	29,258
病院家庭医等サービス	11,196	15,932	22,197	25,540	28,278
事務費	—	475	855	979	1,113
患者からの収入	△ 285	△ 489	△ 989	△ 743	△ 1,111
その他のサービス	236	283	471	535	658
中央政府事務費	109	142	223	264	320
対人社会福祉サービス	2,116	3,344	4,694	5,360	5,910
合計	37,445	61,562	79,317	85,624	94,445
対国民所得比(%)	21.7	22.9	20.4	20.4	21.8

(注) 国民保健サービス、対人社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた国民所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1993 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第382表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
	1. 沿革 (1)革命期～19世紀後半 ①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言 ②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言 ③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識) ④国民年金基金の設立(1850) ⑤公務員の年金制度発足(1853) ⑥共済組合法の制定(1898) (2)19世紀末～20世紀初頭 ①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労働災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905) ②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930) ③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939) (3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)	1. 年金制度 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者 ②特別制度 ・公務員、鉱夫、船員、国鉄職員等 特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等 (2)老齢年金(拠出制) ①完全年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった10年間の平均賃金額の50%(上限付) ・最低限度額を保障 ②比例年金 ・被保険者期間37.5年未満の者が60歳に達したとき ・被保険者期間とその間の毎年の平均賃金額(上限付)で決定 ・最低限度額を保障 ③加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき (3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・基本年金額の52%を支給 2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一	1. 失業保険 ・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く] ・主な受給要件：離職前12ヵ月中保険加入期間が3ヵ月(91日)以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 ・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(49.59フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、119.80フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する ・費用負担：被保険者；賃金の2.42% 使用者；賃金の4.18% 政府；赤字額 2. 労災保険 ・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民 ①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし ②休業補償給付 ・当初28日間は基準賃金の60%、その後は80% ・最高限度は1日761.41フラン29日以降は1,015.21フラン ・被災の翌日から支給 ③障害給付 ・完全障害・直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護給付；年金の40% ・一部障害：障害度によって決定 ④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族	1. 医療保険 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者 ②特別制度 ・鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等 (2)医療給付(償還制) ・一般外来診療75% ・薬剤費70% ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100% (3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% ・支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 ・待期3日間 (4)出産手当金 ・1人目、2人目の場合 基準賃金日額の84% ・支給期間 産前 8週間 産後 18～20週間 ・3人以上の場合、合併症がある場合は支給期間延長 (5)産前産後手当金はミルク一ボン4ヶ月間 (6)死産一時金 ・最高・上限賃金月額 3ヵ月分(38,040フラン) ・最低・上限賃金年額 1%(1,521.60フラン)	1. 高齢者福祉 ①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス ・介護及び看護サービス等 ②施設サービス ・高齢者住宅 ・オアシス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設 2. 障害者福祉 ①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等 ②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス ③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス ④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付、借入 ・補償の手当 3. 児童福祉 ①母子福祉 ・単親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮 ②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮 ③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校)無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院	1. 家族給付 ①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし ②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり ③家族扶養手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引き取って養育する者 ・所得制限なし ④単親手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人で子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり ⑤乳幼児手当 ・妊娠4か月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4か月以降所得制限あり ⑥養育親手当 ・出生や養子縁組等により3人以上の子を養育するとき、親が職業活動をやめるか正規労働時間の半分に短縮したとき ・出産前30月以内に2年間職業活動に従事していること ⑦特別教育手当 ・20歳未満の障害児が治療・教育目的施設に入所する場合 ⑧新学年手当 ・6歳～16歳未満の子が新学年になるとき ⑨在宅児童保育手当 ⑩住宅手当 2. 住宅政策と住宅保障 ①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資 ②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助	1. 医療扶助 ・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)で必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が定める医療扶助条例で規定 ①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の鉱夫、必要な家事補助等 ②避妊薬に掛かる扶助 ③入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養生施設への入所、定額医療費の負担 ④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その3/1 ⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担 2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助 ①家賃手当 ②宿泊・再適応センター 3. 家族に対する社会扶助 ①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当 4. 老齢扶助 ①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助 ②現金給付 ・単親手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当



資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第383表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況 (被保険者数)

(単位 千人)

部 門	80年	85年	86年	87年	88年
疾病保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	15,352	16,105	16,235	16,123	…
(2) 特別制度 被保険者	3,739	4,329	4,339	4,331	…
(3) 自営業制度 被保険者	1,344	1,285	1,306	1,338	…
(4) 農業制度 被保険者	1,925	1,636	1,614	1,570	…
年金保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	13,354	12,944	12,795	12,758	12,943
年金受給者	4,985	6,000	6,290	6,576	6,863
(2) 自営業制度(商工業全) 被保険者	724	683	678	682	672
年金受給者	744	765	785	803	810
(3) 農業制度(経営者) 被保険者	2,052	1,656	1,601	1,502	1,404
年金受給者	1,836	1,782	1,822	1,866	1,917
家族給付部門					
手当受給権者 (一般制度)	5,946 (4,608)	6,050 (4,925)	6,008 (4,916)	5,867 (4,803)	5,853 (4,814)
対象児童 (一般制度)	… (…)	… (…)	… (…)	12,435 10,090	12,430 (10,150)

(資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.

(ii) 社会保障費用

(単位 100万フラン)

項 目	80年	85年	89年	90年	91年
給 付 費	589,063 (294,448)	1,109,040 (549,354)	1,283,217 (718,222)	1,372,493 (769,426)	1,457,488 (817,853)
(1) 疾病給付	170,918 (124,999)	299,204 (231,528)	392,470 (309,675)	419,943 (332,030)	445,743 (354,080)
(2) 老 齢 年 金	252,379 (73,172)	469,953 (148,312)	635,365 (206,616)	683,657 (223,964)	729,701 (240,998)
(3) 障害・遺族給付	15,845 (7,663)	41,540 (25,681)	47,762 (29,430)	49,748 (30,557)	52,024 (31,712)
(4) 労 災 保 険	23,252 (17,803)	35,171 (26,801)	39,056 (29,185)	41,089 (30,990)	42,473 (32,325)
(5) 雇用・失業給付	34,195 (…)	105,552 (…)	73 (…)	91 (…)	96 (…)
(6) 家族手当、出産給付	73,414 (63,852)	110,959 (104,729)	121,115 (119,619)	125,521 (124,368)	129,955 (128,624)
(7) 住 宅 手 当	19,056 (6,959)	46,660 (12,303)	11,711 (11,711)	11,883 (11,883)	12,320 (12,320)
(8) 保健・福祉サービス費	12,200	19,482	9,278 (8,038)	9,694 (8,736)	11,337 (10,064)
(9) その他の給付	…	…	26,387 (3,947)	30,867 (6,898)	33,819 (7,730)
事 務 費	28,863	54,209	57,128	60,158	62,888
そ の 他 の 支 出	6,151	11,090	123,793	133,153	138,022
総 計	636,277	1,193,822	1,464,138	1,565,805	1,658,378
社会保障費/ 国内総生産(%)	26.4	30.1	…	…	…

(注) この表の数値は「社会的支出」(dépenses sociales)の中から「社会保障」分を抜き出したものである。ただし労働者の協約による年金、失業給付の費用を含んでいる。( )内は一般制度分。

(資料) *L'effort social de la nation*.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第384表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法</li> <li>・エバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル)</li> <li>・ライヒ保険法(1911)</li> </ul> <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライヒ保険法(1911)</li> <li>職員保険法(1911)</li> <li>ライヒ鉱夫組合法(1923)</li> <li>農民老齢扶助法(1957)</li> <li>雇用促進法(1969)</li> </ul> <p>3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険(年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健・医療、環境政策</li> </ul>	<p>職業、階層により適用される年金制度が異っている。</p> <p>労働者年金保険、職員年金保険、鉱山労働者年金保険及び農業者老齢扶助</p> <p>1. 老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始年齢 65歳(女子60歳35年以上拠出者は63歳等)</li> <li>・拠出期間5年以上</li> </ul> <p>2. 障害年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)職務不能年金</li> <li>(2)生業不能年金</li> <li>・拠出期間5年以上</li> </ul> <p>3. 遺族年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金</li> </ul> <p>4. リハビリテーション給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり</li> </ul>	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲：疾病保険の強制適用者等ほとんどすべての被用者(農業労働者、家事使用人、見習者を含む)、職業訓練生</li> <li>・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算26週または6ヵ月以上あること</li> <li>・給付内容：賃金の63%(1子以上を有する者は68%)。離職前における被保険者期間に応じ通常15~52週(ただし、45歳以上は年齢に応じ最高104週)支給。</li> <li>・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助</li> </ul> <p>2. 労災保険、補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む)</li> <li>・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業援護 障害年金 遺族給付 埋葬金</li> <li>・年金、現金給付のスライド制あり</li> <li>・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生)</li> </ul>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象 一般疾病保険—一般労働者 農業者疾病保険—自営農民</li> </ul> <p>1. 医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)現物給付</li> <li>(2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり)</li> <li>(3)支給期間は制限なし</li> </ul> <p>2. 傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給)</li> <li>(2)支給期間3年間に最高78週</li> </ul> <p>3. 出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)収入(手取賃金)の100%</li> <li>(2)支給期間 産前6週間 産後8 "</li> </ul> <p>4. 他に出産一時金死亡一時金等あり</p>	<p>1. 老人福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活扶助 ・日常生活費給付(居宅、施設内での給付)</li> <li>②特別扶助 ・相談、指導 ・住宅提供 ・介護扶助又は介護手当 ・在宅の各種サービス ・老人ホーム入室</li> </ul> <p>2. 母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①母子保健 ・妊婦の検診 ・入院、分娩ケア ・片親の相談、保護</li> <li>②児童福祉 ・3歳未満児童保育所入所 ・幼稚園入所 ・福祉施設での養育 ・当局による保護・後見</li> </ul> <p>3. 障害者福祉(身体、精神の各障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、リハビリの提供</li> <li>・児童等の教育援助</li> <li>・就労、就職の斡旋</li> <li>・在宅での介護</li> <li>・施設への入所</li> <li>・補装具の支給</li> </ul>	<p>1. 家族政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童養育への援助 ①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当</li> <li>(2)母性と胎児の保護 ①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護</li> <li>(3)家庭教育・家族相談 ①親教育 ②家族援助団体</li> </ul> <p>2. 児童青少年対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)教育に関する助言と相談</li> <li>(2)産前産後における児童及び母親の援助</li> <li>(3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導</li> <li>(4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他</li> </ul> <p>3. 住宅手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会住宅であれそうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付</li> </ul>	<p>1. 生計費扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象(労働忌避者については生計費扶助を制限)</li> <li>・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算</li> </ul> <p>2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12の状態を想定 ①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊産婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助</li> </ul>

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第385表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項目	80年度	85年度	88年度	89年度	90年度
労働者年金保険					
被保険者総数	14,802	17,066	16,978	...	16,541
拠出義務者	12,111	11,359	11,444	...	11,377
その他の者	2,691	5,708	5,534	...	5,164
職員年金保険					
被保険者総数	12,277	14,294	15,493	...	16,788
拠出義務者	9,415	9,518	10,506	10,506	11,438
その他の者	2,862	4,776	4,988	...	5,350
鉱山従業者年金保険					
被保険者総数	286	254	225	214	204
農業者老齢扶助					
被保険者総数	627	572	535	520	506
拠出者	597	532	473	448	427
疾病保険					
被保険者総数	35,340	36,209	37,001	37,230	37,939
加入義務者	20,638	21,105	21,838	21,885	22,494
任意加入者	4,454	4,481	4,372	4,441	4,435
年金受給者	10,248	10,623	10,791	10,903	11,011
災害保険					
被保険者総数	27,857	29,900	39,721	40,302	41,134
失業保険					
被保険者総数	21,280	20,350	21,283	21,669	22,442
拠出者	21,280	20,350	21,283	21,669	22,442

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、ただし、87年度および89年度は88年4月および89年4月のマイクロセンサスの結果、農業者老齢扶助は年末現在、疾病保険は年平均、このほかに、89年4月のマイクロセンサスの結果による家族加入者(被扶養者)数が1,990万人。災害保険は年平均、このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,196万人。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項目	80年度	85年度	89年度	90年度	91年度
労働者年金保険	80,216	95,879	109,853	115,182	138,939
うち					
年金	66,290	81,160	94,173	98,128	...
健康対策	1,813	2,521	3,356	3,495	...
職員年金保険	57,137	77,393	91,048	93,100	114,259
うち					
年金	43,717	59,847	73,730	77,746	...
健康対策	1,366	1,775	2,103	2,081	...
鉱山従業者年金保険	13,319	14,706	16,518	17,225	22,863
うち					
年金	10,593	12,199	14,089	14,663	...
健康対策	72	89	87	89	...
農業者老齢扶助	2,773	3,061	3,964	4,131	4,832
(うち)老齢扶助金	2,482	2,697	3,320	3,481	...
疾病保険	90,066	114,400	129,927	141,654	183,459
うち					
一般・歯科医療	75,342	97,378	104,264	112,472	...
薬剤・治療材料 <sup>(1)</sup>					
病院医療					
現金給付	10,287	10,889	11,422	12,721	...
災害保険	10,019	11,648	12,929	13,462	15,687
うち					
年金	6,769	7,676	8,262	7,449	...
治療	1,773	2,106	2,746	3,019	...
災害予防					
雇用促進	23,098	39,376	47,684	49,289	87,432
児童手当	17,609	14,465	13,983	14,619	20,477
公務員等児童手当	7,617	8,206	9,575	9,772	11,608
育児手当	.	.	4,048	4,597	5,915
戦争犠牲者授護	13,480	13,474	13,087	12,999	13,725
社会扶助	14,972	22,789	32,044	31,782	40,698
青少年扶助	8,098	9,535	12,770	13,686	19,580
負担調整	1,713	1,389	1,143	1,097	1,021
公衆保健サービス	1,669	1,911	2,240	2,330	3,130
公務員恩給	32,947	37,028	41,587	43,282	46,266
合計	374,733	465,260	542,400	568,207	...
対国民所得比(%)	32.6	32.8	31.3	30.4	...

(注) 1 91年度から旧東ドイツ地域の数値が含まれている。  
 2 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。  
 3 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。

(資料) Statistisches Jahrbuch, 1980-1992.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第386表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ①社会保険法(1934) (Social Security Act) ②ワグナー法(1935) (団結権・争議権を保障した)	1. OASDI ①適用対象 I一般制度 ・自営業者を含む所得のある有業者 II特別制度 ・鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 IIIその他の制度 ・自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者(年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 ②財源 I被保険者 収入総額の12.4%(1992) II使用者 賃金支払総額の12.4%(1992) III政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用) ③受給要件 ・拠出期間40四半期 ・拠出の対象となる報酬 上限—60,600ドル 下限— 620ドル	1. 失業保険 ①適用範囲：(州の運用方法により異なるが)連邦法上；1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険；鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 〔家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く〕 ②受給要件：(州の運用方法により異なるが、平均的な州の場合) 最近の5四半期中2四半期の就業者でなければならないこと。少なくとも週30時間の所得を有する者でなければならない。 ③給付内容 州、従前所得、就労期間により異なる。1990年度週平均給付額162ドル 対週賃金比36.0% ④費用負担 連邦失業保険税率…使用者の年間賃金支払総額に対し課税 各州法による失業保険料…年間賃金支払総額の5.4%を基本とし、殆どどの州でもリットシステムをとる。	
2. 体系 —所得保障(連邦レベル) OASDI(老齢遺族障害保険) —医療保障(州レベル) HI(メディケア) —公的扶助(GAを除き連邦レベル) 医療扶助—メディケイド 生活扶助—SSI—補足的保障所得 AFDC—母子家庭の児童に対する援助 LIHEA—低所得世帯光熱費扶助 FAP—フードスタンプ GA—一般扶助 —労働保険(州レベル) —福祉サービス —社会手当 (皆年金・皆保険制度なし)	2. 老齢年金(OAI) (1)受給資格 ・65歳以上から支給 (2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・62~64歳—減額 66~67歳—増額 3. 障害年金(SDI) (1)受給資格 ・回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼働能力を喪失したこと 4. 遺族年金(SDI) (1)受給資格 ・死亡者が年金受給者であったこと	2. 労災保険・労災補償 ①概要 全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム 約88%の被用者をカバー ②給付額 平均は事故発生時の所得の2/3程度 連邦の障害給付(DI)を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される 通常3~7日間の待期期間あり。保険料率 給与支払額の1.7%程度。使用者が通常負担する	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 入院保険(HI) ①対象者数 65歳以上の者及び重度障害者等(65歳未満の者) ②受給内容 ア入院給付 90日間 (当初及び60日以後患者負担あり) イ退院後のナーシングケア 100日間(20日以後患者負担あり) ウ退院後の在宅保健サービス 100日間 2. 補足的医療保険(SMI) ①加入者 HIの対象者 ②給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還 3. 傷病者手当等 カリフォルニア州等5州で実施 4. 医療供給面の特徴 営利目的の医療施設も開設可能 慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設	1. 老人福祉 ①老人医療 ・入院医療サービス ・療養サービス(ナーシングホーム) ②老人諸サービス ・相談サービス ・食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・施設への収容 2. 母子福祉 ①母子保健サービス ・妊婦、乳幼児の定期検診 ・訪問看護 ・学校保健サービス ②児童保護 ・児童相談サービス ・里子、養子、収容保護、保育所への入所 3. 障害者福祉 ①身体障害者福祉 ・リハビリテーションサービス ・低所得者住宅の提供 ・医療サービスの提供、訪問看護 ②精神障害者福祉 ・精神衛生センターの設置 ・医療サービス	1. 被扶養児童家庭扶助制度(AFDC) ①適用対象 親の稼働能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う ②給付内容 給付月額1世帯当り約390ドル (91年度連邦平均) ③財源 連邦がAFDC給付月額のうち18ドルまでの部分については—15ドル負担 18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している 2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度(SI) ①制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ②給付内容 月額平均1世帯329ドル II 対低所得世帯光熱費扶助(LIHEAP) ①制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ②給付内容 11億8,000万ドル(1992) III フードスタンプ(FAP) ①制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ②給付内容 月額10ドルから370ドルの範囲で支給 1人当たり平均給付月額は69ドル IV 一般扶助(GA) ①制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助	1. 医療扶助(メディケイド) ①制度概要 低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度 ②給付範囲 入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査24歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅保健サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア ③給付内容 連邦と州合わせて1,145億ドル(1992) ④財源 連邦が50~83%(平均55%)を償還

を基に社会保障制度審議会事務局作成



第387表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項目	75年	80年	85年	89年	90年	91年
公的年金制度	83.7	96.4	106.6	117.9	117.7	117.9
老齢・遺族・障害・健康保険	77.0	89.3	100.3	110.5	110.2	110.5
鉄道従業員退職年金制度	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
公務員等退職年金制度	6.2	6.6	6.0	7.1	7.2	7.1
その他の社会保険制度						
失業保険	69.7	87.2	98.2	108.8	109.5	106.0
労災補償保険	68.6	79.1	85.1	95.3	96.7	95.1
一時障害保険	15.7	18.4	19.8	22.2	...	...

(資料) Statistical Abstract of the U. S., 1989, 1993.

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項目	80年度	85年度	88年度	89年度	90年度
社会保険	229,754.4	369,595.2	434,048.2	468,045.6	510,615.7
老齢・遺族・障害・健康保険	152,110.4	257,535.1	300,048.2	324,109.4	352,361.8
健康保険(メディケア) <sup>(1)</sup>	34,991.5	71,384.3	83,609.5	94,552.0	106,806.3
鉄道従業員退職年金	4,768.7	6,275.6	6,675.9	6,971.2	7,229.2
公務員退職年金	39,490.2	63,044.0	78,048.2	83,794.0	90,364.7
失業保険・雇用事業	18,326.4	18,343.8	16,117.8	16,381.2	19,971.3
鉄道従業員失業保険	155.4	138.4	82.1	64.6	64.6
鉄道従業員一時障害保険	68.7	50.6	18.3	35.0	40.3
州一時障害保険	1,377.7	1,944.1	2,753.6	2,886.3	3,224.2
労働者災害補償	13,457.2	22,263.6	30,303.8	33,804.1	37,358.9
公的援助	72,703.1	98,356.4	119,668.4	128,683.7	145,641.9
公的扶助	45,064.3	66,170.2	84,152.2	91,395.6	103,923.4
補足的保障所得	8,226.5	11,840.0	14,687.1	15,823.3	17,230.4
食料スタンプ	9,083.3	12,512.7	13,071.1	13,589.3	16,254.4
その他の公的援助	10,329.0	7,833.5	7,758.5	7,875.5	8,233.6
保健及び医療	27,263.0	39,053.0	53,101.0	57,249.0	62,428.0
病院及び医療 <sup>(2)</sup>	12,303.0	16,565.0	23,927.0	24,824.0	27,511.0
母子保健 <sup>(3)</sup>	870.0	1,222.0	1,666.0	1,789.0	1,884.0
医学調査研究	4,924.0	6,891.0	9,132.0	9,908.0	11,003.0
学校保健	575.0	788.0	944.0	999.0	1,060.0
その他の公衆衛生活動	6,931.0	11,912.0	15,988.0	18,006.0	19,044.0
医療機関整備	1,660.0	1,675.0	1,444.0	1,723.0	1,926.0
退役軍人関係制度	21,465.5	27,042.3	29,254.4	30,103.7	30,916.2
年金・所得補償	11,306.0	14,333.0	14,913.9	15,279.2	15,792.6
保健・医療	6,203.9	9,493.2	11,371.6	11,662.9	12,004.1
教育	2,400.7	1,170.8	653.0	647.3	522.8
生命保険 <sup>(4)</sup>	664.5	795.5	963.1	1,002.2	1,037.8
福祉その他	890.4	1,249.8	1,393.4	1,512.1	1,558.9
教育	121,049.6	172,047.5	219,367.7	238,771.0	258,384.6
住宅関係	6,879.0	12,598.5	16,555.9	18,126.7	19,468.5
その他の社会福祉	13,599.1	13,551.8	15,479.0	16,609.1	17,917.6
職業リハビリテーション	1,251.1	1,536.7	1,905.5	1,999.4	2,126.6
施設福祉	482.4	379.6	530.2	587.2	629.4
学校給食	4,852.3	5,308.5	6,250.0	6,644.9	7,165.4
児童福祉	800.0	200.0	239.4	246.7	252.6
特別計画(OEO・Action)	2,302.7	503.8	153.3	162.9	169.4
その他	3,910.6	5,623.2	6,400.6	6,968.0	7,574.2
合計	492,713.7	732,244.7	887,489.1	957,588.0	1,045,372.5

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1991.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第388表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
	<p>1. 沿革 救貧令 (1848年) 救貧法 (1853年) 児童労働禁止法 (1881年) 婦人年少労働法 (1900年) 里子法 (1902年) 児童福祉法 (1924年) 児童保育法 (1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法 (1956年) 児童福祉法 (1960年) 国民保険法 (1962年) 労働者災害保険法 (1976年) 社会保険法 (1976年) 社会サービス法 (1980年) 保健・医療サービス法 (1982年)</p> <p>3. 体系 ┌ 所得保障 ├ 医療保険 ├ 医療・保健サービス └ 社会福祉</p> <p>4. 国と地方の分担 (主なもの) ①国……所得保障 医療保険 ②地方……医療・保健サービス 社会福祉</p>	<p>1. 国民年金 (老齢年金) ①国民基礎年金 (AFP) ・全国民を対象 ・年金額は一律 ・65歳から支給 ・支給開始年齢を1994年から毎年3ヵ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする ②国民付加年金 (ATP) ・従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・②が受給できないか又は低額の場合 ・基礎額の54% ④部分年金 ・60歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・労働能力の喪失50%以上に支給 ・年金額は障害の程度により異なり完全障害は老齢年金と同額 ・永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 調整年金 ・婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 遺児年金 ・18歳未満の遺児に支給 ・年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保障制度 ①労働組合基金制度 ・適用範囲：労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者 ・主な受給要件：失業直前12ヵ月間中の5ヵ月間を含む12ヵ月間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと ・給付内容：基金及び貸金等級に応じ日額賃金の90% 待期5日以後基金により1年に最高300日間まで ・費用負担：被保険者；月額45クローナ (基金により異なる) (費用の約23%) 使用者；貸金支払総額の1.586% (労働市場扶助制度の負担を含む) 政府；費用の約46% ②労働市場扶助制度 ・適用範囲：労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者 ・主な受給要件：所得と資力調査、5ヵ月間の職業活動 ・給付内容：日額174クローナ 60～66歳最高450日 55～59歳最高300日 55歳未満最高150日 ・費用負担：使用者；0.4% (提出率) 政府；95.4%</p> <p>2. 労災保険 ・公営又は民間保険との強制契約 ・民間被用者・公務員を対象 ①療養補償給付 ・当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ②休業補償給付 ・180日間は所得等級に応じて一定額を支給、その後賃金の100%支給 ・当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ③障害補償給付 ・完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可 ④埋葬料 ・死亡した年の1月の基本額の30%</p>	<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・医療給付 全居住者 ・現金給付 一定以上の年収のある有業権得者及び主婦・主夫 (2)医療給付 (一部償還制) ・入院 日額65～70クローナの患者負担を除く全額 ・外来 費用の全額を現物給付 ・歯科 3,000クローナまでの費用の70%、3,000～7,000クローナを超える費用の50%、7,000クローナ以上で25% (3)傷病手当金 ・収入の80、70、65% ・治癒又は障害年金支給まで支給 (労働所得のある年金受給者は180日間) ・待期なし (4)両親手当 ・子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・子供が8歳になるまでのうち18日間 ・12月間は稼得収入の90%、残り6月間は1日60クローナ (5)養育手当 ・12歳未満の子を養育するとき ・子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)老人介護手当 ・極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・近親者 (親しい友人、隣人を含む) に逸失所得の90%を最高30日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・デイセンター 食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅者サービス ・給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・期間中の所得保障 ・期間中の医療サービス ②児童福祉 ・児童検診 ・保育所入所 ・応分の広さの住宅への入居 ・ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・授業料なし ・学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉 (心身障害者) ・一般教育への編入 ・労働訓練 ・適職への斡旋 ・障害者用住宅の提供 ・ホームヘルパーの提供 ・リハビリの実施 ・補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・16歳未満の第1子から支給 ・多子加算制度 (第3子以降加算) ・所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当 (児童扶養手当) ・離婚家庭 (通常母子家庭) に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者 (通常は父親) に求償 ・児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・子供が17歳まで支給 ・所得要件あり ③低所得家族 (①と②以外) の住宅手当 ・所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助 (公的扶助) ・最低生活費 ・収入要件</p>

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医 療

第389表 医療保障制度の国際比較

国 名		日 本('93年)		アメリカ合衆国('93年)	
制度の種類		社会保険方式		社会保険方式	
適用対象		全国民を対象 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者等		(全国民対象の公的医療保険制度はない) メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等	
制 度 名		政府管掌健康保険	国民健康保険	メディケア(高齢者健康保険) パートA (入院保険)      パートB (補足的医療保険)	
財 源	被 保 者	標準報酬月額4.1% (本則)+賞与等の0.3%	一世帯当り保険料調定額 149,000円 (92年度)	報酬の1.45% (現役世代のみ) 保険料納付	月36.60ドル
	使用者	標準報酬月額4.1% (本則)+賞与等の0.5%	—	報酬の1.45%	—
源	国 庫 担 負	保険給付費の13.0% (老人保健拠出金の16.4%) 賞与等の0.2%	保険給付費の50%等	原則としてなし	老人1人当たり月104.4ドル 障害者1人当たり月129.2ドル

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第390表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (千円)	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (ドル)
	推 計 額 (億円)	指 数	対GDP (GDP)		推 計 額 (10億ドル)	指 数	対GDP (GDP)	
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.0
1975	64,779	2.60	4.3	57.9	100.4	1.77	6.3	446.8
1980	119,805	4.80	4.9	102.3	187.5	3.31	6.9	796.9
1985	160,159	6.42	4.9	132.3	314.1	5.55	7.8	1,270.6
1986	170,690	6.84	5.0	140.3	340.0	6.01	8.0	1,362.7
1987	180,759	7.24	5.1	147.8	372.6	6.58	8.2	1,479.7
1988	187,554	7.51	5.0	152.8	410.7	7.26	8.4	1,615.7
1989	197,290	7.90	4.9	160.1	453.4	8.01	8.7	1,764.2

(注) 1 アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。  
 2 イギリス：イングランドのみの医療費である。  
 (イングランド) この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでいる。  
 3 フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。  
 (資料) 日 本：厚生省統計情報部「国民医療費」  
 アメリカ：Health Care Financing Administration: Health Care Financing Review, Winter 1990  
 イギリス(イングランド)：Department of Health and Social Security: Health and Personal Social Services  
 フランス：Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: Comptes Nationaux de la Sante フランス  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

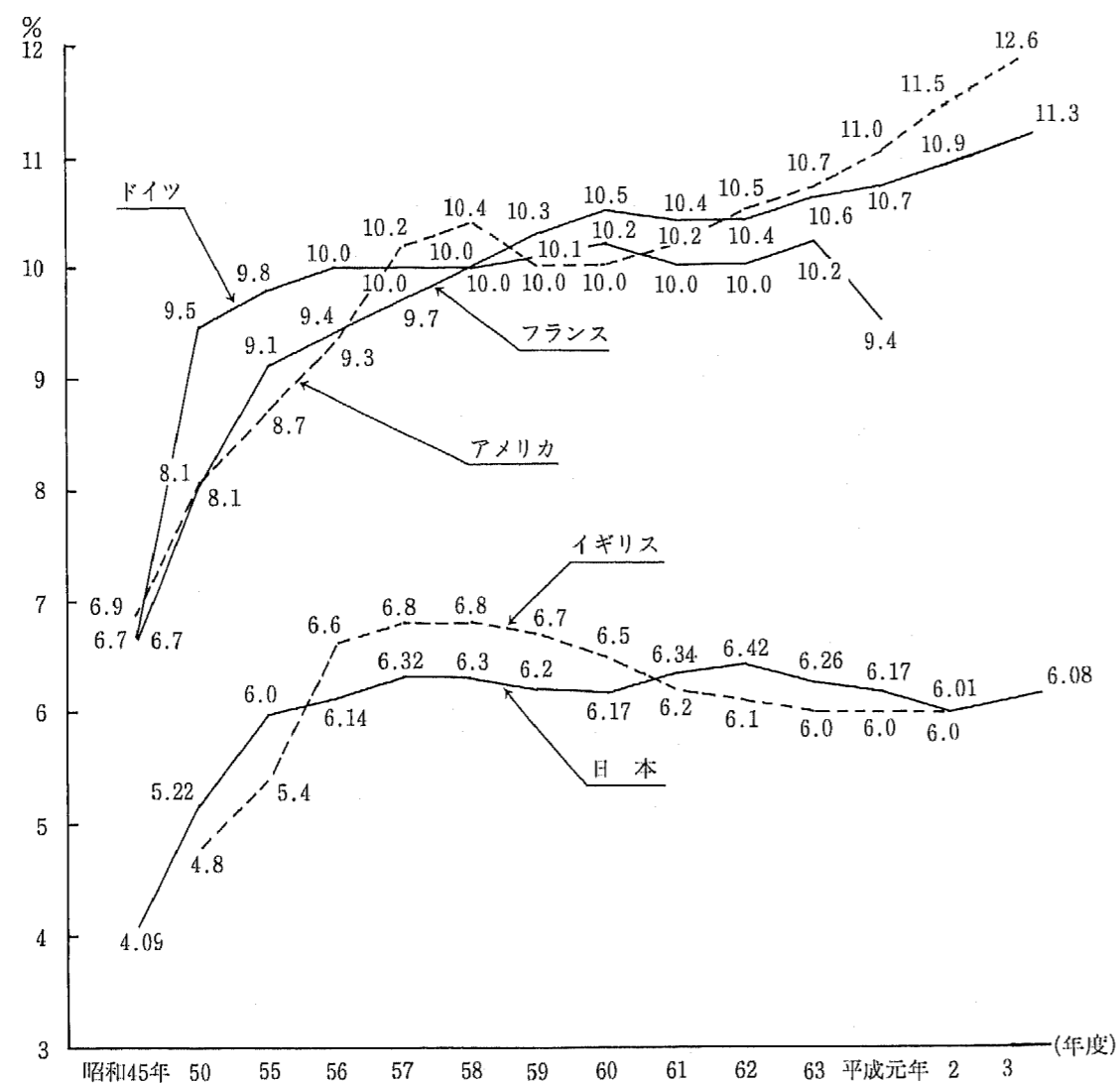
イギリス('93年)	ド イ ツ ('93年)	フ ラ ン ス ('93年)	ス ウ ェ ー デ ン ('93年)	
保健サービス方式	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス方式 (入院給付)	社会保険方式 (外来給付)
全国民を対象 国民保健サービス (NHS)	全国民を対象 (但し加入義務免除・任意加入有) 一般疾病保険 年収64,800マルク以下(旧東独は47,700マルク以下)の被用者、年金受給者、学生等(上限年収を超える被用者は任意加入) 農業者疾病保険 自営農業従事者等	全国民を対象 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員等 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象 国民保健サービス (入院給付) 国民保険 (外来給付)	
国民保健サービス (NHS)	一般疾病保険制度	一般制度	国民保健サービス (入院給付)	国民保険(外来給付)
なし	基本賃金の(平均)6.7% (旧東独地域6.3%)	総報酬の6.8%	なし	なし (自営業者は年収の7.8%)
なし	基本賃金の(平均)6.7% (旧東独地域6.3%)	総報酬の12.8%	なし	支払賃金総額の7.8%
国民保健サービス費用の約77.5%(国民保険からの拠出金16.6%) (90年)	原則としてなし	原則としてなし	全費用を地方公共団体と国で負担	健康保険費用の15%

イギリス (イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (ポンド)	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (フラン)
推 計 額 (100万ポンド)	指 数	対GDP (GDP)		推 計 額 (100万フラン)	指 数	対GDP (GDP)	
1,414	1.00	...	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	2.79	...	84.6	87,880	2.22	6.0	1,664.8
8,937	6.32	...	191.0	183,303	4.63	6.6	3,420.9
13,038	9.92	...	276.7	348,840	8.81	7.5	6,323.0
14,060	9.94	...	297.5	376,673	9.52	7.5	6,799.9
15,559	11.00	...	328.2	395,613	9.99	7.4	7,111.5
17,388	12.30	...	365.8	429,070	10.8	7.5	7,678.0
18,878	13.35	...	395.9	466,597	11.8	7.6	8,308.4

る。イングランドのみのGDPはわからない。

Statistics for England 1991. edition  
 フランスの人口は World Health Statistics を使用した。

第391表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



(注) 1 医療費には、公的医療保障制度による医療給付のほか、患者負担による医療費も含まれる。  
 2 日本及びイギリスは年度、他は暦年である。  
 3 医療費の定義の差異により、諸外国の医療費と、日本の国民医療費との正確な比較は困難であるが、ここでは、日本の医療費の概念に近付けた形での推計を試みた。  
 4 ドイツの数値は旧西ドイツの数値。  
 5 イギリスの数値は、イングランドのみの数値。なお、イングランドの国民所得は公表されていないため、イギリスの国内総生産に対するイングランドの国内総生産の比率からイングランドの国民所得を推計した。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第392表 主要国の診療報酬支払方式

国名	開業医(診療所)	病院
日本	出来高払い	各診療行為についてそれぞれ評価を行い、個別に行った各診療行為の評価額の合計額を診療報酬として支払う方式
ドイツ	総額請負方式(保険者が保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、診療報酬の総額を一括して支払う。)	「患者1人1日当り入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
イギリス	一般家庭医=登録人头払い制	NHS病院は、地区保健当局と清算契約を結び予算交付を受ける。
イタリア	登録人头報酬制	ほとんどの病院が州立で予算運営されている。
スウェーデン	国の一般財源(粗税)で予算運営されている。	
フランス	出来高払い・償還制(医療行為集と料金表により算出。)	公的病院…総枠予算制 私的病院…「患者1人1日当たり入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
アメリカ(メディケア)	全国統一の診療報酬点数表に基づく出来高払い方式(ただし、総枠規制があり、枠内に収まるよう1点単位を調整。)	DRG-PPS方式：症候群別定額支払方式(入院患者の分類に従い、実際の入院日数や医療資源の多寡にかかわらず、あらかじめ定まった額を支払う。)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

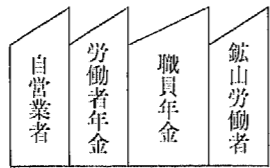
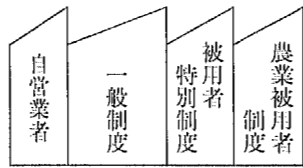
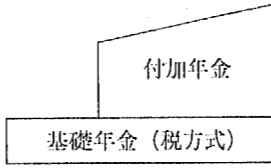
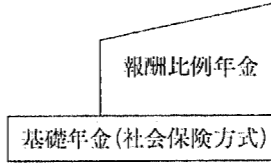
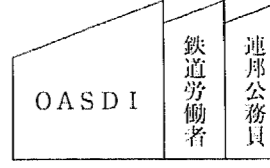
第393表 医師数等の国際比較

日本	医師数		病院数		病床数	
	実数	人口10万対	実数	人口万対	実数	人口万対
昭和30年(1955)	千人				万床	
平成4年(1992)	90	106	5,119	0.6	51	57
	220	177	9,963	0.8	169	136
アメリカ(1990)	601	232	5,808(1989)	0.2(1989)	101(1989)	41(1989)
フランス(1991)	156	273	3,793(1989)	0.7(1989)	71(1989)	126(1989)
スウェーデン(1991)	25	289	711(1980)	0.9(1980)	11(1986)	129(1986)

(資料)：外国…厚生省調査  
 日本…「医師・歯科医師・薬剤師調査」・「医療施設調査」  
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

4 年 金

第394表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ンス	スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般制度 被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 	基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は労働者年金または職員年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度	・全国民が基礎年金に加入 ・一定額 (年34,400クローネ) 以上の所得のある者は付加年金に加入 (1993年)	(被用者) ・一定額 (週54ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (1992年) (自営業者) ・一定額 (年3,030ポンド) 以上の者は基礎年金 (1992年) (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 (1993年) 17.5% (労使折半) ・拠出対象となる報酬 (1992年) 上限 旧西独地域年81,600マルク 旧東独地域年57,600マルク ・国庫負担 (1992年以降) 年間給付費の19.5%程度	<一般制度> ・保険料率 (1992年) 16.45% (事業主 被用者) (9.8% 6.65%) ・拠出の対象となる報酬 (1993年7月以降) 上限 年149,820フラン (平均) ・国庫負担 原則としてなし	<基礎年金> ・保険料率 7.45% (1993年) (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1991年実績) 基礎年金給付費の約28% <付加年金> ・保険料率 13.0% (1993年) (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 下限 年34,400クローネ ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.2% (1993年) (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週54ポンドまでの所得の2.00% 週54-405ポンドの所得の9.00% 事業主負担 収入 (週) 54～90ポンド 4.60% 90～135ポンド 6.60% 135～190ポンド 8.60% 190ポンド～ 10.40% (自営業者) 週5.35ポンド 年間所得 (6,120～21,060ポンド) の6.3% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (1994年) (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・拠出の対象となる報酬 (1994年) 上限 年 60,600ドル 下限 四半期 620ドル ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1991年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

	ドイツ	フランス
老 年 金 支 給 要 件	〈労働者年金・職員年金〉 ・ 拠出期間5年以上	〈一般制度〉 ・ 拠出期間1四半期（3か月）以上
年 金 額 算 定 方 法	〈労働者年金・職員年金〉 個人報酬点数×年金種別係数**×年金価額*** * 雇用期間中の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比の合計に給付率を乗じた値 ** 老齢年金を基準とする各種年金の支給率 *** 全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価（上式は1992年より適用） 加給 なし	〈一般制度〉 {最高10年間の再評価後の平均賃金}×給付率*×{拠出期間（四半期ベース）÷150}  * 給付率は支給開始年齢と拠出期間により25%～50% 加給 妻（65歳以上）：4,000フラン 子（3子以上）：年金額の10%
支 給 開 始 年 齢	65歳（1992年） 〔63歳〔女60歳〕の特例があるが、2009年〔2018年〕までに段階的に廃止〕	60歳
繰 上 げ ・ 繰 下 げ 支 給	繰下げ支給：増額率月0.5% 〔支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給：減額率 月0.3%〕	繰下げ特例：150四半期に満たない者が1年繰下げることにより拠出期間が10%増（最大150四半期）
在 職 受 給 者 の 取 扱 い	〔支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り〕	60歳以上で150四半期以上の拠出期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に応じ年金額の30%～70%を支給
年 金 額 改 定 方 式	可処分所得の上昇率に基づき改定（7月実施）	賃金上昇の見通しに基づき改定（1月と7月に実施）

（注） 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1991年のものである。

第395表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）

日 本	イギリス	ドイツ	フランス
千円	千円	千円	千円
3,218	1,060 {6,665 ポンド}	5,263 {83,538 マルク}	1,688 {93,784 フラン}

（注） 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
〈基礎年金〉 ・ 国内居住のスウェーデン市民 ・ 5年間以上居住の外国人 〈付加年金〉 ・ 拠出期間3年以上	〈基礎年金〉 下限所得の52倍以上の所得に応じた拠出期間が有効拠出年数の4分の1以上	〈老齢遺族障害保険〉 ・ 1950年（または21歳）から退職までの年数に等しい四半期の適用
〈基礎年金〉（1993年） 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額：34,400クローネ 子（16歳未満）への加給： 基礎額の25% 〈付加年金〉 {最高15年間の平均年金ポイント}×基礎額×60%×{加入年数/30}	〈基礎年金〉（1992年） 単身 週54.15ポンド（満額） 夫婦 週86.70ポンド（満額） 〈報酬比例年金〉 {再評価後賃金－最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%×加入年数（20年上限） 被扶養者加算 妻 週32.55ポンド 子 週10.85ポンド	〈老齢遺族障害保険〉（1993年） 老齢年金基本年金額＝ {平均賃金月額422ドルまでの分}×0.9+{422ドル～2,545ドルの分}×0.32+{2,545ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者（65歳以上） 基本年金額の50% 子（18歳未満） 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 （2027年までに段階的に67歳に引上げ）
繰上げ支給：減額率 月0.5% 繰下げ支給：増額率 月0.7% （60歳から69歳までの間）	繰上げ支給：なし 繰下げ支給：増額率 週1/7% （69歳〔女64歳〕までの間）	繰上げ支給：減額率 年6.67% 繰下げ支給：増額率 年3%～8% （62歳から69歳までの間）
〈部分年金〉 60～64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う所得の65%を支給	なし	65歳未満：8,040ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額 65～69歳：11,160ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定（1月実施）	消費者物価上昇率に基づき改定（4月実施）	第3四半期の消費者物価上昇率で改定（1月実施） 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第396表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区 分	保 険 料 (被保険者)	年 金 給 付
日 本	所得から控除される（金額）	老齢………課税 障害・遺族………非課税
ド イ ツ	〃 （限度あり）	課 税
フ ラ ン ス	〃 （金額）	課 税
イ ギ リ ス	所得から全く控除されない （自営業者負担分は一部控除される）	老齢・遺族………課 税 障害………非課税
ア メ リ カ	所得から全く控除されない	非課税（限度あり）

（注） 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第397表 世界6か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（'47）</li> <li>・身体障害者福祉法（'49）</li> <li>・生活保護法（'50）</li> <li>・社会福祉事業法（'51）</li> <li>・精神薄弱者福祉法（'60）</li> <li>・老人福祉法（'63）</li> <li>・母子及び寡婦福祉法（'64）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法（'35）</li> <li>・老人福祉法（'65）</li> <li>・リハビリテーション法（'73）</li> <li>・障害者保護法（'90）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保健サービス法（'46）</li> <li>・国民扶助法（'48）</li> <li>・地方福祉サービス法（'70） (Local Authority Social Services Act)</li> <li>・児童保護法（'80）</li> <li>・社会保障法（'89）</li> </ul>
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機構	国	厚生省	保健ヒューマンサービス省 (Department of Health and Human Services)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等
	基礎自治体	市町村（福祉部等） 〔市福祉事務所又は郡部福祉事務所〕	郡（County）等 〔郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office)〕
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助（GA）等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部（Department of Social Services）が行っている。
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共済が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体を持ち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC（Purchase of Service Contracting）で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団（CAP）等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD（全国民間団体協議会）がある。

資料：京極高宣著「現代福祉学の構図」（中央法規出版）

フランス	西ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法典（'56）</li> <li>・家族及び社会扶助法典（'56）</li> <li>・障害者福祉法基本法（'75）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会扶助法（'61）</li> <li>・青少年福祉法（'53、'70）</li> <li>・施設法（'74）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会サービス（'82） (Social Tjänst Lag)</li> </ul>
伝統的な集権的中央制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が（連合や事務組合も含めて）福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦青少年家庭保健省</li> <li>・連邦労働社会省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会省 (Social Department)</li> <li>・社会庁 (Social Styrelsen)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・州 (Région) 衛生・社会問題局</li> <li>・県 (Départments) 衛生・社会問題局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州 (Land) 社会省</li> <li>・県 (Regierungsbezirk)</li> <li>・郡 (Kreisverwaltung)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 (Län) 議会</li> <li>・県行政庁</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 (communes) 〔社会扶助事務所 (bureaud aide sociale)〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 (Gemeinde)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 〔市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen)〕</li> </ul>
市町村単位の設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種福祉施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。
4万2,500団体（全団体の16%）が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国で見られる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる（逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している。）。

第398表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	社会福祉士	ゾチアルアルバイター(Sozialarbeiter) ゾチアルペダゴーゲ(Sozialpädagoge)	ソシオノーム(Socionom)
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	ゾチアルアルバイターは州レベルの国家資格制度 名称独占  (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	称号
養成コースおよび資格取得方法	国家試験	専門単科大学・総合大学における当該4年課程を修了したもの  課程修了試験をもって資格授与し、 国家認定(統一試験はなし)	社会単科大学で3~3.5年の課程を修了したもの。修了証が称号として通用し、任用資格化している。
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設職員等	ゾチアルアルバイター 公的相談援助機関職員、社会事務所 のワーカー、ソーシャルステーション のワーカー、公私の社会施設の施設 長や指導員、医療機関ソーシャルワ ーカー、民間福祉団体の指導的職員 ゾチアルペダゴーゲ 公私の児童福祉施設、教育施設の 指導職員	福祉事務所のソーシャルワーカー・ ソーシャルセクレタリー、刑事施設 等のワーカー、医療ソーシャルワ ーカー、学校ソーシャルワーカー

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CQSW(ソーシャルワーカー資格認定) (Certificate of Qualification in Social Work)  一般にはソーシャルワーカーと呼ばれる	アシスタント・ソシアルないし、アシ スタン・ド・セルビス・ソシアル (assistante sociale, assistant de service social)	認定ソーシャルワーカー(certified social worker)  ただし、BSW、MSW、ACSW、 州による資格、CSW 登録などがある。
国家資格(CCETSW 中央ソーシ ヤルワーク教育訓練協会)の認定した コースの修了による資格付与認定)	国家資格 名称独占(家族・社会扶助法で規定)	・BSW、MSW はCSWEの認める コース修了による学位資格で名称 独占 ・ACSW は民間認定資格 ・各州による登録、認定、免許など による州資格 ・CSWは民間登録資格  (民間認定、登録資格は全米ソーシ ヤルワーカー協会による)
大学学部・大学院等の1年~4年各 種の課程 ポリテクニク(高等専門学校)等の 2年~3年各種課程  (CCETSW は資格取得後の研修も 行う) 認定コースの修了をもって資格付与 (統一試験はなし)	専門養成校・大学の3年コース(カリ キュラムの内容は国家の認可・統制 を受ける)  全国統一国家試験による(ただし養 成校等での実習の口述発表や内点が 全体の3/4の点数を構成)  (養成校への入学については家族ワ ーカー、看護婦等の職業資格を持 つものも入学可能)	・BSW、MSW は学部、および大 学院修士課程の修了により学位取 得 ・ACSW、州資格、CSW 登録は特 に養成制度はないが、現場で一定 年限スーパーバイズを受けること が必要条件 ・ACSW は資格認定試験を全米協 会がおこなう
地方自治体ソーシャルサービス部 ソーシャルワーカー 公的入所施設、デイケアのソーシ ヤルワーカー 民間福祉団体指導職員 保護観察ケースワーカー 地方自治体の教育サービスワーカー 医療ソーシャルワーカー	福祉事務所、病院、学校、社会保険 機関等の行政機関等におけるソー シヤルワーカー、家族援助ワーカー、 医療ソーシャルワーカー、企業内援 助ワーカー  介護補助職は医療従事者に分類され、 病院や在宅看護にワーカー	医療ソーシャルワーカー、民間福祉 団体指導員、地方行政福祉部門職員、 学校ソーシャルワーカー、個人開業 ソーシャルワーカー



第399表 各国のケアワーカーの資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	介護福祉士	老人介護士(Altenpfleger) 家事・家政援助者(Haus-Familienpflegerin) *(寮母は Wirtschafterin)	ホームメーカー(hemvardarinna) ホームサマリット(hemsamarit) ヘルパーリーダー
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	老人介護士は州レベルの国家資格制度 名称独占  (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	
養成コースおよび資格取得方法	高校等卒+養成施設2年 高校等卒+福祉系大学等卒+養成施設1年 実務経験3年 or それに準ずる者+国家試験 介護に係る技能検定	老人介護士は2年間の介護士養成施設で所定の単位を取得。養成施設は州の文部省ないし社会省の管轄。18歳以上が入学年齢。 家事・家政援助者は中等教育課程後の専門学校で、2年課程。 学校修了をもって資格授与し、国家認定	ホームメーカーは6か月の義務コース ホームサマリットは160時間研修 ヘルパーリーダーは140時間の義務研修  ホームメーカーとヘルパーリーダーはコース修了をもって資格付与
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設の寮母 公私のホームヘルパー等	老人介護士は施設・在宅を問わず高齢者の介護の専門職  家事・家政介護者はホームヘルパー	ホームメーカーは子育てを中心に家政全般を代行  ホームサマリットは老人・障害者の在宅ケア

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CSS(ソーシャルサービス認定)(Certificate in Social Service) PCSC(ソーシャルケア初級)(Preliminary Certificate in Social Care) ICSC(ソーシャルケア従事者コース)(In-service Courses in Social Care)	家族ワーカー(Travaileuse familiale) 医療・心理補助職(aide medico-psychologique) 介護補助職(aide soignant)	ソーシャルサービスエイド
CSS、PCSC、ICSCは認定コースの修了による資格付与 (ソーシャルワーク教育訓練中央協議会認定)	家族ワーカーはB、E、Pないし場合によりC、A、Pによる適性証明によって養成施設入学。 医療・心理補助員はB、E、PないしC、A、P資格で入学、介護補助職はB、E、PないしC、A、P資格で養成施設に入学。 (なお、B、E、P、C、A、P資格とは職業適性資格で職訓資格である)	
CSSは現在従事している者を対象にした研修コース  PCSCは学生のための全日制の2年課程  ICSCは従事者向けのパートタイム研修240時間  認定コースの修了をもって資格付与	家族ワーカーは8か月の養成(プラス試験プラス1年の経験)  医療・心理補助職は2年間のパートタイム(現任)養成課程  介護補助職は看護婦学校の中に設置された1年制養成課程  資格取得方法については上記のとおり	
CSSはホームヘルプオーガナイザー、ケアサービスのマネージャー  PCSCは児童福祉施設の保育者、成人施設のケアワーカー  ICSCは入所施設やデイサービスのケアワーカー	家族ワーカーは相談業務もおこなう総合的なホームヘルパー  医療・心理補助職は重度障害児者および老人のケアワーカー  介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護、老人ホームのワーカー	

第400表 主要国の児童手当制度

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年創設 (第3子以降対象) 1961年改正 (第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活) 1986年改正 ・児童扶養控除の引上げ ・低所得者への手当加算	1948年発足 「児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年 「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施
支給対象児童	第1子から 16歳未満のすべての児童 (学生は27歳未満 失業者は21歳未満)	第1子から 16歳未満児童 (義務教育終了前) (学生は20歳まで 「奨学手当」/「延長手当」)
支給月額	[1993年] 第1子 70マルク [5,677円] 第2子 130 [10,543円] 第3子 220 [17,842円] 第4子～ 240 [19,464円] *低所得世帯には別途加算。	[1992年] 第1子 750クローネ [16,313円] 第2子 750 [16,313円] 第3子 1125 [24,469円] 第4子 1500 [32,625円] 第5子～ 1875 [40,781円]
所得制限	第2子以降、所得により段階的に減額 (1983年～) 所得に無関係に支給される額 第2子 70マルク [5,677円] 第3子以降 140 [11,354円]	なし
財源	全額国庫負担	全額国庫負担
運営	政府	政府

(注) 1 手当額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの(ドイツ、イギリス、日本)、扶養する児童数に着目するもの  
なおイギリスでは週単位で手当額を定めており、365÷(12×7)を乗じて算出した。  
2 換算レートはIMF "International Financial Statistics" による1992年平均値。  
1マルク=¥81.10 1クローネ=¥21.75 1ポンド=¥223.60 1フラン=¥23.92

資料：厚生省児童家庭局育成環境課調

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年 「児童給付法」制定 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と 家族手当との統合	1932年発足 「家族手当法」 1946年 「社会保障法典」公布 家族手当制度に関する法体系の整備/現行制度の基本的枠組み	1972年発足 (第3子以降対象) 1982年改正 (特例給付) 1985年改正 (第2子以降対象) 1991年改正 (第1子以降対象) 1994年改正 (児童育成事業創設)
第1子から 16歳未満の児童 (全日制教育を受けている) 場合は19歳未満	第2子から 16歳未満児童 (義務教育終了前) (学生等は20歳未満)	第1子から 3歳未満
[1993年] 第1子 43.45ポンド [9,715円] (週10.00ポンド) 第2子～ 35.19ポンド [7,868円] (週8.10ポンド)	[1993年] 算定基礎月額 2014.04フラン (7月) 第2子 32% (644 F) [15,404円] 第3子～ 41% (826 F) [19,758円] [割増給付] 10～14歳 9% (181 F) 増 [4,330円] 15歳以上 16% (322 F) 増 [7,702円]	[1993年] 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子～ 10,000円
なし	なし	一定の所得(4人世帯の場合で年収 358.9万円)以上の者には支給しない。 [被用者については一定所得(4人世帯 の場合で年収625.0万円)未満 の者には、特例給付を支給。]
全額国庫負担	(事業主拠出(支払賃金の5.4%) 自営業主拠出(所得の5.4%) 一般社会拠出金(税率1.1%)から 繰入れ(1991年から))	被用者 事業主7/10 国 2/10 ; 地方1/10 非被用者 国 4/6 ; 地方2/6 [特例給付分 全額事業主負担]
政府	家族手当金庫	政府

(フランス、スウェーデン)がある。

6 労働

第401表 主要国失業者数及び失業率

(単位 万人・%)

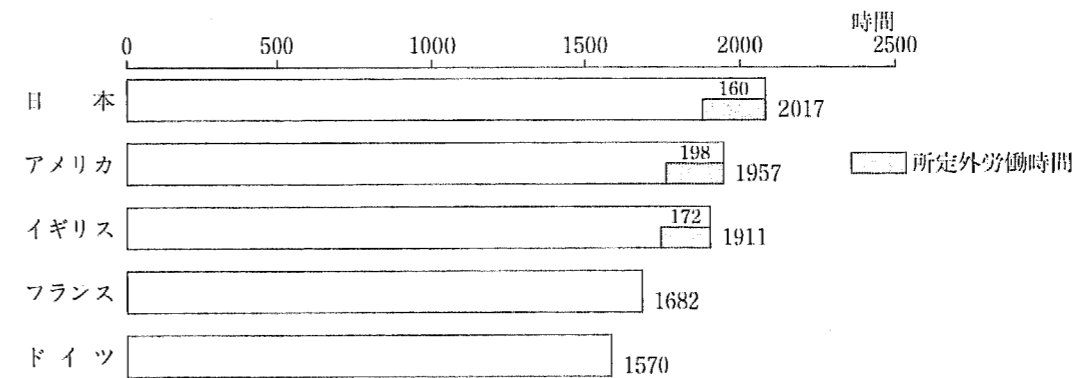
年	日本		アメリカ		イギリス <sup>(注1)</sup>		ドイツ <sup>(注2)</sup> (登録) (旧西ドイツ地域)		フランス <sup>(注2)</sup> (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1975	100	1.9	793	8.3	80	3.1	107	4.7	84	—
1979	117	2.1	614	5.8	106	4.0	88	3.8	135	—
1980	114	2.0	764	7.0	137	5.1	89	3.8	145	6.4
1981	126	2.2	827	7.5	217	8.1	127	5.5	177	7.8
1982	136	2.4	1,068	9.5	255	9.5	183	7.5	201	8.9
1983	156	2.6	1,072	9.5	279	10.5	226	9.1	204	8.9
1984	161	2.7	854	7.4	292	10.7	227	9.1	231	9.9
1985	156	2.6	831	7.1	304	11.0	230	9.3	240	10.2
1986	167	2.8	824	6.9	311	11.2	223	9.0	252	10.4
1987	173	2.8	743	6.1	282	10.1	223	8.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.4	229	8.1	224	8.7	256	10.1
1989	142	2.3	653	5.2	179	6.4	204	7.9	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.5	166	5.8	188	7.2	259	8.9
1991	136	2.1	843	6.7	229	8.1	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	938	7.4	277	9.9	181	6.6	291	10.2

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。  
2) 職業安定機関に登録している失業者

(資料) 日本：総務庁統計局「労働力調査」  
アメリカ：労働省「Employment and Earnings」  
イギリス：労働省「Employment Gazette」  
西ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」  
フランス：労働・雇用・職業訓練省「Statistiques du Travail」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第402表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1991年)



資料出所：EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計  
(注) フランス及びドイツの所定外労働時間は不明である。  
資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第403表 ILO労働統計報告による週当り労働時間（製造業）

(単位 時間)

年	日本 <sup>(a)(1)</sup>	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1980	41.2	39.7	42.3	41.6	40.7
1981	41.0	39.8	41.2	41.1	40.3
1982	40.8	38.9	41.3	40.7	39.3
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.7
1985	41.4	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	44.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	43.2	—	38.7
①定義	実労働時間	支払労働時間 <sup>(a)(2)</sup>	実労働時間	支払労働時間 <sup>(a)(2)</sup>	実労働時間 <sup>(a)(3)</sup>
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	成人賃金率適用生産労働者男女計	生産労働者男女計	生産労働者男女計
③期間	毎月 月間	毎月の特定週	4月のフル <sup>(a)(4)</sup> 労働週	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	四半期ごとの <sup>(a)(4)</sup> 最初のフル労働週
④基礎データ	事業所の賃金台帳	同 左	1%抽出調査	同 左	事業所の賃金台帳
⑤調査方法	事業所調査	同 左	個別調査	事業所調査	同 左
⑥事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	10人以上

(注) 1) 常用労働者(生産労働者、管理事務労働者)の年間平均月当り  
 総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数)を乗じて算出。  
 2) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間(有給休暇、有効特定休日等)を含む。  
 3) 非農業生産労働者。公務員、家事サービス従業員。大使館。国際機関の職員は除く。  
 4) 祝祭日等の特定休日を含まない週(full work week)  
 資料 ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」  
 「Employment Gazette」  
 資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第404表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較(製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
91年実労働時間当り賃金	1,662円	12.26ドル	28.66マルク
91年平均為替レートで換算	1,662円	1,652円(99)	2,327円(140)
91年購買力平価で換算	1,662円	2,329円(140)	2,428円(146)
91年年間賃金総額	3,457千円	23,821ドル	45,340千円
91年平均為替レートで換算	3,457千円(100)	3,209千円(93)	3,681千円(106)
91年購買力平価で換算	3,457千円(100)	4,526千円(131)	3,840千円(111)
91年為替レート	—	134.71円/ドル	81.18円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較(製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
91年実労働時間当り労働費用	1,972円	15.45ドル	37.46マルク
91年平均為替レートで換算	1,972円(100)	2,081円(106)	3,041円(154)

(注) 1) 実労働時間当り賃金に関しては、  
 日本は労働省「毎月勤労統計調査報告」により推計、規模5人以上  
 アメリカはアメリカ労働省「Employer Costs for Employee Compensation」による。全規模  
 西ドイツは EC「Labour Costs 1984」をベースとして、公表数値により91年に延長推計、規模10人以上  
 2) 労働費用に関しては、  
 日本は実労働時間当り賃金を労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」による製造業全労働者(30人以上規模)の労働費用中現金給与総額の割合で割って算出  
 アメリカ、ドイツは、EC「Labour Costs」88年を用い、公表賃金の伸び率を用いて算出  
 3) 91年平均為替レートは IMF による  
 4) ( )内は日本=100とした格差  
 5) 購買力平価は1985年の OECD による民間消費支出の購買力平価を、その後の各国の消費者物価指数の変化率を用いて延長した推計値(経済企画庁)  
 (資料)：労働大臣官房政策調査部推計  
 資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第405表 諸外国の育児休業制度について

国名	スウェーデン	ドイツ	フランス	イタリア	デンマーク	日本
対象者	男女労働者 実親、養親、継 親、監護者	男女労働者 実親、養親、継 親、子の扶養権 を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	女子労働者 実親、養親、監 護者 母親の権利放棄 等の場合、父親	男女労働者 実親、養親	男女労働者 実親、養親
期間・形態	・1歳半まで全 日休暇 ・8歳又は小学 校1年生終了ま で労働時間短縮	1歳半まで全日 休暇	子が3歳になる まで原則1年、 全日休暇又は半 日労働 最長3年まで延 長2回可能	・産後3ヶ月か ら1年までの間 に6ヶ月全日休 暇	産後15週目から 24週目まで全日 休暇	1歳まで全日休 業、勤務時間の 短縮等
雇用・不利 利益取扱い	休業取得、請求 を理由とする解 雇及び不利益取 扱の禁止	休業期間中解雇 禁止	規定なし	満1歳に達する まで解雇禁止	休業取得又は請 求を理由とする 解雇禁止	休業の中出、取 得を理由とする 解雇禁止
復職	以前と同程度の 職に復帰できる	以前と同じ又は 同程度の職に復 帰できる	以前と同じ又は 同程度の職に復 帰できる	以前と同程度の 職に復帰できる	以前と同じ職に 復帰できる	規定なし
給与	無給	無給	無給	無給	・原則無給 ・一部の女子労働 者は有給	無給
対象者	育児休業取得者 に限らず、自営 業者、専業主婦 も対象	育児休業取得者 に限らず、自営 業者、専業主婦 も対象	育児休業取得者 に限らず、自営 業者、専業主婦 も対象で等3子 以上に支給	育児休業取得者 に限らず、自営 業者、専業主婦 も対象	育児休業取得者 に限らず、自営 業者等も対象	規定なし
休業 期間	子が8歳又は小 学校1年生を終 了するまで450 日間	産後18ヶ月まで	最長3年	・産後3ヶ月か ら1年までの間 の6ヶ月 ・3歳未満の養 子を引き取って から1年の間に 6ヶ月	産後15週目から 24週目まで	—
期間 中の 手当	・継続して240 日間1日60クロ ーネを超える取 入があった者は、最初の360 日間収入の90 %、その後90日 間は1日60クロ ーネ ・それ以外の者 1日60クローネ ・労働時間短縮 の場合、短縮し た時間に比例	産後6ヶ月まで 月600マルク それ以後、収入 に応じて減額	家族手当の算定 基礎日額の 142.57% (1990.7現在 2,671フラン) 半日労働の場合、半額	賃金の30%	・休暇開始前4 週間の平均賃金 の90% (限度額 あり) ・一部の女子に 対しては使用者 は、最高5ヶ月 間平均賃金の50 %支給義務	—
費用負担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業 者負担	使用者の業種に 応じて賃金の 0.20~0.53%の 拠出金	全額国庫負担	—
支払制度	国民保険制度の 一部	各州の管轄機関	家族手当基金	疾病保険制度の 一部	社会保険制度の 一部	—

資料：労働省婦人局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

## 7 国際協力

第406表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位：%)

国名	1984年	1986	1988	1989	1990	1991	1992	1993
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	10.14	10.13	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16	12.24
ロシア	12.00	10.34	10.01	10.01	9.80	9.80	9.80	9.25
ドイツ	8.39	8.38	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18	8.78
フランス	6.39	6.39	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13	5.90
イギリス	4.59	4.58	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77	4.94

(注) 1 ロシアの1984年は旧ソ連に白ロシアとウクライナの分担金を含み、1992年まで旧ソ連の数値である。  
2 ドイツは、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省「厚生白書」

第407表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内容	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
研修員受入 (計)	597	609	606	614	612
国際協力事業団 (JICA)	415	425	423	436	461
世界保健機関 (WHO)	83	81	61	52	33
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	99	103	122	126	118
専門家派遣 (計)	235	223	262	256	268
国際協力事業団 (JICA)	222	188	225	219	227
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	13	35	37	37	41

資料：厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第408表 国民所得 (総額)

(単位 億ドル)

区 分	1985年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
アメリカ	35,157	36,978	39,343	42,589	45,655	48,063	49,228	51,898
日本	10,912	16,043	19,315	23,107	22,734	23,416	26,482	28,392
ドイツ	5,432	7,452	9,742	10,506	10,477	13,275	13,981	15,619
イギリス	4,046	4,978	6,096	7,390	7,449	8,582	8,864	9,308
イタリア	3,692	5,266	6,637	7,345	7,597	9,533	9,986	10,524
カナダ	2,960	3,050	3,503	4,192	4,658	4,825	4,924	4,730
スペイン	1,428	2,011	2,564	3,017	3,347	4,331	4,644	5,049
オーストラリア	1,362	1,425	1,424	1,802	1,775	1,814	1,803	1,786
オランダ	1,142	1,591	1,929	2,037	2,025	2,510	2,562	2,824
スウェーデン	856	1,137	1,386	1,494	1,620	1,930	2,012	2,061
ベルギー	709	997	1,248	1,347	1,372	1,713	1,761	1,955
スイス	887	1,281	1,613	1,744	1,679	2,123	2,169	2,256
インドネシア	794	728	685	760	852	956	1,053	1,159
南アフリカ	445	487	638	699	710	811	876	940
オーストリア	567	808	1,016	1,100	1,098	1,381	1,428	1,609
デンマーク	504	719	893	950	913	1,124	1,129	1,235
ベネズエラ	536	552	430	553	379	439	486	541
ノルウェー	493	584	696	734	734	870	874	926
フィンランド	446	584	734	869	940	1,099	961	825
韓国	817	947	1,193	1,604	1,970	2,256	2,627	2,751
ギリシャ	303	353	416	483	489	603	639	709
タイ	337	372	438	539	626	731	—	—
ニュージーランド	194	251	316	378	366	376	362	357

(注) 1 市場価格表示、但し日本は要素費用表示。  
2 ドイツは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第409表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1985年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
アメリカ	14,693	15,304	16,128	17,291	18,352	19,231	19,482	20,351
日本	9,033	13,210	15,828	18,855	18,479	18,970	21,376	22,847
ドイツ	890	12,204	15,951	17,097	16,881	20,986	21,883	24,087
イギリス	7,146	8,770	10,709	12,950	13,014	14,948	15,376	16,090
イタリア	6,463	9,203	24,285	26,768	13,207	16,536	17,282	18,176
カナダ	11,755	12,019	13,660	16,159	17,742	18,132	18,237	17,236
スペイン	3,709	7,016	6,623	7,775	86,098	11,118	11,900	12,917
オーストラリア	8,629	8,895	8,758	10,911	10,561	10,639	10,426	10,189
オランダ	7,877	10,918	13,156	13,801	13,640	16,790	17,001	18,609
スウェーデン	10,248	13,590	16,507	17,705	19,078	22,554	23,347	23,953
ベルギー	7,190	10,112	12,645	13,580	13,802	17,186	17,600	19,503
スイス	13,578	19,495	24,364	26,145	25,256	31,623	31,940	32,677
インドネシア	482	432	398	433	475	533	561	606
南アフリカ	1,324	1,414	1,807	1,933	1,915	2,135	2,253	2,360
オーストリア	7,507	10,686	13,414	14,487	11,410	17,887	18,260	20,413
デンマーク	9,856	14,032	17,416	18,521	17,784	21,868	21,903	23,892
ベネズエラ	3,094	3,148	2,391	3,002	2,011	2,269	2,454	2,671
ノルウェー	11,881	14,015	16,614	17,446	17,368	20,511	20,510	21,597
フィンランド	9,108	11,873	14,883	17,561	18,932	22,049	19,115	16,360
韓国	2,002	2,299	2,870	3,821	4,648	5,263	6,071	6,302
ギリシャ	3,047	3,543	4,164	4,828	4,869	5,946	6,221	6,888
タイ	653	709	820	992	1,134	1,303	—	—
ニュージーランド	5,923	7,654	9,573	11,386	10,994	11,185	10,640	10,444

(注) 1 市場価格表示、但し日本は要素費用表示。

2 ドイツは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

(問い合わせ先)

総理府社会保障制度審議会事務局  
調査第1課、調査第2課  
03(3581)2361(代)  
内線 3307

---

**社会保障統計年報 (平成6年版)**

昭和34年7月 初版発行  
平成7年2月 第35版発行

定 価 2,500円

(本体2,427円)

送 料 480円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

---

発 行 所 株式会社 **法 研**

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 00120-8-196899

法研関西・大阪市北区天神西町8-19(〒530) ☎06-364-1884

法研中部・名古屋市中区錦3-4-6(〒460) ☎052-962-5821

法研九州・福岡市中央区大名1-14-45(〒810) ☎092-712-8305

神奈川支局・横浜市中区本町1-8(〒231) ☎045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20(〒730) ☎082-222-1810

---

印刷・製本 研友社印刷株式会社

